

国際テロリズムに対する法的規制の構造  
ーテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の検討ー

安藤 貴世

(2013)

# 国際テロリズムに対する法的規制の構造

## ーテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の検討ー

### 【目次】

序章	1
第1節 論文の射程および構成	1
第1項 問題の所在	1
第2項 本論文の目的および構成	5
第3項 検討対象の限定、用語の統一	9
第2節 国際テロリズムの法的規制に関する先行研究	10
第1項 国際刑事法に関するもの	10
第2項 国際テロリズムに対する法的規制全般に関するもの	12
第3項 テロリズム防止関連諸条約に関するもの	15
第4項 国際テロリズムに対する刑事管轄権に関するもの	17
第5項 テロリズムの定義に関するもの	20
第3節 まとめ	22
第1章 国際テロリズムの法的規制の歴史と現状	23
第1節 本章の課題	23
第2節 国際連盟・国際連合における法的規制	23
第1項 国際連盟における取組み	23
第2項 国際連合における取組み	26
(1) 総会決議、安保理決議などによる規制	26
(2) アドホック委員会におけるテロリズムの定義に関する2つの立場の対立	28
第3節 テロリズム防止関連諸条約による規制	29
第1項 テロリズム防止関連諸条約の概要	30
(1) 東京条約	30
(2) ハーグ条約	31
(3) モントリオール条約	32
(4) 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約	34
(5) 人質行為防止条約	35
(6) 核物質防護条約	36
(7) モントリオール議定書	38
(8) 海洋航行不法行為防止条約	39

(9) 大陸棚プラットフォーム議定書.....	41
(10) プラスチック爆薬探知条約.....	41
(11) 爆弾テロ防止条約.....	43
(12) テロ資金供与防止条約.....	44
(13) 核テロリズム防止条約.....	46
第2項 テロリズム防止関連諸条約の特徴.....	47
(1) 犯罪の定義づけと犯罪化義務.....	47
(2) 裁判管轄権.....	49
① 二元的構造.....	49
② 直接利害関係国.....	50
③ 容疑者所在国.....	52
(3) 訴追規定－「引き渡すか訴追するか」原則.....	54
<b>第4節 包括的テロリズム防止条約の起草</b> .....	<b>56</b>
第1項 アドホック委員会の再設置.....	56
第2項 個別条約などにおけるテロリズムの定義.....	57
第3項 包括的テロリズム防止条約の起草過程.....	60
第4項 条約草案における容疑者の処罰方式.....	61
第5項 テロリズムの定義に関する議論.....	62
(1) 条約草案における「テロリズム行為」の定義.....	62
(2) 定義をめぐる議論.....	65
第6項 条約の成立を阻むその他の論点.....	66
<b>第5節 まとめ</b> .....	<b>68</b>
<b>第2章 航空機の不法奪取の防止に関する条約（ハーグ条約）</b> .....	<b>71</b>
第1節 本章の課題.....	71
第2節 条約に関する先行研究.....	72
第3節 条約の成立経緯.....	74
第4節 裁判管轄権規定および訴追規定の概要.....	76
第5節 容疑者所在国の裁判管轄権の解釈に関する学説.....	78
第1項 普遍的管轄権の設定を肯定する立場.....	78
第2項 普遍的管轄権の設定に否定的な立場.....	80
(1) 「すべての締約国」ではない.....	80
(2) 条約締約国間においてのみ「普遍的」.....	82
第3項 代理主義に基づくと捉える立場.....	83
第4項 学説の対立状況.....	84
第6節 直接利害関係国（航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国） の裁判管轄権規定の起草過程.....	88
第1項 法律小委員会.....	88
第2項 法律委員会.....	90

第 3 項	ハーグ外交会議	92
第 4 項	管轄権競合の際の優先順位	93
<b>第 7 節</b>	<b>容疑者所在国の裁判管轄権規定の起草過程</b>	<b>95</b>
第 1 項	容疑者所在国の裁判管轄権に関する各国提案	95
	(1) 義務的管轄権の提案	95
	(2) 許容的管轄権の提案	97
第 2 項	各国提案への反応	99
	(1) 義務的管轄権の設定を支持する立場	99
	(2) 許容的管轄権の設定を支持する立場	100
	(3) 容疑者所在国の裁判管轄権設定に反対する立場	100
<b>第 8 節</b>	<b>訴追規定の起草過程</b>	<b>101</b>
第 1 項	法律小委員会	101
第 2 項	法律委員会	102
第 3 項	ハーグ外交会議	103
<b>第 9 節</b>	<b>まとめ</b>	<b>104</b>
第 1 項	裁判管轄権の設定について	104
第 2 項	普遍的管轄権の設定について	107
<b>第 3 章</b>	<b>国家代表等に対する犯罪防止処罰条約</b>	<b>109</b>
第 1 節	本章の課題	109
第 2 節	条約に関する先行研究	111
第 3 節	条約の成立経緯	114
第 4 節	裁判管轄権規定および訴追規定の概要	116
第 5 節	裁判管轄権規定の起草過程—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる議論	118
第 1 項	ILC による起草案	118
	(1) ILC 草案第 2 条の概要およびコメント	118
	(2) 管轄権に関する各国コメント	120
	(3) ILC 草案第 6 条の概要	121
第 2 項	国連総会第六委員会における修正案—日本修正案第 2A 条	122
第 3 項	ILC 草案第 2 条、日本修正案第 2A 条をめぐる各国の見解	125
	(1) ILC 草案第 2 条に反対する立場	126
	① 裁判管轄権の規定方式に対する反対	126
	② すべての締約国に等しく裁判管轄権を付与することに対する反対	129
	③ 犯罪行為の性質に基づく反対	131
	④ 属地主義の徹底に基づく反対	133
	(2) ILC 草案第 2 条を支持する立場	134
<b>第 6 節</b>	<b>裁判管轄権規定に関するその他の議論</b>	<b>135</b>
第 1 項	直接利害関係国の裁判管轄権	135
第 2 項	容疑者所在国の裁判管轄権	137

第7節	訴追規定の起草過程	139
第8節	まとめ	141
第4章	人質をとる行為に関する国際条約（人質行為防止条約）	145
第1節	本章の課題	145
第2節	条約に関する先行研究	146
第3節	条約の成立経緯	149
第4節	裁判管轄権規定および訴追規定の概要	151
第5節	直接利害関係国（被害者国籍国、被強要国）の裁判管轄権規定の起草過程	153
第1項	西独草案における裁判管轄権規定	154
第2項	フランス修正案－被害者国籍国の裁判管轄権	155
(1)	フランス修正案の概要	155
(2)	フランス修正案に反対する立場	156
(3)	フランス修正案を支持する立場	157
第3項	オランダ修正案－強要対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権	159
(1)	オランダ修正案の概要	159
(2)	オランダ修正案を支持する立場	160
(3)	オランダ修正案に反対する立場	161
第6節	訴追規定の起草過程	162
第7節	まとめ	166
終章	結語	171
第1節	テロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の法構造	171
第2節	残された課題	182
参考文献目録		187
1.	一次資料	187
2.	二次文献	192
(1)	欧文文献	192
(2)	日本語文献	198

## 序章

### 第1節 論文の射程および構成

#### 第1項 問題の所在

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロが国際社会に与えた衝撃は計り知れないものであった。それから10年目を迎える2011年5月1日（米国現地時間）に、オバマ米国大統領は、米国軍がパキスタンにて国際テロ組織アルカイダ指導者オサマ・ビンラディン容疑者を殺害したと発表した。国際テロリズムに対する規制の試みは9.11米国同時多発テロ以降一層の高まりを見せており、その首謀者であるビンラディンは殺害されたものの、依然として今日の国際社会はテロの脅威から逃れることができないでいる。一例として、2013年1月にアルジェリアのイナメナス付近の天然ガス精製プラントにおいて発生した、イスラム系武装集団による人質事件において、日揮社員である日本人10人を含む多くの外国人がテロの犠牲になったことは記憶に新しい。

9.11米国同時多発テロ以降、犯罪実行地である米国のみならず、国際社会全体が国際連合（以下、国連）の場を中心としてテロリズムの規制に対する意識を高め、その対処を行ってきているが、テロリズムに対する国際法による規制の試みの歴史は古く、実に戦間期にまで遡る。すなわち、国際社会においてテロリズムが問題とされるようになったのは第一次世界大戦以降の戦間期であり、それから今日に至るまで国際社会は国際テロリズムに対する様々な対処枠組みを構築してきた。

戦間期に端を発するテロリズムに対する法的規制について議論する際にまず留意しなければならない点は、テロリズムという用語に関して未だに国際法上確立した定義が存在しないという現状である。第二次世界大戦後、1972年に発生したイスラエル・ロッド（Lod）空港乱射事件と、ミュンヘンオリンピック事件を直接的な契機として<sup>1</sup>、国連の場において国際テロリズムが主たるテーマとして議論されるようになり、特に国連総会においては「国際テロリズム」の定義をめぐる検討が開始された。さらに1996

---

<sup>1</sup> イスラエル・ロッド空港乱射事件とは、1972年5月に、イスラエルのテルアビブ近郊にあるロッド国際空港において、日本人テロリスト3名（日本赤軍）により空港の乗降客28人が殺害された事件である。また、ミュンヘンオリンピック事件とは、同年9月のミュンヘンオリンピック開催期間中、パレスチナ人の一団がイスラエル選手村を襲い、イスラエルの選手やコーチなど11人が殺害されたという事件である。

年には、国連総会決議 51/210（1996年12月17日）によりテロリズム問題に関するアドホック委員会が創設され<sup>2</sup>、包括的テロリズム防止条約の起草が進められているものの、依然としてテロリズムの定義に関しては合意に達していない。こうした点を主たる背景として、これまでのところテロリズムに対する国際法上の包括的な規制は実現しておらず、結果として以下の2つの方法による規制枠組みが並存する形となっている。

第一の方法として、テロリズムの種類ごとに多数国間条約を作成するという、犯罪類型に応じた個別的な対処が挙げられる。すなわち、テロリズムに対する一般的定義が存在しないがゆえに、敢えてテロリズムの定義を避けつつ、犯罪分野別の対処を行うという手法がとられてきたのである。こうした手法に基づいて、航空機の不法奪取（ハイジャック）などの航空犯罪や人質行為、核テロリズムなど、個別のテロリズム犯罪に対して国連やその他の国際機関によりこれまでに作成された多数国間条約は13を数える<sup>3</sup>。

第二の方法としては、国連の枠組み、すなわち総会決議や安保理決議などによるテロリズム規制が挙げられる。1972年に国連総会において初めて国際テロリズムの問題が審議されて以降、1970年代後半から1980年代終わりに至るまでほぼ毎年国際テロ

---

<sup>2</sup> UN Doc. A/RES/51/210 (17, December, 1996). なお本総会決議に基づき設立されたアドホック委員会における議論については、本論文第1章第4節第1項および第5項において後述する。

<sup>3</sup> 成立順に、(1) 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（東京条約、1963年）、(2) 航空機の不法奪取の防止に関する条約（ハーグ条約、1970年）、(3) 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約、1971年）、(4) 国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約（国家代表等犯罪防止処罰条約、1973年）、(5) 人質をとる行為に関する国際条約（人質行為防止条約、1979年）、(6) 核物質の防護に関する条約（核物質防護条約、1980年）、(7) 1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力の防止に関する議定書（モントリオール議定書、1988年）、(8) 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（海洋航行不法行為防止条約、1988年）、(9) 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（大陸棚プラットフォーム議定書、1988年）、(10) 可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約（プラスチック爆薬探知条約、1991年）、(11) テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（爆弾テロ防止条約、1997年）、(12) テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロ資金供与防止条約、1999年）、(13) 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約、2005年）。なお、これらの条約の概要および特徴については本論文第1章第3節において後述する。

リズムの防止措置に関する総会決議が採択されてきた<sup>4</sup>。また安保理は、9.11 米国同時多発テロの翌日に採択された同攻撃を非難する安保理決議 1368 号（2001 年 9 月 12 日）<sup>5</sup>をはじめ、テロ資金供与の防止に関する一般的義務を定める安保理決議 1373 号（2001 年 9 月 28 日）<sup>6</sup>等、テロリズムに関連する決議を相次いで採択してきた<sup>7</sup>。また、これら 2 つの対処方法はいずれも、議論の収束の見通しが立たないテロリズムの定義の問題を敢えて避けつつ、対テロ対策の枠組みを構築している点に特徴がある。

本論文は、こうしたテロリズムに対する二方面からの国際法による規制のうち、特に前者の枠組み、すなわち個別的な犯罪類型ごとの多数国間条約の締結によるテロリズムへの対処に注目するものである。

これまでに締結されたテロリズムの防止に関する 13 の多数国間条約（以下、テロリズム防止関連諸条約）のうち、最初に締結された航空機内の犯罪防止条約（1963 年、以下、東京条約）と、管轄権規定を有さないプラスチック爆薬探知条約（1991 年）を除く 11 の条約はいずれも、二元的構造に基づく裁判管轄権規定を有する点で共通している。すなわち、犯罪の行為地国といった、条約の違反行為に対し直接的な利害関係を有する締約国（以下、直接利害関係国）に対し裁判管轄権の設定を義務づけるとともに、犯罪行為と直接関係していなくとも、容疑者が自国領域内に所在し、その身柄を自国領域内で拘束する締約国（以下、容疑者所在国）に対し、当該国が直接利害関係国に容疑者を「引き渡さない場合に」裁判管轄権を設定する義務を課するというものである。さらにこうした裁判管轄権を前提として、容疑者所在国に対し、「容疑者を引き渡さない場合には」訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を課しており、この原則は「引き渡すか訴追するか (*aut dedere aut judicare*)」と称される。こうした二元的構造に基づく裁判管轄権および「引き渡すか訴追するか」という処罰原則は、13 のテロリズム防止関連諸条約の中で最も古い東京条約の次に作成された航空機の不法奪取の防止に関する条約（1970 年、以下、ハーグ条約）において初めて規定されたものであり、それ以降に作成されたテロリズム防止関連諸条約においても、プラスチック爆薬探知条約を除いて、基本的にこの容疑者処罰の構造が踏襲されてい

<sup>4</sup> 植木俊哉「国際テロリズムと国際法理論」『国際法外交雑誌』105 巻 4 号、2007 年、5-6 頁。

<sup>5</sup> UN Doc. S/RES/1368 (12, September 2001).

<sup>6</sup> UN Doc. S/RES/1373 (28, September, 2001).

<sup>7</sup> テロリズムに関する総会決議、安保理決議に関しては、本論文第 1 章第 2 節第 2 項(1)において後述する。



る。したがってこうした処罰構造は「ハーグ方式」とも称され、一連のテロリズム防止関連諸条約における最たる特徴とされており、またこれらの条約において「核」ともいえる位置づけを有している。換言すれば、上記の処罰構造はテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の方式として定式化されているとも言えるが、その一方で、こうした処罰構造の基盤とも言える容疑者所在国の裁判管轄権が果たして普遍主義に基づくものであるか、つまり普遍的管轄権を設定したものであるか否かという点をめぐり、学説上は様々な見解が錯綜している。

なお、管轄権の行使に関する国際法の諸原則としては、犯罪行為が自国領域内で行われたという犯罪行為との領域的連関を基礎とする属地主義、犯罪行為が自国の国籍を持つ者により行われたという犯罪行為と容疑者との国籍的連関を基礎とする積極的属人主義、犯罪行為により自国の国籍を持つ者が被害をこうむったという犯罪行為と被害者との国籍的連関を基礎とする消極的属人主義、犯罪行為により自国の直接的・個別的な利益が侵害されたという連関を基礎とする保護主義、さらに普遍主義がある。普遍主義に基づく管轄権、すなわち普遍的管轄権とは、上記の諸原則と異なり、犯罪行為との間の直接的な連関を要しないものであり、いかなる国の裁判所であれ、自国領域の外で行われた犯罪で、その容疑者あるいは被害者の国籍の面でも、自国国益にもたらす被害の面でも、自国とは関係ない犯罪について、個々人を裁判にかける能力を意味する<sup>8</sup>。つまり、管轄権行使の対象とされる犯罪行為と訴追国との間に、他の管轄権の根拠（属地主義、属人主義、保護主義）においてみられるような連関が無くとも、すべての国に当該犯罪の容疑者に対する管轄権の行使が認められるとする原則である。

また、テロリズム防止に関する各条約において裁判管轄権の設定が義務づけられている直接利害関係国に目を向けると、ハーグ条約以降、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（1971年、以下、モントリオール条約）、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約（1973年、以下、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約）、人質をとる行為に関する国際条約（1979年、

---

<sup>8</sup> 最上敏樹「普遍的管轄権—錯綜と革新の構図」坂元茂樹編『藤田久一先生古稀記念 国際立法の最前線』有信堂、2009年、5頁。最上教授が引用している本定義は、アムネスティ・インターナショナルによるものである。Amnesty International, *Universal Jurisdiction: The duty of states to enact and implement legislation*, IOR 53/003/2001, Chapter 1, Section E.

以下、人質行為防止条約)に至るまで、順次その範囲が拡大されてきた点が注目される。すなわち、これらの条約において、直接利害関係国の裁判管轄権として、属地主義に基づく管轄権、積極的属人主義に基づく管轄権、保護主義に基づく管轄権が規定され、さらに従来から非常に議論の多い消極的属人主義に基づく管轄権が、これは「自国が適当と認めるときは」裁判管轄権設定義務を負うという任意規定であるものの、人質行為防止条約において初めて導入された。つまり人質行為防止条約の成立を以て、犯罪行為との何らかの直接的な連関を根拠に行使される管轄権の諸原則—属地主義、積極的属人主義、消極的属人主義、保護主義—が一連のテロリズム防止関連諸条約においてすべて出揃うこととなったのである。

このようにテロリズム防止関連諸条約は、犯罪行為に対する直接利害関係国に対し裁判管轄権を設定する義務を課した上で、条約の作成ごとにそうした直接利害関係国の範囲を拡大させると共に、容疑者所在国に対しても裁判管轄権を設定する義務を課し、且つ当該国家が容疑者を直接利害関係国に引き渡さない場合には自国における訴追を義務づけるという 2 つの側面から、容疑者の不処罰を防ぐという体制を構築している<sup>9</sup>。

## 第 2 項 本論文の目的および構成

上記の点を念頭に本論文は、一連のテロリズム防止関連諸条約において構築されたテロリズム犯罪の抑止のための枠組み、具体的には当該犯罪行為の容疑者の訴追・処罰に関する規定に焦点を当て、国際テロリズムに対する法的な、すなわち国際法による取組み・規制について検討するものである。換言すれば、本論文の目的は、テロリズム防止関連諸条約において容疑者処罰の基盤となる裁判管轄権の法的構造を明らかにすることにより、テロリズム行為の容疑者に対する処罰の包囲網が張り巡らされ、容疑者の処罰を確保するシステムが構築されていく過程を描き出すことにある。既述のとおり、今日では国際テロリズムの処罰において、「引き渡すか訴追するか」という原則が確立していること、さらに本原則は、直接利害関係国と容疑者所在国とに分化した二元的構造に基づく裁判管轄権に基づくものであることに鑑み、本論文では、このような二元的構造に基づく裁判管轄権規定の成立経緯、さらに直接利害関係国の範

---

<sup>9</sup> テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権に関する特徴に関しては、本論文第 1 章第 3 節第 2 項 (2) において後述する。

囲の拡大過程を明確化する。

こうした問題意識に基づき、本論文では、一連のテロリズム防止関連諸条約のうち、その裁判管轄権規定の起草過程において特に普遍的管轄権の導入をめぐる重要な議論が行われた 3 つの条約—ハーグ条約、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約、人質行為防止条約—を取り上げ、各条約の裁判管轄権規定を詳細に分析・検証する。研究の手法としては、各条約を起草した国際機関の一次資料、具体的には条約草案を起草・検討した諸委員会、諸会議、作業部会等における各国代表の発言等を収録した議事録、条約草案に対するコメンタリー等を詳細に検証し、3 つの条約における裁判管轄権規定の成立過程を鮮明に描き出すことにより、テロリズム処罰の法構造が如何にして形成されたかを明らかにする。一次資料としては、各条約の作成を担った機関、すなわち、ハーグ条約に関しては国際民間航空機関、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約に関しては、国連国際法委員会および国連総会第六委員会、人質行為防止条約に関しては国連総会第六委員会、同委員会の下に設置された特別委員会における議論等を記録したものを検討の対象とする。

本論文の構成は以下のとおりとする。本章の次節においては、国際テロリズムの法的規制に関する先行研究について整理する。

第 1 章では、議論の前提として、テロリズムの法的規制の歴史と現状について扱う。具体的には、戦間期に端を発するテロリズムの法的規制の歴史について、国際連盟期（戦間期）と国際連合成立以降に分けて概観する。さらに、これまでに締結された 13 のテロリズム防止関連諸条約についてそれぞれの概要を述べたうえで、特に容疑者処罰の観点からこれらの条約に共通する特徴を挙げる。そのうえで、テロリズムの定義をめぐる議論について、現在、国連において議論されている包括的テロリズム防止条約の起草状況も含め、これまでの動向を把握する。

第 2 章では、一連のテロリズム防止関連諸条約において、二元的構造に基づく裁判管轄権および「引き渡すか訴追するか」という原則を最初に設定した条約であり、容疑者処罰に関し以後のテロリズム防止関連諸条約の原型ともいえる位置づけを有するハーグ条約を取り上げる。具体的には、ハーグ条約における裁判管轄権規定に焦点をあて、条約に規定された航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国、および容疑者所在国の裁判管轄権の起草過程を検証するとともに、「引き渡すか訴追するか」という容疑者所在国による処罰方式が如何なる過程を経て成立するに至ったのかを明

らかにする。また、一連のテロリズム防止関連諸条約において核となる規定とされる「引き渡すか訴追するか」原則に関して、その基盤である容疑者所在国の裁判管轄権が果たして普遍主義に基づくものであるのか、換言すれば普遍的管轄権を設定したものであるのか否かという論点について、様々に錯綜する学説の対立状況について整理する。

第 3 章では、一連のテロリズム防止関連諸条約のうち、国連の場において最初に作成された条約である国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の裁判管轄権規定、特にその起草過程に着目する。同条約の裁判管轄権規定も、犯罪に対する直接利害関係国に裁判管轄権の設定を義務づけるとともに、容疑者所在国に対しても容疑者を引き渡さない場合に裁判管轄権の設定を義務づけるという二元的構造を有しており、管轄権規定の構造に関してはハーグ条約との間に特段の相違はない。他方で国連国際法委員会 (International Law Commission, ILC) が作成した条約草案においては、直接利害関係国と容疑者所在国に分けて裁判管轄権を設定するというハーグ条約方式の管轄権規定ではなく、締約国間で区別を設けずに一元的な構造を有する裁判管轄権が設定されていた点が注目される。つまり起草案の段階では、直接利害関係国や容疑者所在国といった区別なく、すべての締約国に対し裁判管轄権を設定する義務が課されており、その結果としてすべての締約国が等しく裁判管轄権を行使する権限を有するという「絶対的な」普遍的管轄権の導入が意図されていたものの、結局その採択は見送られることとなった。こうした点を念頭に、第 3 章は国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の裁判管轄権規定の成立経緯を主たる検討対象とし、当初規定されていた一元的な構造を有する管轄権規定がどのような経緯・議論を経て退けられ、最終的にはハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権が設定されるに至ったのかという点を明確にすることを目的とする。

第 4 章は、人質行為防止条約の裁判管轄権規定について検討する。犯罪行為との間の何らかの直接的な連関を根拠とする国際法の管轄権行使の諸原則のうち、一連のテロリズム防止関連諸条約において最後まで規定されずにいたものが、自国民が犯罪被害者であることを根拠として行使される消極的属人主義に基づく管轄権であった。既述のとおり、この消極的属人主義に基づく管轄権は、人質行為防止条約において初めて規定され、本条約の成立を以て、犯罪行為との何らかの直接的な連関を根拠に行使される管轄権の諸原則がテロリズム防止関連諸条約においてすべて規定されることと

なったのである。さらに同条約においては、被害者国籍国の裁判管轄権のほかにも、強要の対象とされた締約国と、犯人たる無国籍者の居住国の裁判管轄権が新たに規定され、本条約の成立により直接利害関係国たる締約国の範囲が大いに拡大された点が注目される。特に、起草段階においては当初、強要の対象とされた締約国のみならず、自国が加盟国である国際機関が強要の対象となった場合に、その加盟国たる締約国すべてに対し裁判管轄権を設定する義務が課されており、「絶対的な」普遍的管轄権に準ずる裁判管轄権の導入が意図されていたものの、結局採択されるには至らなかった。こうした点を念頭に、第4章は人質行為防止条約における裁判管轄権規定の起草経緯について明らかにすることを目的とする。

終章においては結語として、上記の検証・分析を踏まえ、本論文で取り上げた3条約における裁判管轄権の成立・拡大過程を総括し、テロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の法構造について明らかにする。さらに残された課題についても指摘する。

なお、本論文において、13のテロリズム防止関連諸条約のうち特に、ハーグ条約、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約、人質行為防止条約という3条約を取り上げ、その裁判管轄権規定について検討するに当たっては以下のような問題意識が存在する。上記のとおり、ハーグ条約においては、容疑者所在国の裁判管轄権が一連のテロリズム防止関連諸条約の中で初めて規定され、以後のテロリズム防止関連諸条約において、直接利害関係国と容疑者所在国とに分けた二元的な構造を有する裁判管轄権の規定方式が引き継がれていったという点から、本条約はその後のテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰システムの原型とも言える位置づけを有する。対して、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約および人質行為防止条約においては、すべての締約国に等しく裁判管轄権を設定するという絶対的な普遍的管轄権やそれに準ずるものが各々の条約の起草段階において当初規定されていたものの、結局こうした提案は採択されることなく、ハーグ条約と同様の管轄権規定がそのまま引き継がれることとなった。このような裁判管轄権規定の起草段階における、絶対的普遍的管轄権の導入をめぐる提案や議論の背景としては、当然ながら容疑者処罰のシステムを強化するという起草者らの強い意思があったと思われるが、それにとどまらず、上記のような提案がなされた国家代表等に対する犯罪防止処罰条約や人質行為防止条約における保護法益の、ハーグ条約からの「質的な」変化の可能性も示唆され得るのである。つまり、ハーグ

条約において初めて容疑者の所在のみを根拠とした裁判管轄権が規定された背景や、その後作成された国家代表等に対する犯罪防止処罰条約や人質行為防止条約において、これを一層強化・拡張すべく絶対的な普遍的管轄権やそれに準ずるものの導入が提案され、さらにそれらが結局採択されなかった背景を貫く要素として、それぞれの条約が実現しようとする利益、すなわち各条約により保護される法益の構造や性質の変化が指摘され得るのではないだろうか。各条約により保護される法益は、条約の違反行為に対する容疑者の訴追・処罰を通して実効的に確保されるのであり、換言すれば、個々のテロリズム条約に規定された容疑者処罰のための裁判管轄権の構造において、それぞれの条約が体现する利益が集約されているとも言える。こうした点に鑑み、本論文は、特に 3 つのテロリズム防止関連諸条約を取り上げ、その裁判管轄権規定の起草過程を検討することを通し、裁判管轄権の拡大過程を分析するとともに、個別的なテロリズム行為を対象とするそれぞれの条約における保護法益の質的な変化、またはその兆しを描き出すことを試みるものである。

### 第 3 項 検討対象の限定、用語の統一

本論文ではテロリズムに対する法的規制のうち、国連その他の国際機関により作成された個別のテロリズムの犯罪類型の対処を目的とする 13 の多数国間条約を検討対象とし、たとえば欧州評議会により採択された「テロリズムの防止に関するヨーロッパ条約」(1977 年)などの地域的な枠組みにおける条約については扱わない<sup>10</sup>。また、本論文は私人により行われるテロリズムを検討対象とし、国家テロリズムに関しては検討対象から除外する。検討対象から除外する国家テロリズムとは、アラブ諸国が主張するところの、植民地主義や人種主義を実行する国家自体が行う行為と、アメリカなどが主張するところの、私人のテロ行為を支援する「テロ支援国家」により行われる行為、すなわち国家により支援されたテロリズム行為の双方を含むものである<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> その他に、テロリズム行為の規制を目的とする地域的な条約としては、米州機構(OAS)における「国際的に保護される者に対するテロ行為の防止および処罰に関する OAS 条約」(1971 年)や、「テロリズムに対する米州条約」(2002 年)、アラブ連盟における「テロリズムの防止に関するアラブ条約」(1998 年)、イスラム会議機構(OIC)における「国際テロリズムと戦うイスラム会議機構条約」(1999 年)、アフリカ統一機構(OAU)における「テロリズムの防止および撲滅に関する OAU 条約」(1999 年)などがある。

<sup>11</sup> 西井正弘「大規模国際テロと国際法」『国際問題』No.505(2002 年 4 月)、2002 年、4 頁。

また本論文で用いる用語に関しては、以下のように統一する。本論文が検討対象とするテロリズム防止関連諸条約では、条文原文（英語）の“jurisdiction”という語の公定訳として「裁判権」という語があてられている。但し、これは刑法学での用語法とは異なり、条約の条文における“jurisdiction”は、自国の刑事法の場所的適用範囲、すなわち刑事管轄権を意味するものである<sup>12</sup>。また、本論文が検討対象とする条約の条文における刑事管轄権とは、裁判管轄権を意味するものであることから<sup>13</sup>、本論文においては、条約本文を直接引用する場合や先行研究において用いられている場合を除いては、「裁判権」という用語は用いず、「裁判管轄権」という用語に統一することとする。また、テロリズムの定義に関しては、国連における長期間におよぶ議論にも関わらず未だに見解の一致を見ていないことも含め本論文第 1 章において扱うが、テロリズム行為が二以上の国家（犯罪行為地国、被害国、容疑者の国籍国・所在地国、被害者の国籍国等）に関わる場合を「国際テロリズム」と称することとする<sup>14</sup>。

## 第 2 節 国際テロリズムの法的規制に関する先行研究

第 1 節で述べたとおり、本論文の目的は国際テロリズムの法的側面からの対処について、多数国間条約による規制、特に、条約に規定されたテロリズム行為の容疑者の訴追・処罰のシステムという観点から分析を行うものである。本論に入る前にまず以下において、国際テロリズムの法的側面からの対処・規制に係る先行研究について、内容ごとに整理することと致したい。なお本論文で検討する、航空機の不法奪取防止条約（本論文第 2 章）、国際的に保護される者に対する犯罪防止処罰条約（本論文第 3 章）、人質行為防止条約（本論文第 4 章）それぞれに関する先行研究は各章にて扱う。

### 第 1 項 国際刑事法に関するもの

まず、テロリズムに特化したものではないが、日本における国際刑事法全般に関する先駆的かつ主要な研究としては、山本草二教授による研究が挙げられる<sup>15</sup>。山本教授

---

<sup>12</sup> 江藤淳一「国際テロリズムに対する刑事管轄権—アメリカの立法」『比較法』第 28 巻、1990 年、178 頁。

<sup>13</sup> なお裁判管轄権は司法管轄権とも呼ばれる。

<sup>14</sup> 江藤、前掲注 12、178—179 頁。

<sup>15</sup> 山本草二『国際刑事法』三省堂、1991 年。

による研究の意義は、国際犯罪を法的な側面から3つの基本類型に分類した点にある。3つの基本類型とはすなわち、第一に、従来からの普通犯罪が国際的な関連性を持ち、2つ以上の国の刑法と刑事管轄権に触れるものを「外国性をもつ犯罪」とし、第二に、広く多数の諸国または人類が共通の利害関係をもつ特定の法益を害する行為であり、国際慣習法または条約で犯罪として処罰すべきものと定められ、これを受けて各国が刑罰法規を制定しその実行者を訴追・処罰するものを「諸国の共通利益を害する犯罪」とし、第三に、個人の刑事責任が内国刑法の規定を介することなく直接に国際法に基づいて成立し、国際刑事裁判所において処罰されるものを「国際法違反の犯罪」と位置づけるというものである<sup>16</sup>。山本教授は、これらの3つの基本類型のうち、国際テロリズムを「諸国の共通利益を害する犯罪」として分類しつつ、国際テロリズム行為に対する法適用について以下のような問題点を指摘している。山本教授によれば、テロリズム行為に常につきまとう高度な政治性ゆえに、各国の認識と評価が鋭く対立しており、そうした政治性をめぐる各国判断の相違と混乱にこそ、テロリズムに対する規制を阻害する最大の理由が求められるのである。さらに国際テロリズムを規制する一般条約が未成立な状況においては多数国間条約による規制が不可欠であるとして、特定行為を対象とするテロリズム防止関連諸条約について、1970年の航空機の不法奪取防止条約（ハーグ条約）から1979年の核物質防護条約に至るまで各条約の概要を述べている。そのうえで山本教授は、これらの条約は特定の行為を対象として取り上げ、個別に国際犯罪として規制するにとどまるのであり、国際テロリズム行為一般を規制するには程遠いと指摘する<sup>17</sup>。

さらに今日では、それぞれの犯罪により侵害される法益の性質から、上記の国際犯罪の3類型を理解することが一般的となっている。たとえば松井芳郎教授によれば、「外国性をもつ犯罪」とは各個別国家の法益を侵害する行為だが、容疑者が外国に逃亡するなどの点において国際性を有し、逮捕や訴追のための国際協力を必要とするものである。国際テロリズム関係の犯罪に代表される「諸国の共通利益を害する犯罪」は、上記のとおり、多数の国に共通の法益を侵害する行為であるのに対し、「国際法違

---

<sup>16</sup> 国際犯罪の基本類型について、同上1-15頁。

<sup>17</sup> 国際テロリズム行為に対する法適用について、同上26-35頁。ただし山本教授による本書は1991年に出版されたものであり、包括的テロリズム防止条約は現時点でも成立を見ていないものの、核物質防護条約以降もモントリオール議定書（1988年）から核テロリズム防止条約（2005年）に至るまで7つのテロリズム防止関連諸条約が成立していることに留意する必要がある。



反の犯罪」は、国際社会の一般的利益を侵害する行為であり、ジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪などがこれに該当する<sup>18</sup>。このほかにも国際犯罪に関する概念整理をしたうえで、その処罰の構造について国家の刑事管轄権を中心に論じたものとして、太寿堂鼎教授や広部和也教授による研究がある<sup>19</sup>。これらはいずれも山本教授と同様に、国際テロリズムを諸国家に共通な法益を侵害する罪として位置づけたうえで、ハイジャックを規制するハーグ条約といったテロリズム行為に対する個別的な条約に規定された刑事管轄権の構造について概要を述べるものである。

また欧文文献としては、国際刑事法全般に関する代表的な研究として Cassese によるものが挙げられる<sup>20</sup>。Cassese は、国際犯罪の一類型として、戦争犯罪や人道に対する罪、ジェノサイドとともにテロリズムについて論じており、テロリズムの定義が未成立であることや、武力紛争とテロリズムとの関係、戦争犯罪や人道に対する罪のサブ・カテゴリーとしての国際テロリズムの位置づけなどについて述べているものの、テロリズム防止関連諸条約に関してはごく簡単に言及するに留まる。

## 第2項 国際テロリズムに対する法的規制全般に関するもの

国際テロリズムに対する法的規制全般について扱った主要な研究としては、以下のものが挙げられる。

坂本まゆみ氏による研究は、現代国際社会におけるテロリズム対処に関する法的枠組みについて、まず国際的な取組み（条約や国連総会決議等）、地域的取組み、各国による対テロリズム体制（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、韓国など）などの概要を述べたうえで、抑止を含む効果的な対処がいかんして実現できるかを検討することを目的とするものである<sup>21</sup>。坂本氏は、条約上のテロリズム対処システムとして特に、「引き渡すか訴追するか（*aut dedere aut judicare*）」原則に注目し、その法的根拠や引渡義務と訴追義務との関係などについて考察している。本研究は、同原則に関しては比較的詳細に検討しているものの、他方で、多数国間条約によるテ

<sup>18</sup> 松井芳郎『国際法から世界を見る（第3版）』東信堂、2011年、151-152頁。

<sup>19</sup> 太寿堂鼎「国際犯罪の概念と国際法の立場」『ジュリスト』No.720、1980年、67-72頁；広部和也「犯罪の国際化とその対応」『ジュリスト』No.681、1979年、58-65頁。

<sup>20</sup> Cassese, Antonio, *International Criminal Law* 2<sup>nd</sup> ed. Oxford University Press, 2008, pp.169-171.

<sup>21</sup> 坂本まゆみ『テロリズム対処システムの再構成』国際書院、2004年。

ロリズムの対処についてはごく簡単に述べ置くに留まる。このほか、武力行使を含めたテロリズム対処についても考察の幅を広げている。

また初川満教授（編）による著書は、国際社会全体におけるテロリズム規制や、テロリズムと武力紛争法との関係、各国（イギリス、アメリカ、イスラエル、イタリア、ドイツ）におけるテロ規制法に関する研究などを収録するものである<sup>22</sup>。このうち初川教授は、国際テロリズムに対する法的規制の歴史から、テロリズム行為の定義、国際条約・地域条約等による法規制、犯罪人引渡しの問題に至るまでテロリズムの法的規制に係る諸論点について包括的に論じている<sup>23</sup>。特にテロリズムの定義の問題に関しては、定義の要件とともに、国際法、国内法双方における定義などについて詳細に検討している。

国際テロリズムに対する法的規制について包括的に論じた研究としては、Evans & Murphy 編によるものもある<sup>24</sup>。これは、航空機・空港施設に対するテロ、核施設・核物質に係るテロ、船舶・沿岸構造物に対するテロ、外交官・外交施設等に対するテロなど、テロリズム行為の類型ごとに国内的規制、国際的規制双方について述べるとともに、その抑止としての訴追方法の概要や問題点についても論じるものである。またDuffy は、国際法におけるテロリズムについて、その歴史的展開から、現在国連において作成中の包括的テロリズム防止条約の起草過程に至るまで概観するとともに、刑事司法に関する法的枠組みに関しても述べているが、訴追の基盤となる管轄権や、犯罪人引渡し等に関してはごく簡単に概要を示すにとどまっている<sup>25</sup>。

上記はいずれも著書であるが、国際テロリズムの法的規制一般に関する論文も数多く見出される。特に日本における研究は、国際テロリズムと国際法との関係について、様々な論点から総合的に検証するものが多い。たとえば中谷和弘教授は、テロリズムの定義に関する問題やテロリズムに対する経済制裁措置、武力行使など、テロリズムをめぐる国際法的観点からの種々の論点について全般的に論じている<sup>26</sup>。西井正弘教授

---

<sup>22</sup> 初川満編『テロリズムの法的規制』信山社、2009年。

<sup>23</sup> 初川満「国際社会とテロ規制措置」、初川満編『テロリズムの法的規制』第1章、信山社、2009年、3-76頁。

<sup>24</sup> Evans, Alona E., and John F. Murphy, *Legal Aspects of International Terrorism*, Lexington Books, 1978.

<sup>25</sup> Duffy, Helen, *The 'War on Terror' and the Framework of International Law*, Cambridge University Press, 2005.

<sup>26</sup> 中谷和弘「テロリズムに関する諸対応と国際法」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』第6章、東京大学出版会、2005年、103-126頁。

は、国際テロリズムと国際法との関係について、国際テロリズムの法的規制の歴史的経緯、国家テロリズムと国際法、テロリズムに際しての武力行使の正当性などの論点を挙げて検証している<sup>27</sup>。このうち、国家テロリズムに関しては、国家自体により行われるものと、国家により支援される私人によるテロ行為に分け、さらに後者について、被害国がテロ支援国家に対しとり得る対抗措置についても論じている<sup>28</sup>。また、テロリズムに対する武力行使として、米国同時多発テロに際してのアメリカ等によるアフガニスタンに対する武力行使の正当性などについて検証している<sup>29</sup>。植木俊哉教授は、後述するとおりテロリズムの定義の方法に関する2つのアプローチについて論ずるほかに、国際テロリズムに対する自衛権行使、国際テロリズムと国際責任法、国際刑事法、武力紛争法との関係についても論じている<sup>30</sup>。

このほかに、テロリズムと国際法との関係について検討した近年の代表的な研究にGuillaumeによるものがある<sup>31</sup>。Guillaumeは米国同時多発テロと国際法との関係について論じており、9.11テロの発生後、国際法は深刻な挑戦を受けたと指摘するとともに、テロリズムの定義、国際法によるテロリズム行為の防止および処罰のための措置、テロ支援国家に対する国際法の措置という3つの観点からテロリズムと国際法との関係について検討している。特に二点目に関しては、特定の犯罪について規定する様々な対テロリズム条約は、締約国に対し種々の防止措置や犯罪の処罰を義務づけることにより、国内裁判所は外国人による外国人に対する国外での犯罪に対し管轄権を有さないという伝統的国際法における間隙を埋めてきたと指摘している。またCasseseは、テロリズムに対する法的対応を「平和的な対応」と「強制的な対応」とに分けて論じている<sup>32</sup>。このうち前者の例としてテロリズムの個別的な行為に関する多数国間条約の締結などを挙げ、これらの条約に規定された「引き渡すか訴追するか」という規定は、特に武力を行使することなく「平和的に」テロリストを訴追できるという利点があるとしつつ、より多くの国家が条約を批准し、さらにこの原則を実行し

<sup>27</sup> 西井正弘「国際テロリズムと国際法」『国際問題』No.320（1986年11月）、19-33頁；西井、前掲注11、2-20頁。

<sup>28</sup> 西井、前掲注27「国際テロリズムと国際法」、25-33頁。

<sup>29</sup> 西井、前掲注11、11-19頁。

<sup>30</sup> 植木、前掲注4、497-516頁。

<sup>31</sup> Guillaume, Gilbert, "Terrorism and International Law," *International and Comparative Law Quarterly*, vol.53, Issue 3, 2004, pp.537-548.

<sup>32</sup> Cassese, Antonio, "The International Community's 'Legal' Response to Terrorism," *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 38, Issue 3, 1989, pp.589-608.

なければこうした手段は意味がないとも指摘する。他方で後者の例としては、テロリストの基地の破壊やテロリストの殺害などを挙げ、こうした手段は短期的には非常に効果的であるとしつつ、暴力が更なる暴力を生じさせるという懸念についても指摘する。

他方で Higgins は、そもそも「テロリズム」は国際法のトピックであるのか、「テロリズム」に関する国際法はあるのか、という疑問を投げかけている<sup>33</sup>。彼女は、テロリズムの定義、国連安保理による対応、テロリズム行為に対する管轄権などについて検討したうえで、「テロリズム」それ自身は、本質的な法的規範や特定の法的意味を有する国際法上のトピックではなくむしろ、複雑な法的問題を生じさせ、国連がこれらの問題に対処するという、有害且つ一次的な現象に過ぎないと指摘する。さらに国際法および国連は、テロリズムに関し長い時間をかけて、禁止される行為を特定化し、広範囲な管轄権を設定することに苦心してきたが、そうした一連の対処は、「テロリズム」という傘となる概念を特段必要とはしていないとも述べている。

### 第3項 テロリズム防止関連諸条約に関するもの

国際テロリズムの法的規制のうち、特に国連諸機関などによる犯罪類型ごとのアプローチと位置づけられるテロリズム防止関連諸条約に関するものとしては、金恵京准教授による研究が詳しい<sup>34</sup>。本研究は、近年増加傾向にある無差別テロに対して、有効に抑止できる法体制を確立する方策をさぐることを目的とするものであり<sup>35</sup>、テロリズムの防止のための国際的な努力の中で最も注目されるのは、テロ手法の類型別に締結されたテロリズムの規制に関する多数国間条約であるとする<sup>36</sup>。そのうえで、13のテロリズム防止関連諸条約それぞれについて、その成立背景、構成、犯罪の構成要件、裁判管轄権、犯罪人の司法的処理、条約が抱える問題点等を検証している。さらに、テロリズムの定義を明確にしなければ具体的な対応の展開も不完全なものに終わると

---

<sup>33</sup> Higgins, Rosalyn, "The General International Law of Terrorism," in Rosalyn Higgins & Maurice Flory eds., *Terrorism and International Law*, Routledge, 1997. pp.13-29.

<sup>34</sup> 金恵京『テロ防止策の研究－国際法の現状及び将来への提言』早稲田大学出版部、2011年。

<sup>35</sup> 同上、9頁。

<sup>36</sup> 同上、6-7頁。

の問題意識に基づき<sup>37</sup>、現在国連において起草作業中の包括的テロリズム防止条約の起草案についても主要な争点を挙げつつ詳細な検討を加えている。

また林司宣教授は、テロリズムの国際法による規制について、国際連盟によるテロリズム規制作業について論じたうえで、ICAO（国際民間航空機関）による航空犯罪規制のための対テロリズム条約の作成や、国連によるテロリズム規制の動きとして、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約や人質行為防止条約の起草などについて検証している<sup>38</sup>。さらに、1970年代の国連における包括的テロリズム防止条約作成の試みに関連し、国際的なテロリズム規制のために克服すべき課題として、テロリズムの定義問題、民族解放闘争の位置づけ、テロリズムの原因に関する研究をテロリズム規制作業の含めるべきかといった論点を挙げている<sup>39</sup>。西井正弘教授は、未発効に終わった国際連盟期に作成された対テロリズム条約から、第二次世界大戦後の条約による個別的対応に至るまで、条約による国際テロリズムの規制について網羅的に論じ、特にテロリズム防止関連諸条約に関してはその共通点や実効性・問題点について述べている<sup>40</sup>。熊谷卓教授は、ハーグ条約（1970年）から海洋航行不法行為防止条約（1988年）に至るテロリズム防止関連諸条約について、特に各条約の管轄権規定に注目しつつ、その概要について述べるとともに、各条約に対応したアメリカの国内法規制についても概観している<sup>41</sup>。また Gioia は、テロリズムの個別類型ごとに、国連や国連専門機関、他の国際機関により作成された各条約の概要および特徴を述べたうえで、こうした分野ごとのアプローチはテロリズムを定義する必要を避けることができるという利点があるとも指摘する<sup>42</sup>。

---

<sup>37</sup> 同上、12頁。

<sup>38</sup> 林司宣「テロリズムの国際的規制」『ジュリスト』No.644、1977年、114-123頁。

<sup>39</sup> 同上、121-123頁。

<sup>40</sup> 西井、前掲注27「国際テロリズムと国際法」、20-24頁；西井、前掲注11、6-11頁。

<sup>41</sup> 熊谷卓「国際テロリズムの法的規制」『広島法学』第19巻第4号、1996年、257-300頁。

<sup>42</sup> Gioia, Andrea, "The UN Conventions on the Prevention and Suppression of International Terrorism," in G. Nesi Aldershot ed. *International Cooperation in Counter-Terrorism*, Ashgate, 2006, pp.3-23. このうちテロリズム防止関連諸条約の概要や、テロリズムの個別分野別に条約を作成するというアプローチの利点に関しては、pp.5-10. その他に、テロリズム防止関連諸条約のそれぞれの概要について簡潔に述べたものとして、Reisman や Stephen による研究がある。Reisman, W. Micheal, "International Legal Responses to Terrorism," *Houston Journal of International Law*, vol.22:1, 1999, pp.3-61（特に多数国間条約の枠組みによるテロリズム対処に関しては、pp.22-29）；Stephens, Tim, "International Criminal Law and the Response to International

他方で中谷和弘教授は、テロリズム防止・処罰のための普遍的なレベルでの諸条約、すなわちテロリズム防止関連諸条約について概要や容疑者の処罰規定に関する特徴を述べたうえで、こうした条約ができたとしてもそれだけではテロリズム防止に十分ではないこと、条約による刑法的対応がテロリズム行為に対する唯一の対応となっているわけではないことを指摘する<sup>43</sup>。その他、個別の犯罪類型ごとに作成されたテロリズム防止関連諸条約について、その成立経緯や概要を説明したものとして、伊藤哲朗氏や小川新二氏による研究がある<sup>44</sup>。

#### 第4項 国際テロリズムに対する刑事管轄権に関するもの

国際テロリズムに対する刑事管轄権、特にテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権や、容疑者所在国による「引き渡すか訴追するか」原則に関する研究としては以下のものがある。

まず、テロリズムの容疑者に対する刑事管轄権一般に関する研究として、西井正弘教授は、テロリズム防止関連諸条約および地域的なテロリズム防止条約について、特に刑事管轄権の普遍化がどの程度まで実現されているかという点に注目しつつ、裁判管轄権設定義務をはじめとする締約国義務について検討している<sup>45</sup>。さらに西井教授は、政治犯不引渡しといった犯罪人引渡しを阻む要素など、条約の抜け穴についても論じている。また Blakesley は、域外犯罪に対する管轄権を考察するにあたり特にテロリズムに焦点を当て、管轄権行使に関する国際法上の諸原則各々の妥当性について検証する<sup>46</sup>。Freestone は、テロリズムの増加に対する国際社会における主たる法的対応としては、締約国の刑事管轄権を規定・拡張することを目指す条約の締結が挙げられるとする<sup>47</sup>。このうち多数国間条約に注目し、特に以後の多数国間条約の原型となったハ

---

Terrorism,” *University of New South Wales Law Journal*, No.27 (2), 2004, pp.454-481.

<sup>43</sup> 中谷、前掲注 26、106-109 頁。

<sup>44</sup> 伊藤哲朗「テロリズム規制における国際法」『レファレンス』2002年6月号、2002年、4-40頁；小川新二「テロに対する国際的取組みについて」『法律のひろば』2002年3月号、2002年、43-52頁。

<sup>45</sup> 西井正弘「国際犯罪に対する普遍的管轄権の意義」『国際法外交雑誌』第82巻第1号、1983年、17-45頁。

<sup>46</sup> Blakesley, Christopher, “Jurisdiction as Legal Protection against Terrorism,” *Connecticut Law Review*, vol. 19, Issue 4, 1987, pp. 895-944.

<sup>47</sup> Freestone, David, “International Cooperation against Terrorism and the Development of International Law Principles of Jurisdiction,” in Rosalyn Higgins and Maurice Flory eds., *Terrorism and International Law*, Routledge, 1997, pp.43-67.

ーグ条約の裁判管轄権規定について詳細に検討したうえで、ハーグ条約以降のテロリズム関連の多数国間条約における管轄権の拡大過程についても概観している。さらにハーグ、モンリオール条約等、航空関連のテロリズム行為について規制する多数国間条約の慣習法化の可能性についても言及している。

一連のテロリズム防止関連諸条約において設定された、容疑者所在国による「引き渡すか訴追するか」という原則について検証した研究も多い。このうち代表的な研究としては Bassiouni & Wise によるものが挙げられる<sup>48</sup>。本研究は、「引き渡すか訴追するか」という原則が各国際条約において如何に規定されているかという点について整理したうえで、ハーグ条約において本原則がどのような過程で規定されたかについても述べている。さらに本原則の慣習法上の規則としての位置づけについても検証している。この他にも、古谷修一教授は、テロリズム防止関連諸条約において設定された「引き渡すか訴追するか」原則の基盤となる管轄権の構造について、特に直接利害関係国の裁判管轄権と容疑者所在国の裁判管轄権の関係を中心に、ハーグ条約の起草過程に関する一次資料なども引用しつつ、保護法益と管轄権構造との関係も含め非常に詳細に論じている<sup>49</sup>。また洪恵子教授は、犯罪人引渡制度の利用と国際犯罪に対する裁判管轄との関係に注目し、特にハーグ条約に設定された締約国の刑事管轄権に関しては、容疑者所在国に対し、容疑者の拘束という事実だけで管轄権の行使が認められるばかりでなく、身柄の引渡しを行わない場合には刑事管轄権を行使することが条約上の義務として課された点を以て、「国際法が積極的に国内法に働きかけて刑事管轄権行使を命じている」と捉えている<sup>50</sup>。最近の研究として熊谷卓教授は、国際テロリズムを規制対象とする諸条約において中核的な位置づけを有する「引き渡すか訴追するか」という原則について、拷問禁止条約における同趣旨の規定に関する判断を行った国際

---

<sup>48</sup> Bassiouni, M. Cherif, & Edward M. Wise, *Aut Dedere Aut Judicare: The Duty to Extradite or Prosecute in International Law*, Martinus Nijhoff Publishers, 1995.

<sup>49</sup> 古谷修一「普遍的管轄権の法構造—刑事管轄権行使における普遍主義の国際法的考察(1)」『香川大学教育学部研究報告』第I部第74号、1988年、81-106頁；同「普遍的管轄権の法構造—刑事管轄権行使における普遍主義の国際法的考察(2・完)」『香川大学教育学部研究報告』第I部第75号、1989年、79-107頁。また古谷教授は、ハーグ条約における管轄権規定の構造について分析するとともに、本規定に対する国内実施立法の問題点についても検証している。「航空機に対するテロ行為と国際法—「引渡か訴追か」方式の意義と問題—」『空法』第33号、1992年、77-103頁。

<sup>50</sup> 洪恵子「国際犯罪規制における引渡・訴追義務の変化」『上智法学論集』第41巻第3号、1998年、147-182頁。引用箇所は170頁。

司法裁判所判決（ベルギー対セネガル、2012年7月20日）<sup>51</sup>を手がかりに、容疑者所在国に課せられた引渡し義務と訴追義務がいかなる関係にあるかについて検討している<sup>52</sup>。

また、特に普遍主義に基づく管轄権、つまり普遍的管轄権とテロリズムとの関係について検討した研究としては、KolbやNagleによるものがある。Kolbは、テロリズム防止関連諸条約に規定された「引き渡すか訴追するか」という原則が普遍的管轄権に基づくものであるとしたうえで、国内法における適用例や、第三国への法的効果、国際慣習法上の普遍的管轄権との相違について検討する<sup>53</sup>。Nagleは、国際犯罪

（international crime）と国境を超えた犯罪（transnational crime）との相違について検討したうえで、テロリズムは、ジェノサイドのような「国際社会全体の法益」を侵害する犯罪とは捉えられない、すなわち国際犯罪ではなく国境を超えた犯罪であるため、普遍的管轄権はテロリズム行為を訴追するための適切な枠組みではないという結論を導き出している<sup>54</sup>。国際犯罪により侵害される法益と刑事管轄権との関係について論じたものとしては、田中利幸教授による研究もある<sup>55</sup>。田中教授による研究は、先に述べた山本草二教授による国際犯罪の類型化の示唆を受けつつ、特にその保護法益の性質と、犯罪構成要件決定の主体、管轄権の性質・基準との関係などに注目して国際犯罪を分類しようと試みるものであるが、形式上は同一構造の管轄権規定を有するハーグ条約と国際的に保護される者に対する犯罪防止処罰条約を、その法益の性質の相違を主たる根拠として異なる類型に分類している点が注目される<sup>56</sup>。

---

<sup>51</sup> International Court of Justice, Case Concerning Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment of 20 July 2012.

<sup>52</sup> 熊谷卓「国際テロリズムと条約の役割—引渡しまたは訴追の規定を中心に—」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第16巻、2013年、65—80頁。

<sup>53</sup> Kolb, Robert, “Universal Jurisdiction in Matters of International Terrorism: Some Reflections on Status and Trends in Contemporary International Law,” *Revue Hellenique de Droit International*, vol. 50, 1997, pp. 43-88. Kolbによる他の論稿も国際テロリズムに対する刑事管轄権の行使について、特に「引き渡すか訴追するか」という規定が条約上の普遍的管轄権を規定したものであるかという点について詳しく検証している。Kolb, Robert, “The Exercise of Criminal Jurisdiction over International Terrorists,” in Andrea Bianchi ed. *Enforcing International Law Norms Against Terrorism*, Hart Publishing, 2004, pp.227-281.

<sup>54</sup> Nagle, Luz E., “Terrorism and Universal Jurisdiction: Opening a Pandora’s Box?” *Georgia State University Law Review*, vol. 27, Issue 2, 2011, pp. 339-378.

<sup>55</sup> 田中利幸「国際法益と国内刑事管轄」広部和也・田中忠編『国際法と国内法—国際公益の展開—』勁草書房、1991年、425—440頁。

<sup>56</sup> 同上、434—437頁。



これらの他にも、国際テロリズムに対する刑事管轄権をみつかったものとして、江藤淳一教授は、テロリズム防止関連諸条約における管轄権設定方式について確認したうえで、各条約に対応すべく作成されたアメリカでの国内立法について、特にその管轄権規定を中心に検討している<sup>57</sup>。また、村瀬信也教授による研究は、国際テロリズムに対する国際法のこれまでの対応・成果は、包括的な定義を見ていない状況においては、個別分野における条約の作成というパッチワークに留まるとしたうえで、そうした国際法の間隙を埋めるべく重大犯罪の容疑者が不処罰のまま放置されないために執られてきた国家の域外執行管轄権の行使（極端な例として、犯人や容疑者の拉致・誘拐といった他国からの強制的移送）について、特に国際テロリズムに焦点をあて法的評価を行うものである<sup>58</sup>。

## 第5項 テロリズムの定義に関するもの

先行研究のうち、テロリズムの定義について包括的かつ詳細に論じた代表的な研究として Saul によるものがある<sup>59</sup>。Saul は、テロリズムの国際法上の明確な定義が存在しない、すなわちテロリズムという個別の国際犯罪が存在しない現状において、テロリズムを定義し犯罪化する政治的意義についてまず論じたうえで、自決権という観点から許容され得る暴力とテロリズムの区別、米州機構、欧州評議会、アフリカ連合といった地域的機関の条約における定義、包括的テロリズム防止条約作成の試み、テロリズムに対する国連総会・安保理による実行、さらに武力行使におけるテロリズムを規制するという国際人道法上の試みなどについて、いずれもテロリズムの定義という観点から包括的に検証している<sup>60</sup>。

Saul によるもの以外にも、テロリズムの定義に関する研究は非常に多く見出され、これらのうち特に現在国連において起草中の包括的テロリズム防止条約について検証

---

<sup>57</sup> 江藤、前掲注 12、175－214 頁。

<sup>58</sup> 村瀬信也「国際法による国家管轄権の域外執行」『上智法学論集』第 49 巻 3・4 号、2006 年、119－160 頁。

<sup>59</sup> Saul, Ben, *Defining Terrorism in International Law*, Oxford University Press, 2008.

<sup>60</sup> このほか、テロリズムの定義問題全般について扱ったものとして、清水隆雄「テロリズムの定義－国際犯罪化への試み」『レファレンス』2005 年 10 月号、2005 年、38－55 頁；阿久津正好「諸外国及び我が国の法制における「テロ」の定義について（上）」、『警察学論集』第 59 巻第 12 号、2006 年、76－91 頁、同「諸外国及び我が国の法制における「テロ」の定義について（下）」、『警察学論集』第 60 巻第 1 号、2007 年、39－72 頁などがある。

したものとして、先述の金恵京准教授による研究や<sup>61</sup>、熊谷卓教授<sup>62</sup>、Hmoud<sup>63</sup>、Diaz-Barrando<sup>64</sup>、Gioia<sup>65</sup>によるものなどがある。このうち Gioia は、国連における包括的テロリズム防止条約作成の試みについてその経緯を概観し、さらに現在の起草作業における主要な論点である民族解放闘争の扱いに関する議論や、包括的テロリズム防止条約と個別分野ごとのアプローチに基づく個別条約の関係についても検討している。また熊谷教授は、包括的テロリズム防止条約の起草過程において特に議論が紛糾している争点として、テロリズム行為の定義づけの問題と条約の適用範囲の問題という、いずれも民族解放闘争の扱いを背景とする 2 つの論点を挙げ、条約の起草過程を詳細に検討している。

このほか、テロリズムの定義に関して論じたものとしてたとえば植木俊哉教授は、「国際テロリズム」の定義の方法に関して 2 つのアプローチが併存しているとして、ハイジャック、爆弾テロといった個別の犯罪行為の構成要件を条約により具体的に定義し、それら行為の総体を「国際テロリズム」と定義する手法を「個別的アプローチ」とし、その一方で、「国際テロリズム」の一般的・包括的な定義を行い、個別具体的な行為がその一般的・包括的定義に該当するか否かを判断するという手法を「一般的・包括的アプローチ」と称しつつ、後者の試みは現在までのところ成功していないと指摘する<sup>66</sup>。また寺谷広司教授は、テロリズムの定義について、そもそも包括的定義ができないことを過大視すべきではないと指摘するとともに、テロリズム防止関連諸条約によるテロリズムの法的規制を、各国協力の「下からの」漸進的蓄積と捉えるとともに、国連の安保理決議によるテロリズム規制を「上からの立法」と捉えている<sup>67</sup>。

---

<sup>61</sup> 金、前掲注 34、294－318 頁。

<sup>62</sup> 熊谷卓「テロリズムとは何か：国連包括的国際テロ防止条約における「テロリズム」の位置づけ」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第 13 巻、2010 年、63－70 頁。

<sup>63</sup> Hmoud, Mahmud, “Negotiating the Draft Comprehensive Convention on International Terrorism,” *Journal of International Criminal Justice*, vol. 4, Issue 5, 2006, pp.1031-1043.

<sup>64</sup> Diaz-Barrado, Càstor Miguel, “The Definition of Terrorism and International Law,” in Pablo Antonio Fernández-Sánchez, *International Legal Dimension of Terrorism*, Martinus Nijhoff Publishers, 2009, pp.27-41.

<sup>65</sup> Gioia, *supra* note 42, pp.3-23.

<sup>66</sup> 植木、前掲注 4、1－20 頁。2 つのアプローチについては、同 1－7 頁。

<sup>67</sup> 寺谷広司「内戦化する世界と国際法の展開：国際法はテロリズムを認識できるか。いかに認識するか」『社会科学研究』第 59 巻第 1 号、2007 年、113, 119－124 頁。

### 第3節 まとめ

前節で述べたとおり、国際テロリズムの法的規制に関する先行研究は、13のテロリズム防止関連諸条約それぞれの概要について論ずるものや、テロリズム行為に対する刑事管轄権、テロリズムの定義に関する研究など各論点に関し豊富である。また、金恵京准教授や伊藤哲朗氏による研究などは、13のテロリズム防止関連諸条約のそれぞれの概要や、これらの条約に共通する特徴などについて、その裁判管轄権規定も含め比較的詳細に論じている。他方でこれらのいずれも、各条約の裁判管轄権規定の内容に関する説明に留まっており、条約の起草過程に関する一次資料を検証するという手法を通して各条約における管轄権規定の成立経緯を明らかにしているわけではない。なお、各条約に特化した先行研究については、その裁判管轄権規定の成立経緯に関するものを含め、本論文の各章において後述するが、それらの先行研究の中には、例えばハーグ条約や国家代表等に対する犯罪防止処罰条約などそれぞれの条約の裁判管轄権規定について、一次資料を用いつつその起草過程を含め検証しているものも多少なりとも見出される。

他方で、テロリズム行為の各類型に対処すべくこれまでに個別に作成された13の多数国間条約は、国際テロリズムに対する法的側面からの取組みの代表的な事例であるものの、裁判管轄権の設定が義務づけられる直接利害関係国の範囲が条約の成立ごとに拡大されていく過程や、一連のテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰方式の核とも言える「引き渡すか訴追するか」原則の基盤である容疑者所在国の裁判管轄権の成立経緯などを含め、各条約の起草過程に係る一次資料を用いてテロリズム防止関連諸条約の裁判管轄権の法構造を詳細かつ包括的に明らかにした先行研究はこれまでに存在しないといえる。こうした国際テロリズムの法的規制に関する先行研究の現状から、本論文は、一連のテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権に着目し、これらの条約が容疑者に対する裁判管轄権の網の目を徐々に張り巡らせていく過程を、各条約の起草過程に関する一次資料を詳細に検証することにより明らかにするという点において意義を有するといえる。

# 第1章 国際テロリズムの法的規制の歴史と現状

## 第1節 本章の課題

本論文全体の主たる目的は、国際テロリズムに対する法的規制の一手段として作成された、一連のテロリズム防止関連諸条約における容疑者の訴追・処罰に関する規定の法構造を明らかにすることである。その前提として本章では、これまでに国際テロリズムに対して国際法上どのような取組み・規制がなされてきたかにつき、その歴史と現状を概観する。以下では、まず第2節において、国際連盟および国際連合によるテロリズムの抑止に対する取組みについて、それぞれの時代に分けて検証する。特に国連による取組みについては、総会決議、安保理決議などによる規制に加え、1972年に設立されたアドホック委員会における議論についても概要を述べる。次に第3節では、テロリズムの個別類型ごとにこれまでに作成された13のテロリズム防止関連諸条約について、それぞれの条約の概略を述べるとともに、それらの条約に共通する特徴を描き出すこととする。さらに第4節では、すでに締結された13のテロリズム防止関連諸条約によってではカバーしきれないテロリズム行為があることを念頭に、現在国際連合において審議が行われている包括的テロリズム防止条約の起草について、特にテロリズムの定義をめぐる議論に注目しつつ概要を述べる。第5節は本章のまとめとする。

## 第2節 国際連盟・国際連合における法的規制

### 第1項 国際連盟における取組み

テロリズムやテロリストという表現が政治的な意味合いを有するものとして最初に用いられたのはフランス革命期においてとされる<sup>68</sup>。フランス革命期には、ジャコバン派を代表するロベスピエールが権力を掌握した公安委員会による独裁政治、いわゆる「恐怖政治」が実施されたが、このように反対派を脅えさせる効果を有する物理的な強制を行う意味として「テロリズム」という言葉が用いられるようになったのである<sup>69</sup>。その後、国家による物理的な強制のみならず、これとはむしろ逆に、皇帝、国王、大

<sup>68</sup> 西井、前掲注11、7頁。

<sup>69</sup> 清水、前掲注60、39-40頁。

統領などに対する一般人民による攻撃といった国家に敵対する人民による殺人等も「テロリズム」と称されるようになり、テロリズムは、国家による反対派への弾圧、国家に敵対する人民による反抗の両者を指すこととなった<sup>70</sup>。

テロリズムが国際社会における問題として扱われるようになったのは、すなわちテロリズムが国際問題化したのは戦間期のことである。テロリズムに関する拘束力を有する文書の作成が試みられることとなった直接的な契機は、1934年10月にフランスのマルセイユにおいて発生した、クロアチア人による、ユーゴスラヴィア国王アレクサンダー (Alexander) 1世とフランス外相ルイ＝バルトゥ (Jean Louis Barthou) の暗殺事件である<sup>71</sup>。この事件をきっかけに、ユーゴスラヴィア政府は、国際連盟規約第11条第2項に基づき、連盟理事会に対し国際テロリズム問題の検討を要請し、その結果として1934年12月に国際テロリズムに関する決議が連盟理事会により全会一致で採択されている<sup>72</sup>。この決議は、第IIパラグラフにおいて「すべての国家は、その領域における政治的目的を伴ういかなるテロリストの活動も、助長、許可してはならない義務を有する。」と述べたうえで、第IVパラグラフにおいて、テロリズム行為抑止のための国際条約の起草を目的とする、11カ国の代表により構成される専門委員会を設置することを決定した。同委員会は1935年、1936年の二回の会期を経て、2つの草案を連盟総会に提出しており、これらの草案は、1937年の第三会期において出された見解を踏まえ改訂され、同年11月にジュネーヴにて開催された「テロリズムの抑止に関する国際会議」において、「テロリズムの防止および処罰に関する条約」と「国際刑事裁判所の創設に関する条約」として採択されるに至った<sup>73</sup>。この条約は1937年のジュネーヴ条約とも称されるが、国際的なテロリズム行為の法規制を目指して国際社会が

---

<sup>70</sup> 同上、39-40頁。

<sup>71</sup> 以下、連盟期の動きについては、Saul, Ben, “The Legal Response of the League of Nations to Terrorism,” *Journal of International Criminal Justice*, vol.4, 2006, pp.79-82; Gioia, *supra* note 42, pp.3-5; 西井、前掲注27、「国際テロリズムと国際法」、21頁; 林、前掲注38、114-115頁を参照。

<sup>72</sup> League of Nations Council Resolutions on International Terrorism (10 December 1934), *cited in* Friedlander, Robert A., *Terrorism: Documents of International and Local Control volume 1*, Oceana Publications, 1979, pp.250-251.

<sup>73</sup> Convention for the Prevention and Punishment of Terrorism, 19 League of Nations O.J. 23 (1938), League of Nations Doc. C.546 (I). M.383 (I).1937.V (1938) (16 November 1937); Annex: Convention for the Creation of an International Criminal Court, 19 League of Nations O.J. 23 (1938), League of Nations Doc. C.546 (I).M.383 (I).1937.V (1938) (16 November 1937) *cited in* Bassiouni, M Cherif, *International Terrorism: Multinational Conventions (1937-2001)*, Transnational Publishers, 2001, pp.79-87.

組織的に協力した最初の例として位置づけられるものである。

このうち前者の「テロリズムの防止および処罰に関する条約」は、第 1 条第 2 項で「テロリズム行為」について、「一国家に対して向けられ、かつ、特定の個人、個人の集団、もしくは一般民衆の精神に恐怖状態をつくりだすことを意図しもしくは予想した刑法上の行為」と定義している。さらに第 2 条において、自国領域内で行われ、且つ他国に対して向けられる以下の行為で上記定義に合致するものを、国内法上の犯罪とすることを義務づけている。具体的には、①国家元首、その継承予定者、それらの配偶者、および職務中の公職者の意図的殺害又は重傷もしくは自由剥奪行為、②他国の公的財産の意図的破壊、損傷、③民衆の一部の生命を危うくさせるよう計画された意図的行為、④上記諸行為の未遂、⑤上記諸行為の犯行を目的とした兵器、弾薬、爆発物または有害物質の製造、取得、所有および供給である。また、同条約は第 9 条および第 10 条において、条約に違反した者、すなわち犯罪者を何らかの理由で引き渡さない場合には、国内で訴追し処罰する義務、すなわち「引き渡すか訴追するか」の原則を規定している<sup>74</sup>。

これに対し、後者の「国際刑事裁判所の創設に関する条約」は、その第 1 条において、「テロリズムの防止および処罰に関する条約」に違反した容疑者を審理する国際刑事裁判所を設置すること、さらに第 2 条において、当該条約の締約国は自国の裁判所において訴追する代わりに、または犯罪人引渡しをする代わりに、国際刑事裁判所へ容疑者を付託できると規定する。しかしながら第二次世界大戦の接近や、テロリズム行為の定義があまりに広範であり多くの国家が批准を拒んだことなどを要因として、前者の条約に関しては 24 の署名国のうちインドしか批准せず、後者の条約に関しては、署名国は 13 カ国に留まり、さらにいずれの国も批准をしなかったことから、結局両条約とも発効には至らなかった<sup>75</sup>。

---

<sup>74</sup> 林、前掲注 38、115－116 頁。

<sup>75</sup> Frank, Thomas M., and Bert B. Lockwood, Jr., “Preliminary Thoughts Towards and International Convention on Terrorism,” *American Journal of International Law*, vol.68, 1974, p.70; Dugard, John, “Towards the Definition of International Terrorism,” *Proceedings of American Society of International Law*, vol.67, 1973, p.94; 西井、前掲注 27、「国際テロリズムと国際法」、21 頁；林、前掲注 38、116 頁。

## 第2項 国際連合における取組み

### (1) 総会決議、安保理決議などによる規制

これまでに国連の場で採択されたテロリズムに関する決議は数多いが、以下では総会決議、安保理決議ともに、特に重要なものについて取り上げて述べることに致したい<sup>76</sup>。

既述のとおり、国連の場において国際テロリズムが主たるテーマとして議論されるようになった直接的契機は、1972年に発生したイスラエル・ロッド空港乱射事件とミュンヘンオリンピックにおけるイスラエル選手人質殺害事件である。こうした事件の発生により、当時のヴァルトハイム国連事務総長は、1972年の第27回国連総会の追加議題として国際テロリズム防止措置を取り上げることがを要請した<sup>77</sup>。その結果として同年に採択された国連総会決議3034(1972年12月18日)は<sup>78</sup>、第4項において、「自決および独立に対する正当な権利および他の人権や基本的自由を否定する、植民地主義者、人種主義者、および外国人政権による抑圧的およびテロリストの行為の継続」を非難しており、これは国際テロリズムを主題とした国連における初めての決議である。またこの決議により、35カ国からなる「国際テロリズムに関するアドホック委員会」の創設が決定され、同委員会の場において国際テロリズムに関する審議が継続されることとなった<sup>79</sup>。

その後、国連総会においてはテロリズムに関する種々の決議が採択されているが、たとえば1979年の総会決議34/145(1979年12月17日)の第4項においても、先の総会決議3034と同じ文言によりテロリズム行為の継続が非難されている。その後1980年代に入り、旧植民地の殆どが独立し、民族解放運動がイスラエルのような国との戦いに限定されてきたこと、さらに1990年代における国際社会の様々な動向、たとえば、アパルトヘイトの終了、中東における和平工作などの成功を背景として、国連は1980年代から1990年代にかけて、いかなる状況においても、また、どのような形

---

<sup>76</sup> 本項に関しては、Halberstam, Malvina, “The Evolution of the United Nations Position on Terrorism: From Exempting National Liberation Movements to Criminalizing Terrorism Wherever and by Whomever Committed,” *Columbia Journal of Transnational Law*, vol.41, 2003, pp.573-579; 初川、前掲注23、7-44頁; 西井、前掲注27、「国際テロリズムと国際法」、25-26頁などを参照。

<sup>77</sup> 外務省国際連合局政治課『国際連合第27回総会の事業(下巻)』1973年、318頁; 西井、前掲注27、「国際テロリズムと国際法」、25頁。

<sup>78</sup> UN Doc. A/RES/3034 (XXVII) (18, December, 1972).

<sup>79</sup> 西井、前掲注27、「国際テロリズムと国際法」、25頁。

態のテロリズムも正当化されないとの立場を取るようになった<sup>80</sup>。例えば 1985 年の国連総会決議 40/61（1985 年 12 月 9 日）は、その第 5 項において、「いかなる場所で、誰によって行われても、テロリズムのあらゆる行為、手法および実施を犯罪として無条件に非難する」としている<sup>81</sup>。また、1994 年に国連総会において採択された「国際テロリズムを廃絶するための措置に関する宣言」（1994 年 12 月 9 日）も 1985 年の決議と同様に、テロリズムのあらゆる行為、手法および実施を非難している<sup>82</sup>。さらに、2006 年には国連総会においてアナン事務総長（当時）により「テロリズムに対抗して団結する：グローバルなテロ対策戦略に向けた勧告」が発表されるとともに、同勧告に基づき、同年に「国連反テロリズム・グローバル戦略」決議が、国際テロリズムに関する国連総会決議として史上初めて全会一致で採択されるに至った<sup>83</sup>。

次に国連安全保障理事会による決議に着目すると、特に 2001 年の米国同時多発テロ以降に採択されたものがテロリズムを強く非難する内容となっている。たとえば米国同時多発テロの翌日である 2001 年 9 月 12 日には、同攻撃を非難し、また自衛権を明確に認めるとともに、同攻撃およびあらゆる形態のテロリズムと闘うために「あらゆる必要な手順」をとる用意があるとする安保理決議 1368 号が採択されている<sup>84</sup>。また同月 28 日に採択された安保理決議 1373 号は、テロリズム行為を「国際の平和と安全に対する脅威」であると認識するとともに、国連のすべての加盟国に対し、国連憲章第 7 章のもとでの措置として、テロリズム行為と関係する金融財産を凍結することなどを義務づけている<sup>85</sup>。さらにこの決議に基づいて、国連テロ対策委員会（The Counter-Terrorism-Committee、CTC）が設立され、各国による決議の履行確保が監視されることとなり、同委員会の活性化などを目指す安保理決議 1566 号（2004 年 10 月 8 日）も採択されている<sup>86</sup>。また、2005 年に採択された安保理決議 1624 号（2005 年 9 月 14 日）は、テロリズム行為そのもののみならず、テロリズムを扇動する行為を強く非難するとともに、そうした行為の禁止等を国連加盟国に義務づけるものとなっ

---

<sup>80</sup> 初川、前掲注 23、30 頁。

<sup>81</sup> UN Doc. A/RES/40/61, para.5 (9, December, 1985).

<sup>82</sup> UN Doc. A/RES/49/60 (9, December, 1994).

<sup>83</sup> UN Doc. A/RES/60/288 (20 September, 2006). 植木、前掲注 4、7 頁。

<sup>84</sup> UN Doc. S/RES/1368 (12, September 2001). 初川、前掲注 23、18 頁。

<sup>85</sup> UN Doc. S/RES/1373 (28, September, 2001). 初川、前掲注 23、18–19 頁。

<sup>86</sup> UN Doc. S/RES/1566 (8, October, 2004).



ている点が注目される<sup>87</sup>。

## (2) アドホック委員会におけるテロリズムの定義に関する 2 つの立場の対立

先に述べた 1972 年の国連総会決議 3034 に基づいて設置された「国際テロリズムに関するアドホック委員会」（以下、アドホック委員会）は、国際テロリズムの防止措置について、1973 年、1977 年、1979 年と計 3 回にわたり継続的に審議を重ねた<sup>88</sup>。このうち 1973 年の第一会期においては、国際テロリズムの定義、要因、防止措置という 3 つの議題について小委員会を設置して議論を進めたが、定義の必要性や、原因研究と対応措置のどちらを重視するかという点などに関して意見が対立し、結局結論に達することができなかった。1977 年の第二会期、1979 年の第三会期においても国際テロリズムの定義を作成することなどを目指して作業を行い、各会期ごとにその審議に関する報告書を国連総会に提出したが、いずれの会期においても議論が収束せず、主たる成果を挙げることができずに終わった。特にテロリズムの定義に関しては、今日まで続く以下の 2 つの立場の対立を主たる要因として、その包括的な定義の作成は実現をみななかったのである<sup>89</sup>。

テロリズムの包括的定義の成立を阻む 2 つの立場の対立の構図とは、一方に欧米の先進国とラテンアメリカ諸国を中心とする立場と、他方にアラブ・アフリカ諸国、当時の共産圏諸国などのいわゆる途上国を中心とする立場により描かれるものである。このうち前者の先進国等を中心とする立場は、テロリズム行為の規制に際し、動機や根源的な原因にかかわらず、いかなる例外も認めないとして、テロリズムは紛争において用いられてはならない手段であると捉えるものである。そのうえでこれらの国家は、国際テロリズムの議論においては、その原因に関する研究よりもテロリズムの防止措置に関する検討を優先すべきであると主張する<sup>90</sup>。

これに対し後者の、イスラム諸国を含む途上国を中心とする国々は、国連におけるテロリズムに関する議論が民族解放運動に影響を与えることを危惧し、あらゆるテロ

---

<sup>87</sup> UN Doc. S/RES/1624 (14, September, 2005).

<sup>88</sup> 以下、1973 年、1975 年の審議概要については、林、前掲注 38、120-121 を参照。

<sup>89</sup> 以下、2 つの立場の対立について、Cassese, *supra* note 20, pp.162-163 note 1; Reisman, *supra* note 42, p.58; Bassiouni, *supra* note 73, p.3; Frank, Thomas M., and Bert B. Lockwood, Jr., *supra* note 75, pp.72-75; 初川、前掲注 23、10-11 頁；西井、前掲注 27、「国際テロリズムと国際法」、25 頁；林、前掲注 38、120-121 頁などを参照。

<sup>90</sup> 初川、前掲注 23、10 頁；西井、前掲注 27、「国際テロリズムと国際法」、25 頁。

リズム行為が禁止されることに反対を唱える。これらの諸国の主張によれば、植民地主義、人種主義を行っている国家こそがテロリズム行為を行っているのであり、植民地体制や人種差別体制からの解放を目指す民族自決・民族解放運動はテロリズムとは区別されるべきとされる。すなわち、たとえば民族解放運動の過程において行われるテロリズムは、「自由の戦士 (freedom fighters)」により行われるものと位置づけられるのであり、その目的によっては正当化され得るという立場である<sup>91</sup>。さらにこれらの国家は、国連ではテロリズムの防止措置に関する検討ではなく、まず国際テロリズムの原因についての研究を行うべきであり、国連はテロリズムの根源の除去に努力すべきであるとも主張する<sup>92</sup>。こうした 2 つの立場の対立を主たる背景・要因として、国際テロリズムの定義の作成をめぐる国連における作業は一向に進展せず、アドホック委員会における議論はその後停滞することとなった。

### 第 3 節 テロリズム防止関連諸条約による規制

テロリズムに関する国際法上の一般的・普遍的定義が成立していないことを主たる要因として、国際社会はこれまでに、通常犯罪のうちテロリズムに利用されることの多い犯罪類型を取り上げ、そうした典型的なテロリズム犯罪ごとに多数国間条約を作成するという手法により、国際テロリズムに対する法的な枠組みを構築してきた。つまりこうした手法は、各条約において、特定的手段・方法によるテロリズム行為の規制を目的として、個別具体的な行為類型を当該条約で禁止される犯罪と定義したうえで、締約国に対しその防止・処罰に関する諸義務を課すという、テロリズムの個別分野に応じた対応といえる<sup>93</sup>。このような手法に基づいて国連やその他の国際機関により作成された多数国間条約は、これまでに 13 を数えるが、こうした行為の類型に着目した犯罪別アプローチは、テロリズムに関する国際法上の定義が確立しない状況において、テロリズム行為を定義することを敢えて避けるべくして執られたものであるとも言える<sup>94</sup>。

<sup>91</sup> 初川、前掲注 23、10 頁；西井、前掲注 27、「国際テロリズムと国際法」、20、25 頁。

<sup>92</sup> Bassiouni, *supra* note 73, p.3; 西井、前掲注 27、「国際テロリズムと国際法」、25 頁。

<sup>93</sup> Gioia, *supra* note 42, pp.4-5; 伊藤、前掲注 44、11 頁；熊谷、前掲注 62、65 頁注 11。

<sup>94</sup> 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』信山社、2004 年、313 頁；初川、前掲注 23、46 頁。

以下ではまず 13 のテロリズム防止関連諸条約について、条約の採択年次順に、条約の目的、各条約が対象とする犯罪の定義、すなわち犯罪構成要件を中心に、各条約の概要を簡潔に述べたうえで、これらの条約に共通する特徴について述べることに致したい。

## 第 1 項 テロリズム防止関連諸条約の概要

### (1) 東京条約

東京条約（正式名称は、「航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約」。1963 年採択、1964 年発効）は、1950 年代から散発的に発生し、特に 1960 年代から世界各地で発生した航空機のハイジャックや駐機中の航空機に対する襲撃事件の増加を背景として、国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization、以下 ICAO）により作成された最初のテロリズム規制条約である<sup>95</sup>。なお ICAO は、1947 年に発足した国連の専門機関であり、本部はモンテリオールに置かれている。

本条約は、飛行中の航空機内における国内刑法上の犯罪および機内の安全・秩序を損なう行為を対象とし、管轄権の欠如のために容疑者が処罰されないことを防止することを目的としている。まず第 1 条において条約の適用範囲を規定しており、刑法上の犯罪（第 1 条第 1 項 a 号）、航空機若しくはその機内の人若しくは財産の安全を害し、若しくは害するおそれがある行為、または航空機内の秩序および規律を乱す行為（但し犯罪であるか否かを問わない、同 b 号）に対し、本条約が適用されるとしている。また本条約は、上記の目的のために、こうした行為に対して機長に措置を執る権限を付与し、さらに機長がそうした措置を取る際の、容疑者に対する締約国の権利・義務について規定する。このうち前者の機長の権限に関しては、第 1 条第 1 項に規定された犯罪または行為を航空機内で行う者に対して、航空機または機内の人若しくは財産の安全を保障するために、また当該航空機内の秩序および規律を維持するために、また、その者を権限のある当局に引き渡し又は降機させることができるようにするために、必要な妥当な措置をとることができると規定する（第 6 条第 1 項 a、b、c 号）。また、後者の締約国の権利・義務に関しては、被疑者の所在を確実にするため抑留その

---

<sup>95</sup> 以下、東京条約の起草過程、概要については、栗林忠男『航空犯罪と国際法』三一書房、1978 年、18-35 頁；池田文雄「東京条約小論」『専修大学法学研究所紀要』第 1 卷（法と政治における諸問題）1972 年、175-216 頁；金、前掲注 34、136-143 頁；林、前掲注 38、116-117 頁などを参照。

他の措置をとる義務(第13条第2項)や、降機した者の入国を拒否する着陸国に対し、その者の国籍国や恒久的な居所を有する国、その者がその航空機による旅行を開始した国にその者を送還できる権限(第14条第1項)などを規定している。

他方で、上記のとおり第1条において条約の適用範囲が規定されているものの、条約上に犯罪の構成要件に関する規定はなく、つまり本条約は一定の行為を条約上の犯罪として規定しているわけではない。また、ハイジャック行為を直接の取締り対象としているわけではないため、同行為に関する条文は第11条のみとなっている。つまりハイジャックに関しては、ハイジャックが発生した場合の締約国義務として、第一に、当該航空機の制御権を機長に返還させ、それを維持するために適切な措置を執ること(第11条第1項)、第二に、着陸国による乗客および乗組員の旅行の継続の確保および機体・積荷の所有者への返還義務を規定するにとどまるのである(第11条第2項)<sup>96</sup>。

## (2) ハーグ条約

上記のとおり、東京条約は航空機内の秩序および規律を乱す行為を規制対象とし、ハイジャック行為そのものを正面から規制の対象としていたわけではなかったため、ハイジャックの実効的防止には不十分な内容であった。その後、1960年代後半、特に1968～70年にかけて航空機ハイジャックの発生件数が急激に増加し、国際民間航空に対する危険が増大したことに伴い、上記のような東京条約の欠陥が浮き彫りとなった。1930～1967年までのハイジャックの発生件数は、最多の年でも年間6件であったのに対して、1968年には年間38件、1969年には82件に跳ね上がっている<sup>97</sup>。

こうした中、ハイジャックに対する効果的な対策と抑止力を提供する新たな条約を作成する機運が高まることとなり、1968年にICAO理事会に対しハイジャックに対処するための研究開始が要請されたことを直接の契機として、ハイジャックを規制対象とする条約の起草が開始されることとなった。その後ICAOのもとで、法律小委員会と法律委員会により条約草案が作成・審議され、1970年のハーグ外交会議を経て、ハーグ条約(正式名称は、「航空機の不法奪取の防止に関する条約」。1970年採択、1971

<sup>96</sup> 林、前掲注38、116頁。

<sup>97</sup> Cheng, Bin, "Aviation, Criminal Jurisdiction and Terrorism: The Hague Extradition / Prosecution Formula and Attacks at Airports," in Bin Cheng and E.D. Brown eds. *Contemporary Problems of International Law*, Stevens & Sons, 1988, p.33.

年発効) が採択されるに至ったのである<sup>98</sup>。

その前文によれば、本条約の目的は、飛行中の航空機の不法奪取の発生が重大な関心事であることを考慮したうえで、犯人の処罰のための適当な措置を講ずることにより、そうした行為を抑止することにあるとされる。続く第 1 条において犯罪の構成要件を規定しており、「飛行中の航空機内」における「暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いて航空機を不法に奪取し管理する行為（未遂を含む）」(第 1 条 a 号)、およびそうした行為への加担行為（同 b 号）を当該条約における犯罪行為とし、航空機の不法奪取（ハイジャック）について定義づけをしている。なおこれらの犯罪行為が行われる「飛行中の航空機」とは、「そのすべての乗降口が乗機の後に関閉ざされた時から、それらの乗降口のいずれか一が降機のために開かれる時まで、また不時着の場合には、権限のある当局が当該航空機並びにその機内の人及び財産に関する責任を引き継ぐ時まで」を指すと第 3 条において規定されている。また第 2 条では、締約国に対し、犯罪行為について重い刑罰を科すことができるような国内立法措置をとることを義務づけている。さらにハーグ条約においては、本論文の序章で述べたとおり、直接利害関係国に加え容疑者所在国の裁判管轄権が新たに規定されたことに伴い、一連のテロリズム防止関連諸条約において二元的構造に基づく裁判管轄権規定が初めて導入されることとなった。上記の第 2 条に規定された国内法における犯罪化義務とともに、本条約の裁判管轄権規定に関しては、次項においてテロリズム防止関連諸条約の特徴として、他の条約と併せて述べることとする。

### (3) モントリオール条約

モントリオール条約（正式名称は、「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」。1971 年採択、1973 年発効）は先の 2 つの条約と同様に、ICAO により作成されたものであるが、ハーグ条約の起草作業が最終段階にあった 1970 年に生じた航空機に対するテロ犯罪がその作成の契機となっている<sup>99</sup>。具体的には 1970 年 2 月にスイスのチューリッヒ近郊でスイス航空の航空機が離陸直後にパレスチナゲリラに爆破

---

<sup>98</sup> Shubber, Sami, “Aircraft Hijacking under the Hague Convention 1970- A New Regime?” *International Comparative Law Quarterly*, vol.22, 1973, pp.688-689. ハーグ条約の詳細な起草過程については、本論文第 2 章第 3 節において後述する。

<sup>99</sup> 以下、モントリオール条約の起草過程について、林、前掲注 38、117 頁；小川、前掲注 44、45 頁などを参照。

され、また同日にオーストリア航空の航空機にも爆発物が仕掛けられるという事件が発生したため、スイスとオーストラリアが中心となって、航空機に対する破壊行為等を討議するため ICAO に対し特別総会の開催を要請したのである。その結果、ハーグ条約草案から除外される航空機に対する不法妨害行為を対象とする条約草案の作成が特別総会から ICAO 法律委員会に命じられ、翌年 1971 年 9 月にモントリオール条約が採択されるに至った。このように非常に短期間での条約草案作成、採択を可能ならしめた背景・要因としては、モントリオール条約がハーグ条約の枠組みを基本として作成され、多くの規定が共通している点が挙げられる<sup>100</sup>。

本条約の目的はその前文に規定されているとおり、民間航空の安全に対する不法行為を抑止するために、犯人の処罰のための適当な措置を講ずることにある。さらに条約の第 1 条において犯罪の構成要件が規定されており、たとえば、飛行中の航空機内の人に対する且つ航空機の安全を損なう恐れのある暴力行為（第 1 条第 1 項 a 号）、業務中（飛行前の準備開始時から、着陸後 24 時間を経過するまで）の航空機の破壊又は飛行を不能にする損害若しくは飛行中の安全を損なう恐れのある損害を与える行為（同 b 号）、業務中の航空機を破壊するような装置・物質などを設置する行為（同 c 号）、航空施設を破壊・損傷・運用を妨害する行為（同 d 号）、虚偽情報の通報行為（同 e 号）、何らかの装置、物質、武器を使用し、不法且つ故意に行う、国際民間航空に使用される空港における人に対する暴力行為や、施設の破壊行為（第 1 条第 1 項の二）などが条約上の犯罪行為として規定されている。また、これらの行為の未遂・加担行為も同様に犯罪とされている（第 1 条第 2 項）。モントリオール条約の基本的な枠組みはハーグ条約の規制方式に基づくものであるが、両者の相違点としては、第一に、ハーグ条約が主としてハイジャックといった航空機内における犯罪行為を規制しているのに対し、モントリオール条約は主に外部からなされる犯罪を規定対象としている点、第二に、ハーグ条約が飛行中の航空機における行為を規制対象としているのに対し、モントリオール条約は飛行中のみならず「業務中」の航空機内又は航空機に対する暴力・破壊行為を対象としている点が挙げられる<sup>101</sup>。

---

<sup>100</sup> 林、前掲注 38、117 頁；小川、前掲注 44、45 頁。

<sup>101</sup> 林、前掲注 38、117 頁；伊藤、前掲注 44、14 頁。

#### (4) 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約（正式名称は、「国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」。1973年採択、1977年発効）が作成された背景としては、言うまでもなく、国家元首や外交官など「国際的に保護される者」の誘拐・殺害などといった犯罪行為の増加がある。こうした行為は特に1960年代後半に急増し、1968年から1972年の間に46人の外交官らがテロ行為に遭い、そのうち16人が殺害されている<sup>102</sup>。テロリストたちは、外交官等を誘拐し、人質として利用することにより、被害者たる外交官等の本国の外交的圧力を利用して自国政府との取引を有利に進めることを可能としてきた。例えば、政治犯として拘留されている仲間の釈放や身代金の獲得、自己の政治目的を報道させることなどに成功してきたのであり、外交官等に対する犯罪行為を国際テロリズムの一形態として利用してきたと言える<sup>103</sup>。こうした点を背景として、1971年に国連総会が国連国際法委員会（International Law Commission, 以下 ILC）に条約草案の作成を求めたのを受け、ILC およびその下での作業部会により草案が起草、審議された。その後、起草案は、国連総会第六委員会および起草委員会における審議を経て、1973年に国連総会により採択されるに至ったのである<sup>104</sup>。

本条約の目的は、その前文にあるとおり、外交官など国際的に保護される者に対する犯罪が、正常な国際関係の維持に重大な脅威を生じさせることを念頭に、こうした犯罪を防止し処罰することにある。また本条約は、まず第1条第1項において、以下の者を「国際的に保護される者」として規定する。すなわち、「国家元首、政府の長、外務大臣並びに同行する家族」（第1条第1項 a 号）および「国家の代表者又は職員及び政府間国際機関の職員で、犯罪時及び場所において国際法に基づき特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族」（同 b 号）が本条約の保護対象である。続く第2条第1項では、「故意に」行う、「国際的に保護される者を殺害又は誘拐すること及びその者の身体・自由に対する侵害行為」（第2条第1項 a 号）、「国際的に保護される者の公的施設、個人的施設、輸送手段に対する暴力的侵害行為でその者の身体・自由を害する恐れのあるもの」（同 b 号）、「こうした行為の脅迫・

<sup>102</sup> 林、前掲注 38、119 頁。

<sup>103</sup> 西井正弘「外交官等保護条約の意義」『島大法学』第 27 巻、1978 年、20-21 頁。

<sup>104</sup> 同上、19-27 頁。国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の詳細な起草過程については、本論文第 3 章第 3 節にて後述する。

未遂・加担」（同 c - e 号）を、各締約国の国内法により犯罪とするとして、犯罪の構成要件を規定している。

## （5）人質行為防止条約

人質行為防止条約（正式名称は、「人質をとる行為に関する国際条約」。1979 年採択、1983 年発効）は、ミュンヘンオリンピック事件（1972 年）や在ストックホルム西独大使館占拠事件、在クアラルンプール米領事館・スウェーデン大使館占拠事件、ウィーン OPEC 本部襲撃事件（いずれも 1975 年）をはじめとする 1970 年代の人質行為を主とするテロリズム事件の増加を背景として作成されたものであるが、これらの人質事件はいずれも、仲間の受刑者の釈放や身代金を要求して行われたものである<sup>105</sup>。条約起草の直接的な動きとしては、国連総会第 31 会期（1976 年）における西ドイツ（当時）外相による呼びかけが端緒となっており、同年の総会決議により条約起草のためのアドホック委員会が設置され、同委員会と国連総会第六委員会における条約草案の審議を経て、最終的には 1979 年の国連総会において条約が採択された<sup>106</sup>。

前文に記されているとおり、本条約の目的は、人質をとる行為は国際社会が重大な関心を有する犯罪であることを考慮したうえで、国際的なテロリズムとして行われるすべての人質をとる行為を防止し、訴追し処罰するための効果的な措置をとるにあたり諸国間の国際協力を発展させることにある。また、本条約はまず第 1 条において、人質行為について「逮捕・拘禁された者（「人質」）の殺害、傷害又は拘禁の継続をもって脅迫する行為であり、人質解放のための条件として、何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者（国家、国際的な政府間機関、自然人、法人、人の集団）に対して強要する目的で行うこと」と定義し（第 1 条第 1 項）、当該条約における犯罪行為の構成要件を規定する。さらに同行為の未遂、加担行為も犯罪とされる（第 1 条第 2 項）。これまでのテロリズム防止関連諸条約は、航空機を対象とする犯罪行為や外交官など国際的に保護される者に対する犯罪行為に限定されていたが、本条約の成立により広く民間人を対象とする人質行為が犯罪とされることとなった。

なお条約の起草過程において最も問題となったのは、民族解放闘争に際して行われ

---

<sup>105</sup> 西井正弘「人質行為防止国際条約の成立（一）」『島第法学』第 24 巻第 1 号、1980 年、22 頁。

<sup>106</sup> 同上、26-33 頁。人質行為防止条約の詳細な起草過程については、本論文第 4 章第 3 節にて後述する。



た人質行為を条約の適用対象とするか否かという点に関してである<sup>107</sup>。アジア・アフリカを中心とする諸国は、民族解放闘争に係る人々は戦闘員であり、交戦者としての地位が付与されるべきであること、さらに、同闘争の過程において行われた人質をとる行為は本条約の対象外とすべきことを主張した。それに対し、当時の西側先進諸国は、こうした例外規定を設けることに反対し、両者の立場が対立したが、結局条約第12条という形で妥協が図られた<sup>108</sup>。すなわち、戦争犠牲者保護に関する1949年のジュネーブ諸条約又は同諸条約の追加議定書に規定する武力紛争において行われた人質をとる行為については、同諸条約又は同諸条約の追加議定書が適用され、本条約の締約国が当該人質をとる行為を行った者を訴追するか、引き渡すことを同諸条約により義務づけられる限り、人質行為防止条約は適用されないこととなったのである。

## (6) 核物質防護条約

核物質防護条約（正式名称は、「核物質の防護に関する条約」。1980年採択、1987年発効）は国際原子力機関（International Atomic Energy Agency、以下IAEA）により起草され、核物質の安全を確保するべく、特に国際輸送中の核物質の防護の措置を義務づけるものである。なおIAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的として1957年に発足した国連関連機関であり、本部所在地はウィーンである。

こうした条約が作成された背景には、1960年代後半から国際テロリズムが頻発する中、ウランやプルトニウムなどの核物質の紛失・盗難や、原子力施設に対する破壊活動などへの懸念が高まったことが挙げられる<sup>109</sup>。IAEAは1975年9月に「核物質防護

---

<sup>107</sup> 以下この点について、Verwey, Wil D., “The International Hostages Convention and National Liberation Movements,” *American Journal of International Law*, vol.75, 1981, pp.69-92; 西井正弘「人質行為防止国際条約の成立（二・完）」『島大法学』第24巻2・3号、1981年、2-6頁；金、前掲注34、192頁；伊藤、前掲注44、15頁などを参照。

<sup>108</sup> 第12条の規定は以下のとおりである。「この条約は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年のジュネーブ諸条約又は同諸条約の追加議定書に規定する武力紛争（千九百七十七年の追加議定書I第一条4に規定する武力紛争、すなわち、国際連合憲章及び国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配、外国による占領及び人種差別体制に対して戦うものを含む。）において行われた人質をとる行為については、当該人質をとる行為について同諸条約又は同諸条約の追加議定書が適用され、かつ、この条約の締約国が当該人質をとる行為を行った者を訴追し又は引き渡すことを同諸条約により義務づけられる限り、適用しない。」

<sup>109</sup> 伊藤、前掲注44、15頁；小川、前掲注44、46頁。1970年には米国フロリダ州にお

に関する勧告」(INFCIRC/225)を初めて出して以来、それ以降4度にわたりこれを改訂してきたが、1977年10月にはIAEA内に「核物質防護条約案」を検討する政府間委員会が設置され、1979年10月の第4回会合において本条約が採択されるに至った<sup>110</sup>。

その前文によれば、本条約の目的は、原子力の平和的応用における国際協力を促進し、核物質の不法な取得および利用がもたらす潜在的な危険を回避し、核物質に関する犯罪の防止、発見および処罰の確保にあるとされる。また条約の適用対象として、本条約は、平和的目的のために使用される核物質であり国際輸送中のものに対して適用されるほか、同じく平和的目的のために国内において使用、貯蔵され又は輸送される核物質についても適用される(同第2条)。核物質の防護措置として各締約国に課せられる義務は、同条約の第3条～第6条において規定されており、具体的な締約国義務としては、①国際輸送中の核物質について、領域国、船舶・航空機の旗国が、同条約付属書Iに定める水準で防護されることを確保する義務(第3条)、②国際輸送中の核物質が同条約付属書Iに定める水準で防護される保証を得られない限り、同物質を輸出・輸入すること、自国領域内を通過することを認めてはならない義務(第4条)、③通過国への事前通報義務(第5条)、④情報の秘密性を保護する義務(第6条)などがある。

また犯罪の構成要件は第7条に規定されており、故意に行う以下の①～⑥の行為、すなわち、①法律に基づく権限なしに行う核物質の受領、所持、移転、変更、処分又は散布であり、人の死亡若しくは重大な障害又は財産の損傷を引き起こすもの(第7条第1項a号)、②核物質の窃取、強取、横領、および搾取(同b,c号)、③脅迫等により核物質を要求する行為(同d号)、④核物質を用いた脅迫行為等(同e号)、⑤①、②の未遂(同f号)、⑥①～④の加担行為(同g号)が、各締約国の自国の国内法により処罰されなければならない犯罪を構成するとする。

なお本条約は2005年に改正されており、主な改正点としては条約の適用範囲の拡大が挙げられる<sup>111</sup>。すなわち、これまでは条約の適用範囲として、「国際核物質輸送中の核物質」に限定することがその原則とされていたのに対し、改正条約においては、条

---

いて、水爆を仕掛けるとの脅迫事件が発生したことも契機となっている。小川、同頁。以下条約の概要について小川、同頁；西井正弘「テロリストによる核の脅威への法的対応—核物質防護条約改正によるテロ対策を中心に—」『世界法年報』第26号、2007年、106—121頁などを参照。

<sup>110</sup> 西井、前掲注109、112頁。

<sup>111</sup> 以下主要な改正点につき同上、118頁。

約の適用対象を国際輸送中の核物質に限定することなく、国内の原子力施設にも条約の適用範囲が及ぶことが原則とされた（改正条約第 2 条第 1 項）。さらに、このように防護対象が国内の原子力施設にまで拡大されたことを反映すべく、条約の名称も「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」と変更された。

## （7）モントリオール議定書

モントリオール議定書（正式名称は、「1971 年 9 月 23 日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書」。1988 年採択、1989 年発効）は 1971 年のモントリオール条約を補足する議定書である<sup>112</sup>。1980 年代半ばに空港におけるテロリズムが増加し、特に 1985 年には、フランクフルト、成田、ローマ、ウィーンなど国際空港でのテロ事件が頻発した。これらを契機として、翌 1986 年に第 26 次 ICAO 総会が関連条約策定の必要性を主張したことを受け、多くの旅客が集中する国際空港における不法暴力行為を抑制すべく、ICAO 法律委員会が条約草案を起草することとなったのである。こうした背景のもとに 1988 年の国際航空法会議での審議を経て、同年にモントリオール条約を補足する議定書が採択されるに至った。

この議定書の目的はその前文にあるとおり、国際民間航空に用いられる空港における、人命を危うくする不法な暴力行為や、空港の安全な運営を脅かす不法な暴力行為が、すべての国家の民間航空の安全かつ秩序ある運営を妨害することを考慮し、そうした行為を抑止するために、犯人の処罰のための措置を規定することにある。

また本議定書の第 2 条において犯罪の構成要件が規定されているが、モントリオール条約に規定された犯罪行為から拡大された行為又は新たに犯罪行為として追加された行為として、前者には、①国際民間航空に使用される空港における、重大な障害又は死亡に至るような、人に対する暴力行為（第 2 条 1 の二 a 号）、②国際民間航空に使用される空港の施設や業務外の航空機に対する破壊行為（同 b 号）、後者としては、国際民間航空に使用される空港の業務を混乱させる行為がある（同 b 号）<sup>113</sup>。モントリオール条約の犯罪構成要件が、飛行中の航空機内の対人暴力行為や、飛行中の航空機

---

<sup>112</sup> 条約の概要については、金、前掲注 34、170－171 頁；小川、前掲注 44、46 頁；伊藤、前掲注 44、14 頁などを参照。

<sup>113</sup> 小川、前掲注 44、46 頁。

の安全を損なう恐れのある行為、業務中の航空機に対する破壊行為に限定されていたこと、国際空港の業務を混乱させる行為を含んでいなかったことに鑑みると、本議定書の成立により、犯罪とされる対象範囲が大きく拡大したと言える。

## (8) 海洋航行不法行為防止条約

海洋航行不法行為防止条約（正式名称は、「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」。1988年採択、1992年発効）は船舶の不法奪取、破壊行為といった、海上で発生する国際テロリズムに対処するためのものであり、国際海事機構（International Maritime Organization、以下 IMO）により起草された。IMOは1958年に発足した国連の専門機関であり、本部はロンドンに置かれている。通称シージャック防止条約、または採択された会議開催地にちなみローマ条約とも呼ばれる本条約が作成された直接的な契機として、1985年に発生したアキレ・ラウロ号事件が挙げられる。

本事件はパレスチナ解放人民戦線の武装テロリスト4人が、イタリアの旅客船アキレ・ラウロ号に乗り込み、エジプト沖の公海上を航行中に同船舶をシージャックしたというものである<sup>114</sup>。テロリストの要求は、イスラエルおよび他国において収監されたパレスチナゲリラたちの釈放であったが、要求が受け入れられなかったため、アメリカ人の乗客1名を殺害した。その後、テロリストはエジプト政府と交渉し、エジプトに寄港・降伏した。容疑者を拘束したエジプト政府は、彼らの裁判や他国への引渡しを一切拒否するとともに、彼らを釈放し、チュニジアへ向かうエジプト航空機に搭乗させたが、アメリカの戦闘機がこれをシチリア島にあるNATOの空軍基地に強制着陸させたのである。アメリカはテロリストを逮捕したイタリア当局に対し、彼らの引渡しを求めたものの、結局イタリアはこの要請を断り、自国において裁判に付すこととなった。

本件は公海上で生じた事件であるものの、2つの船舶の存在や行為の私的目的を犯罪の構成要件とする海賊行為とは異なるものであり<sup>115</sup>、本件のようなシージャックと

---

<sup>114</sup> 以下、事件の概要について金、前掲注34、200-201頁を参照。

<sup>115</sup> 海賊行為は、国連海洋法条約（1982年採択、1994年発効）において、「私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為」であり、「公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産に対して行われるもの」であると定義される。

呼ばれる同一船内における行為や、船舶妨害・破壊工作といった海上テロリズムに対し国際社会が十分に対処するために、新たな法的規制を構築することの必要性が認識されるに至ったのである。こうして、国連の専門機関である IMO により、ローマで開催されたその主催会議において海洋航行不法行為防止条約が採択されることとなった。

本条約は航空犯罪に対するハーグ条約、モントリオール条約に倣って作成されたものであるが<sup>116</sup>、条約の目的は、その前文に記されているとおり、すべての海洋航行の安全に対する不法な行為を防止し、こうした行為を行った者の訴追・処罰を効果的に実行すべく、諸国間の国際協力を発展させることにある。また、本条約が適用される「船舶」とは、「海底に恒久的に取り付けられていないすべての型式の船」であり、軍艦や政府の船舶等は適用が除外されている（第 1、2 条）。また、条約適用に関する地理的範囲としては、公海等のいかなる国の管轄下にもない海域にあるか、又はかかる海域に向けて又はかかる海域を出て航行している船舶となっている（第 4 条）。

犯罪の構成要件は第 3 条に規定されており、基本的にはモントリオール条約の規定を、船舶を対象とした行為に置き換えたものであると言える。すなわち、不法かつ故意に行う、①暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いた船舶の奪取・管理（第 3 条第 1 項 a 号）、②船舶内の人に対する暴力行為であり、当該船舶の安全な航行を損なう恐れがあるもの（同 b 号）、③船舶を破壊し、または船舶若しくはその積荷に対し当該船舶の安全な航行を損なう恐れがある損害を与える行為（同 c 号）、④手段のいかんを問わず、当該船舶を破壊するおそれのある装置若しくは物質、若しくは当該船舶等にその安全な航行を損なう恐れがある損害を与えるような装置若しくは物質を設置する行為（同 d 号）、⑤海洋航行に関する施設を破壊し若しくは著しく損傷し、又はその運用を著しく妨害する行為（同 e 号）、⑥虚偽情報を通報し、それにより船舶の安全な航行を損なう行為（同 f 号）、⑦これらの犯罪の未遂、教唆、加担（第 3 条第 2 項 a, b 号）などが本条約における犯罪行為として規定されている。

なお 2005 年には本条約の改正議定書が採択され、不法かつ故意に住民を威嚇し、または国家、国際機関に特定の作為・不作為を強要する目的で行う、爆発性物質・放射性物質・NBC（核、生物、化学）兵器などの船舶上での使用や船舶に対する使用、船舶そのものを使用した殺傷・損傷を与える行為、さらに一定条件下でのそれらの物質や兵器の輸送行為等が新たに対象犯罪となった（改正議定書第 3 条第 2 項）。さらに、

---

<sup>116</sup> 伊藤、前掲注 44、15 頁。

同議定書の締約国は、船舶の対象犯罪への関与を疑うに足りる合理的な理由がある場合には、当該船舶の旗国の承諾を前提として公海上で臨検を行うことが可能となった（改正議定書第 8 条第 2 項）。

### **(9) 大陸棚プラットフォーム議定書**

大陸棚プラットフォーム議定書（正式名称は、「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」。1988 年採択、1992 年発効。）は、国際海事機構（IMO）により作成され、先述のローマ条約（海洋航行不法行為防止条約）とともに採択されたものであることからローマ議定書とも称される。大陸棚上の固定プラットフォーム（固定構造物）は、海洋航行不法行為防止条約の適用範囲から除外されていたため、本条約の位置づけとしては、大陸棚上の固定プラットフォームにおける海洋航行不法行為防止条約と同様の行為、すなわち大陸棚プラットフォームの不法奪取、破壊行為等を犯罪とし、その規制を目的とするものであると言える。固定プラットフォームとは、本議定書第 1 条第 3 項の規定によれば、資源の探査又は開発その他の経済的な目的のために海底に恒久的に取り付けられている人工島、施設又は構築物をいう。

犯罪の構成要件は本議定書第 2 条に規定されており、基本的には海洋航行不法行為防止条約第 3 条とほぼ共通したものとなっている。すなわち、不法かつ故意に行う、①暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いた固定プラットフォームの奪取又は管理（第 2 条第 1 項 a 号）、②固定プラットフォームにおける人に対する暴力行為であり、当該プラットフォームの安全を損なう恐れがあるもの（同 b 号）、③固定プラットフォームを破壊し、または固定プラットフォームに対しその安全を損なう恐れがある損害を与える行為（同 c 号）、④手段のいかんを問わず、固定プラットフォームに、これを破壊するような若しくはその安全を損なう恐れがある装置若しくは物質を設置する行為（同 d 号）、⑤これらの犯罪の未遂、教唆、加担（第 2 条第 2 項 a, b 号）などが本条約における犯罪行為として規定されている。

### **(10) プラスチック爆薬探知条約**

プラスチック爆薬探知条約（正式名称は、「可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約」。1991 年採択、1998 年発効）は、1988 年に発生したロッカビー事件を直

接的な契機として、ICAOにより作成されたものである<sup>117</sup>。同事件は、英国・スコットランドのロッカビー上空を飛行していたアメリカのパンアメリカン機が、ラジカセに仕込まれていたプラスチック爆薬（1キログラムの可塑性爆薬・セムテックス）により爆破され、乗客・乗員 259 名全員と住民 11 名が死亡したものであり、2 名のリビア人が犯人として特定された。さらに当時、大韓航空機爆破事件（1987 年）、フランス UTA 機爆破事件（1989 年）など、同様にプラスチック爆薬を用いたテロ事件が急増したことから<sup>118</sup>、こうした事情を背景として、プラスチック爆薬（可塑性爆薬）を正確に探知するための条約策定の必要性が強く認識されたのである。

本条約の目的はその前文にあるとおり、可塑性爆薬が、航空機や他の輸送手段その他の標的の破壊を目的としたテロリズム行為に使用されたことを憂慮するとして、可塑性爆薬に識別措置が適切にとられることを確保するための措置をとることを各国に義務づけることにより、こうした不法行為を抑止しようとするものである。そのために締約国に対し、輸送手段に対するテロ行為に多く使用されていた可塑性爆薬に探知剤を添加するという「識別措置」（製造時から識別装置たる化学物質を混入する）が取られていない可塑性爆薬の製造・移動の禁止（第 2、3 条）、爆薬の厳重かつ効果的な管理（第 4 条第 1 項）、自国について条約が効力を生じた後 15 年以内の廃棄又は消費（第 4 条第 3 項）などを義務づけている。このように本条約は、可塑性爆薬に対する技術的な措置を細部において規定することにより、実質的なテロ防止を達成しようとするものであるが<sup>119</sup>、他方で、他のテロリズム防止関連諸条約と異なり犯罪の構成要件に関する規定を有していないという特徴がある。

さらに、本条約は、締約国が条約義務に違反した場合の措置など、条約の履行確保手段に関する規定を設けていないという点でも、他のテロリズム防止関連諸条約と異なる。すなわち、条約の違反行為を犯した容疑者に対する裁判管轄権が規定されておらず、容疑者の訴追・処罰に関する規定も有していないため、本条約は、ハーグ条約以降に締結されたテロリズム防止関連諸条約のうち「引き渡すか訴追するか」という処罰規定を有さない唯一の条約であるといえる。

---

<sup>117</sup> 以下、事件の概要について金、前掲注 34、237 頁；小川、前掲注 44、46 頁などを参照。

<sup>118</sup> 金、前掲注 34、237 頁。

<sup>119</sup> 同上、240 頁。

## (11) 爆弾テロ防止条約

爆弾テロ防止条約（正式名称は、「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」。1997年採択、2001年発効）作成の直接的な契機は、1996年にサウジアラビアにて発生した米軍施設に対する爆弾テロ事件、さらに同年発生したオリンピック開催中のアメリカ（アトランタ）における爆弾テロ事件であり、こうした背景のもとアメリカの強い主導に基づき作成された<sup>120</sup>。条約の起草作業は、国連総会決議 51/210<sup>121</sup>に基づいて1996年に再設置されたアドホック委員会の1997年会期（1997年2月）、さらに同年秋の国連総会第六委員会において行われ、同年12月に条約が採択された。

条約の前文によれば、本条約の目的は、爆発物その他の致死装置によるテロ攻撃が一層広範に行われるようになったことに留意し、そうした行為を防止するとともに、行為者の訴追・処罰を効果的に行うための諸国間の国際協力を強化することにある。また、条約の第1条第3項は「爆発物その他の致死装置」を、①身体の重大な障害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され、又はそうした能力を持つ爆発物・装置、又は焼夷兵器または焼夷装置、②毒性化学物質、生物剤、毒素、放射線又は放射性物質の放出、発散等を通じて同様の損害を与えるように設計され、又はそうした能力を有する装置、と定義している。

さらに第2条において犯罪の構成要件が規定されており、「公共用途の場所、国又は政府の施設、公共輸送機関、基盤施設内で、またはこれらに対して、死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図、又は場所、施設、機関の広範な破壊を引き起こす意図（但し、そうした破壊が重大な経済的損失をもたらす場合）をもって、不法かつ故意に、爆発物その他の致死装置を到達させ、設置し若しくは爆発させる行為、又は爆発物その他の致死装置から発散させる行為」（第2条第1項）や、行為の未遂（同第2項）、加担行為（同第3項）が条約上の犯罪行為とされている。さらに、これらの行為を組織又は指示する行為（同第3項b号）、意図的に又は実行者の意図を知りつつ、これらの犯罪の実行に対しその他の方法で寄与する行為（同第3項c号）も犯罪行為されており、条約の対象となる爆発物の広範性も併せると、その対象は非常に幅広いものと

---

<sup>120</sup> 条約の概要については、伊藤、前掲注44、16頁；小川、前掲注44、49頁；尾崎、前掲注94、315頁などを参照。

<sup>121</sup> UN Doc. A/RES/51/210 (17, December, 1996). なお、総会決議 51/210に基づき1996年に設立されたアドホック委員会の活動については、本章第4節第1項において後述する。



なっている<sup>122</sup>。

また、第 2 条に規定する犯罪を政治犯罪とみなしてはならないことを明確に規定している点に本条約の特徴がある。第 11 条は、第 2 条に定める犯罪は、犯罪人引渡し等に関しては、政治犯罪とみなしてはならないとして、政治犯罪であることのみを理由として、犯罪人引渡しの請求を拒否することはできないとしている。さらに第 5 条は、本条約の適用対象となる犯罪行為が、政治的、哲学的、思想的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によりいかなる場合にも正当化されず、その重大性に適合する刑罰が科されるために必要な措置をとる義務を締約国に課していることから、政治的理由による処罰回避が明確に否定されているといえる<sup>123</sup>。

## (12) テロ資金供与防止条約

テロ資金供与防止条約（正式名称は、「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」。1999 年採択、2002 年発効）が起草された契機としては、特に 1990 年代以降の組織的・継続的かつ大規模なテロ活動に関し、その背景にテロ組織による麻薬密売や違法な武器取引などによる多額の資金収集があり、その資金源を断つ必要性が認識されたことが挙げられる<sup>124</sup>。たとえば 1998 年に発生したケニアとタンザニアのアメリカ大使館における爆弾テロ事件は、背後にオサマ・ビンラディンらの資金支援があったとされる。

先述のアドホック委員会の設立の基礎となった国連総会決議 51/210 は、テロリストやテロ集団に対する資金調達や、テロリズムの目的と関連した疑いのある資金の移動を予防し、これらに対処するための措置をとることを規定しており<sup>125</sup>、これを受けて 1998 年の国連総会において採択された総会決議 53/108(1998 年 12 月 8 日)により<sup>126</sup>、アドホック委員会においてテロ資金供与防止条約案の審議を行うことが決定された。その後、フランスにより作成された条約草案に基づき、1999 年 3 月にアドホック委員会において、さらに同年秋に国連総会第六委員会における審議が行われ、同年 12 月に本条約が採択されるに至った。条約の採択直後は、署名・批准に対し消極的な国が少

---

<sup>122</sup> 伊藤、前掲注 44、16 頁。

<sup>123</sup> 同上。

<sup>124</sup> 同上。その他条約の概要については、金、前掲注 34、261-271 頁；小川、前掲注 44、49-50 頁；尾崎、前掲注 94、315-316 頁などを参照。

<sup>125</sup> 金、前掲注 34、263 頁。

<sup>126</sup> UN Doc. A/RES/53/108 (8, December, 1998).

なくなかったが、2001年に9.11米国同時多発テロが発生し、オサマ・ビンラディンがその実行犯への資金提供を行っているとの疑いが強まったため、テロ資金支援の問題が注目されることとなり、本条約は2002年に発効に至ることとなったのである。

本条約の目的は、条約前文によれば、テロリズムに対する資金供与が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、国際テロ行為の数と重大性はテロリストが得る資金に依存することに留意し、さらに既存の条約が資金供与について明示的に扱っていないことを考慮したうえで、テロ資金供与の防止と、そうした行為を行った者の訴追・処罰によりこれを防止するための効果的な措置をとることとされる。また、犯罪の構成要件は条約第2条に規定されており、以下の2つの行為—①条約の付属書に掲げる既存のテロリズム防止関連諸条約（既存の11の条約のうち、犯罪構成要件を含まない東京条約とプラスチック爆薬探知条約を除く9つの条約）に定める犯罪行為、②住民を威嚇し又は政府等に何らかの行為を行うこと又は行わない強要する目的で、文民又はその他武力紛争に参加しない者に対する死又は身体の重大な傷害を引き起こすことを意図する行為—に使用されることを意図して又は知りながら、不法かつ故意に資金を提供し又は収集する行為である（第2条第1項）。また、爆弾テロ防止条約と同様に、これらの行為の未遂（第2条第4項）、加担行為（第2条第5項a号）や、これらの犯罪の実行に対しその他の方法で寄与する行為（第2条第5項c号）も条約上の犯罪行為とされる。さらに、提供・収集された資金が実際に犯罪行為に使用されなくとも犯罪を構成するという点にも留意しなければならない（第2条第3項）。

本条約の最大の特徴は、これまでに作成されたテロリズム防止関連諸条約とは異なり、テロ行為そのものを規制するのではなく、テロ行為実行前の準備行為とも言える資金提供・収集自体を犯罪化し、そうした行為の実行者を処罰することによりテロ行為を防止しようとする点にある<sup>127</sup>。さらに、資金等の没収措置（第8条）や、金融機関等に対し、顧客の身元確認、疑わしい取引の届出、取引記録の5年保存を義務づけるなど（第18条第1項（b）号（iv））、これまで犯罪組織の活動を資金面から封じようとしてきた薬物犯罪対策の手法や、マネー・ロンダリング規制分野における手法を取り入れるといった新しい観点からの対策もその特徴といえる<sup>128</sup>。

---

<sup>127</sup> 小川、前掲注44、49頁；尾崎、前掲注94、317頁。

<sup>128</sup> 小川、前掲注44、49—50頁；尾崎、前掲注94、315—317頁。

### (13) 核テロリズム防止条約

冷戦終結後に核テロリズムの現実的な可能性が高まり、これに対し特に対策を講じてきたのは IAEA である。IAEA による具体的な取組みとしては、1993 年からの核の違法取引に関する情報収集や、2000 年からの「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定取組み（2003 年 9 月の IAEA 理事会により改訂行動規範を承認）、各国の核テロリズム対策を支援するため作成された第一次活動計画（2002－2005 年）の実施のための「核物質等テロリズム行為防止特別基金」の設立（2002 年）などが挙げられる<sup>129</sup>。

また核テロリズムに対する法的側面からの取組みは主に国連の場において進められ、ロシアにより提出された「核テロリズム行為防止に関する国際条約案」をもとに、1996 年の国連総会決議 51/210 に基づき再設置されたアドホック委員会において 1998 年 2 月から審議が開始された<sup>130</sup>。審議は一時停滞していたが、2001 年の 9.11 米国同時多発テロを契機に再開され、幾度かの修正案の作成を経て 2005 年のアドホック委員会において草案が全会一致で可決されたのち、同年の国連総会において全会一致で核テロリズム防止条約（正式名称は、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」、2005 年採択、2007 年発効）の採択に至ったのである。

本条約の目的はその前文にあるとおり、核によるテロリズムの行為が最も重大な結果をもたらすおそれがあり、また国際の平和及び安全を脅かすおそれがあるとして、既存の多数国間条約の規定がこれらの攻撃について十分に対処していない状況に鑑み、こうしたテロリズム行為の防止と、こうした行為を行った者の訴追・処罰の為の効果的かつ実行可能な措置を規定する点にある。

犯罪の構成要件は第 2 条において規定されており、不法かつ故意に行う行為であり、① (i) 死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図、又は (ii) 財産又は環境に対する著しい損害を引き起こす意図、をもって、「放射性物質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること」、② 上記(i)(ii)の意図に加えて、(iii) 特定の行為を行うこと又は行わないことを自然人若しくは法人、国際機関又は国に対し強要する意図、をもって、「放射性物質若しくは装置を使用すること、又は放射性物質を放出する方法若しくは放出するおそれのある方法で原子力施設を使用し若しくは損壊すること」が条約上の

<sup>129</sup> 西井、前掲注 109、107－112 頁。

<sup>130</sup> 以下、起草過程については同上 107、119 頁参照。

犯罪行為として挙げられている（第 2 条第 1 項）。さらにこれらを行うと脅迫する行為（第 2 条第 2 項）、未遂（第 2 条第 3 項）、加担（第 2 条第 4 項 a 号）、組織・指示（第 2 条第 4 項 b 号）、寄与する行為（第 2 条第 4 項 c 号）なども同様に条約上の犯罪行為とされている。

既存の核物質防護条約と比較した場合、核物質防護条約が基本的に、国境を超えた核物質の不法な移動を犯罪行為として明示しているのに対し、核テロリズム防止条約は、核兵器や放射性物質の散布装置などの所持や製造行為を明示的に犯罪としている点に特徴があると言える<sup>131</sup>。また、本条約の他の特徴としては、軍隊の行為を条約の適用外としたことが挙げられる<sup>132</sup>。第 4 条によれば、国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動、国の軍隊が公務の遂行にあたって行う活動は本条約により規律されないとされる（第 4 条第 2 項）。この点に関し核兵器保有国は、軍隊の活動を条約の適用範囲から除外しようとしたのに対し、南アフリカなどの非同盟諸国はこれに反対し、こうした例外規定を設けることは戦時・平時に核兵器の使用を認めることになると主張したため、両者の見解が一致せず起草過程において特に議論となった。さらに、第 4 条第 4 項には、本条約はいかなる意味においても、国による核兵器の使用又はその威嚇の合法性の問題を取り扱わず、取り扱うものと理解してはならないと規定されている。

## 第 2 項 テロリズム防止関連諸条約の特徴

13 のテロリズム防止関連諸条約の概要はそれぞれ第 1 項で述べたとおりであるが、以下において、特に容疑者処罰の観点からこれらの条約に共通する特徴を挙げることにする。13 の条約のうち、東京条約とプラスチック爆薬探知条約を除く 11 の条約は、いずれも以下のような特徴を有する点で共通している。

### (1) 犯罪の定義づけと犯罪化義務

第一の特徴は、対象となる犯罪行為の定義づけと犯罪化義務についてである。前項で述べたとおり、犯罪の構成要件を規定していない東京条約とプラスチック爆薬探知条約を除く 11 の条約は、いずれも詳細に犯罪の構成要件を規定することにより、条約

---

<sup>131</sup> 同上、120－121 頁。

<sup>132</sup> この点に関し、同上、107 頁；金、前掲注 34、249－250、253－254 頁を参照。

が対象とする犯罪を定義している。さらにこれらの条約において各締約国は、条約が対象とする犯罪行為を国内法上の犯罪として規定し、各国内で重い刑罰を課しうるようにすることが義務づけられている。たとえば1970年のハーグ条約はその第2条において、「各締約国は、犯罪行為について重い刑罰を科することができるようにすることを約束する。」と規定しており、各国内で対象犯罪を処罰できるような国内法体制をとる義務に対応するため、各締約国は既存の国内法で対処できない場合、法律の修正又は新規立法を行う必要が生じることとなる<sup>133</sup>。

また、11のテロリズム防止関連諸条約はいずれもこうした犯罪化義務を規定しているが<sup>134</sup>、ハーグ条約とモンテリオール条約においては、「重い刑罰」という文言が用いられているのに対し、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約以降は、「その重大性を考慮した適当な刑罰」という文言が採用されている。この点に関しては基本的に各締約国の裁量に委ねられているといえる<sup>135</sup>。

こうした犯罪類型ごとの個別条約の作成により、テロリズム行為として認識されている行為のほとんどはカバーされ、これらの条約により犯罪化されることとなった。すなわちテロリズム行為の大部分が、条約の各締約国の国内法において犯罪化され、処罰されるという体制が整えられたのである。他方で、テロリズム一般を規制する包括的な対テロリズム条約ではなく、犯罪類型ごとに条約を作成するというこうした手法では、特定の方法による、または特定の場所におけるテロリズムのみが犯罪化されるため、個別の事案ごとに多種多様な手段を用いて実行されるテロリズム行為の中には、当然ながらこれらの個別条約がカバーする領域から漏れるものが生じうる可能性は否定できない。たとえば、1997年にエジプトの観光地ルクソールにおいて発生したような、地上でテロリストが一般人を射殺するといった事件などは13のテロリズム防止関連諸条約のいずれの対象からも外れることとなり、こうした点から包括的テロリ

---

<sup>133</sup> 伊藤、前掲注44、11頁。たとえば日本はハーグ条約への加入に際し、「航空機の強取等の処罰に関する法律」（昭和45年5月18日法律第68号）を新たに制定している。

<sup>134</sup> ハーグ条約第2条、モンテリオール条約第3条、国家代表等犯罪防止処罰条約第2条第2項、人質行為防止条約第2条、核物質防護条約第7条第2項、海洋航行不法行為防止条約第5条、爆弾テロ防止条約第4条、テロ資金供与防止条約第4条、核テロリズム防止条約第5条。なお、モンテリオール議定書は第1条において、本議定書の締約国間では、モンテリオール条約と本議定書を単一の文書として一括して読み、解釈する旨規定する。大陸棚プラットフォーム議定書は第1条において、海洋航行不法行為防止条約第5条の規定を準用する旨規定する。

<sup>135</sup> 伊藤、前掲注44、11頁。

ズム防止条約による規制が必要といえる<sup>136</sup>。

## (2) 裁判管轄権

### ① 二元的構造

第二の特徴として、13のテロリズム防止関連諸条約のうち東京条約とプラスチック爆薬探知条約を除く11の条約は、いずれも同じ構造の裁判管轄権規定を有する点で共通している。この点については本論文の序章第1節においても触れたが、以下において詳細に述べることとする。

一連のテロリズム防止関連諸条約のうち最初に作成された東京条約（1963年）は、裁判管轄権に関する規定を有していたものの、それは航空機登録国の裁判管轄権のみを規定するものであった<sup>137</sup>。すなわち、航空機の登録国が当該航空機内で行われた犯罪および行為について裁判管轄権を行使する権限を有するとしたうえで（同条約第3条第1項）、各締約国に対し、航空機登録国として裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課すというものである（同第3条第2項）。また本条約は、国内法に従って行使される刑事管轄権を排除するものではないとしており（同第3条第3項）、さらに、犯人の国籍国、被害者の国籍国、犯罪により安全を害される国および自国の航空規則等を犯された国等に、裁判管轄権行使を目的として、飛行中の航空機に干渉する権利を付与している（同第4条）<sup>138</sup>。

東京条約の後に作成された12のテロリズム防止関連諸条約のうち、そもそも管轄権規定を有さないプラスチック爆薬探知条約を除く11の条約はいずれも、二元的構造に基づく裁判管轄権規定を有している。裁判管轄権の二元的構造とは、条約の違反行為に対し直接的な利害関係を有する締約国（以下、直接利害関係国）に対し、「裁判権を設定するために必要な措置をとる義務」、すなわち裁判管轄権の設定義務を課すとともに、容疑者が自国領域内に所在する締約国（以下、容疑者所在国）に対し、当該国

<sup>136</sup> 初川、前掲注23、47-48頁；中谷、前掲注26、104頁；熊谷、前掲注62、65頁注11。

<sup>137</sup> 東京条約第3条は以下のように規定する。

- 1 航空機の登録国は、当該航空機内で行なわれた犯罪及び行為について裁判権を行使する権限を有する。
- 2 各締約国は、自国において登録された航空機内で行なわれた犯罪につき、登録国として裁判権を設定するために必要な措置をとる。
- 3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

<sup>138</sup> 池田、前掲注95、188-189頁；栗林、前掲注95、21-22頁。

が直接利害関係国に容疑者を「引き渡さない場合」に裁判管轄権を設定するため、必要な措置をとる義務を課すというものである<sup>139</sup>。つまり、11のテロリズム防止関連諸条約はいずれも、こうした二元的構造を有する裁判管轄権を規定することにより、条約上の犯罪行為が各締約国の国内裁判所において訴追されることを前提としたうえで、テロリストがどこに逃れようとも逮捕し処罰することができるような裁判管轄権の設定を各締約国に義務づけていると言える<sup>140</sup>。

## ② 直接利害関係国

このように裁判管轄権を2段階に分けて規定するという二元的構造に基づく裁判管轄権規定は1970年のハーグ条約において最初に設定されたものであるが、このうち、各条約において裁判管轄権の設定が義務づけられている直接利害関係国に関しては、ハーグ条約以降、テロリズム防止関連諸条約の成立ごとにその範囲が徐々に拡大されてきた点が注目される。まずハーグ条約においては、航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国が直接利害関係国として規定され、これらに対し裁判管轄権設定義務が課されている（同条約第4条）。ハーグ条約の後に同じくICAOにより作成された1971年のモントリオール条約においては、ハーグ条約において規定された上記の3つの直接利害関係国に加え、新たに領域国（犯罪の行為地国）が直接利害関係国として規定されることとなった（同条約第5条）。

直接利害関係国の範囲は、その後さらに拡大の一途を辿っている。国連により最初に作成されたテロリズム防止関連諸条約である1973年の国家代表等犯罪防止処罰条約においては、領域国、船舶・航空機登録国のほかに、容疑者の国籍国、自国のために任務を遂行する者に対し犯罪が行われた締約国が直接利害関係国として規定されている（同条約第3条）。続く1979年の人質行為防止条約では、領域国、船舶・航空機登録国、容疑者の国籍国に加え、強要の対象国（犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合。以下、被強要国）、犯人たる無国籍者の居住国、被害者の国籍国が新たに直接利害関係国として規定されてい

---

<sup>139</sup> なお、条文に規定された「裁判権を設定するため、必要な措置をとる義務」とは、当該犯罪の容疑者について審理を可能とする国内立法措置をとる義務を意味し、必ずしも刑事管轄権の現実の行使を要求するものではないとの解釈が一般的であるとされる。山本草二「犯罪人引渡制度における政治性の変質」『法学』第49巻第3号、1985年、377頁。

<sup>140</sup> 西井、前掲注27、「国際テロリズムと国際法」、23頁。

る(同条約第 5 条)。このうち犯人たる無国籍者の居住国と被害者の国籍国に対しては、「自国が適当と認めるときは」という条件が文言として挿入されており、これらの締約国に関しては、裁判管轄権の設定は各締約国の裁量に委ねられた任意規定となっている。

このような直接利害関係国の範囲の拡大により、人質行為防止条約の成立を以て、管轄権行使に関する国際法の諸原則のうち、犯罪行為との間に直接的連関を有することを根拠とするものがテロリズム防止関連諸条約においてすべて規定されることとなったと言える。すなわち、犯罪行為との領域的連関を基礎とする「属地主義」に基づく管轄権(領域国)、容疑者との国籍的連関を基礎とする「積極的属人主義」に基づく管轄権(容疑者国籍国)、犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害という連関を基礎とする「保護主義」に基づく管轄権(自国のために任務を遂行する者に対し犯罪が行われる締約国、被強要国)、被害者との国籍的連関を基礎とする「消極的属人主義」に基づく管轄権(被害者国籍国)である。

さらに 1980 年の核物質防護条約では、領域国、船舶・航空機登録国、容疑者の国籍国に対し裁判管轄権設定義務が課せられており、さらに、国際核物質輸送における輸出国・輸入国たる締約国に対しては、「国際法に適合する範囲内で」として、当該犯罪について自国の裁判管轄権を設定することを許容している(同条約第 8 条)。1971 年のモントリオール条約を補足する位置づけを有する 1988 年のモントリオール議定書は、モントリオール条約の管轄権規定(同条約第 5 条)を準用しており、基本的に同条約と同じ管轄権規定を有している(同議定書第 3 条)。

1988 年の海洋航行不法行為防止条約においては、裁判管轄権の設定について、それぞれ義務的な規定と任意的な規定とに別項で分けて規定するという方式が取られることとなった。海洋航行不法行為防止条約は、船舶の旗国、領域国(領海を含む)、容疑者の国籍国に対し、裁判管轄権を設定する義務を課しており(同条約第 6 条第 1 項)、その一方で、犯人たる無国籍者の居住国、被害者の国籍国、被強要国に対しては、「自国の裁判権を設定することができる」という任意的な裁判管轄権を規定している(同条約第 6 条第 2 項)。このように義務的な管轄権と任意的な管轄権に分けて規定するという方式は、海洋航行不法行為防止条約以降に作成されたテロリズム防止関連諸条約においても継承されており、海洋航行不法行為防止条約と同様の行為で大陸棚プラットフォームに行われたものを犯罪としその規制を目的とする大陸棚プラットフォーム



議定書は、基本的に海洋航行不法行為防止条約と同じ管轄権規定を有している（同議定書第3条）。また国連のアドホック委員会により作成された1997年の爆弾テロ防止条約においては、領域国、船舶の旗国・航空機登録国、容疑者の国籍国に対し義務的管轄権が規定されているのに対し（同条約第6条第1項）、被害者の国籍国、犯人たる無国籍者の居住国、被強要国に加え、被害を受けた在外施設の本国、航空機運航国の本国が直接利害関係国として新たに任意的管轄権を付与されることとなった（同条約第6条第2項）。同じく国連のアドホック委員会により作成された1999年のテロ資金供与防止条約および2005年の核テロリズム防止条約も、基本的に爆弾テロ防止条約と同じ裁判管轄権規定を有している（テロ資金供与防止条約第7条、核テロリズム防止条約第9条。）

上記のとおりテロリズム防止関連諸条約は、条約の成立ごとに犯罪行為に対する直接利害関係国の範囲を拡張しており、個別の犯罪と直接的な関係を有すると認められる締約国の範囲をできるだけ広くとることにより、テロリズム行為に対する裁判管轄権の網の目を一層広く張り巡らせてきたと言える<sup>141</sup>。また、このように各条約の裁判管轄権規定は1つの犯罪行為に対して複数の締約国に裁判管轄権設定義務を課していることから、同一犯罪に対し複数の締約国間で裁判管轄権が競合する可能性があり得る。この点に関し、いずれの条約も特に裁判管轄権行使の優先順位について規定していない点においても共通している。なお、1988年の海洋航行不法行為防止条約は、同条約第11条第5項において、容疑者所在国が複数の国から犯罪人引渡し請求を受けた場合には、旗国の利益・責任に妥当な考慮を払うとの旨規定している。

### ③ 容疑者所在国

上記では、テロリズム防止関連諸条約に共通する裁判管轄権の二元的構造を構成する要素のうち、直接利害関係国に対する裁判管轄権設定義務ないしその許容について述べた。このように、直接利害関係国の範囲をできる限り拡大することにより容疑者に対する裁判管轄権の網の目を張り巡らせるという手法と並行して、犯人の処罰を確保するために執られた手法に、容疑者所在国に対する裁判管轄権の設定がある。たとえば、一連のテロリズム防止関連諸条約において初めて容疑者所在国の裁判管轄権を設定したハーグ条約は、その第4条第2項において、以下のように規定する。

---

<sup>141</sup> 伊藤、前掲注44、11頁。

## ハーグ条約第 4 条第 2 項

犯罪行為の容疑者が領域内に所在する締約国は、1(a),(b)又は(c)の場合に該当する他のいずれの締約国に対しても第 8 条の規定に従ってその容疑者を引き渡さない場合に当該犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる<sup>142</sup>。

東京条約とプラスチック爆薬探知条約を除く 11 のテロリズム防止関連諸条約はいずれもこうした規定を有しており<sup>143</sup>、仮に犯罪行為に対し直接的な関係を有さなくとも、容疑者が自国の領域内に所在する締約国（容疑者所在国）に対して、各条約に規定する直接利害関係国に「容疑者を引き渡さない場合」に、裁判管轄権を設定する義務を課しているのである。また学説上は、容疑者所在国に対して、直接利害関係国に容疑者を「引き渡さない場合」に、当該犯罪行為につき裁判管轄権を設定する義務が課されるという点を以て、容疑者所在国に付与された裁判管轄権を、直接利害関係国を補完する二次的なものと捉える立場が多くみられる。そうした立場によれば、直接利害関係国が有する裁判管轄権は「第一次管轄権（primary jurisdiction）」と称されるのに対し、容疑者所在国が有する裁判管轄権は「第二次／補完的管轄権（secondary/subsidiary jurisdiction）」と称されるのである<sup>144</sup>。

なお、容疑者所在国は、当該犯罪行為との直接的な利害関係は何ら有しておらず、犯罪行為との関係としては、自国領域内における容疑者の所在という点を有するのみである。こうした容疑者所在国に対し設定された裁判管轄権をめぐっては、それが管轄権行使の諸原則のうち普遍主義に基づくものであるのか、すなわち普遍的管轄権を

---

<sup>142</sup> なおハーグ条約第 8 条は、当該犯罪行為を締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなすこと、締約国は相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に当該犯罪行為を引渡犯罪として含めること（同条第 1 項）、引渡条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、本条約を犯罪人引渡しのための法的基礎とみなすことができることを規定する（同条第 2 項）。

<sup>143</sup> モントリオール条約第 5 条第 2 項、国家代表等犯罪防止処罰条約第 3 条第 2 項、人質行為防止条約第 5 条第 2 項、核物質防護条約第 8 条第 2 項、モントリオール議定書第 3 条、海洋航行不法行為防止条約第 6 条第 4 項、大陸棚プラットフォーム議定書第 3 条第 4 項、爆弾テロ防止条約第 6 条第 4 項、テロ資金供与防止条約第 7 条第 4 項、核テロリズム防止条約第 9 条第 4 項。

<sup>144</sup> Kolb, *supra* note 53, “The Exercise of Criminal Jurisdiction Over International Terrorists,” p.261; 栗林、前掲注 95、156 頁。

設定したものであるのかという論点について、学説上では様々に見解が錯綜している。この点に関しては本論文第 2 章第 5 節において後述することとする。

### (3) 訴追規定—「引き渡すか訴追するか」原則

東京条約とプラスチック爆薬探知条約を除く 11 のテロリズム防止関連諸条約は、以下のような容疑者所在国の裁判管轄権に基づく訴追規定を有する点でも共通している。このうち、たとえばハーグ条約第 7 条は以下のように規定する。

#### ハーグ条約第 7 条

犯罪行為の容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、その犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行なう。

上記の規定のとおり、自国領域内で容疑者が発見された締約国、すなわち容疑者所在国は、たとえ当該犯罪行為との間に直接的な関係を有さなくとも、第一に、容疑者が自国領域内にいる、第二に、直接利害関係国に容疑者を引き渡さない、という 2 つ要件を満たす場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負うこととなる。この容疑者所在国の訴追規定は、ハーグ条約第 4 条第 2 項に規定された容疑者所在国の裁判管轄権を前提とするものであり、容疑者所在国の裁判管轄権規定と同じく、一連のテロリズム防止関連諸条約ではハーグ条約において初めて規定されたものである。

なお本訴追規定は、ハーグ条約以降、プラスチック爆薬探知条約を除く 11 のテロリズム防止関連諸条約のいずれにおいても踏襲されており<sup>145</sup>、「引き渡すか訴追するか (*aut dedere aut judicare*)」原則と称され、先に述べた二元的構造に基づく裁判管轄権規定と併せてテロリズム防止関連諸条約が有する最たる特徴と言える。換言すれば、個別の犯罪に直接関係があると認められる直接利害関係国の範囲をできるだけ広く設

---

<sup>145</sup> なお、前掲注 142 において述べた犯罪人引渡しに関する規定も、11 の条約すべてに規定されている。

定することにより、裁判管轄権の網を張り巡らせるという手法に加え、犯罪行為と直接関係していなくとも、犯人の身柄を自国領域内で拘束している容疑者所在国が関係国に容疑者を引き渡さない場合、自国内で訴追するため自国の裁判管轄権を設定する義務を課し、そのうえで「引き渡すか訴追するか」を選択させることにより、テロリズム行為の容疑者に「safe-havens（逃げ場）」を与えない、すなわち容疑者の処罰を確保するという各条約の目的を実現しようとしているのである<sup>146</sup>。

なお、「引き渡すか訴追するか」という原則を設定する容疑者所在国の訴追規定は、容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡すか自国において訴追するために事件を当局に付託するかのいずれかを二者択一的に選択する権利を付与しているものであり、引渡しに特段の優先権が与えられているわけではない<sup>147</sup>。また容疑者所在国に引渡義務が課されているというわけではなく、仮に直接利害関係国から容疑者の身柄引渡請求がなされた場合でも必ずしもこれに応ずる義務はない<sup>148</sup>。つまり容疑者所在国は、利害関係国による引渡請求の有無に係らず、また、身柄引渡しが利害関係国により拒否されたか否かを問わず、さらに、仮に自国が引渡しを拒否した場合にはその理由等に係らず、事実として「引渡しが実現されない限り」、自国の権限のある当局への事件の付託が義務づけられることとなる<sup>149</sup>。このように、容疑者所在国の裁判管轄権は、直接利害関係国の裁判管轄権に従属するものではなく各々独立していると捉えられ、容疑者所在国は、容疑者の身柄を引き渡すか自国において訴追するために事件を当局に付託するかのいずれを選択するかについては、完全な裁量を有しているのである。こうした点を以て、いわば容疑者所在国に事実上の「優先的な」裁判管轄権が付与されていると捉える論者もいる<sup>150</sup>。

また、容疑者の訴追規定に関し留意しなければならないのは、第一次裁判管轄権を有する締約国に容疑者を引き渡さない場合に、容疑者所在国に対し課される義務は、

---

<sup>146</sup> 伊藤、前掲注 44、11 頁；尾崎、前掲注 94、317 頁。

<sup>147</sup> Bassiouni, M. Cherif, & Edward M. Wise, *supra* note 48, pp.56-57.

<sup>148</sup> Kolb, *supra* note 53, “The Exercise of Criminal Jurisdiction Over International Terrorists,” p.257; Feller, S.Z., “Comment on ‘Criminal Jurisdiction over Aircraft Hijacking,’” *Israel Law Review*, vol.7, 1972, pp.209-210.

<sup>149</sup> 古谷、前掲注 49、「航空機に対するテロ行為と国際法」、82 頁；山本草二「航空機不法奪取と刑事管轄権の帰属」『空法』第 15 巻、1972 年、28 頁。

<sup>150</sup> Abramovsky, Abraham, “Multilateral Conventions for the Suppression of Unlawful Seizure and Interference with Aircraft Part 1: The Hague Convention,” *Columbia Journal of Transnational Law*, vol.13-3, 1974, p.397; 古谷、前掲注 49、「普遍的管轄権の法構造（2・完）」、93 頁。

あくまでも「自国の権限のある当局に事件を付託する」義務であり、厳密には容疑者を訴追する義務が課されているわけでないという点である。つまり容疑者所在国は、事件を訴追のための手続に付託すれば条約上の義務を果たしたことになり、起訴・審理・処罰の有無および態様はその国の裁量事項である<sup>151</sup>。これは、容疑者を訴追するか否かを決定するのは司法当局であるとする起訴便宜主義に基づくものであり、この点をめぐる本規定の起草過程における議論については、ハーグ条約の訴追規定の起草経緯について検証する本論文第2章第8節において後述する。

## 第4節 包括的テロリズム防止条約の起草

### 第1項 アドホック委員会の再設置

既述のとおり、旧植民地の独立やアパルトヘイトの終了などといった国際社会の動向を背景に、国連は1980年代から1990年代にかけて、状況に関わらずいかなるテロリズムも正当化されないとの立場を取るようになり、そうした姿勢は、たとえば1985年の国連総会決議40/61第5項―「いかなる場所で、誰によって行われても、テロリズムのあらゆる行為、手法および実施を犯罪として無条件に非難する」―にも表れていると言える<sup>152</sup>。こうした動きの中で、テロリズムの包括的定義を成立させようという機運が再び国連において高まることとなった。またテロリズムの包括的・一般的定義の作成に関する動きが高まった理由として、これまでに作成されてきた特定のテロリズム行為を対象とするテロリズム防止関連諸条約では対処しきれない、すなわちそれらの条約ではカバーしきれないテロリズム行為が存在することも挙げられる。既述のとおり、たとえば1997年のルクソール事件などのテロリズム行為を対象とする多数国間条約は現時点では存在せず、こうした点に、特定の個別的な類型のテロリズム行

---

<sup>151</sup> 山本条太「国際テロリズム規制のための法的枠組」『ジュリスト』No.871、1986年、55頁注8。

<sup>152</sup> UN Doc. A/RES/40/61, para.5 (9 December 1985). なお、この決議において、あらゆるテロ行為が非難され、テロリズムに対する国際協力が要請されているものの、だからといって国際テロリズムに対する諸国の見解の一致がみられたと考えるのは誤りであると西井教授は指摘する。西井教授によれば、この1985年の決議の第9項は、国際テロリズムの根本原因の漸進的除去に貢献することや、国際テロリズムを引き起こす植民地主義、人種主義、外国人による占領などに特別の注意を払うよう促しており、さらに決議採択前後の議論から、多くの国家が、民族解放闘争がテロ行為を正当化しうると信じているように思われるのである。西井、前掲注27、「国際テロリズムと国際法」、26頁。

為ではなくテロリズム行為一般を規制するための包括的テロリズム防止条約を作成する意義が見出されるといえる。

テロリズムの包括的定義の成立に向けた国連における具体的な動きとして、1996年の国連総会決議 51/210 による特別委員会（Ad Hoc Committee 以下、アドホック委員会）の再設置が挙げられる<sup>153</sup>。同委員会は、爆弾テロ防止条約、核テロリズム防止条約、さらに、国際テロリズムに関する包括的な法的枠組みを発展させるための手段を検討するために創設されたものであり、すべての国連加盟国に開放されている<sup>154</sup>。作業のプロセスとしては、まずアドホック委員会の会合が年の前半に1～2週間開催され、さらに、年の後半の国連総会通常会期の際に開催される総会第六委員会のもとの作業部会（Working Group）により、アドホック委員会の作業が引き継がれるというものである<sup>155</sup>。また、この任務は、「国際テロリズムを根絶する手段」というタイトルのもとで、毎年総会決議により改訂・更新され続けており<sup>156</sup>、アドホック委員会は、その設立以来、既述のとおり13のテロリズム防止関連諸条約のうち3条約—爆弾テロ防止条約（1997年）、テロ資金供与防止条約（1999年）、核テロリズム防止条約（2005年）—の作成という成果を挙げてきた。

## 第2項 個別条約などにおけるテロリズムの定義

アドホック委員会は、爆弾テロ防止条約や核テロリズム防止条約などの作成とともに、国際テロリズムに関する包括的な法的枠組みを構築するべく再設立されたものであるが、後述のとおり、依然としてテロリズムの定義に関して諸国間が合意に達することができず、包括的テロリズム防止条約の成立は実現に至っていない。他方で、テロリズム一般に関する定義づけの「萌芽」として下記の2つの文書が挙げられる<sup>157</sup>。

第一の文書として、1994年に採択された国連総会決議 49/60「国際テロリズムを廃絶するための措置」（1994年12月9日）に対する付属書（Annex）—「国際テロリズ

---

<sup>153</sup> UN Doc. A/RES/51/210, Measures to Eliminate International Terrorism (17, December, 1996) 第9項に基づき設置された。

<sup>154</sup> United Nations, Measures to Eliminate International Terrorism, Ad Hoc Committee established by General Assembly resolution 51/210 of December 1996 (15 April 2013), <http://www.un.org/law/terrorism/>（最終アクセス日：2013年12月1日）。

<sup>155</sup> 国連総会の6つの主要委員会のうち、第六委員会は主に法律問題を取り扱う。

<sup>156</sup> *supra* note 154.

<sup>157</sup> 以下、西井、前掲注109、103–104頁。

ムを廃絶するための措置に関する宣言」一は、国際社会全体に影響を及ぼすあらゆる形態のテロリズムを防止し、非難し、除去するために、実践的かつ効果的な手段をとるべく、国家間の国際的な協力をさらに強化する必要性を強調している<sup>158</sup>。そのうえで、第3項において「公衆、人の集団若しくは特定の人に対して、政治的目的のために、恐怖を引き起こすことを意図して又は計画して行われる犯罪は、政治的、哲学的、思想的、人種的、種族的、宗教的その他の性質の正当化事由にかかわらず、いかなる状況においても正当化されない。」と規定する。本規定は、未発効に終わった1937年の「テロリズムの防止および処罰に関する条約」におけるテロリズムの定義をほぼそのまま踏襲するものであるが、その後作成された爆弾テロリズム防止条約第5条、核テロリズム防止条約第6条前段においても本規定が使用されている。こうした点からも、テロリズム行為を構成する要件として、政治目的であること、人の集団および特定の人に恐怖を引き起こす意図または計画により行われる犯罪行為であること、という点が挙げられることに関しては諸国間で一応の見解の一致が存在していると捉えられる<sup>159</sup>。

第二の文書として、1999年に採択されたテロ資金供与防止条約において犯罪の構成要件を規定する同条約第2条が挙げられる。第2条第1項は以下のように規定する。

## 第2条第1項

・・・次の行為を行うために使用されることを意図して又は知りながら、・・・不法にかつ故意に、資金を提供し又は収集する行為は、この条約上の犯罪とする。

- (a) 付属書に掲げるいずれかの条約の適用対象となり、かつ当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為
- (b) 文民又はその他の者であって武力紛争の状況における敵対行為に直接関与しないものの死又は身体の重大な障害を引き起こすことを意図する他の行為。ただし、当該行為の目的が、その性質上又は状況上、住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要することである場合に限る。

---

<sup>158</sup> The Declaration on Measures to Eliminate International Terrorism, UN Doc. A/RES/49/60, (9, December, 1994).

<sup>159</sup> 初川、前掲注23、31頁；尾崎、前掲注94、312頁；西井、前掲注109、103-104頁。

上記の第 2 条第 1 項 a 号において言及されている付属書には、9 つの条約および議定書、具体的には、ハーグ条約（1970 年）、モンリオール条約（1971 年）、国家代表等犯罪防止処罰条約（1973 年）、人質行為防止条約（1979 年）、核物質防護条約（1980 年）、モンリオール議定書（1988 年）、海洋航行不法行為防止条約（1988 年）、大陸棚プラットフォーム議定書（1988 年）、爆弾テロ防止条約（1997 年）が挙げられており、これはテロ資金供与防止条約よりも前に採択された 11 のテロリズム防止関連諸条約のうち、犯罪の構成要件を含まない東京条約およびプラスチック爆薬探知条約を除くものである。この第 2 条第 1 項 a、b 号の規定から、「テロリズム」行為に該当するものが何を指すかについて、以下の 2 つの要素のいずれかから構成されるとする一応の合意が諸国間に存すると理解することができる。2 つの要素とはすなわち、第一に、既存の 9 つのテロリズム防止関連諸条約に規定された犯罪行為（第 2 条第 1 項 a 号）であり、第二に、国際人道法が適用される武力紛争時の行為のうち、その行為の目的が「住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要する」場合（第 2 条第 1 項 b 号）である。

このうち b 号に規定された行為に関しては、既存のテロリズム防止関連諸条約における犯罪行為には当てはまらないものの、「テロリズム」行為に該当すると考えられる行為の定義を示したものと捉えられる。また、当該規定における「威嚇」または「強要」の要件は、一般的なテロリズム行為の定義に関する議論に一定の方向性を示すものであり、後述する包括的テロリズム防止条約における議論にも影響を与えるものであるとの指摘もある<sup>160</sup>。初川教授は同規定に関し、人に対する身体的暴力に限ってとはいえ国際法上初めてテロリズムの抽象的な定義を行っている、と述べている<sup>161</sup>。このほか、上記の第 2 条の規定に関して、たとえば西井教授は、テロ資金供与防止条約を作成し、さらに包括的テロリズム防止条約の起草を行っている 1996 年に設立されたアドホック委員会による、テロリズムの定義に関する「間接的な」成果と評しており<sup>162</sup>、尾崎氏は同規定について、特にテロリズムの定義として位置づけられているものでは

---

<sup>160</sup> 阿久津、前掲注 60、「諸外国及び我が国の法制における「テロ」の定義について(上)」、81 頁。

<sup>161</sup> 初川、前掲注 23、32 頁。また清水氏はこの b 号に関して、テロリズムの定義と捉えることは可能だろうと述べている。清水、前掲注 60、51 頁。

<sup>162</sup> 西井、前掲注 109、104 頁。



ないとしつつ、現在のところもっとも定義に近いものであると指摘している<sup>163</sup>。

### 第3項 包括的テロリズム防止条約の起草過程

1996年に再設置されたアドホック委員会および国連総会第六委員会のもとでの作業部会が包括的テロリズム防止条約作成の作業に取り掛かったのは2000年であるが、これは、国際テロリズムに関する包括的条約の検討作業を開始することを決定した、国際テロリズム廃絶のための措置に関する1999年の総会決議54/110（1999年12月9日）に基づくものである<sup>164</sup>。

包括的テロリズム防止条約の起草作業において、その議論の基盤となったのは、インドにより作成された草案である<sup>165</sup>。インドはすでに1996年に全16カ条からなる最初の草案を国連総会第六委員会に提出していたが、アドホック委員会および国連総会第六委員会の作業部会においては、まず核テロリズム防止条約案およびテロ資金供与防止条約案を検討し、その後に国際テロリズムに関する包括的な法的枠組みについて検討することが決定されていたため、包括的テロリズム防止条約については実質的な審議が行われていなかった<sup>166</sup>。その後、1999年にテロ資金供与防止条約が採択されたのを受けて、2000年秋から国連総会第六委員会における審議が開始され、国連総会第55会期（2000年）の作業部会においてインドから提出された、1996年草案を修正した条約草案が議論の叩き台とされたのである<sup>167</sup>。2000年にインドから提出された修正草案は、前文と全27カ条の条文、3つの付属書から成るものであるが<sup>168</sup>、このインド草案は、①テロリズム行為を定義すること、②管轄権を規定すること、③締約国に対し「引き渡すか訴追するか」を義務づけること、④締約国間における刑事司法協力

---

<sup>163</sup> 尾崎、前掲注94、312頁。

<sup>164</sup> UN Doc. A/RES/54/110 (9, December, 1999).

<sup>165</sup> 以下、包括的テロリズム防止条約の起草過程については、Saul, *supra* note 59, pp. 184-190; Hmoud, *supra* note 63, pp.1031-1043; 金、前掲注34、296-297頁；小川、前掲注44、49頁；熊谷、前掲注62、63頁-70頁などを参照。なおインドが条約草案を総会に提出したのは、アドホック委員会において会議の代表国に任命されたためである。金、前掲注34、296頁注404。

<sup>166</sup> 小川、前掲注44、49頁。

<sup>167</sup> Hmoud, *supra* note 63, p.1032.

<sup>168</sup> UN Doc.A/C.6/55/L.2 (2000), Draft Comprehensive Convention on International Terrorism, Working Document submitted by India, *Measures to Eliminate International Terrorism, Report of the Working Group*, Annex II, pp.9-24.

について規定することなどをその内容として包含している<sup>169</sup>。こうした概要は 1996 年に提出された草案と基本的に変わりはなく、1998 年には 37 カ国以上がこうしたインド草案のアプローチを支持し、2000 年までには非同盟諸国（non-aligned movement）、G8 諸国およびヨーロッパ連合（EU）によっても支持されることとなった<sup>170</sup>。

このインド草案に基づく起草作業は、2001 年の 9.11 米国同時多発テロの衝撃などを背景として一気に進むこととなった<sup>171</sup>。たとえば米国同時多発テロ発生直後の 2001 年 9 月 28 日に採択された安保理決議 1373 号は<sup>172</sup>、テロリズムに対する国内レベルでの広範な措置の採用と、既存の現行条約の批准とともに、審議中の条約<sup>173</sup>の早急な採択を促しており<sup>174</sup>、その結果として 2001 年の作業部会と第六委員会においては非常に活発な議論が展開された<sup>175</sup>。また、2001 年に採択された国連総会決議 56/88（2001 年 12 月 12 日）において、緊急問題としてアドホック委員会が包括的テロリズム防止条約の作成を続けることが決定されているように<sup>176</sup>、9.11 米国同時多発テロ以降、包括的テロリズム防止条約採択の緊急性が国連においてたびたび主張されてきたのである。こうした動きを背景としつつ、インドが提出した草案を基礎として、2002 年の会期までには全 27 カ条のうち大部分の条文が合意に到達した<sup>177</sup>。

#### 第 4 項 条約草案における容疑者の処罰方式

現在起草作業中の包括的テロリズム防止条約の草案<sup>178</sup>のうち、容疑者の訴追・処罰に関連する規定を抽出すると、まず草案第 5 条は、条約の対象犯罪を国内法上の犯罪と規定し処罰することを各締約国に義務づけており、これは先述のテロリズム防止関連諸条約が有する第一の特徴、すなわち対象犯罪の国内法における犯罪化義務をその

<sup>169</sup> Hmoud, *supra* note 63, p.1032; 熊谷、前掲注 62、64 頁。

<sup>170</sup> Saul, *supra* note 59, p.184.

<sup>171</sup> *Ibid.*

<sup>172</sup> UN Doc. S/RES/1373 (28, September, 2001).

<sup>173</sup> 具体的には当時起草中であった核テロリズム防止条約（2005 年採択）と包括的テロリズム防止条約案を指す。

<sup>174</sup> 西井、前掲注 109、105 頁。

<sup>175</sup> Hmoud, *supra* note 63, p.1035.

<sup>176</sup> UN Doc. A/RES/56/88, para.16 (12 December, 2001).

<sup>177</sup> Saul, *supra* note 59, p.184; 初川、前掲注 23、50 頁。

<sup>178</sup> 以下草案に関しては、UN Doc. A/59/894 (12 August 2005), Appendix II, Draft comprehensive convention against international terrorism, Consolidated text prepared by the coordinator for discussion, pp.7-18 を参照する。

まま引き継ぐものであると言える。

また草案第 7 条は裁判管轄権について、義務的管轄権と任意的管轄権とに分けて規定している。このうち、当該犯罪についての裁判管轄権を設定する義務が課されている締約国としては、領域国（犯罪行為地国）、船舶の旗国または航空機の登録国、容疑者の国籍国が挙げられている（草案第 7 条第 1 項）。これに対し、当該犯罪についての自国の裁判管轄権を設定できるという任意的管轄権が設定されている締約国は、容疑者たる無国籍者の居住国、犯罪の全部または一部が自国の領域外で行われた犯行の効果または故意に構成される結果が、自国の領域内で発生する国家、被害者国籍国、被害を受けた在外施設の本国、被強要国、航空機を運航する本国となっている（草案第 7 条第 2 項）。さらに草案第 7 条第 4 項は容疑者所在国に対し、草案第 7 条第 1 項または第 2 項に規定された犯罪行為に対する直接利害関係国に容疑者を引き渡さない場合には、自国の裁判管轄権を設定する義務を課している。このように直接利害関係国と容疑者所在国に分けて規定するという、裁判管轄権の二元的な構造に関しても、先述のテロリズム防止関連諸条約が有する第二の特徴をそのまま取り入れているということが出来る。さらに同草案第 12 条は、容疑者所在国に対して、当該容疑者を引き渡さない場合は、犯罪が自国領域内で行われたものであるかを問わず、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を課しており、テロリズム防止関連諸条約における第三の特徴として先に述べた「引き渡すか訴追するか」という原則もそのまま引き継がれているといえる。

以上から、依然として未採択の草案段階ではあるものの、包括的テロリズム防止条約における容疑者の処罰方式、その法構造に関しては、基本的に既存のテロリズム防止関連諸条約が有する特徴を踏襲したものであり、特段の大きな変化が生じる可能性は少ないと言える。

## 第 5 項 テロリズムの定義に関する議論

### (1) 条約草案における「テロリズム行為」の定義

包括的テロリズム防止条約の起草作業においては、大部分の条文について合意に達しているものの、その成立を阻んでいる最大の要因はテロリズムの定義に関する諸国間の見解の対立である。そこで以下において、起草作業におけるテロリズムの定義を

めぐる議論について概要を述べることとする<sup>179</sup>。

条約草案は第 2 条において「テロリズム行為の刑事法的定義」について規定しており、作業部会の 2001 年会期において一応の合意に達した条文テキストによれば以下のとおりとなっている<sup>180</sup>。

## 第 2 条

- 1 手段の如何を問わず、不法かつ故意に、次の行為を引き起こすいかなる者も、この条約における犯罪を犯すこととなる。
  - (a) いかなる者の死または身体の重大な障害
  - (b) 公共の用に供される場所、国もしくは政府の施設、公共の輸送システム、基盤施設または環境を含む、公的または私的財産に対する重大な損害
  - (c) 本条 1 (b) に規定する場所、施設またはシステムに対する損害であって、重大な経済的損失をもたらしたまたはもたらすおそれのあるものただし、当該行為の目的が、その性質上または状況上、住民を威嚇しまたは何らかの行為を行うこともしくは行わないことを政府もしくは国際機関に対して強要することである場合に限る。
- 2 いかなる者も、本条 1 に定める犯罪を行うとの信用しうるかつ重大な脅迫を行う場合、犯罪を犯すこととなる。
- 3 いかなる者によるものであれ、本条 1 に定める犯罪の未遂も、犯罪となる。
- 4 いかなる者によるものであれ、次の行為も、犯罪となる。
  - (a) 本条 1、2 又は 3 に定める犯罪に加担する行為
  - (b) 本条 1、2 又は 3 に定める犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為
  - (c) 共通の目的をもって行動する人の集団が本条 1、2 又は 3 に定める犯罪の 1 つ又

---

<sup>179</sup> 以下の議論に関しては、Saul, *supra* note 59, pp.184-190; Hmoud, *supra* note 63, pp.1031-1043; 金、前掲注 34、298-318 頁；熊谷、前掲注 62、63-70 頁などを参照。

<sup>180</sup> UN Doc. A/59/894 (12 August 2005) Appendix II, pp.9-10. 本条文は UN Doc. A/C.6/56/L.9 (2001), in *Measures to Eliminate International Terrorism, Report of the Working Group, Annex I B*, p.16 および UN Doc. A/57/37 (2002), *Report of the Ad Hoc Committee established by General Assembly Resolution 21/210 of 17 December 1996, 6<sup>th</sup> Session (28 January-1 February 2002), Annex II*, pp.6-7, Informal text of art.2 prepared by the Coordinator と同じものである。なお、日本語訳は、熊谷、前掲注 62、64-64 頁を用いた。

は 2 つ以上を実行することに対し、その他の方法で寄与する行為。ただし、故意に、かつ、(i)当該集団の犯罪活動若しくは犯罪目的の達成を助長するため（ただし、当該活動又は目的は本条 1 に定める犯罪の実行に関係を有しなければならない）又は(ii)本条 1 に定める犯罪を実行するという当該集団の意図を知らながら、寄与する場合に限る。

上記の草案第 2 条は、まず第 1 項において犯罪として規制対象となる行為について規定したうえで、「住民を恐怖に陥れること」または「国もしくは国際機関に対する一定の作為もしくは不作為の強要」という、犯罪の構成要件を規定している<sup>181</sup>。さらに第 2 項において、第 1 項に定める犯罪を行うとの脅迫行為、第 3 項において未遂行為、第 4 項において加担行為等も同様に犯罪となることを規定する。

草案第 2 条の特徴としては、第一に、本条文が「テロリズム」そのものを定義づけているわけではなく、「テロリズム行為」について規定しているという点が挙げられる。この点について熊谷教授は、テロリズムという現象を抽象的に定義する方法ではなく、テロリズム行為を実践的に定義づけるという方法を選択したと指摘している<sup>182</sup>。またこの点に関し、イスラム会議機構（the Organization of Islamic Conference, 以下 OIC）諸国からは、「テロリズム」の定義を草案第 1 条に新規に組み込むことが提案され<sup>183</sup>、OIC 諸国を含む数カ国の国家代表は、アドホック委員会と国連総会第六委員会の作業部会の議論において、その政治的な使用を阻止するためとして、「テロリズム」の定義を条約中に含ませる必要性を繰り返し主張した<sup>184</sup>。

草案第 2 条の第二の特徴としては、その広範性が挙げられる<sup>185</sup>。第 2 条は、「いかなる」者に対する暴力行為をも対象としており、また公共財産（場所、施設、システムおよび環境を含む）のみならず私的財産も保護対象としている。すなわち、草案第 2 条のもとで犯罪とされる「テロリズム行為」は、これまでに作成された個別的な犯罪類型ごとのテロリズム防止関連諸条約に規定された犯罪行為と比べ格段に広範または

---

<sup>181</sup> 熊谷、前掲注 62、70 頁。

<sup>182</sup> 同上、66 頁。

<sup>183</sup> UN Doc. A/C.6/55/WG.1/CRP.30, Proposal submitted by Malaysia on behalf of the OIC Group, in *Report of the Working Group*, UN Doc. A/C.6/55/L2, Annex III, p.37.

<sup>184</sup> Hmoud, *supra* note 63, p.1033; 熊谷、前掲注 62、66 頁。

<sup>185</sup> 以下の点につき、Saul, *supra* note 59, p.185; 熊谷、前掲注 62、66 頁などを参照。

包摂的なものとなっているのである<sup>186</sup>。さらに草案第 2 条の第三の特徴として、犯罪の実行者に対し、単に「故意」であるのみならず、「住民を威嚇しまたは何らかの行為を行うこともしくは行わないことを政府もしくは国際機関に対して強要する」という「特別の意図」を求めている点が挙げられる<sup>187</sup>。これはテロ資金供与防止条約第 2 条第 1 項 b 号の規定を採用したものであるが、他方で Saul も指摘するとおり、当該行為が政治的意図や目的による動機に基づいているという要件は求められていない点にも留意する必要がある<sup>188</sup>。

## (2) 定義をめぐる議論

草案第 2 条に規定されたテロリズム行為の定義に関しては基本的な合意が諸国間で形成されているとの見方が一般的であるものの<sup>189</sup>、民族解放運動の扱いに関する意見の対立などを理由として、本条文は依然として合意に達していない。つまり、草案第 2 条に規定されたテロリズム行為の定義が非常に広範かつ漠然としたものであることを背景として、民族解放運動に関連した紛争において実行される行為が、草案第 2 条にいう強要行為に外見上相当する場合に、果たしてそれがテロリズム行為に含まれるか否かという点について未だに結論が出ていないのである<sup>190</sup>。換言すれば、議論の対立の争点は、民族自決権の行使として闘争活動を行っている集団に対し本条約が適用されるか否かという、条約の適用範囲に関する問題であるとも言えるのであり、誰がテロリストと称されることなく武力を行使する権利を有するかという点に関する見解の対立は、包括的テロリズム防止条約の交渉当初から議論となっている。より具体的には、「自由の戦士 (freedom fighters)」たる民族解放団体は本条約の適用対象外とすべきであると主張するアラブ諸国からの強い抵抗と、そのような民族解放団体の行為を条約の適用範囲に含めたいとするアメリカを中心とする国々の主張が対立しており、この点に関する意見の不一致が条約そのものの最終的な採択を妨げているのである<sup>191</sup>。

こうした対立を背景として、草案第 2 条の起草過程において OIC 諸国を代表してマ

---

<sup>186</sup> Saul, *supra* note 59, p.185; 熊谷、前掲注 62、70 頁。

<sup>187</sup> Gioia, *supra* note 42, p.15; 熊谷、前掲注 62、66 頁。

<sup>188</sup> Saul, *supra* note 59, p.185.

<sup>189</sup> *Ibid.*, pp. 184-185; 熊谷、前掲注 62、66 頁。

<sup>190</sup> 西井、前掲注 109、105 頁。

<sup>191</sup> 同上、105-106 頁; Hmoud, *supra* note 63, p.1033.

レーシアから以下のような提案がなされた<sup>192</sup>。すなわちこの提案は草案第 2 条に、「国際法の諸原則に従い、人民が、外国による占領、侵略、植民地主義および覇権に抵抗して従事する武力闘争を含む自由化と自決のための人民の闘争は、犯罪としてのテロリズムとはみなされない。」という条項を追加するものであり、本条項は、「国際テロリズムと戦うイスラム会議機構条約（Convention of the Organization of the Islamic Conference on Combating International Terrorism）」（1999 年 7 月 1 日採択、2002 年 10 月 7 日発効）第 2 条 a 号における表現を採用したものである<sup>193</sup>。こうした条項を挿入するというマレーシアによる提案の趣旨は、民族自決のための闘争とテロリズムを同じものと捉えることはできず、民族解放団体の行為を本条約の適用範囲から除外すべきというものである<sup>194</sup>。実際のところ、OIC 諸国は 56 カ国を包摂しており、また、本提案はアラブ諸国、非同盟諸国(Non-aligned movement)によっても支持され、さらに西欧諸国の中においても、自決権の実現を目指した人民の闘争は正当であり且つ国際法上も承認されていることを認める立場が見出される<sup>195</sup>。他方で、西欧諸国を中心とする多くの国々からは、「テロリストの行為は自決権の行使として行われるのであろうとなかろうと、テロリストの行為のままである。」といった意見や、自決権はジュネーブ条約第一追加議定書などの既存の法により既に十分に規定されているので、包括的テロリズム防止条約において規定する必要性は乏しいという意見が寄せられ<sup>196</sup>、起草作業においては同提案に反対する立場が大勢を占めた。

## 第 6 項 条約の成立を阻むその他の論点

包括的テロリズム防止条約の成立を阻む主な論点としては、上記のテロリズム行為の定義に関する見解の対立が挙げられるが、その他にも未だ解決されていない問題が存在する<sup>197</sup>。

具体的には、包括的テロリズム防止条約と個別の犯罪類型ごとに作成された既存の 13 本のテロリズム防止関連諸条約との関係をどのように捉えるかという問題である。

<sup>192</sup> UN Doc. A/C.6/55/WG.1/CRP.30, *supra* note 183, pp.37-38.

<sup>193</sup> Hmoud, *supra* note 63, p.1034; 熊谷、前掲注 62、67 頁注 28。

<sup>194</sup> Gioia, *supra* note 42, p.16; Saul, *supra* note 59, p.186; 熊谷、前掲注 62、67 頁。

<sup>195</sup> 熊谷、前掲注 62、67 頁。

<sup>196</sup> Gioia, *supra* note 42, pp.16-17; Saul, *supra* note 59, p.186.

<sup>197</sup> 以下の議論に関しては、Gioia, *supra* note 42, p.14; Hmoud, *supra* note 63, pp.1034; 初川、前掲注 23、50 頁などを参照。

この点に関し、ウィーン条約法条約第 30 条の規定に基づき<sup>198</sup>、包括的テロリズム防止条約が後法として適用され、既存のテロリズム防止関連諸条約は包括的テロリズム防止条約と矛盾しない範囲においてのみ適用されるとする立場が存在する。その一方で、包括的テロリズム防止条約草案の第 3 条は、同一行為について包括的テロリズム防止条約と既存の条約が適用される場合には、両条約の締約国間においては既存の個別的条約が優先すると規定している<sup>199</sup>。つまり現段階では、包括的テロリズム防止条約は既存の個別的条約に対し一般法としての位置づけを有し、同一事象に対しては個別的条約が特別法 (*lex specialis*) として包括的テロリズム防止条約よりも優越することが想定されており、さらにこの方針が幅広く支持されている<sup>200</sup>。しかしながら、この規定に反対する立場として、包括的テロリズム防止条約の草案は、既存の法の「隙間を埋める」ために起草されたものであることから、同草案は個別的条約と並列に適用され得る個別的なレジームを創設した<sup>201</sup>、すなわち草案自体が特別法であると主張する国家もあり、本論点に関しても依然として最終的な決着をみていない。

上記のように、条約の適用範囲に関する見解の対立を背景とするテロリズム行為の定義問題を中心として、その他にも依然として議論の収束が見られない論点が存在するために、包括的テロリズム防止条約の最終的な採択は未だに実現をみていないのが現状である。他方で、2009 年のアドホック委員会第 13 会期において、国連総会第六委員会に対し、包括的テロリズム防止条約の起草作業を完了させることを目的とする作業部会を設置することが勧告されるなど、最終的な合意に向けた流れができつつあることもうかがえる<sup>202</sup>。ただ、熊谷教授も指摘するように、草案の最終的な解決を妨

---

<sup>198</sup> 条約法に関するウィーン条約は、第 30 条第 3 項、同条第 4 項(a)において、後の条約が同一事項を扱う前の条約に優先して適用されることを定める。酒井啓亘他『国際法』有斐閣、2011 年、297 頁。第 30 条第 3 項「条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合において、第 59 条の規定による条約の終了又は運用停止がされていないときは、条約は、後の条約と両立する限度においてのみ、適用する。」同条第 4 項「条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合以外の場合には、(a)双方の条約の当事国である国の間においては、3 の規則と同一の規則を適用する。」

<sup>199</sup> UN Doc. A/59/894 (12 August 2005) Appendix II, Draft comprehensive convention against international terrorism, Consolidated text prepared by the coordinator for discussion, p.10.

<sup>200</sup> Saul, *supra* note 59, p.189; 初川、前掲注 23、50 頁；寺谷、前掲注 67、113 頁。

<sup>201</sup> Saul, *supra* note 59, p.190 n.415.

<sup>202</sup> UN Doc. A/64/37, *Report of the Ad Hoc Committee established by General Assembly resolution 51/210 of 17 December 1996*, Thirteenth session (29 June to 2 July 2009), Chapter III, p.4; 熊谷、前掲注 62、70 頁注 52。



げている最大の問題は、本節第 5 項で述べたところのテロリズム行為の定義に係る条約の適用範囲をめぐる意見の対立であることは疑いなく、こうした点からも、テロリズムに対する法的枠組みの構築において、テロリズムの定義に関する問題が未だに大きな壁となって立ちはだかっているといえる<sup>203</sup>。

## 第 5 節 まとめ

テロリズムに対する国際法による規制の取組みは戦間期へ遡るものの、今日に至るまで依然としてテロリズムに関する国際法上の定義は確立していない。本章で述べたとおり、二度にわたるアドホック委員会の設置を経て、現在も国連において包括的テロリズム防止条約の起草作業が行われているが、テロリズムの定義の成立を阻んでいる最大の要因は、民族解放闘争の扱いに対する諸国間の見解の対立にあると言える。こうした中で国連をはじめとする国際機関は、テロリズムの法的規制を実現すべく、その定義をあえて避けつつテロリズム行為の個別類型ごとに多数国間条約を作成してきたのであり、これまでに 13 のテロリズム防止関連諸条約がすべて発効に至っている。

個別分野ごとに条約を作成するという手法に基づくため、これらの条約によりあらゆるテロリズム行為がカバーされるわけではないものの、これまでに作成されたテロリズム防止関連諸条約において、おおよそのテロリズム行為は包含される。したがって、個別的なテロリズム行為の抑止のために一連のテロリズム防止関連諸条約において容疑者処罰のシステムがどのように構築されているかを検証することは重要な論点であると言える。さらに、少なくとも包括的テロリズム防止条約の成立が実現をみていない現状においては、各テロリズム行為の容疑者の処罰は 13 のテロリズム防止関連諸条約に規定された処罰枠組みに則って行われるのであり、かような観点からも

---

<sup>203</sup> 寺谷教授は、テロリズムの定義の困難が殊更に強調されているのは、主に包括的なテロ条約を策定しようという試みのためであるとし、確かに「テロリズム」は一般的・包括的に定義することができないとしつつ、他方で包括的定義がどのようになろうとも、特定の具体的行為が国内刑法と同程度に明示されていることも確かであると指摘する。さらに、包括的な「テロリズム」の定義をなしえないことは、事態の把握が恐怖によって堅実になされないという「テロリズム」の効果の現れとも言えると指摘する。その一方で、そもそも包括的定義ができないことを過大視すべきではなく、草案第 2 条 bis（現草案第 3 条：筆者加筆）において包括的対テロ条約が個別的条約に対しては劣後することが予定されているとして、個別体制が進むほど、包括的対テロ条約の役割は小さくなることも述べている。寺谷、前掲注 67、113 頁。

テロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰システムの法的構造を明らかにする意義があると言える。

本章の第3節第2項においても触れたとおり、今日では、国際テロリズムの処罰に関して、容疑者所在国による「引き渡すか訴追するか」という原則がいわば定式化されており、これはテロリズム防止関連諸条約におけるもっとも特徴的な且つ核としての位置づけを有する規定である。同時に本原則は、直接利害関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を規定するという、二元的構造を有する裁判管轄権規定を前提とするものである。「引き渡すか訴追するか」原則の基盤たる二元的構造に基づく裁判管轄権はどのような議論を経て1970年のハーグ条約において初めて導入されるに至ったのであろうか。換言すれば、犯罪行為と何らの直接的な関係を有さない容疑者所在国に対して、どのような経緯のもとでハーグ条約において裁判管轄権が設定されることとなったのであろうか。また、第一次管轄権を有すると位置づけられる直接利害関係国は条約の成立ごとにその範囲を拡大してきたが、その拡大過程においては如何なる議論がなされたのであろうか。これらの点を明らかにすべく、以下本論文第2～4章においては、テロリズム防止関連諸条約のうち、その裁判管轄権規定の起草過程において特に重要な議論が行われた3条約－ハーグ条約、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約、人質行為防止条約－をそれぞれ取り上げ、一次資料の分析に基づいた検証を行うこととする。



## 第2章 航空機の不法奪取の防止に関する条約（ハーグ条約）

### 第1節 本章の課題

本論文第1章第3節第2項で記したとおり、一連のテロリズム防止関連諸条約における最大の特徴は、容疑者の処罰方式である。すなわち、各条約の規制対象たる個別的なテロリズム行為に直接的な利害関係を有する締約国（直接利害関係国）に対し、裁判管轄権を設定する義務を課すとともに、容疑者が自国に所在する締約国（容疑者所在国）に対しても、裁判管轄権を設定する義務を課した上で、容疑者を直接利害関係国に「引き渡す」か自国において「訴追する」かのいずれかを選択させるというものである。テロリズム防止関連諸条約において、容疑者所在国の裁判管轄権を初めて規定し、「引き渡すか訴追するか」という処罰原則を打ち立てたのは、ICAO

（International Civil Aviation Organization、国際民間航空機関）により1970年に作成された「航空機の不法奪取の防止に関する条約」（以下、ハーグ条約）である。その後作成された一連のテロリズム防止関連諸条約も、裁判管轄権規定を有さないプラスチック爆薬探知条約を除いて基本的にこの原則を採用していることから、裁判管轄権規定および容疑者の処罰方式に着目した場合、ハーグ条約はそれ以降のテロリズム防止関連諸条約の雛型とも言える重要な位置づけを有しているといえる。

こうした点を念頭に、本章はハーグ条約の裁判管轄権規定を主たる検討対象とする。第2節ではまず本条約および本条約の裁判管轄権規定に関する先行研究について確認・整理する。次に第3節では条約の成立経緯を述べたうえで、第4節において裁判管轄権規定および訴追規定の概要について確認する。続いて第5節では、ハーグ条約の裁判管轄権規定の起草過程を検証する前に、本条約において初めて規定された容疑者所在国の裁判管轄権に関する解釈について、学説上の見解を整理する。「引き渡すか訴追するか」という原則は、一連のテロリズム防止関連諸条約における処罰方式として定式化されているが、その基盤・前提とも言える容疑者所在国の裁判管轄権規定は、普遍主義に基づく管轄権、すなわち普遍的管轄権を設定したものであるか否かという点をめぐり、学説上様々な見解が存在している。すなわち、慣習国際法上、普遍的管轄権に服することが確立しており、この点について学説上も異論がない海賊行為とは

異なり、ハイジャックといったテロリズム行為に対する普遍的管轄権の設定に関しては学説上の解釈が一貫しておらず、さらにこうした種々の学説上の見解についてこれまでに十分整理されているとは必ずしも言いがたい。こうした点を念頭に、第5節では、容疑者所在国の裁判管轄権の解釈に対して様々に錯綜する学説の対立状況を整理する。

さらに第6～8節において、ハーグ条約の裁判管轄権規定および訴追規定がいかなる過程を経て成立に至ったかについて、条約を作成したICAOの一次資料、すなわち、条約案を起草・検討した諸会議の議事録などを検証・分析することにより明らかにする。ハーグ条約は、一連のテロリズム防止関連諸条約において、二元的構造を有する裁判管轄権を設定した最初の条約であることに鑑み、第6節においてまず、直接利害関係国たる航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国の裁判管轄権規定の起草過程を検証する。続いて、テロリズム防止関連諸条約において「核」ともいえる重要な規定である容疑者所在国の裁判管轄権規定および「引き渡すか訴追するか」という訴追規定の起草過程について、それぞれ第7節、第8節において検証する。先述のとおり、一連のテロリズム防止関連諸条約において定式化されている「引き渡すか訴追するか」という処罰原則は、ハーグ条約において最初に規定されたものであり、本原則の成立経緯および本原則の基盤たる容疑者所在国の裁判管轄権規定の起草過程を明確にすることは、国際テロリズムの行為者の処罰の確保の在り方について検討するうえでも重要な意義を有すると言える。最後に第9節は本章のまとめとする。

## 第2節 条約に関する先行研究

ハーグ条約全般に関する先行研究のうち、まず主要なものとしては、栗林忠男教授による研究がある<sup>204</sup>。栗林教授による研究は、航空犯罪の法的規制の歴史について、初期の試みから、東京条約、ハーグ条約、モンテリオール条約に至るまで詳しく検証したうえで、特にハーグ、モンテリオール両条約を取り上げ詳細に検討している。このうちハーグ条約に関しては、条約の目的、犯罪の構成要件、条約の適用範囲、裁判管轄権、訴追、犯罪人の引渡しなど、各条文の内容について解説すると共に、その起草過程についても一次資料を用いつつ分析している。ハーグ条約全般に関する研究と

---

<sup>204</sup> 栗林、前掲注95。

しては、Shubber や Abramovsky によるものも比較的詳しい<sup>205</sup>。両者ともにハーグ条約の起草経緯について概観したうえで、栗林教授と同じく、犯罪の構成要件、裁判管轄権をはじめとする本条約に係る重要な論点について一次資料を引用しつつ詳細に検討している。このうち特に Abramovsky による研究は、航空機のハイジャックと海賊行為とを比較したうえで、条約の諸論点について論じている。また、民間航空機に関する国際法上の枠組みという観点から、航空犯罪に対する対応として東京条約、ハーグ条約、モントリオール条約の3条約を取り上げて論じたものとして、山本条太氏による研究がある<sup>206</sup>。本研究は特にハーグ条約の裁判管轄権規定について、直接利害関係国および容疑者所在国の裁判管轄権それぞれに関する解釈などを詳細に論ずるものである。

また、ハーグ条約の裁判管轄権規定や訴追規定に着目した研究としては、特に「引き渡すか訴追するか」原則に関して論じたものが多く見出される。このうち Mankiewicz による研究は、ハーグ条約において初めて規定された「引き渡すか訴追するか」という処罰原則に焦点を当て、政治犯の扱い等も含め、同原則を規定する容疑者所在国の訴追規定について詳細に検討している<sup>207</sup>。また Cheng による研究も、航空犯罪に対する条約を通じた規制という観点から、東京条約、ハーグ条約、モントリオール条約について順に論ずる中で、ハーグ条約に関しては特に、「引き渡すか訴追するか」原則に着目し、容疑者所在国の裁判管轄権規定と「引き渡すか訴追するか」原則を実現した訴追規定にハーグ条約の革新性を見出している<sup>208</sup>。古谷修一教授は、「引き渡すか訴追するか」原則の前提となる容疑者所在国の裁判管轄権規定について、ハーグ条約の起草過程における議論を示しつつ、管轄権規定の構造について検証するとともに、「引き渡すか訴追するか」という処罰方式の問題点についても指摘する<sup>209</sup>。さらに、山本草二教授による研究は、航空機の不法奪取防止のための刑事管轄権の関係国

---

<sup>205</sup> Shubber, *supra* note 98, pp.687-726; Abramovsky, *supra* note 150, pp.381-405.

<sup>206</sup> 山本条太、「民間航空機の諸側面を巡る国際法上の枠組み」国際法学会編『日本と国際法の100年 第2巻 陸・空・宇宙』第6章、2001年、三省堂、155-186頁。

<sup>207</sup> Mankiewicz, R.H., "The 1970 Hague Convention," *The Journal of Air Law and Commerce*, vol.37, 1971, pp.195-210.

<sup>208</sup> Cheng, Bin, *supra* note 97, pp.25-52.

<sup>209</sup> 古谷、前掲注49、「航空機に対するテロと国際法」、77-103頁。

間での分配・帰属に焦点をあて、東京条約における規定と比較しつつ、ハーグ条約の裁判管轄権規定の構造について検証するものである<sup>210</sup>。

ハーグ条約について特にその裁判管轄権規定や訴追規定に関する検討を加えたものは上記のとおり比較的多く見出されるが、これらの規定の起草過程に関する先行研究に目を向けると、先述の栗林教授や Shubber による研究は、本条約において裁判管轄権が規定されている各締約国、具体的には、航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国および容疑者所在国に関し、それぞれの裁判管轄権規定の起草過程においてどのような議論がなされたかについて、一次資料を引用しつつ詳細な検討を加えている。また、ハーグ条約の管轄権規定のうち特に容疑者所在国の裁判管轄権に関して、それが条約の起草過程当初は想定されていなかったものの、ハーグ外交会議（1970年12月）におけるスペインによる提案に基づいて導入されたものであること、さらにイギリスなどから容疑者の所在のみを根拠して裁判管轄権を付与することへの懸念が表明されたことについて言及する論稿は、上記の栗林教授による研究のみならず、古谷修一教授、坂本まゆみ氏、Shubber、Abramovsky などによるものなど多く見出される<sup>211</sup>。しかしながら、容疑者所在国の裁判管轄権を規定すべきというスペインによる提案に対する他国の態度を含め、どのような背景・経緯のもとに容疑者所在国の裁判管轄権および「引き渡すか訴追するか」という処罰方式が本条約において初めて設定されるに至ったかについては、これらの先行研究により十分に明らかにされているとは言い難い。

こうした先行研究における研究動向を念頭に、本章ではハーグ条約の裁判管轄権規定およびそれに基づく訴追規定の成立経緯について、より一層明らかにする。

### 第3節 条約の成立経緯

ハーグ条約以前に作成された東京条約は、航空機内の秩序及び規律を乱す行為を規制対象としており、航空機の不法奪取（ハイジャック行為）を正面から規制するもの

---

<sup>210</sup> 山本、前掲注 149、1-30 頁。

<sup>211</sup> 栗林、前掲注 95、95 頁（スペイン提案）；古谷、前掲注 49、「普遍的管轄権の法構造（2・完）」、91 頁（スペイン提案）；坂本まゆみ「条約上のテロリズム対処システムに関する一考察—aut dedere aut judicare 原則の構造とその限界—」『法學新報』第 110 巻第 9・10 号、2004 年、175 頁（スペイン提案）；Shubber, *supra* note 98, pp.711-713（イギリス発言）；Abramovsky, Abraham, *supra* note 150, p.395-398（イギリス発言）。

ではなかった。また犯罪行為の処罰に関しては、航空機の登録国に対してのみ裁判管轄権の設定を義務づけていたに過ぎず<sup>212</sup>、東京条約の主たる目的は財産の返還と飛行再開の確保であり、被疑者の起訴・処罰が本来の目的ではなかったのである。

その後、本論文第1章第3節のハーグ条約の概要の箇所でも既述のとおり、1930年～67年までのハイジャック発生件数が最多の年でも年間6件だったのに対し、1968年には年間38件、1969年には82件になるなど<sup>213</sup>、1968～70年にかけてのハイジャック発生件数の急激な増加に伴い、国際民間航空に対する危険性も増大することとなった。こうした背景のもと、上記のような東京条約の欠陥が浮き彫りとなり、東京条約ではハイジャックの実効的防止には不十分との認識から、ハイジャックに対する効果的な対策と抑止力を提供する新たな条約を作成する機運が高まることとなったのである。

ハーグ条約の起草は国連の専門機関であるICAOにより行われたが、起草作業は、1968年9月の第16回ICAO総会にて採択された「民間航空機の不法奪取に関する決議」が、ICAO理事会に対し航空機のハイジャックに関する研究開始を求めたこと开端を発する<sup>214</sup>。ICAO理事会は同年12月に本件をICAO法律委員会（以下、法律委員会）に付託したが、更なる専門的側面の検討のために13カ国により構成される航空機の不法奪取に関する法律小委員会（以下、法律小委員会）が設立された。法律小委員会は、2度の会合（1969年2月、9～10月）を経て草案を作成し、さらにこれを受け取った法律委員会が、翌年（1970年2月～3月）に法律小委員会草案を元に独自の最終草案を作成した。本草案が、ICAO加盟国代表が出席する外交会議（1970年12月、於ハーグ、以下ハーグ外交会議）において検討された後、会議最終日の1970年12月

---

<sup>212</sup> これは内国刑法の適用基準の1つである旗国主義に基づくものである。旗国主義とは、船舶または航空機など、国際輸送に従事する移動体は、国外にあっても、原則として、他国の属地的管轄に服さず、その内部で行われた犯罪については旗国または登録国の刑法が適用されるというものである。山本、前掲注15、172頁。なお旗国主義は従来、船舶を自国の領土の一部（浮かぶ領土）と見做すことにより、自国に登録された船舶上での行為に属地主義を拡張するという概念のもとで、確立していったものとされる。江藤、前掲注12、182-183頁。

<sup>213</sup> Cheng, Bin, *supra* note 97, p.33.

<sup>214</sup> 以下条約の起草過程について、ICAO Doc. 8979-LC/165-1, *International Conference on Air Law, The Hague, December 1970, vol. I Minutes*, Montreal Canada, 1972 (以下Doc. 8979 vol. I), p.ix; Shubber, *supra* note 98, pp.688-689などを参照。



16日に74対0（棄権2）の票決で採択され、前文および14カ条からなる「航空機の不法奪取の防止に関する条約」として成立するに至ったのである<sup>215</sup>。

他方で、ハーグ条約成立後もハイジャック事件は数多く発生し、例えば1976年のエンデベ空港事件（ウガンダ）では、パレスチナ解放戦線のメンバーらにハイジャックされたエールフランス機が着陸したエンデベ空港を、人質を取られたイスラエルの特殊部隊がウガンダ政府の許可なく襲撃し、人質を実力により救出した。また、1989年には中国国際航空会社が北京から上海に向かう途中にハイジャックされ、日本（福岡空港）に着陸し、東京高裁は1990年にハイジャック犯（張振海）の身柄を中国に引き渡す決定を行い、犯人は中国国内で裁判に付された。

#### 第4節 裁判管轄権規定および訴追規定の概要

ハーグ条約は第1条において「飛行中の航空機内」における「暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いて航空機を不法に奪取し管理する行為（未遂、加担を含む）」を犯罪行為として定義し、犯罪の構成要件を規定している。続く第2条において、各締約国に対し、犯罪行為について重い刑罰を科すことができるようにすることを義務づける。さらに、第4条において締約国の裁判管轄権について、また、第7条において容疑者所在国による訴追について以下のように規定する。

#### 第4条

1 いずれの締約国も、次の場合には、犯罪行為及びその容疑者が犯罪行為の実行にあたり旅客又は乗組員に対して行なつたその他のすべての暴力行為につき、自国の裁判権を設定するために必要な措置をとる。

(a) 犯罪行為が当該締約国において登録された航空機内で行なわれた場合

(b) 機内で犯罪行為の行なわれた航空機が容疑者を乗せたまま当該締約国の領域内に着陸する場合

(c) 犯罪行為が、当該締約国内に主たる営業所を有する賃借人又は主たる営業所を有しないが当該締約国内に住所を有する賃借人に対して乗組員なしに賃貸された航

---

<sup>215</sup> ICAO Doc. 8920, Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft. 本条約は1971年10月14日に発効。

空機内で行なわれた場合

- 2 犯罪行為の容疑者が領域内に所在する締約国は、1 (a)、(b)又は(c)の場合に該当する他のいずれの締約国に対しても第8条の規定に従ってその容疑者を引き渡さない場合に当該犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

## 第7条

犯罪行為の容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、その犯罪行為が自国の領域内で行なわれたものであるかどうかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常 of 重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行なう。

第4条は、まず第1項において、当該犯罪に対し直接的な利害関係を有する3種の締約国—航空機の登録国、容疑者を乗せたまま航空機が着陸した国、航空機賃借人所在国—に対し、裁判管轄権を設定することを義務づけた上で、第2項において、容疑者所在国に対し、第1項に規定された直接利害関係国に「容疑者を引き渡さない場合に」裁判管轄権を設定する義務を課するという二元的な構造を有している。また、第3項において、国内法に従って行使される刑事管轄権を排除しない旨規定している。さらに第7条において、容疑者所在国は、「容疑者を引き渡さない場合には」訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務が課されており、これら2つの条文により「引き渡すか訴追するか」という原則が打ち立てられているのである。なお、本論文第1章第3節第2項(3)で述べたとおり、容疑者所在国は、容疑者を「引き渡す」か「訴追する」かについて二者択一的な選択権を有しているのであり、引渡請求の有無や引渡拒否の事由に関わらず、事実として引渡しが行われないう限り、容疑者の訴追のために事件を当局に付託する義務が課される<sup>216</sup>。また既述のとおり、容疑者所在国は、事件を訴追のための手続に付託すれば条約上の義務を果たしたことになり、起訴・審理・処罰の有無および態様はその国の裁量事項である点に留意する必要がある<sup>217</sup>。

<sup>216</sup> 古谷、前掲注49、「航空機に対するテロと国際法」、82頁。

<sup>217</sup> 山本、前掲注151、55頁注8。

これら 2 つの条文のうち、「引き渡すか訴追するか」という原則を直接的に規定するのは第 7 条とも言えるが、たとえ第 7 条が、容疑者を引き渡さない場合に訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を容疑者所在国に対し課していても、第 4 条のもとで容疑者所在国に対し裁判管轄権が設定されていなければ結局第 7 条は死文化することになってしまう<sup>218</sup>。従って両規定は補完的な関係にあるとも言える。換言すれば、第 4 条第 2 項という容疑者所在国の裁判管轄権規定が存在することにより初めて第 7 条は意味のある規定となるのである。

## 第 5 節 容疑者所在国の裁判管轄権の解釈に関する学説

前節では、ハーグ条約の裁判管轄権規定および訴追規定の概要について述べたが、このうち特に、本条約第 4 条第 2 項に規定された容疑者所在国の裁判管轄権が普遍主義に基づくものか否か、すなわち普遍的管轄権を設定したものであるか否かをめぐり学説上様々な見解が存在している点が注目される。なお、普遍的管轄権とは既述のとおり、管轄権の行使に際して犯罪行為との間の直接的な連関を要しないものであり、いかなる国の裁判所であれ、自国領域の外で行われた犯罪で、その容疑者あるいは被害者の国籍の面でも、自国国益にもたらす被害の面でも、自国とは関係ない犯罪について、個々人を裁判にかける能力を意味する。そこで以下においては、「引き渡すか訴追するか」という処罰原則の基盤ともいえる容疑者所在国の裁判管轄権の根拠をめぐって、様々に錯綜する学説上の諸見解について整理することと致したい。

以下では学説上の諸見解を、(1) 普遍的管轄権の設定を肯定する立場、(2) 普遍的管轄権の設定に否定的な立場、(3) 普遍主義ではなくむしろ代理主義に基づく管轄権と捉える立場に分けて整理する。

### 第 1 項 普遍的管轄権の設定を肯定する立場

学説上多数的立場を占めるのは、ハーグ条約第 4 条第 2 項に規定された容疑者所在国の裁判管轄権について、これを普遍的管轄権、すなわち普遍主義に基づく管轄権を設定したものと捉える見解である。

太寿堂鼎教授は、ハーグ条約と、これと同様の処罰規定を有するモンリオール条

---

<sup>218</sup> 栗林、前掲注 95、95 頁。

約に共通する基本的な考え方は、刑事管轄権の普遍主義を採用し、処罰に遺漏のないようにすることであると指摘する<sup>219</sup>。同様に奥脇直也教授は、容疑者の発見国が裁判管轄権を行使する根拠は、「普遍主義」（普遍的管轄権）にあるとみることが適切であると<sup>220</sup>。このようにハーグ条約に規定された容疑者所在国の裁判管轄権を普遍主義に基づくものであると捉える見解は、その他にも学説上非常に多く見出される<sup>221</sup>。

また、海賊行為に対しては、海賊船を拿捕し、且つその国内法により処罰する権限がすべての国家に認められるという普遍的管轄権が適用されることが国際慣習法上確立しているが<sup>222</sup>、こうした海賊行為からの類推に基づき、ハイジャック行為に対する普遍的管轄権の設定を肯定する立場も存在する。例えば Akehurst は、ハイジャック行為は海賊行為と同様に国際的な交通網を脅威にさらすものであるとして、国際秩序への攻撃であり、国際社会全体を危険に陥れることから、すべての国家がその抑止に正当な利益を有しており、海賊と同様の理由でハイジャック行為に対する普遍的管轄権も正当化されると主張する<sup>223</sup>。同様に熊谷卓教授は、国際社会に影響を与えるという点では、海賊とハイジャッキングは殆ど相違ないのであり、犯行地、犯人の如何にかかわりなく、たとえ領域、国籍または特別の国家法益などの連結がなくとも、犯人

<sup>219</sup> 太寿堂、前掲注 19、70 頁。

<sup>220</sup> 村瀬信也編『現代国際法の指標』有斐閣、1994 年、144 頁（奥脇直也教授執筆部分）、奥脇直也『国際関係法』放送大学教育振興会、1994 年、121 頁。

<sup>221</sup> 広部、前掲注 19、62 頁；Dinstein, Yoram, “Criminal Jurisdiction over Aircraft Hijacking,” *Israel Law Review*, vol.7, 1972, p.197; Akehurst, Micheal, “Jurisdiction in International Law,” *British Yearbook of International Law*, vol. 46, 1972/73, pp. 161-162; Randoll, K.C., “Universal Jurisdiction under International Law,” *Texas Law Review*, vol.66, 1988, p.819; Blakesley, Christopher, “Jurisdictional Issues and Conflicts of Jurisdiction,” in Bassiouni, M. Cherif, ed. *Legal Responses to International Terrorism*, M. Nijhoff, 1988, p.148; Oppenheim, L., *International Law*, 9<sup>th</sup> edition, by Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts, Longman, 1992, p.470; Cassese, *supra* note 32, p.593; Morris, Madeline H., “Jurisdiction in a Divided World,” *New England Law Review*, vol.35:2, 2001, p.348; Kolb, *supra* note 53, “The Exercise of Criminal Jurisdiction Over International Terrorists,” p.253; Brownlie, Ian, *Principles of Public International Law* 7<sup>th</sup> ed., Clarendon, 2008, p.308 など多数。

<sup>222</sup> なお、国連海洋法条約第 110 条は以下のように規定する。「いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を拿捕し又は財産を押収することができる。拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定できるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。」

<sup>223</sup> Akehurst, *supra* note 221, p.162. 同様の見解として、Blakesley, *supra* note 221, pp.142-143. 古谷教授は、海賊行為に限って認められていた普遍主義を拡大適用するものであると指摘する。古谷、前掲注 49、「航空機に対するテロと国際法」、81 頁。

の身柄の拘束という事実だけを根拠に裁判権の設定を認める規定を有する条約が普遍主義に基づかないとすることは困難であろうと述べる<sup>224</sup>。他方でハイジャック行為は、海賊行為の構成要件、すなわち「私的目的」ために「他の船舶・航空機」に対して「公海ないしいずれの国家の管轄にも属さない場所」で行われるという要件を満たさないために、海賊行為に適用される法をハイジャック行為に適用することは出来ず、海賊行為からの類推は不可能であると指摘する論者も存在する<sup>225</sup>。Abramovsky はそうした見解の存在を認めつつ、容疑者が領域内に存在し、その者を引き渡さないという点以外には、管轄権行使に際し国家とハイジャック犯の間にかなる結びつきも必要としないハーグ条約の規定は、海賊行為に関する法に類似すると指摘する<sup>226</sup>。

以上からこれらの立場は、海賊行為からの類推の可否などに対する見解の相違はみられるものの、ハーグ条約において、容疑者所在国はその裁判管轄権行使に際し、容疑者を自国領域内で拘束していることのみを根拠としている点を以て、容疑者所在国の裁判管轄権規定が普遍的管轄権を設定したものであると捉えているといえる。

## 第2項 普遍的管轄権の設定に否定的な立場

ハーグ条約において容疑者所在国に対し設定された裁判管轄権について、上記の第1項のように明確に普遍的管轄権の設定を肯定する立場と異なり、これを、「真の」普遍的管轄権ではない、「普遍主義的」なもの、「准普遍的」管轄権などと称する立場も存在する。このように普遍的管轄権の設定を明確に肯定するのではなく、むしろこれに否定的な見解を示す立場は、その根拠に応じてさらに以下の(1)、(2)に分類することができる。

### (1) 「すべての締約国」ではない

学説上は、ハーグ条約に規定された容疑者所在国の裁判管轄権が、すべての締約国に対し裁判管轄権の行使を許容するという性質のものではないことを根拠として、これを普遍的管轄権を設定したものと捉えることに否定的な見解を示す立場も少なからず存在する。

<sup>224</sup> 熊谷、前掲注41、294頁注20。

<sup>225</sup> Shubber, *supra* note 98, p.714; Abramovsky, *supra* note 150, p.387; 山本、前掲注149、22頁。

<sup>226</sup> Abramovsky, *supra* note 150, p.397.

このうち Higgins は、ハーグ条約の処罰規定は、ある所定の場合に、ほんの少数の限られた締約国のみが第 2 条、第 4 条および第 7 条を根拠に管轄権を行使し得るだけであるから、厳密な意味では真の普遍的管轄権ではないと述べる。その上で、「普遍的」とは、比較的限定された管轄権の根拠が状況上発生したとしても、管轄権を行使することができるために必要なことは何であれすべての締約国が行うことができる、という要件に尽きると指摘する<sup>227</sup>。また Bowett は、普遍主義は「すべての」国家が一定の種類 of 犯罪を処罰する管轄権を有することであるとした上で、ハーグ条約第 4 条の管轄権規定に関し、もし第 2 項が普遍的管轄権を設定しているのであれば、第 1 項においてより狭い管轄権を設定する意味は何であろうかと指摘し、ハーグ条約における普遍的管轄権の設定を明確に否定する<sup>228</sup>。

山本条太氏は、ハーグ条約の裁判権設定は、「一般的な世界主義<sup>229</sup>」（犯罪が行われたのが自国の領域内か領域外であるかを問わず、締約国が裁判権設定のために必要な措置をとる）ではなく、犯罪と直接関係する国の第一次的裁判管轄権と、犯人所在国の「世界主義的」裁判管轄権を組み合わせた「一種の世界主義的な考え方」を導入したものであると捉える<sup>230</sup>。さらに、引渡し請求の根拠となり得ない点において「普遍主義に基づく」管轄権とは全く異なるとしつつ、事件自体との直接的な接点がないにもかかわらず効果が生ずる点に着目し、「普遍主義的」管轄権と呼ばれることが多いとも指摘する<sup>231</sup>。

西井正弘教授は、ハーグ条約の裁判管轄権規定に関して、管轄権の間隙を埋めると共に、いずれかの国の裁判権が必ず及ぶ体制をとっているとしつつも、「これらの犯罪行為の性質を国際社会の普遍的なものとして把握し、その結果それが何処で発生しようとも、また容疑者の国籍如何に拘らず、すべての国が処罰する権限と義務を有すべき」刑事管轄権の普遍主義が確立されているわけではなく、当該犯罪行為に利害関係を有する特定の国のみが刑事管轄権を設定する義務を負っているに過ぎないと指摘す

---

<sup>227</sup> Higgins, Rosalyn, *Problems & Process- International Law How We Use It*, Clarendon Press, 1995, pp.63-65; Higgins, *supra* note 33, pp.24, 28.

<sup>228</sup> Bowett, D.W., "Jurisdiction: Changing Patterns of Authority over Activities and Resources," *British Yearbook of International Law*, vol. 53, 1982, p.13. 同様の見解として Joyner, Nancy D., *Aerial Hijacking as an International Crime*, Oceana Publications, A.W. Sijthoff, 1974, pp.179-181.

<sup>229</sup> 普遍主義は世界主義とも称される。

<sup>230</sup> 山本、前掲注 151、50、55-56 頁。

<sup>231</sup> 山本、前掲注 206、179 - 180 頁注 22。

る<sup>232</sup>。さらに、国際テロ行為の処罰を確実にするためには、犯罪に対する真の普遍的管轄権の設定と処罰を国家に義務づけることを必要とすると主張していることから、ハーグ条約に規定された処罰の枠組みを「真の」普遍的管轄権とは捉えていないといえる<sup>233</sup>。また山本草二教授は、ハーグ条約に規定された容疑者所在国による処罰規定について、直接利害関係国に対して引渡しが行われない場合に、その補充として行使されるものであるとして、対象とする犯罪についてすべての締約国に対し内国刑法上の管轄を及ぼすよう義務づけるものではないから、この場合の普遍主義の援用は海賊行為の場合のような無条件の普遍的管轄権をゆるすものではないとする<sup>234</sup>。

以上からこれらの見解は、すべての条約締約国がハイジャック行為に対し裁判管轄権を行使する権限を等しく有することを以て、普遍的管轄権が設定されている（＝「真の」普遍的管轄権）と捉える立場であるといえる。つまりこうした立場によれば、ハーグ条約の枠組みにおいて対象犯罪に対して裁判管轄権を行使できるのは、「すべての締約国」ではなく条約締約国のうち第 4 条に規定されたごく一部の限られた国家のみであることから、ハーグ条約に規定された裁判管轄権は普遍的管轄権を設定したものとは捉えられないのである。

## (2) 条約締約国間においてのみ「普遍的」

学説上には、ハーグ条約の処罰規定が慣習法化していない点に注目し、普遍的管轄権の設定を否定する立場も見出される。例えば **Broomhall** は、「引き渡すか訴追するか」という義務が、あくまでもハーグ条約の締約国のみに課されたものである点を捉えて、こうした管轄権は真の意味で「普遍的」ではないと指摘する。彼によれば、「普遍的管轄権」という語は、条約締約国間においてのみ生じる管轄権よりもむしろ慣習法上の管轄権をよりの確に表しているのである<sup>235</sup>。また **Freestone** は、ハーグ条約第 4 条第 2 項が普遍的管轄権を規定したものであるかという論点に関し、条約締約国のみを拘束するものであるから、「准普遍的 (quasi-universal)」と称されると指摘する<sup>236</sup>。

<sup>232</sup> 西井、前掲注 45、25 頁。

<sup>233</sup> 同上 43 頁。

<sup>234</sup> 山本、前掲注 15、351 頁。

<sup>235</sup> Broomhall, Bruce, "Towards the Development of an Effective System of Universal Jurisdiction for Crimes Under International Law," *New England Law Review*, vol.35, 2001, p.401.

<sup>236</sup> Freestone, *supra* note 47, p.50.

これらの立場は、国際社会のすべての国家が管轄権を有することを以って普遍的管轄権が設定されていると捉える立場である。すなわち、国際慣習法上、こうした普遍的管轄権の設定が確立している海賊行為と比して、ハイジャック行為に対する裁判管轄権規定は慣習法化するまでには至っておらず、条約の非締約国を含めたすべての国家に等しく裁判管轄権行使の権限が付与されているわけではない。つまり、こうした立場によれば、あくまでも条約締約国間においてのみ「普遍的な」管轄権が設定されているにすぎず、これは「真の」普遍的管轄権ではなく、「准」普遍的管轄権と称されるものなのである。他方でこの立場は、少なくとも条約締約国間という枠組みにおいて普遍的管轄権が設定されていることまでは否定していないと捉えられるのであり、その点ではハーグ条約における普遍的管轄権の設定を肯定する本節第 1 項の立場と同じカテゴリーに属すると言える。

### 第 3 項 代理主義に基づくと捉える立場

代理主義とは、自国領域外で、自国民以外の者により自国民以外の者に対して行われた犯罪に対する管轄権の基礎となるもので、犯罪行為地国などの直接利害関係国が起訴・処罰を行わない場合に、代替・補完的な紐帯に基づいて利害関係国に代わり自国で訴追する準則であり、容疑者の引渡しを自国での訴追に優先させる点に特徴を有する<sup>237</sup>。Freestone によれば、一定の条件—たとえば他国から刑事手続の引継ぎ要請がある場合、他国からの引渡請求を拒否した場合など—が満たされる場合に、犯罪に直接的な連関を有する国家のために他国が域外刑事管轄権を行使することとされる<sup>238</sup>。また Reydam 是、代理主義は管轄権行使に際して行為地国による了承が必要であり、訴追が一方的には行われえないという点で普遍主義とは区別されると指摘する<sup>239</sup>。さらに両者の相違としては、普遍主義が引渡しの可能性に無関係であるのに対し、代理主義は引渡しの実行不能性に依存し、いわば犯罪人引渡しを補充する役割を果たす点も挙げられる<sup>240</sup>。

ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権を、普遍主義ではなくむしろこうし

<sup>237</sup> 代理処罰主義とも呼ばれる。

<sup>238</sup> Freestone, *supra*, note 47, pp.44, 60.

<sup>239</sup> Raydam 是, Luc, *Universal Jurisdiction: International and Municipal Legal Perspectives*, Oxford University Press, 2003, p.24.

<sup>240</sup> 古谷、前掲注 49、「普遍的管轄権の法構造（2・完）」、96 頁；森下忠『国際刑法の潮流』成文堂、1985 年、53—54 頁。



た代理主義に基づくものであると捉える立場も少数ではあるが存在する。坂本まゆみ氏は、第4条の第1項で特定国の管轄権を認め、同条第2項で容疑者が引き渡されない場合の容疑者所在国による管轄権を設定する、という構造を有するハーグ条約の裁判管轄権規定について、重層的に管轄権を規定し幅広く訴追義務を課していることから、各国の共通利益を害する犯罪であるかのような外観を呈しており、少なくとも擬似的には管轄権が普遍的な性格を帯びているように見えるものの、普遍主義的な管轄権の設定というよりもむしろ、「引渡しを拒否した国家は請求国の未完了の訴追を引き継いで当該犯罪に関する管轄権を獲得する」という代理処罰的な性格のものであると指摘する<sup>241</sup>。同様の見解として Meyer は、外国人がドイツ国内において逮捕された際に、他国から引渡請求がなされない場合や、引渡請求の拒否、引渡しが不可能などの理由により引渡しが行われない場合に西ドイツ刑法が適用されるとする、(当時の)西ドイツ刑法における「引き渡すか訴追するか」という規定を代理主義的なものと捉えている<sup>242</sup>。

#### 第4項 学説の対立状況

ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権に関する以上の学説整理から、容疑者所在国の裁判管轄権が普遍的管轄権を設定したものであるかという点をめぐる学説の対立状況は以下のように理解することができる。

まず、ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権を、その設定を肯定するか否かはともかくとして、普遍的管轄権の文脈で捉えるのが本節第1項(以下、①)および本節第2項(以下、②)の立場である。対して、これを普遍主義に基づく管轄権ではなくむしろ代理主義的なものと捉えるのが本節第3項(以下、③)の立場である。このように①、②の立場と③の立場を分ける基準としては、容疑者所在国の裁判管轄権を規定するハーグ条約第4条第2項に対して、直接利害関係国の裁判管轄権を規定する第4条第1項の存在をどれほど強く捉えるかという点を指摘できる。

このうち、ハーグ条約第4条第1項と同条第2項を一体化した不可分なものとして捉えた上で、第2項に対する第1項の位置づけを最も強く捉えているのが、本規定を普遍

<sup>241</sup> 坂本、前掲注211、174-177頁。

<sup>242</sup> Meyer, Jürgen, "The Vicarious Administration of Justice: An Overlooked Basis of Jurisdiction," *Harvard International Law Journal*, vol.31, 1990 Proceedings, p.115.

主義よりもむしろ代理主義に基づくものとする③の立場である。この立場は、「直接利害関係国への容疑者の引渡しが行われない場合に限り」容疑者所在国に対し事件を当局に付託する義務が課されるという点を非常に強く読み込み、ハーグ条約第 4 条第 2 項に基づく容疑者所在国による裁判管轄権行使を、同条第 1 項の存在を前提とした、あくまでも第 1 項に対する「補助的な」位置づけを有するものと捉えるものである。つまりこの立場によれば、当該犯罪は本来であれば犯罪行為地国等の直接利害関係国により処罰されるべきであるものの、それが実現されない、すなわち容疑者所在国による容疑者の引渡しが行われない場合に限り、容疑者所在国により代替的に処罰されるのである。このように、直接利害関係国をいわば優先的な第一次管轄権を有する国とし、容疑者所在国による「訴追」よりも利害関係国への「引渡し」をより重視する立場においては、第 4 条第 2 項に基づいて容疑者所在国が行使する裁判管轄権は普遍主義よりもむしろ代理主義的なものと理解されることとなる。

これに対し、ハーグ条約第 4 条第 1 項と同条第 2 項の規定をそれぞれ独立したものと捉え、容疑者所在国に「引き渡すか訴追するか」に関する裁量が大幅に認められている点を強く読み込む場合には、第 4 条第 2 項の同条第 1 項に対する「補助的な」性質は薄まり、直接利害関係国と容疑者所在国の裁判管轄権はそれぞれ独立したものと理解されることとなる。この立場によれば、容疑者の引渡しを選択しなかった容疑者所在国は、いかなる理由であっても単に容疑者を引き渡さないという事実のみを以て、第 4 条第 2 項に基づいて付与された裁判管轄権に基づき事件を当局に付託する義務を負うこととなる。このように、容疑者所在国の裁判管轄権行使を容疑者引渡しの実現不可能性に依存するものとは捉えない立場に立つものが、これを普遍主義の観点から捉える①、②の見解である。つまり、容疑者所在国の裁判管轄権が普遍的管轄権を設定したものと捉える①の立場と、これに対して否定的な②の立場はいずれも、本規定を代理主義ではなく普遍主義の観点から捉える点では共通しているが、次に、①の立場と②の立場を分ける基準は、何を以て普遍的管轄権が設定されていると捉えるかという点にあると言える。

①の立場は、ハーグ条約第 4 条第 2 項に規定された容疑者所在国の裁判管轄権に関し、容疑者所在国はハイジャック行為と何らの直接的な利害関係を有しておらず、単に自国領域内における容疑者の拘束のみを根拠として裁判管轄権を行使し得るという点を以て、ハーグ条約における普遍的管轄権の設定を肯定する立場である。つまりこ

の立場によれば、普遍的管轄権とは、当該犯罪行為と訴追国との間に、他の管轄権行使に関する諸原則（属地主義、属人主義、保護主義）においてみられるような連関（犯罪行為地という領域的連関、容疑者又は被害者との国籍的連関、犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害）が無くとも、容疑者の拘束のみを根拠として管轄権の行使が許容され得ることを意味しているのであり、こうした立場においては、ハーグ条約の容疑者所在国の裁判管轄権は紛れもなく普遍的管轄権を設定したものであると言える。

これに対し②の立場はハーグ条約において普遍的管轄権が設定されているかにつき否定的な立場であるが、これらの見解の背景には、海賊行為に対し設定されている普遍的管轄権こそが言わば「真の」普遍的管轄権であるという前提があると言える。②の立場はハーグ条約における普遍的管轄権の設定を否定する根拠に応じ、さらに本節第 2 項 (1) の見解と本節第 2 項 (2) の見解に分けられるが、これらの根拠はそれぞれ、海賊行為に対する普遍的管轄権とハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権を比較した場合の 2 つの相違点に対応するものとなっている。②の立場によれば、ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権は、海賊行為に対する普遍的管轄権と比較した場合に、以下の 2 つの点から普遍的管轄権を設定したものとは言えないのであり、また、この 2 点のうちいずれを重視するかが、本節第 2 項 (1) と同 (2) の立場を分ける基準となっている。

本節第 2 項 (1) の見解（以下、②- (1)）は、海賊行為に対してすべての国家が管轄権行使の可能性を等しく有しているという点を普遍的管轄権の設定が肯定される要素として重視し、この点を根拠としてハーグ条約における普遍的管轄権の設定を否定する立場である。つまり、海賊行為に対する普遍的管轄権と比較した場合、海賊行為に対してはいかなる国家も海賊を逮捕し、管轄権を行使するという行為を「能動的に」行うことができる、すなわちすべての国家がそのような権利を有している。これに対し、ハーグ条約では、第 4 条第 1 項に規定された直接利害関係国以外の締約国が自ら容疑者の身柄を確保する行動をとることができるのは、自国領域内に限られる<sup>243</sup>。これは容疑者の引渡しに関しても同様であり、ハーグ条約の枠組みにおいて容疑者所在国に対し容疑者の自国への引渡しを求めることができる（能動的に行動できる）のは第 4 条第 1 項に基づく裁判管轄権を有する直接的利害関係国に限られる。つまりそれ

<sup>243</sup> 古谷、前掲注 49、「普遍的管轄権の法構造（2・完）」、94 頁。

以外の締約国は、第 4 条第 2 項を根拠として第三国たる容疑者所在国に対し容疑者の引渡しを請求できる立場にはなく、換言すれば第 4 条第 2 項は容疑者引渡請求の根拠とは成り得ないのである<sup>244</sup>。②－(1) の立場によれば、ハーグ条約の裁判管轄権規定の枠組みにおいて、容疑者に対し裁判管轄権を行使し得るのは、条約締約国の中でも、ごく限られた直接利害関係国と「たまたま」自国内に容疑者が所在する国に限られるのであり、すべての条約締約国が第 4 条第 2 項を根拠として対象犯罪に対し内国刑法上の管轄を及ぼす権限を等しく有するわけではないことから、ハーグ条約における普遍的管轄権の設定が否定されるのである。

対して本節第 2 項 (2) の見解 (以下、②－(2)) は、海賊行為に対しては国際慣習法上の普遍的管轄権が確立している、すなわち条約締約国のみならず「国際社会のすべての」国家が当該犯罪に対し裁判管轄権を行使できるという点を普遍的管轄権の設定が肯定される要素として重視し、この点を根拠としてハーグ条約における普遍的管轄権の設定を否定する立場である。つまりこの立場によれば、普遍的管轄権における「普遍的」とは、「国際社会のすべての」国家が当該犯罪に対し管轄権を行使し得ることを意味するのであり、ハーグ条約の処罰制度があくまでも条約締約国内という枠組みに留まるものであり、本条約が国際慣習法化するには至っていないことを根拠として、ハーグ条約における普遍的管轄権の設定を否定していると言える。他方で既述のとおり、この立場は、少なくとも条約締約国内という枠組みにおいて普遍的管轄権が設定されていることまでは否定していないと捉えられるのであり、その点ではハーグ条約における普遍的管轄権の設定を肯定する①の立場と同じカテゴリーに属すると言える。

以上からハーグ条約の締約国内という枠組みで捉えた場合、容疑者所在国の裁判管轄権をめぐる学説上の諸見解のうち、②－(1) の立場が普遍的管轄権の成立要件をもっとも厳格に捉えているといえる。つまり、このような立場からはハーグ条約における普遍的管轄権の設定は否定されることとなるが、他方で当該犯罪行為との直接的な利害関係を一切有しない国家が、自国領域内における容疑者の拘束のみを根拠として容疑者の訴追をするということを以て普遍的管轄権が設定されていると捉える①の立場に立つ場合には、ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権が普遍的管轄権に

---

<sup>244</sup> 古谷、前掲注 49、「航空機に対するテロ行為と国際法」、82 頁；山本、前掲注 206、179 頁注 22。

基づくものであることが肯定されるのである。

## 第 6 節 直接利害関係国（航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国） の裁判管轄権規定の起草過程

以下ではハーグ条約の裁判管轄権規定および訴追規定の成立経緯について、その起草に関する一次資料を手がかりに分析する。本節ではまず、ハーグ条約第 4 条第 1 項に規定された直接利害関係国—航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国—の裁判管轄権について、その起草過程を、法律小委員会、法律委員会、ハーグ外交会議の順に検証する。

### 第 1 項 法律小委員会

法律小委員会の任務は、航空機の不法奪取に関してモデルとなる法制の検討と、新たな国際条約の起草であった<sup>245</sup>。ハーグ条約第 4 条第 1 項において裁判管轄権が規定されている直接利害関係国のうち、航空機登録国と航空機着陸国に関する議論は法律小委員会の段階から行われており、法律小委員会草案第 4 条は、以下のように規定していた<sup>246</sup>。

#### 法律小委員会草案 第 4 条

- 1 いずれの締約国も、次の場合には、犯罪行為につき、自国の裁判権を設定するために必要な措置をとる。
  - (a) 犯罪行為が当該締約国において登録された航空機内で行なわれた場合
  - (b) 航空機が容疑者を乗せたまま当該締約国の領域内に着陸し且つその領域内で容疑者が去った場合
- 2 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

上記のとおり、法律小委員会草案における裁判管轄権規定はまず第 1 項において、

---

<sup>245</sup> ICAO Doc. 8838-LC/157 *Subcommittee of the Legal Committee on the Subject of Unlawful Seizure of Aircraft*, Montreal Canada, 1969 (以下 Doc. 8838), p.33, para.2.

<sup>246</sup> *Ibid.*, p.5, para.13.

「航空機登録国」と、「航空機が着陸し且つその領域内で容疑者が去った国」に対し、裁判管轄権を設定する義務を課した上で、第 2 項において国内法に従って行使される刑事管轄権を排除しないことを規定している。

このうち航空機登録国の裁判管轄権は、既に東京条約において規定されていたため、法律小委員会においても当初から各国の見解が一致し、言わば東京条約の規定を引き継ぐ形で特に問題なく設定された<sup>247</sup>。他方で航空機着陸国の裁判管轄権に関しては、各国から懸念や反対が表明された。例えばアイルランドは、航空機登録国との管轄権競合の可能性を指摘し、航空機登録国に対し優先的管轄権を付与すべきであると主張した<sup>248</sup>。またデンマークは、そもそも単に航空機が着陸し容疑者が去ったという点のみを犯罪行為との唯一の「結びつき」として航空機着陸国に裁判管轄権設定義務を課すことを疑問視し、航空機着陸国には航空機登録国への引渡義務を課すことで十分であるとして、裁判管轄権設定義務を航空機登録国へ一元化すべきとの見解を示している<sup>249</sup>。同様に航空機着陸国による裁判管轄権の設定に反対する立場としてイギリスは、同規定について、そもそも違反行為が自国領域外において、他国に登録された航空機内で行われた場合に裁判管轄権を設定することを義務づける条約規定を受け入れることはできないとしている<sup>250</sup>。

こうした反対や懸念をとなえる国家のうち、特にアメリカは、領域内に容疑者がいる国家はその者を拘束し航空機登録国に引き渡すべきであるとして、強制的引渡しを通じた航空機登録国による訴追の一元化を図ることと、ハイジャック行為が政治犯罪と見なされるべきではないことを一貫して主張した<sup>251</sup>。大多数の国家は、「航空機登録国による訴追の一元化」というアメリカによる提案を効果的なものと捉えていたものの、引渡しに関しては、例えば容疑者が自国民である場合、訴追からの庇護を求める場合、政治的動機から行動した場合などは自国の国内法に基づき引渡しを拒否し得ると認識されていることから、強制的な引渡しが普遍的に受け入れられることは困難であるという意見が大勢を占めていた。特に、一国の政治体制の変革や政治秩序を害することを目的とするもので、例えば革命、クーデター、非合法的政治結社の結成とい

---

<sup>247</sup> *Ibid.*

<sup>248</sup> *Ibid.*, p.151, para.2.

<sup>249</sup> *Ibid.*, pp.159-160, para. 2.

<sup>250</sup> *Ibid.*, p.139.

<sup>251</sup> *Ibid.*, p.31.

った政治犯罪に関しては、「政治犯不引渡しの原則」が存在しており、犯罪人引渡しに関するこうした従来からの規則ゆえに、容疑者の政治的動機が引渡し拒否の事由となつてはならないとする意見は、法律小委員会ではむしろ少数派であったのである<sup>252</sup>。

結局、上記のような引渡しに関する伝統的な法ゆえに、「航空機登録国による訴追の一元化」というアメリカ提案は普遍的には受け入れられ難いと考え、法律小委員会はこうしたアメリカによる提案よりも、より広く受容され得る複数管轄権の設定を選択したのである<sup>253</sup>。さらに、航空機着陸国に関しては、容疑者が航空機を去り航空機がその支配下になくなるまで犯罪行為は続いているという観点から、航空機着陸国に関する裁判管轄権についても条約に含めるべきとした<sup>254</sup>。また法律小委員会は、こうした複数の裁判管轄権を規定するにあたり、管轄権競合の際の優先順位については本条約において定めないことを確認している<sup>255</sup>。

## 第2項 法律委員会

航空機登録国の裁判管轄権に関しては、法律小委員会と同様に法律委員会においても合意されたが<sup>256</sup>、航空機着陸国の裁判管轄権に関しては引き続き検討が行われ、スペインが法律小委員会草案の「航空機が着陸し且つその領域内で容疑者が去った国」という規定に関し、容疑者の離機に関わらず単に「航空機が着陸した国」とすべきことを提案した<sup>257</sup>。スペインがこうした提案を行った理由として、ハイジャックが行われた後に最初に着陸した国家に裁判管轄権が付与されていなければ、当該国がハイジャック行為を終了させるために必要な措置をとることは困難となるという懸念がある<sup>258</sup>。すなわち、この提案によれば、航空機が給油などのために一時的に着陸し、容疑者が離機しない場合にも、当該着陸国に裁判管轄権の設定を義務づけることとなるのである。

---

<sup>252</sup> *Ibid.*, p.21, para.14.

<sup>253</sup> ICAO Doc. 8877-LC/161, *Legal Committee, Seventeenth Session Minutes and Documents relating to the Subject of Unlawful Seizure of Aircraft*, Montreal Canada, 1970 (以下 Doc. 8877), pp.16-17, para.12.

<sup>254</sup> Doc. 8838, p.20.

<sup>255</sup> *Ibid.*, p.79, para.7.

<sup>256</sup> Doc. 8877, p.5, para.11.

<sup>257</sup> *Ibid.*, p.47, para.25.

<sup>258</sup> *Ibid.*, p.51, para.50.

航空機着陸国に対し裁判管轄権を付与することに関しては、デンマークが、ハイジャック行為が終了したという以外にはハイジャック行為と航空機着陸国との間には何らの関連性もないと再び指摘するなど<sup>259</sup>、これに躊躇する見解も表明されたが、上記のスペイン提案に対し強硬に反対意見を唱えたのはイギリスであった。イギリスは、犯行の一部がイギリスの領空で行われた後にハイジャック犯を乗せて航空機が自国に着陸した場合であれば問題ないとしつつ、単に航空機がハイジャック犯を乗せたままイギリス領域内に着陸したというだけで裁判管轄権の設定を義務づけることは困難であり、それゆえに法律小委員会で「容疑者がその領域内で航空機を去った時」という文言が挿入されたのだと指摘する<sup>260</sup>。イギリスは、ハイジャック行為と最も関係のある国家は第一に航空機登録国、次に容疑者を逮捕する立場にあるという理由で「容疑者が航空機を去った」国であり、容疑者が離機せずにたまたま航空機が着陸しただけの国は容疑者を逮捕する地位にはないと強く主張した<sup>261</sup>。しかしながらこうした見解を示したのはイギリスだけであったため、イギリスは自国の主張を取り下げ<sup>262</sup>、結局法律委員会は「航空機が容疑者を乗せたまま着陸した場合」という規定を草案として採択し、これが現行条約第4条第1項b号へと至ったのである<sup>263</sup>。

また法律委員会では、バルバドスより、航空機登録国と航空機運航国が異なる場合の裁判管轄権の設定について新たに提議がなされた。バルバドスは、こうした場合に、航空機登録国以上に犯罪行為とより密接な関係を有する航空機運航国による裁判管轄権の行使が現時点の草案では除外されているとして、「その国で法人化ないし設立された会社又は他の法主体により所有又は運航された航空機内で犯罪が行なわれた場合」に、当該国家に裁判管轄権設定義務を課すことを提案したのである<sup>264</sup>。このバルバドス提案に対し、自国以外の国家に登録された航空機を賃借し運航する可能性の高い小国—例えばニュージーランド、トリニダードトバゴ、ジャマイカ、レバノンなど—からは支持が表明された<sup>265</sup>。その一方で、本提案は敢えて規定せずとも、起草案の第2項において許容された各締約国の国内法に従い行使される裁判管轄権により対処され

<sup>259</sup> *Ibid.*, p.52, para.61.

<sup>260</sup> *Ibid.*, p.50, para.47, p.51, para.51.

<sup>261</sup> *Ibid.*, p.50, para.47.

<sup>262</sup> *Ibid.*, p.88, para.36.

<sup>263</sup> *Ibid.*, pp.5-6, para.12.

<sup>264</sup> *Ibid.*, p.46, para.22, p.47, para.27.

<sup>265</sup> ニュージーランド *Ibid.*, p.47, para.30; トリニダードトバゴ *Ibid.*, p.48, para.33; ジャマイカ *Ibid.*, p.48, para.34; レバノン *Ibid.*, p.48, para.37.



得るというフランスによる見解や<sup>266</sup>、単に自国民により運航されたという事実だけで締約国に裁判管轄権の設定を義務づけることは困難であるというスペインによる見解など<sup>267</sup>、反対意見も多く出された。さらに、採決に際し棄権をした国や、本提案が裁判管轄権規定に挿入されるならば条約に署名できないと表明する国家も多かったため<sup>268</sup>、結局本件については法律委員会では結論を出さず、ハーグ外交会議において改めて議論すべく、イギリス代表とオランダ代表により検討がなされることとなった<sup>269</sup>。

### 第3項 ハーグ外交会議

ハーグ外交会議では、先の法律委員会においてバルバドスにより提案されたものの、結論が出ず議論が積み残しとなっていた他国の航空機を賃借し運航する国家、すなわち航空機賃借人所在国の裁判管轄権に関する検討が行われた。

本件の検討を担当したイギリス代表およびオランダ代表による報告書は、航空機の賃借の問題は重要なものになってきていると指摘した上で、法律委員会における多くの反対意見に鑑み、航空機賃借人所在国による裁判管轄権の設定を義務的なものではなく許容的なものとすべきと提案した<sup>270</sup>。これに対し、バルバドス等の9カ国による共同提案は、これを義務的な管轄権とすることを主張し<sup>271</sup>、ハーグ外交会議における議論でも、当該管轄権規定を義務的な規定とするか許容的な規定とするかにつき各国の見解が二分した。例えばタイ、日本、オーストリア、ジャマイカ、ニュージーランドなどは、航空機の賃借が頻繁化しているため、航空機賃借人所在国の裁判管轄権について規定し、且つ抜け穴を取り除くために義務的管轄権の規定のほうが望ましいと主張している<sup>272</sup>。またオブザーバー参加の IATA (the International Air Transport Association、国際航空運送協会) は、これらの諸国と同様の理由で、義務的な裁判管

---

<sup>266</sup> *Ibid.*, p.47, para.20.

<sup>267</sup> *Ibid.*, p.48, para.35.

<sup>268</sup> *Ibid.*, p.49, para.41. ノルウェー、チュニジア、セネガルなどが棄権し、西独、フランス、スペインなどが、本提案が裁判管轄権規定に挿入されるならば条約に署名できないとの旨を表明した。

<sup>269</sup> *Ibid.*, p.9, para.25.

<sup>270</sup> ICAO Doc. 8979-LC/165-2, *International Conference on Air Law, The Hague, December 1970, vol. II Documents*, Montreal Canada, 1972 (以下 Doc. 8979 vol. II), SA Doc. No.5.

<sup>271</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.46.

<sup>272</sup> タイ Doc. 8979 vol. I, p.85, para.31; 日本 *Ibid.*, p.85, para.32; オーストリア *Ibid.*, p.85, para.34; ジャマイカ *Ibid.*, p.85, para.33; ニュージーランド *Ibid.*, p.85, para.39.

轄権規定のほうがより望ましいと指摘している<sup>273</sup>。他方で、アメリカなどは、数時間に過ぎない航空機の賃借に対し、航空機賃借人所在国に特別の立法を制定する義務を課すことを疑問視し、許容的規定とすべきと主張した<sup>274</sup>。こうした議論の対立を経て、結局ハーグ外交会議において、バルバドス等による共同提案が賛成多数で採択され、航空機賃借人所在国の裁判管轄権は、他の直接利害関係国の裁判管轄権と同様に義務的なものとして現行条約第4条1項c号として規定されるに至ったのである<sup>275</sup>。

#### 第4項 管轄権競合の際の優先順位

ハーグ条約第4条第1項に規定された直接利害関係国の裁判管轄権規定は上記のような起草過程を経て成立したことが明らかとなったが、3つの直接利害関係国、すなわち、航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国の間で裁判管轄権の競合が生じた際の優先順位は条約上特に規定されておらず、これらの国はいずれも裁判管轄権行使に関し対等な関係にある点に留意しなければならない。

複数の締約国に対し裁判管轄権を設定するにあたり、起草過程当初から裁判管轄権の競合については各国代表より懸念が表明されていた。既述のとおり、特にアメリカ代表は法律小委員会において、領域内に容疑者がいると信ずるに足る十分な理由がある場合にはその者を拘留し、航空機登録国に引き渡すべきとして、航空機登録国による処罰の一元化を主張していた<sup>276</sup>。アメリカは引き続きハーグ外交会議においても、拘留されたすべてのハイジャック犯は引き渡されるか訴追されるべきであり、航空機登録国へ引き渡されるのがより望ましいと主張したが、そのためには政治犯罪であるという理由から引渡しを拒否されるのを防ぐべく、ハイジャック犯罪はその動機に関わらず政治犯罪ではないことを条約において明確にすべきであるとも主張している<sup>277</sup>。

またハーグ外交会議において、この時点で既に裁判管轄権が設定されることが決定していた航空機登録国と航空機着陸国の管轄権競合の問題に関し、航空機登録国に対して優先的な第一次管轄権を付与することを強く主張したのはソ連、ポーランドおよ

<sup>273</sup> *Ibid.*, p.84, paras.26-28.

<sup>274</sup> 米国 (*Ibid.*, p.84, para.25) の他に許容的管轄権の規定を主張した国としてスペイン (*Ibid.*, p.84, para.30)、グアテマラ (*Ibid.*, p.85, para.33) など。

<sup>275</sup> *Ibid.*, p.87, para.49 (賛成 43、反対 6、棄権 25)。

<sup>276</sup> Doc. 8838, p.31.

<sup>277</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.30.

びガーナであった<sup>278</sup>。これらの国々からの提案は、ハーグ外交会議においては三カ国による共同提案として議論・採決されたが<sup>279</sup>、これらいずれの国家も、航空機登録国がハイジャック行為に対し最も関連を有しており、且つ最も影響を受ける国であるため、裁判管轄権行使におけるその優先的地位が条約に規定されるべきであるとの見解を示している。特にガーナは、ハイジャック犯が航空機着陸国の国民であり、犯罪が他国に登録された航空機内で行なわれた場合や、航空機着陸国における処罰が航空機登録国における処罰ほど厳しくない場合、国際的な摩擦の要因となり得るとも指摘している<sup>280</sup>。

このように、航空機登録国に対して優先的な第一次管轄権を付与するという提案に対し、ハーグ外交会議では賛成、反対意見の双方が提示された。賛成意見としてたとえばブルガリアは、こうした規定が無ければ条約の実効性の大半は失われ、もし容疑者が航空機着陸国における不処罰を期待するのであればハイジャックは無くならないであろうと指摘した上で、何よりも効果的な抑止は、犯罪行為に最も関係のある国家たる航空機登録国における処罰の見込みであるとして、上記の三カ国による共同提案への支持を表明している<sup>281</sup>。またこれと同様の立場として、アイルランド、ITF

(International Transport Workers' Federation、国際運輸労連) などがある<sup>282</sup>。これに対し反対意見としては、イギリスが、すべての国家が容疑者の強制的引渡しを受け入れ、それに基づいて行動しない限り、優先的管轄権のシステムは効果的なものとはなり得ないとして、航空機登録国に優先的管轄権を付与することに対し異議を唱えており、これと同様の見解を有する国家としてはフランス、オランダなどがある<sup>283</sup>。またスペインは、裁判管轄権行使において航空機登録国と航空機着陸国は等しく捉えられるべきであると主張した<sup>284</sup>。ハーグ外交会議における議論ではこうした反対意見

---

<sup>278</sup> *Ibid.*, SA Doc. No.33 Rev.1 (ポーランドとソ連の共同提案) ; *Ibid.*, SA Doc. No.8 (ガーナ提案)。

<sup>279</sup> Doc. 8979, vol. I, p.74, paras.7-8.

<sup>280</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.8.

<sup>281</sup> Doc. 8979, vol. I, p.73, para.2.

<sup>282</sup> アイルランド *Ibid.*, p.70, para. 34; International Transport Workers' Federation *Ibid.*, p.70, para. 36.

<sup>283</sup> イギリス *Ibid.*, p.71, para.38; フランス *Ibid.*, p.71, para.41; オランダ *Ibid.*, p.71, para.43.

<sup>284</sup> *Ibid.*, p.71, para.44.

が多数派を占め、結局同提案は反対多数で否決され<sup>285</sup>、裁判管轄権行使における優先順位に関する規定は設けられないこととなったのである。

## 第7節 容疑者所在国の裁判管轄権規定の起草過程

容疑者所在国の裁判管轄権に関する議論は、ハーグ条約の起草を担った一連の委員会、会議のうちハーグ外交会議において開始された。先行研究においては専ら、容疑者所在国の裁判管轄権を規定する現行条約第4条第2項はハーグ外交会議におけるスペイン提案に基づくものであるとの指摘がなされているが、容疑者所在国の裁判管轄権に関連して、スペインのみでなく、オーストリア、スイス、イギリスなどからも提案が出されていることから、これらの提案と共に、各国の反応についても併せて以下において検討する。

容疑者所在国の裁判管轄権をめぐるには、特に前提条件などを設けずに、容疑者所在国に対し裁判管轄権を設定することを義務づける提案と、許容的な要素を含む容疑者所在国の裁判管轄権を設定する提案がそれぞれ提出されている。さらにこれらに対するハーグ外交会議における各国の対応は、容疑者所在国に対し義務的管轄権を設定することを支持する立場と、逆に許容的管轄権の設定を支持する立場、さらに、そもそも容疑者所在国の裁判管轄権の設定に反対する立場に分けることができる。

### 第1項 容疑者所在国の裁判管轄権に関する各国提案

#### (1) 義務的管轄権の提案

ハーグ外交会議において、容疑者所在国に対し義務的な裁判管轄権を規定することを提案したのはオーストリアとスペインである。

オーストリアは、既に航空機登録国と航空機着陸国に対し裁判管轄権設定義務を課していた法律委員会草案第4条に、「容疑者が領域内に所在し、引き渡されない場合」として、容疑者所在国の裁判管轄権を追加する修正案を提出している<sup>286</sup>。オーストリアによれば、本提案は、条約に普遍的管轄権の原則を取り入れることを意図しており、すべての国に国際犯罪として認識されている犯罪に対し、国内法のもとで刑事管轄権

<sup>285</sup> 賛成 12、反対 39、棄権 10 の反対多数で否決された。 *Ibid.*, p.74, para.8.

<sup>286</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.42.

を設定しようとするものである。さらに本提案に関するオーストリアの見解によれば、容疑者所在国の裁判管轄権は、ハイジャック犯が処罰されないままとならないために設定されるものであるが、容疑者の引渡しが行われない時にのみ行使される「補完的」なものに留まるべきとされる<sup>287</sup>。

他方でスペインは、航空機登録国および航空機着陸国の裁判管轄権を規定する法律委員会草案第4条第1項と、国内法に基づく刑事管轄権を排除しない旨を規定する同草案第4条第2項の間に、「犯罪行為の容疑者が領域内に所在する締約国は、本条第1項に規定された国家のいずれかに第8条に従ってその容疑者を引き渡さない場合に、当該犯罪行為につき自国の裁判権を設定する。」という条文を追加することを提案している<sup>288</sup>。

スペインは本提案の趣旨として、本条約の目的は、「あらゆる場合において」犯罪行為の処罰を確保することであるとし、法律委員会草案第4条第1項（航空機登録国および航空機着陸国の裁判管轄権を規定）および同条第2項（国内法に基づく刑事管轄権を除外しない）に基づく裁判管轄権を有さない締約国の領域内に容疑者がいる場合、草案第7条および第8条は、第4条第1項に規定された直接利害関係国へ容疑者を引き渡すことを求めているが、容疑者引渡しが実際に認められる保証はなく、犯罪行為が不処罰となる場合がカバーされないと指摘する<sup>289</sup>。スペインによれば、この問題を解決するために、航空機登録国への引渡しを強制的にするという提案がアメリカによりなされたものの、政治的理由等により引渡しを許可しない国にとっては航空機登録国への強制的引渡しを受容することは困難であるため、いかなる理由であれ引渡しを拒否する容疑者所在国に対しては、容疑者の訴追を義務づける必要があるのである。こうした意図のもとに、容疑者が自国領域内に所在し、且つ第4条第1項に規定された国家への引渡しを認めない場合に、そうした締約国の強制的な管轄権を樹立する新

---

<sup>287</sup> Doc 8979 vol. I, p.74.

<sup>288</sup> 以下スペイン提案について *Ibid.*, p.75; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.61.

<sup>289</sup> 草案第7条は、本章第8節において検討するとおり、容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡さない場合には、自国の権限のある当局に事件を付託する義務を課すという「引き渡すか訴追するか」原則を規定するものである。また、同第8条は、当該犯罪行為を、締約国間の現行の犯罪人引渡条約および将来締結されるすべての犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなすことを規定するものである。

たな裁判管轄権を追加するのであり、このようにして犯罪が常に処罰されると確信するとスペインは主張している<sup>290</sup>。

さらにスペイン曰く、本提案の背景には、もし容疑者所在国が第4条のもとで裁判管轄権を有していなければ、引渡しを容認しない容疑者所在国に対し当局に事案を付託する義務を課す第7条は死文化するという点と、条約において強制的な引渡しが規定されない状況においては、身柄を拘束された国家の裁判所において容疑者が処罰されることが不可欠であるという点があり、スペイン提案は、容疑者所在国において容疑者が処罰されることを確保するという目的のために、容疑者所在国に対し必要な裁判管轄権の基礎を提供するものである<sup>291</sup>。

上記のオーストリアとスペインによる提案は、容疑者所在国に対し裁判管轄権の設定を義務づけるという点においては趣旨を同じくするものであり、結局、オーストリアが自国の提案を引き下げ、スペイン提案を以て両国の共同提案とすることとなった<sup>292</sup>。

## (2) 許容的管轄権の提案

容疑者所在国に対して義務的な裁判管轄権を設定することを提案するオーストリアおよびスペインの修正案に対し、スイスは、オーストリア提案における絶対的義務が受け入れられない場合は同提案に代替することを意図するとして、直接利害関係国の裁判管轄権について規定する法律委員会草案第4条第1項と、国内法に従って行使される刑事管轄権を排除しないことを規定する同条第2項の間に、「当該犯罪行為が自国領域外で行われた場合、各締約国は自国の国内法が許容する場合には、容疑者に対し自国の裁判権を設定するため、必要な措置を取る。こうした裁判権は容疑者が他の締約国に引き渡されない時のみ行使され得る。」という文言を追加することを提案している<sup>293</sup>。このスイス提案は、可能な限り多くの国が条約を受容することを容易にするために、容疑者所在国が認めるときにのみ、当該国に対し裁判管轄権設定義務を課すことが適切であるという考えから生まれたものである<sup>294</sup>。またスイスは、オーストリア

---

<sup>290</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.61.

<sup>291</sup> Doc. 8979 vol. I, p.75, para.17.

<sup>292</sup> *Ibid.*, p.77.

<sup>293</sup> *Ibid.*, p.75, paras.15-16; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.58.

<sup>294</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.58.

と同様に、容疑者引渡しが不可能な国家に対し容疑者の処罰を義務づける唯一の手段は、普遍的管轄権を取り入れることであるとしつつ、本提案について、裁判管轄権が複数規定されることに対し強い反対意見が出されることを懸念し、管轄権行使に対し、「容疑者の引渡しが行われないとき」という制約を課すものであると指摘する<sup>295</sup>。すなわち、本提案は、先のオーストリア・スペイン提案のように、容疑者所在国に対し絶対的な裁判管轄権設定義務を課すものではなく、「自国の国内法が許容する場合のみ」という前提条件を付しつつ、各締約国に対し裁判管轄権設定義務を課したうえで、容疑者所在国がその者を引き渡さない場合においてのみ裁判管轄権の行使を許容するという特徴を有するものといえる。

これに対しイギリスは、容疑者が自国領域内に所在するというだけで訴追できるという原則は受け入れ難いとして、容疑者所在国の裁判管轄権の設定に否定的見解を示しつつも、犯罪の重大性とオーストリアおよびスペイン代表により指摘された処罰の「抜け穴」に鑑み、オーストリアおよびスペインによる提案、もしくはそのいずれかを支持する用意があるとする。そのうえで、法律委員会草案第4条を削除し、「いずれの締約国も、犯罪行為がどこで行なわれようとも、当該行為に対し裁判権を行使することができ、また次の場合には、自国の裁判権の設定のために必要な措置をとる。(a) 犯罪行為が当該締約国において登録された航空機内で行なわれた場合、(b) 航空機が容疑者を乗せたまま当該締約国の領域内に着陸する場合」という条文に置き換えることを提案している。他方で、もしオーストリア提案かスペイン提案のいずれかが採択された場合には、自国の提案を撤回するとも述べている。このイギリス提案は、犯罪行為がどこで行われようとも各締約国は犯罪行為に対し裁判管轄権を行使し得る、として非強制的な許容的管轄権を付与した上で、航空機登録国と航空機着陸国に対してのみ裁判管轄権を設定する義務を課すことを提案するものであるといえる<sup>296</sup>。

以上から、まずスイス提案は、容疑者に対し裁判管轄権を設定することを自国の国内法が許容する締約国に対してのみ、その設定を義務づけたうえで、容疑者を引き渡さない場合においてのみ裁判管轄権の行使を許容するものであるのに対し、イギリス提案は、いずれの締約国に対しても裁判管轄権の行使を許容することを規定したうえで、直接利害関係国に対しては裁判管轄権の設定を義務づけているものの、容疑者所

---

<sup>295</sup> Doc. 8979 vol. I, p.75; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.58.

<sup>296</sup> Doc. 8979 vol. I, p.75; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.62.

在国に対し裁判管轄権の設定を義務づけるには至っていない。容疑者所在国の裁判管轄権に関するスイスおよびイギリス提案はこのような違いを有するが、容疑者所在国に対し特段の前提条件等を設けずに義務的な裁判管轄権を設定している先のオーストリア・スペイン共同提案と異なり、許容的な要素を含んでいるという共通点を有すると言える。

## 第2項 各国提案への反応

### (1) 義務的管轄権の設定を支持する立場

多くの国家は、容疑者所在国が容疑者の引渡しを行わない場合に生じる処罰の「抜け穴」を埋め、すべての容疑者の処罰を確保するものであるという観点から、スペイン・オーストリア共同提案を支持する見解を表明している。例えばパナマは、容疑者所在国の国内法が引渡しを認めない場合に、いかなる容疑者も処罰されることを確保するために、条約の裁判管轄権の範囲の拡張が重要であると指摘する<sup>297</sup>。同様の立場としてノルウェーは、スペイン・オーストリア共同提案は条約における非常に重大な抜け穴を封じるものだと主張する<sup>298</sup>。またオランダは、スイス提案およびイギリス提案は、条約草案における抜け穴を狭めることはあっても埋めることはないとして、スペインおよびオーストリアの共同提案による裁判管轄権の強制的拡張を評価している<sup>299</sup>。

オブザーバー参加の IFALPA (International Federation of Air Line Pilots' Associations、国際定期航空操縦士協会連合会) は、ハイジャックを違法化し、その処罰を確保するために、できる限り強力な条約とすることを主張してきたとして、スペイン・オーストリア共同提案を支持するとした<sup>300</sup>。IFALPA によれば、容疑者が航空機登録国や航空機着陸国から他の締約国に逃亡し、当該容疑者所在国が引渡しを拒否した場合、その権限ある当局が裁判管轄権の欠如を理由として訴追しないという事態は条約に大きな欠陥をもたらすのであり、容疑者が所在するいかなる締約国にも裁判管轄権を付与することにより、ハイジャック犯の処罰を確保し、この抜け穴を埋める

<sup>297</sup> Doc. 8979 vol. I, p.78, para.39.

<sup>298</sup> *Ibid.*, p.77, para.34. 他に同様の見解として、米国 (*Ibid.*, p.77, para.35)、イタリア (*Ibid.*, p.78, para.41) など。

<sup>299</sup> *Ibid.*, pp.77-87, para.36.

<sup>300</sup> *Ibid.*, p.78, para.43.



ことが求められるのである<sup>301</sup>。同様にオブザーバーとして参加した ILA (International Law Association、国際法協会) は、容疑者の所在地や、条約の違反行為の行為地に関わらず、ハイジャック犯たる容疑者を処罰することによってのみ条約は真に実効的なものとなり得るというという考えを示しつつ、スイス提案が許容的な普遍的管轄権を規定するのに対し、スペインおよびオーストリアによる共同提案は義務的な普遍的管轄権を設定するものであるとして、ハイジャック犯が処罰から逃れることを法的に不可能にするという ILA の理想に一層近づいたスペイン・オーストリア共同提案を支持すると表明している<sup>302</sup>。

## (2) 許容的管轄権の設定を支持する立場

容疑者所在国に対し、許容的要素を含む裁判管轄権を設定することを支持する国家はそれほど多くはないものの、義務的管轄権と比して柔軟な性質ゆえにこれを支持する立場が見出される。例えばフランスは、イギリス提案は完全に満足できるものではないとしつつも、より柔軟であり国家主権に対立しないという点からイギリス提案を支持するとする<sup>303</sup>。またザンビアはイギリス提案を全面的に支持するとした上で、もし普遍的管轄権が規定されとしても許容的な性質のものであるべきとした<sup>304</sup>。アメリカは、草案第 4 条の規定について、容疑者所在国が犯罪の行為地に関わらず容疑者を訴追する権限を設定すべきであるとして、そうした点からスイス提案を支持するとしている<sup>305</sup>。

## (3) 容疑者所在国の裁判管轄権設定に反対する立場

義務的なものであるか許容的なものであるかに関わらず、そもそも容疑者所在国に対し裁判管轄権を設定することに反対する立場も存在する。このうちインドネシアは、容疑者所在国への裁判管轄権の拡張は受容できないとして、容疑者所在国は予備的な取り調べのために容疑者を拘束し、草案第 4 条のもとで裁判管轄権を有する国家（航空機登録国と航空機着陸国）に対し容疑者を引き渡すことのみ可能であるから、裁判

---

<sup>301</sup> *Ibid.*; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.29.

<sup>302</sup> Doc. 8979 vol. I, p.76, para.26; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.19.

<sup>303</sup> Doc. 8979 vol. I, p.78, paras.37-38.

<sup>304</sup> *Ibid.*, p.76, para.27.

<sup>305</sup> Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No. 30.

管轄権規定は現草案のままとし、容疑者所在国に対しては引渡しのために容疑者を拘留する義務を課すだけで十分であると指摘する<sup>306</sup>。同様にインドも、草案第4条に追加すべき義務的管轄権はこれ以上必要ないとして、犯罪に主たる関係を有するのは航空機登録国と航空機着陸国であり、もし他の管轄権が明示的に規定されるのであれば、草案第4条第2項において許容的規定のもとにおかれるべきであるとの考えから、スペイン・オーストリア共同提案を支持できないと主張している<sup>307</sup>。

上記のような議論を経たうえで、最終的には、容疑者所在国に対し義務的な裁判管轄権を設定するスペイン・オーストリア共同提案が、賛成34、反対17、棄権17の賛成多数で採択され、現行条約第4条第2項へと結実するに至った<sup>308</sup>。

## 第8節 訴追規定の起草過程

ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権規定の成立経緯は前節のとおりであるが、次に容疑者所在国の裁判管轄権を基盤とするハーグ条約における訴追規定、すなわち「引き渡すか訴追するか」原則の成立経緯について、法律小委員会、法律委員会、ハーグ外交会議と順を追って本節において検証する。

### 第1項 法律小委員会

法律小委員会は容疑者の訴追に関して、「第6条第1項に従って措置をとった締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、その者に対して法的手続を開始するかを決定するために自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、他の犯罪の場合と同様の方法で決定を行なう。」という法律小委員会草案第7条を作成した<sup>309</sup>。なお、草案第6条第1項は「領域内に航空機が着陸し容疑者が航空機を去った締約国」に対し、その者の所在を確実にするため抑留その他の措置をとることを義務づけるものであるが<sup>310</sup>、この規定は東京条約第13条第2項の規定から取り入れられたものである<sup>311</sup>。

<sup>306</sup> Doc. 8979 vol. I, p.78, para.40; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.22.

<sup>307</sup> Doc. 8979 vol. I, p.78, para.42.

<sup>308</sup> *Ibid.*, p.80, para.80.

<sup>309</sup> Doc. 8838, p.15.

<sup>310</sup> *Ibid.*

<sup>311</sup> Doc. 8877, p.6, para.13. 東京条約第13条第2項は以下のように規定する。「締約国は、

この法律小委員会草案第7条に関し留意しなければならない点は、容疑者を引き渡さない航空機着陸国に対し、明確に訴追義務を課すのではなく、「事件を当局に付託する」義務を課すという方式をとっていることである。本件に関する法律小委員会の議論においては、シンガポールやアメリカ、カナダなどが、明確に訴追義務を規定することを主張した<sup>312</sup>。しかしながら、多くの国家では、訴追するか否かを決定するのは検事であるとする起訴便宜主義が取られているため、条約において訴追を義務づけることまでは不可能であるとして、大多数の国家は各国家の裁量を重視し、「権限のある当局に付託する」という規定に留めることを主張したのである<sup>313</sup>。本規定はこうした議論を考慮に入れ、容疑者の引渡しが行われない場合、容疑者を逮捕した国家は、当該容疑者に対し法的手続きが取られるか否かに関する決定を行うため権限ある当局に事件を付託しなければならないというヨーロッパ犯罪人引渡条約第6条第2項の規定方式を採用したものである<sup>314</sup>。

## 第2項 法律委員会

法律委員会においては、上記の法律小委員会草案第7条の規定が法律委員会草案としてそのまま採択されたが、草案第6条第1項において容疑者抑留義務を課される国が、「領域内に航空機が着陸し容疑者が航空機を去った締約国」から、「容疑者が領域内に所在する締約国」へと修正されたことに伴い<sup>315</sup>、容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡すか事件を当局へ付託する義務が課されることとなった。

なお草案第6条第1項に対する上記の修正は、法律委員会においてノルウェーにより提案されたものである。ノルウェーは、法律小委員会草案第6条第1項において容疑者抑留義務が課されている「領域内に航空機が着陸し容疑者が航空機を去った国」

---

状況によって正当であると認める場合には、第11条1の行為の被疑者及びその受け取った者の所在を確実にするため抑留その他の措置をとる。この措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとするが、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために合理的に必要とする期間に限って継続することができる。」

<sup>312</sup> シンガポール Doc. 8838, p.141; 米国 *Ibid.*, p.145; カナダ *Ibid.*, p.157.

<sup>313</sup> *Ibid.*, p.20; Doc. 8877, p17, para.14.

<sup>314</sup> Doc. 8877, p.17, para.14. なおヨーロッパ犯罪人引渡条約第6条第2項は、「引渡の被請求国が自国民を引渡さない場合には、被請求国は、請求国の求めに応じ、適切であると考えられる場合には、手続のために自国の権限のある当局に事件を付託する。・・・」と規定する。European Treaty Series No.24, European Convention of Extradition, Paris, 13. XII. 1957.

<sup>315</sup> Doc. 8877, p.13.

の当局が必ずしもハイジャック犯を逮捕できるとは限らないために、ハイジャックに係る者の抑留を確保するために、航空機が着陸した後に容疑者が締約国たる第三国に逃亡した場合を含めること、つまり自国領域内に容疑者が逃げ込んだ締約国に対しても容疑者抑留義務が拡大されることが修正の目的であるとする<sup>316</sup>。これに対しスペインなどから、容疑者が発見された国は違反行為と何ら関係なく、その者を逮捕する義務を負わせる必要はないとの異議が出されたが<sup>317</sup>、結局賛成多数でノルウェーによる修正案が採択されることとなった<sup>318</sup>。

### 第3項 ハーグ外交会議

ハーグ外交会議においては、訴追について規定する上記の法律委員会草案第7条に対して、イタリアをはじめとする26カ国による共同修正案が提出された。これは容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡さない場合に事件の当局付託を義務づけるとする法律委員会草案に、「犯罪行為の動機が何であれ」且つ「犯罪行為が自国領域内で行われたか否かに関わらず」という新たな要素を追加すると共に、当局が「他の犯罪の場合と同様の方法で決定を行なう」としてきた規定を、「他の重大な犯罪と同様の方法で決定を行なう」と変更するものである<sup>319</sup>。

このうち、「犯罪行為の動機が何であれ」という文言を追加することに対し、ケニア、タンザニア、コンゴ、ザンビア、カメルーン、アラブ連合共和国（the United Arab Republic、UAR）<sup>320</sup>など、主にアフリカ、アラブ諸国の国々の多くから反対意見が唱えられた<sup>321</sup>。このように犯罪行為の動機の言及に対し異議が出された背景には、テロリズム行為がしばしば政治的動機に基づき行われることを念頭に、政治犯罪の容疑者は他国に引き渡さないという「政治犯不引渡しの原則」など、政治犯に対する従来からの各国における特別な取扱いがある。たとえばユーゴスラビアは、政治犯罪の実行

<sup>316</sup> *Ibid.*, p.6, para.14, p.67, paras.15-17, p.148.

<sup>317</sup> *Ibid.*, p.67, para.18.

<sup>318</sup> *Ibid.*, p.68, para.26.

<sup>319</sup> Doc. 8979 vol. I, p.130; Doc. 8979 vol. II, SA Doc. No.72.

<sup>320</sup> アラブ共和国連合とは、1958年にエジプト共和国がシリア共和国と連合し作られた国家であるが、1961年にシリアが連合を離脱したのに伴い解体した。エジプトは1971年まで本名称を名乗り続けたが、現在の国名はエジプト・アラブ共和国（エジプト）となっている。

<sup>321</sup> ケニア Doc. 8979 vol. I, p.130, para.45; タンザニア *Ibid.*, p.130, para.47; コンゴ *Ibid.*, p.130, para.48; ザンビア *Ibid.*, p.131, para.51; カメルーン *Ibid.*, p.131, para.52; アラブ連合共和国 *Ibid.*, p.136, para.26.

者はそれぞれの国家において異なる考慮がなされるのであり、ハイジャック犯を犯罪人として統一的に取り扱うことにより、第7条における如何なる曖昧な可能性も排除すべきであると指摘している<sup>322</sup>。

本件に関しては、反対国の1つであるケニアから、動機について条約規定において言及された場合、裁判官、検察官のいずれも違反行為の動機について立証する機会を有しえないとして、共同修正案の文言を、「いかなる例外もなしに」という文言に差し替えるべきとの提案がなされた<sup>323</sup>。さらにアラブ連合共和国は、犯行の動機は立法者よりもむしろ裁判官の権限内の問題であり、動機への言及は裁判行程に影響を与えるとしてケニアと同様の提案を行った<sup>324</sup>。結局このケニアによる提案が取り入れられたことにより議論が収束し、他の部分に関しては修正が承認され、容疑者の訴追に関して規定する現行条約第7条の成立へと至ったのである<sup>325</sup>。

## 第9節 まとめ

### 第1項 裁判管轄権の設定について

本章では主に、ハーグ条約における裁判管轄権規定の起草過程を検証した。ハーグ条約の裁判管轄権をめぐるのは、法律小委員会、法律委員会、ハーグ外交会議に至るICAOによる一連の起草過程において各国から様々な見解が出されたが、最も重要な点は、直接利害関係国とは別に容疑者所在国の裁判管轄権が新たに設定された点、すなわち、犯罪行為に対する直接利害関係国と容疑者所在国とに分けた二元的構造に基づく裁判管轄権を設定するという方式がハーグ条約において初めて導入されたことである。

ハーグ条約における裁判管轄権の起草過程においては、アメリカが一貫して「容疑者の強制的な引渡しを通じた航空機登録国による訴追の一元化」を主張していた。これは航空機の登録国であることを管轄権行使の根拠とするもの、換言すれば、ハイジャック犯の訴追を旗国主義に基づかせるものである。本論文第1章第3節第2項(2)において既述のとおり、航空機登録国に対してはすでに1963年の東京条約において裁

---

<sup>322</sup> *Ibid.*, p.135, para.19

<sup>323</sup> *Ibid.*, p.177, paras.7-8.

<sup>324</sup> *Ibid.*, p.130, para.46, p.131, para.53.

<sup>325</sup> *Ibid.*, p.180, para.47. 賛成61、反対0、棄権11の多数により採択された。

判管轄権を設定する義務が課されていたこと、また属地主義のもとで旗国主義が認められてきたことに鑑みると、航空機登録国の裁判管轄権が航空犯罪の抑止においてもっとも基本的かつ効果的な管轄権設定方式であると諸国により認識されていたことは明らかである。また裁判管轄権規定の起草過程において、航空機着陸国に対する裁判管轄権の設定を認めつつも、管轄権の競合に際し航空機登録国に優先的管轄権を設定することを主張したソ連（当時）、ガーナ等もアメリカの立場に近いものと位置づけることができる。

このように、容疑者に対する管轄権行使を専ら旗国主義に基づかせることを念頭に置くアメリカの立場の対極に位置するものが、自国領域内での容疑者の拘束以外にハイジャック行為と何ら関係を有さない容疑者所在国に対し裁判管轄権を設定するという、ハーグ外交会議において新たに主張された立場である。このうちスイスおよびイギリスが容疑者所在国に対し許容的な要素を含む裁判管轄権を設定することを主張したのに対し、オーストリアおよびスペインは義務的な裁判管轄権を設定することを主張した。これは、前者の国々が、できる限り多くの国家が条約を受容すべく、より柔軟な性質を有する裁判管轄権を設定することを意図したのに対し、後者の国々は、容疑者の「処罰の抜け穴」を封じることを最も重視し、より強固な裁判管轄権を導入しようとした所以といえる。

当初、法律小委員会とそれに続く法律委員会における議論では、航空機登録国、航空機着陸国および航空機賃借人所在国という3種の直接利害関係国に対し裁判管轄権を設定することが検討されていたのに対し、最終的にはハーグ外交会議における提案および議論を経て、これらの直接利害関係国の裁判管轄権に加え、容疑者所在国に義務的な裁判管轄権を設定することを主張するスペイン提案が現行条約の裁判管轄権規定へと結実することとなった。こうした点から、ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権規定およびそれに基づく「引き渡すか訴追するか」という容疑者所在国の訴追規定の設定は、旗国主義に基づく裁判管轄権のみを設定していた東京条約、すなわち伝統的な裁判管轄権設定方式からの非常に大きな前進・脱却と捉えられる。

他方でハイジャック犯の訴追・処罰に関しては、ハーグ条約の起草過程に参加していた各国代表が、「航空機登録国による訴追の一元化」というアメリカ提案を効果的な訴追方式であると認識し、且つこの認識が常に各国の議論の基盤となっていたことは、スペインをはじめとする各国提案や起草過程における議論からも明らかである。そう

した中で、「航空機登録国による訴追の一元化」に代わるものとして、かつ直接利害関係国の拡大のみでは不十分であるとの認識に基づき各国から挙げられた提案のうち、スペインによる提案が犯罪行為の不処罰を防ぐにあたり最も有効なものと捉えられ、最終的に採択されたと言える。これは各国が、「容疑者の引渡しの義務化」およびそれを前提とする「航空機登録国による訴追の一元化」の実現が不可能であるという現実を前に、そこから生じうる容疑者処罰の「抜け穴」を封じるべく、できる限り広範に直接利害関係国の裁判管轄権を設定するのみならず、新たに容疑者所在国に対し義務的な裁判管轄権を設定することに交渉努力の焦点を切り替えた結果とも捉えられる。つまり、本来最も効果的且つ伝統的な訴追方式であるとされていた「容疑者の強制的な引渡しを通じた航空機登録国による訴追の一元化」の実現が叶わないがゆえに、その代替案として、直接利害関係国に対し義務的な裁判管轄権を設定することに加え、それを補完するものとして、容疑者所在国に対しても、容疑者を引き渡さない場合に義務的な裁判管轄権を設定するという二元的な管轄権構造が生み出されたのである。こうした点から、ハーグ条約において初めて導入された二元的な構造を有する裁判管轄権は、伝統的な管轄権行使原則である旗国主義からの前進・脱却という側面のみならず、航空機登録国による訴追の一元化に代わるものとしての各国の妥協案の結集という側面を有することも否めない。

さらに、容疑者所在国の裁判管轄権およびそれに基づく「引き渡すか訴追するか」という原則の設定が、伝統的な管轄権行使原則からの前進とは必ずしも捉えられない点は、この原則が有する以下の限界にも表れている。すなわちハーグ条約第7条の規定により、容疑者所在国は、容疑者の引渡しを行わない場合は訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負うが、絶対的な訴追義務が規定されるには至っておらず、事件が付託された後に当局が実際に容疑者を起訴するか否かは各国当局の裁量に委ねられている。また犯罪の「動機」の扱いについては最終的に条文において言及されず、仮にハイジャック行為が政治的動機に基づくものと容疑者所在国の当局が判断した場合には、容疑者に庇護を与えることなどを通じ当該犯罪行為の不処罰という事態が生じることも想定される。この点に関してはアメリカが、航空機登録国による訴追の一元化を主張すると共にハイジャック行為を政治犯罪と見なすことを一貫して否定したものの、その扱いについて各国により対応が異なるという現実が、ハー

グ条約の裁判管轄権規定の起草において、強制引渡しの実現や動機への言及を阻むこととなった。

他方で、仮にどれほど強固な裁判管轄権を設定したとしても、より多くの国家が条約締約国とならない限り処罰の実効性は高まらないのであり、上記のような裁判管轄権設定方式の限界、つまり各国の検察当局の権限に配慮し当局付託義務に留まったことなどは、各国の有する裁量を尊重することを通し、できる限り多くの国家が受容し得る条約の作成を目指したことの表れであるとも言える。

以上から、裁判管轄権の設定方式に関しては、いわば対極的な提案をしたとも言えるアメリカとスペインを含め、ハーグ外交会議に参加したいずれの国家もハイジャック犯の不処罰を防ぐという意識において一致していたことは起草過程からも明らかであり、容疑者処罰の「抜け穴」を埋めるため最も効果的な且つ確固たる裁判管轄権を実現するという条約の最大の目的と、各国の裁量・権限を害することなく出来る限り多くの国家が締約国となるために許容され得る裁判管轄権の設定という両者を共に実現するための各国の交渉努力の結集として生まれたものが、直接利害関係国とは別に容疑者所在国の裁判管轄権を設定するという二元的構造に基づく管轄権規定と、そうした二元的構造のうち特に容疑者所在国の裁判管轄権を基盤とする「引き渡すか訴追するか」という原則であると言えるのである。

## 第2項 普遍的管轄権の設定について

本章第5節において、ハーグ条約の容疑者所在国の裁判管轄権が普遍的管轄権を設定したものであるかという点をめぐる学説の対立状況について整理したが、本章における裁判管轄権規定の起草過程の検証から、容疑者所在国に対し義務的な裁判管轄権を設定することを提案したオーストリアをはじめ、他の国々、国際機関なども、スペイン・オーストリア共同提案が提唱する容疑者所在国の裁判管轄権について、これを普遍的管轄権が設定されたものであると認識していたことが明らかとなる。こうした点から、容疑者所在国の裁判管轄権を普遍主義ではなく代理主義に基づくものと捉える立場は妥当性を有さないことが確認される。

他方でこれは、容疑者を捕えたいかなる国も、自国領域内における容疑者の拘束という犯罪行為との結びつきのみを根拠として、当該犯罪行為による直接的な法益侵害を被っていないとも容疑者の訴追が可能であるという意味における「普遍的」な管



轄権である点に留意しなければならない。すなわちハーグ条約の枠組みにおいて容疑者に対する裁判管轄権の行使が認められるのは、直接利害関係国とたまたま自国にいる容疑者を拘束した締約国に限られるのであり、容疑者所在国の裁判管轄権を規定するハーグ条約第4条第2項を根拠としてすべての締約国が能動的に容疑者の訴追を行う権限を有するという意味での普遍的管轄権が設定されているわけではない。このように、すべての締約国が能動的に容疑者の訴追を行う権限を有するという意味における普遍的管轄権は、「真の」普遍的管轄権や「絶対的な」、「完全な」普遍的管轄権とも称されるが、このように普遍的管轄権の要件を厳格に捉える立場においては、直接利害関係国の裁判管轄権を規定するハーグ条約第4条第1項の存在そのものが同条第2項における「真の」普遍的管轄権の設定を妨げる要因となっているのであり、そうした点から第4条第2項は同条第1項に対する「補完的な」性質から完全に脱却するまでには至っていないとも言える。つまり、第1項において直接利害関係国の裁判管轄権を規定し、第2項において容疑者所在国の裁判管轄権を規定するという二元的構造を有する管轄権規定ではなく、「すべての」締約国が容疑者所在国に対し容疑者の引渡しを求めることができる、すなわち訴追のために能動的に行動できる根拠となる裁判管轄権規定こそが「真の」普遍的管轄権を設定したものであるということとなる。以上から、ハーグ条約における容疑者所在国の裁判管轄権は、代理主義に基づく管轄権と、「真の」普遍的管轄権との間に位置する、いわば「真の」普遍的管轄権への過渡期にある規定とも捉えられるのである。

## 第 3 章 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約

### 第 1 節 本章の課題

13 のテロリズム防止関連諸条約のうち、最も初期に作成された 3 つの条約—1963 年東京条約、1970 年ハーグ条約、1971 年モンテリオール条約—は航空関連のテロリズムを規制するものであり、すべて ICAO（国際民間航空機関）により作成されたものである。対して、これら 3 条約の次に作成された「国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」（1973 年、以下、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約）は、一連のテロリズム防止関連諸条約の中で、国連の場において初めて作成された条約である。本条約の概要は本論文第 1 章第 3 節（4）で述べたとおりであるが、その前に作成されたハーグ条約、モンテリオール条約と同様に、まず条約の犯罪構成要件を規定し、各締約国に対し犯罪行為について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科すことを可能とするような国内立法措置をとることを義務づけている。また、本条約の裁判管轄権規定も、犯罪行為に対する直接利害関係国に対し裁判管轄権を設定する義務を課すとともに、容疑者所在国に対しても、容疑者を引き渡さない場合において裁判管轄権を設定することを義務づけるという二元的構造を有しており、裁判管轄権規定の構造に関してハーグ条約との間に特段の相違はない。

本論文第 2 章において述べたとおり、学説上は、一連のテロリズム防止関連諸条約のうちハーグ条約において初めて設定された容疑者所在国の裁判管轄権について、これを普遍的管轄権を設定したものであると捉える見解が多数的立場を占めている。他方でハーグ条約の裁判管轄権規定においては、当該犯罪に対する直接利害関係国とたまたま自国領域内に容疑者が所在している締約国のみに裁判管轄権が設定されているに過ぎず、さらに容疑者所在国に対して容疑者の引渡請求権限を有するのは、違反行為に対し直接的な利害関係を有する締約国に限定される。つまり、ハーグ条約においては、すべての締約国が能動的に訴追のための行動をとる権限を等しく有するという、「絶対的な」又は「完全な」普遍的管轄権が設定されているわけではなく、こうした点からハーグ条約において規定された容疑者所在国の裁判管轄権は、「制限的な」普遍的管轄権ないし准普遍的管轄権と称されることもある。

この点に関し、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草過程において、その後

のテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の方向性を決定づけたともいえる重要な議論があった点が注目される。具体的には、国連国際法委員会 (International Law Commission, 以下 ILC) が作成した同条約の起草案においては、違反行為に対する直接利害関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を設定するという、ハーグ条約のような二元的構造を有する管轄権規定ではなく、締約国間で特段区別を設けずに一元的な構造に基づく裁判管轄権を設定し、すべての締約国に対し等しく管轄権を付与するという「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていた。しかし、この ILC 草案を検討した国連総会第六委員会における議論の結果、こうした一元的な構造を有する裁判管轄権の設定は見送られ、いわばハーグ条約の裁判管轄権規定の構造に「戻る」形で現行条約の裁判管轄権規定が成立したのである。

先述のとおり、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約は、ハーグ条約、モンリオール条約といった ICAO による航空関連のテロリズム条約の後に、国連の枠組みで作成された最初のテロリズム防止関連諸条約である。また、その後国連やその専門機関等により作成された一連のテロリズム防止関連諸条約においても一貫してハーグ条約と同様の二元的構造に基づく裁判管轄権が設定されていることに鑑みても、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草にあたり、ハーグ条約と同じく二元的構造を有する裁判管轄権規定をそのまま引き継ぐか、それとは別の新たな裁判管轄権である絶対的普遍的管轄権を採用するかは、それ以降に作成されたテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の構造を左右する非常に重要な点であるといえる。

こうした点を念頭に、本章は国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の裁判管轄権規定を主たる検討対象とする。具体的には、条約草案を起草・検討した ILC および国連総会の一次資料、つまり条約案を起草・検討した諸会議の議事録などを用い、条約の裁判管轄権規定の起草過程を詳細に分析・検証する。こうした作業を通し、ILC 草案において当初規定されていた一元的な構造を有する裁判管轄権がどのような経緯・議論を経て退けられ、最終的には、直接利害関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を規定するというハーグ条約と同様の二元的構造を有する管轄権規定が設定されるに至ったのかという点を明確にすることをその目的とする。

本章の構成は以下のとおりとする。まず第 2 節において、本条約および本条約の裁判管轄権規定に関する先行研究について整理する。第 3 節では、本条約の成立経緯について、第 4 節では裁判管轄権規定および訴追規定の概要をそれぞれ述べる。そのう

えで、第 5 節において本条約の裁判管轄権規定の起草過程について、絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる議論に焦点を当てて検証する。その際に特に、同条約の裁判管轄権規定の起草にあたり核となった 2 つの草案、すなわち ILC 草案第 2 条および日本修正案第 2A 条について、これら 2 つの草案をめぐる各国の見解も含め、ILC および国連総会第六委員会に関する一次資料を手掛かりに詳細に検討する。続く第 6 節では、直接利害関係国の裁判管轄権など、本条約の管轄権規定の起草過程に関するその他の議論、第 7 節では本条約の訴追規定の起草過程に関する議論について、同じく一次資料の分析をとおり検証する。第 8 節は本章のまとめとする。

## 第 2 節 条約に関する先行研究

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約全般に関する代表的な先行研究としては、Bloomfield & FitzGerald よるものが挙げられる<sup>326</sup>。両者による著書は、これまでに生じた国際的に保護される者に対する攻撃の具体的事例や、ウィーン外交関係条約（1961 年）などの、国際的に保護される者に係るこれまでの国際法規則について概観したうえで、本条約の成立経緯についてその背景から起草過程にいたるまで詳細に述べるものである。さらに、第 1 条から第 20 条にいたる各条文について、起草の基盤となった ILC 草案と最終的に採択された現行条約の規定を比較しつつ、どのような議論を経て現行条約の条文が成立に至ったかについて分析を行っている。

このほかにも本条約全般について検証した先行研究は比較的多く見出される。たとえば Wood による研究は、条約の起草背景・起草過程について述べたうえで、条約の内容を、①第 1 条における「国際的に保護される者」および「容疑者」の定義、②第 2 条第 1 項における条約の対象犯罪、③条約のシステムとして、第 2 条から第 11 条までの各条の解説、④第 12 条における庇護権、⑤第 13 条における紛争の解決と第 14 条から第 20 条までの概要、という 5 つの項目に分け、条約全体にわたって解説している<sup>327</sup>。西井正弘教授や山本条太氏による研究は、本条約の作成背景、成立経緯につい

<sup>326</sup> Bloomfield, Louis M., & Gerald F. FitzGerald, *Crimes against Internationally Protected Persons: Prevention and Punishment - An Analysis of the UN Convention*, Praeger Publishers, 1975.

<sup>327</sup> Wood, Michael C., "The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, including Diplomatic Agents," *International and Comparative Law Quarterly*, vol.23, 1974, pp.791-817. 同じく Green

て述べたうえで、保護享有者、犯罪の構成要件など条約の内容について項目ごとに概観するとともに、山本氏は特に裁判管轄権の設定に関する規定について詳細に論じている<sup>328</sup>。また Rozakis は、条約の作成背景、経緯について、特に被保護対象者たる外交官等に対する保護の歴史的経緯についても併せて述べるとともに、条約そのものではなく、国連国際法委員会（ILC）により作成された起草案について、犯罪の処罰と抑止の手段という点に焦点を当て非常に詳しい解説を行っている<sup>329</sup>。その他、条約起草当時の ILC 議長である Kearney は、ILC の第 24 会期（1972 年）における議論の報告として、条約の起草経緯と ILC による起草案について簡潔に概要を述べている<sup>330</sup>。

本条約の裁判管轄権規定、特にその起草過程に関する先行研究に目を向けると、ILC 草案において一元的な構造を有する裁判管轄権が規定されていた点や、国連総会第六委員会における議論の結果としてそれが結局退けられ、ハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権が規定されるに至ったという経過について言及するものは多くみられる。例えば Green は、ILC 草案において普遍的管轄権が規定されていたことを指摘した上で、このシステムはかなりの反対にあったとして、こうした反対意見は、直接利害関係国による第一次管轄権を提案した修正案に反映されており、これが総会第六委員会により採択されたとする<sup>331</sup>。Wood は、本条約の裁判管轄権規定に関して、各条項ごとの裁判管轄権の根拠について述べるとともに、その起草過程における各国

---

も、起草過程に関する一次資料を引用しつつ、各条文についてその起草経緯の概要を述べるとともに、条文の内容について網羅的に解説をしている。Green, Allen B., “Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons; An Analysis,” *Virginia Journal of International Law*, vol.14:4, 1974, pp. 703-728.

<sup>328</sup> 西井、前掲注 103、19-41 頁；山本、前掲注 151、50-56 頁。その他、小野次郎「外交官等保護条約について」『警察研究』第 49 巻第 5 号 1978 年、27-38 頁も条約の制定経緯について簡潔に説明するとともに、保護享有者の範囲、犯罪行為、裁判管轄権について概要を述べるものである。

<sup>329</sup> Rozakis, Christos L., “Terrorism and the Internationally Protected Persons in the Light of the ILC’s Draft Articles,” *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 23, 1974, pp.32-72.

<sup>330</sup> Kearney, Richard D., “The Twenty-Fourth Session of the International Law Commission,” *The American Journal of International Law*, vol.67, 1973, pp. 84-101. そのほかに、ILC による起草案と OAS 条約（「国際的に保護される者に対するテロ行為の防止及び処罰に関する OAS（米州機構）条約」、1971 年）との比較や、国際的に保護される者に対する各国国内法における規定などについて論じたものとして Przetacznik, Franciszek, “Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons,” *Indian Journal of International Law*, No.65, 1973, pp.65-86 がある。

<sup>331</sup> Green, *supra* note 327, p.715. 本修正案は、日本、オランダ、フィリピンによるものであり、この点については本章第 5 節第 2 項、第 3 項において後述する。

提案についても触れるなど、詳細に論じている。また、ハーグ条約、モンリオール条約と異なる重要な点として、ILC 草案はすべての締約国が当該犯罪に対する管轄権を持つべきことを規定しており、ILC はすべての締約国が容疑者の引渡しを求める法的地位を有することを意図していたと思われるとも述べる<sup>332</sup>。その上で Wood は、国連総会第六委員会における作業の流れは、新条約の制度をハーグ条約、モンリオール条約に近づけようとするものであったのであり、総会第六委員会における各国代表者の大多数はハーグ条約、モンリオール条約の管轄権システムに賛同したと指摘する<sup>333</sup>。

上記の他にも、ILC 草案の裁判管轄権規定の概要について詳細に述べたものとして、Rozakis による研究があり<sup>334</sup>、また ILC 草案が規定していた一元的構造を有する裁判管轄権が結局採択されなかった点について言及する先行研究としては、上記の他にも、古谷修一教授、山本条太氏、坂本まゆみ氏などによるものなどがある<sup>335</sup>。しかしながら、これらはいずれも、ILC 草案が当初規定していた一元的構造を有する裁判管轄権が結局採用されなかったという概要を述べるに留まっており、起草過程における具体的な議論を詳細に検討したものは殆ど見出されない。なお、先述の Bloomfield & FitzGerald による研究は、裁判管轄権規定を含め、本条約の各条文について、ILC 草案における規定と、現行条約の規定とを併記し、それらについて比較しつつ、国連総会第六委員会における議論を比較的詳細に記しているものの、起草過程における各発言についてそれらがいずれの国によるものであるかまでは明記していない<sup>336</sup>。つまり、これらの先行研究を見る限りでは、いかなる議論を経て、すなわち各国のどのような考慮や思惑のもとで、ILC 草案において当初設定されていた絶対的な普遍的管轄権が結局退けられ、最終的にはハーグ条約と同じ二元的構造を有する裁判管轄権規定に「戻る」に至ったのかという点が十分に明らかにはされないと言える。

---

<sup>332</sup> Wood, *supra* note 327, p.804.

<sup>333</sup> *Ibid.*, pp.804, 807.

<sup>334</sup> Rozakis, *supra* note 329, pp.52-54.

<sup>335</sup> 古谷、前掲注 49「普遍的管轄権の法構造（2・完）」、91-92 頁；山本、前掲注 151、55 頁；坂本、前掲注 211、175-176 頁など。

<sup>336</sup> Bloomfield, L.M., & G.F. FitzGerald, *supra* note 326, pp.80-87.

### 第3節 条約の成立経緯

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約が作成された背景としては、本論文第1章第3節第1項(4)において述べたとおり、1960年代後半以降に国家元首や外交官といった国際的に保護される者の誘拐・殺害などの犯罪行為が急増し、特にそれらの行為が国際テロリズムの一形態として利用されてきたことがある。

条約の起草に関しては、ILCがその第22会期(1970年)に受領した書簡が条約作成の直接的な契機となっている<sup>337</sup>。これは、オランダ代表が国連の安保理議長に送付した書簡<sup>338</sup>がILC議長宛に転送されたものであり、外交官に対する攻撃の増加を背景として、彼らの保護と不可侵を保障する必要性が記されている。さらに翌年(1971年)のILC第23会期において、ILCのKearney議長により、外交官及び国際的に保護される者に対する殺人、誘拐、襲撃といった犯罪に関し、ILCが起草案を作成することが可能か否かについて検討すべきという提案がなされた。これを機に、ILCは本件の重要性と緊急性を認識し、もし国連総会から草案作成を求められれば、総会第27会期(1972年)に提出すべく、1972年のILC第24会期において草案を作成するという決定に至った。

その後、国連総会第26会期(1971年)において採択された総会決議2780(1971年12月3日)により、総会がILCに対し、本件について早急に研究するとともに、条約草案を作成し総会に提出することを求めたのを受け<sup>339</sup>、ILCは1972年の第24会期において草案作成のための15カ国から成る作業部会を設置した。これは事態の緊急性と重要性に鑑み、従来のような特別報告者の任命という方法をとらずに作業部会を置くことにより、その作業を国際的に保護される者に関する既存の文書や、航空機ハイジャックなど特定のテロリズムに関する条約に基づかせようとするものである<sup>340</sup>。

---

<sup>337</sup> 条約の起草過程については、A/8710/Rev.1 *Report of the International Law Commission on the Work of its Twenty-Fourth Session*, Supplement No.10 (Extract from *The Yearbook of the International Law Commission 1972, Vol. II*) (以下、A/8710/Rev.1) pp.309-311, paras.1-64 および <http://untreaty.un.org/cod/avl/ha/cppcipp/cppcipp.html> (Procedural History、最終アクセス日2013年12月1日)などを参照。

<sup>338</sup> UN Doc. S/9789 (14, May, 1970).

<sup>339</sup> UN Doc. A/2780 (3, December, 1971). 総会決議2780はこのほかに、国連事務総長が加盟国に対し、外交官等の保護に関するコメントをILCに提出するよう要請すること等を勧告した。外務省国際連合局政治課『国際連合第28回総会の事業(下巻)』1974年、384頁。

<sup>340</sup> A/8710/Rev.1, p.310, para.62.

作業部会はまず、計 7 回の会合（1972 年 5 月～6 月）において全 12 カ条から成る草案を作成し、それらを含む第一報告書を ILC に提出している<sup>341</sup>。ILC は第一報告書を検討した後に改訂案を再び作業部会に戻し、作業部会はさらにそれを踏まえた検討を重ねた上で、ILC に第二、第三報告書を提出した<sup>342</sup>。ILC はこれら 2 つの報告書を検討した後、暫定的に 12 カ条の草案を採択し、これをコメントリーと共に国連総会に送付すると共に、各国および各国際機関にもコメントを求めるため送付した。

以後の検討の場は国連総会に移り、ILC による起草案はまず国連総会第 27 会期の第六委員会（1972 年 9 月 28 日～10 月 10 日）において、「ILC 報告書審議」という議題のもとで議論された<sup>343</sup>。ここでは、条約作成の有用性・緊急性などについて疑義を呈する意見も出されたものの、全体としては、ILC 草案はかなり改善の余地はあるが、これを基礎として直ちに最終的な詰めを行いうるという意見が強かった<sup>344</sup>。続く国連総会第 28 会期では、第 27 会期において採択された総会決議 2926（1972 年 11 月 28 日）に基づき<sup>345</sup>、総会第六委員会において ILC 草案が議論されたが、これは数ある議題の中で最も時間を要した議題であった<sup>346</sup>。総会第六委員会は、草案の諸規定を、①草案のすべての条文、新たな条文、前文、最終条項を検討し、起草委員会に送付する、②起草委員会により勧告された文書を検討し採択する、という 2 つの段階を踏んで検討したが、このうち起草委員会とは、第六委員会により設置された、15 カ国から構成される委員会である<sup>347</sup>。実際のところ、1973 年 10 月 4 日～12 月 1 日までの間に第六委員会において計 46 回の会合が当てられ、これとは別に起草委員会は約 40 回の審議を重ねた。これほどまでに審議が長期化した要因の 1 つとして、条約草案の要とも言える裁判管轄権に関する条文（ILC 草案第 2 条）に対し各国から多くの意見が出されたことが挙げられる<sup>348</sup>。

上記のような国連総会第 28 会期における第六委員会および起草委員会による検討

---

<sup>341</sup> UN Doc. A/CN.4/L.186.

<sup>342</sup> 第二報告書 UN Doc. A/CN.4/L.188 and Add.1、第三報告書 UN Doc. A/CN.4/L.189.

<sup>343</sup> 外務省国際連合局政治課、前掲注 339、388 頁。

<sup>344</sup> 外務省国際連合局政治課、前掲注 77、285 頁。

<sup>345</sup> UN Doc. A/2926 (28, November, 1972).

<sup>346</sup> 外務省国際連合局政治課、前掲注 339、388 頁。

<sup>347</sup> 起草委員会の構成は、日本、インド、アラブ首長国連邦（アジア）、コロンビア、メキシコ（ラ米）、ソ連、ブルガリア（東欧）、アメリカ、イギリス、フランス、西独、スウェーデン（西側）、ケニア、マリ、チュニジア（アフリカ）の 15 カ国であった。

<sup>348</sup> 外務省国際連合局政治課、前掲注 339、388－389 頁。



を経た後に、第六委員会による総会に対する勧告採択を受けて、1973年12月に、前文および12カ条から成る「国際的に保護される者（外交官を含む）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」が総会決議3166（1973年12月14日）により採択されるに至った<sup>349</sup>。

#### 第4節 裁判管轄権規定および訴追規定の概要

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約は、本論文第1章第3節第1項(4)で述べたとおり、まず第1条第1項において、「国家元首、政府の長、外務大臣並びに同行する家族」(a号)および「国家の代表者又は職員及び政府間国際機関の職員で、犯罪時及び場所において国際法に基づき特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族」(b号)を条約の保護対象たる「国際的に保護される者」として定義する。続く第2条第1項において、そうした者に対する「故意に」行う殺害や誘拐、その者の身体・自由に対する侵害行為、国際的に保護される者の公的施設、個人的施設、輸送手段に対する暴力的侵害行為でその者の身体・自由を害する恐れのあるもの、こうした行為の脅迫、未遂、加担などを条約に違反する行為として規定し、さらに同条第2項において、これらの行為について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科すことができるようにすることを締約国に義務づけている。

さらに、第3条において締約国の裁判管轄権について、また、第7条において容疑者所在国による訴追について以下のように規定する。

#### 第3条

1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき第1条に定義する国際的に保護され

---

<sup>349</sup> UN Doc. A/3166 (14, December, 1973). 本条約は1977年2月20日に発効。

る者としての地位を有する者に対して行われる場合

- 2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第8条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。
- 3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

## 第7条

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

第3条はまず第1項において、犯罪行為地国または船舶・航空機登録国（a号）、容疑者国籍国（b号）、被害者が任務を遂行している本国（c号）に対し、裁判管轄権を設定する義務を課しており、これらの管轄権はそれぞれ属地主義および旗国主義、積極的属人主義、保護主義に基づくものである。なお、c号に規定された自国の為に任務を遂行する者に対して犯罪が行われた締約国の管轄権は、山本条太氏によれば、一見したところ被害者との国籍的連関を根拠とする消極的属人主義に基づく管轄権と類似した趣旨を定めているように見えるが、これは外交官等がそのために外交機能を遂行する任務を負っているという意味において当該国もその事件の当事者的立場になり、そのような場合にはその国も裁判管轄権を設定すべきとの考え方であり、消極的属人主義とは発想が異なるものである<sup>350</sup>。この第3条第1項a、b、c号に規定された締約国は、本条約第2条に規定された当該犯罪行為と直接的な関係を有している直接利害関係国であり、これらの締約国は、容疑者が自国領域内にいる締約国に対して容疑者の引渡請求を行うことができるという点を以て、第一次裁判管轄権を有しているとされる<sup>351</sup>。続く第3条第2項では、容疑者所在国に対し、第1項に規定された直接関係

---

<sup>350</sup> 山本、前掲注151、54-55頁。Lambertは、国際的に保護される者に対する犯罪防止処罰条約におけるこの管轄権規定は、消極的属人主義と保護主義がオーバーラップするものだと述べており、これらの点からいずれにせよ、本規定は厳密に消極的属人主義を反映した管轄権ではない。Lambert, Joseph J., *Terrorism and Hostages in International Law: A Commentary on the Hostages Convention 1979*, Grotius Publications, 1990, p.140.

<sup>351</sup> 山本、前掲注151、54頁。

国に容疑者を引き渡さない場合において裁判管轄権を設定する義務を課しており、同条第 1 項に規定された直接利害関係国の裁判管轄権が第一次管轄権と称されるのに対し、容疑者所在国の裁判管轄権は第二次管轄権ないし補完的管轄権と称される。このように、第 3 条第 1 項および同条第 2 項により、本条約においても、ハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権が規定されていると言える。

さらに上記のとおり第 7 条において、容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡さない場合にはいかなる例外もなしに、訴追のために自国の権限ある当局に事件を付託する義務を課しており、ハーグ条約と同様に「引き渡すか訴追するか」という原則に則った訴追規定が設定されている。

## 第 5 節 裁判管轄権規定の起草過程—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる議論

### 第 1 項 ILC による起草案

#### (1) ILC 草案第 2 条の概要およびコメンタリー

先に本章第 3 節の本条約の成立経緯において述べたとおり、外交官を含む国際的に保護される者の保護と不可侵の保障に関し、国連総会から条約の起草の要請を受けた ILC は、その第 24 会期（1972 年）において 12 カ条に及ぶ草案（以下、ILC 草案）を作成した。この ILC 草案の射程は、外交官と国際的に保護される者に対する犯罪に制限されていたが、ILC はこの作業がより広い問題、つまりテロリズムの防止、抑止、処罰における国際的な協力をなしうるための法規則の形成過程において重要な前進となると認識していた<sup>352</sup>。外交官等に対する犯罪の増加は、他国や他の国際機関との関係において自らの責任を果たすため、国家や国際機関を代表する者として選ばれた個人の保護を強化するための法的規則を形成することの緊急性をもたらしたのである<sup>353</sup>。草案に関する ILC のコメンタリーによれば、本草案は特に、国際的に保護される者に対して重大な違反を犯したと信ずるに足る者に、これ以上「safe-havens（安全地帯、逃げ場）」が提供されないことを確保することを目的とする。さらに、この目的を達成するために、①当該犯罪に対しすべての締約国が裁判管轄権を行使できる基盤を付与する、②容疑者所在国に、その者を引き渡すか訴追のために権限ある当局に付託する

<sup>352</sup> A/8710/Rev.1, p.311, para.65.

<sup>353</sup> *Ibid.*, p.312, para.67.

という選択肢を付与する、という 2 つの点に重心を置いているのであり、前者は ILC 草案第 2 条、後者は同草案第 6 条において具現化されているとある<sup>354</sup>。なお、ILC 草案第 6 条の概要については本項 (3) において、同規定の起草過程における議論については、本章第 7 節にて後述する。

ILC 草案第 2 条は、条約が適用される犯罪と、それらの犯罪を訴追・処罰する締約国の権限について以下のように規定する<sup>355</sup>。

## ILC 草案 第 2 条

- 1 締約国は、動機にかかわらず、意図的な次の行為を、当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。
  - (a) 国際的に保護される者またはその自由に対する暴力的行為
  - (b) 国際的に保護される者またはその自由を危険にさらすような、その公的施設、個人的施設への攻撃
  - (c) これらの行為と関連するあらゆる脅迫
  - (d) これらの行為の未遂
  - (e) これらの行為に加担する行為
- 2 締約国は、これらの犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 3 締約国はこれらの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

ILC のコメンタリーは、上記の ILC 草案第 2 条の重要な側面として、裁判管轄権を主張する根拠として第 1 項に普遍主義の原則が組み入れられていることを挙げる。さらに、海賊行為に対する管轄権と同種の管轄権の基礎を設定するにあたり、草案第 2 条第 1 項は、奴隷貿易や麻薬取引といった国際社会全体に関わる犯罪の防止・処罰における協力を規定する条約と同じ範疇に本草案を位置づけたとする<sup>356</sup>。またコメンタリーには、草案第 2 条第 1 項は裁判管轄権行使について規定することを意図しているが、いかなる疑義も生じさせないために、ILC は同条第 3 項において、裁判管轄権の

---

<sup>354</sup> *Ibid.*

<sup>355</sup> *Ibid.*, p.315.

<sup>356</sup> *Ibid.*, p.316.

設定についてハーグ条約、モントリオール条約に規定されているような特定の要件を含めることとしたとも記されている<sup>357</sup>。

上記の ILC 草案第 2 条第 1 項および第 3 項により、すべての締約国は、当該犯罪行為の行為地に関わらず、すなわち当該犯罪行為が何処で行われようとも、それらの行為を自国の国内法のもとで犯罪とすることおよび当該行為に対し裁判管轄権を設定することが義務づけられている。つまり、直接利害関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を規定するという二元的な構造を有するハーグ条約の管轄権規定と異なり、ILC 草案における管轄権規定は、締約国間で特段区別を設けず、すべての締約国に対し条約の違反行為に対する裁判管轄権の設定を義務づけるという「一元的な」構造を有する点に大きな特徴がある。換言すれば、犯罪行為に直接的な利害関係を有する締約国に限らず、ILC 草案第 2 条の裁判管轄権規定に基づき、すべての締約国が容疑者所在国に対し、その訴追のために容疑者の引渡しを請求する権限を有するのであり、こうした点から ILC 草案においては「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていると言える。

## (2) 管轄権に関する各国コメント

ILC 草案の作成過程においては、各国代表から管轄権に関し多くの見解が表明された。例えばイタリア代表 Ago のように、外交官の誘拐を防ぐことは国際共同体の利益であるとして、外交官を保護する手段と海賊行為や奴隷貿易を抑止するための手段との間には類似性が見られると指摘する見解もあったが<sup>358</sup>、普遍的管轄権が設定されることの是非に関し慎重且つ十分に検討すべきとする見解がその殆どを占めた。イラク代表の Yasseen は、海賊行為や奴隷貿易のように国際共同体にとって重大な危険を構成する犯罪は普遍的管轄権に服するとした上で、外交官に対して行われる犯罪に対し普遍的管轄権を拡張する十分な根拠があるか否かについては、各国の見解をよく聞くべきであると述べている<sup>359</sup>。同様にニュージーランド代表の Baxter は、過去に奴隷貿易の抑止に関する条約において普遍的管轄権を設定することに諸国が同意したと指摘

---

<sup>357</sup> *Ibid.*

<sup>358</sup> *The Yearbook of the International Law Commission 1972, Vol. I, Summary Records of the twenty-fourth session, 2 May-7 July 1972, p.11, para.26.*

<sup>359</sup> *Ibid.*, p.12, paras.39-40.

した上で、普遍的管轄権の拡大について考慮するべき時であるとする<sup>360</sup>。

また普遍的管轄権の設定に懸念を示す立場として、アルジェリア代表の Bedjaoui は、ILC 草案において採用された管轄権規定は普遍主義の原則に基づくものであるが、これはいかなる国家によっても主張され得るものであり、自国の刑法が属地主義の原則に基づく国家にとっては困難を伴うであろうと指摘する。その上で、さらに重大なことは、この草案が、違反行為が行われた国家と容疑者所在国のみならず、関連するすべての国家に処罰する権利を付与している点であると述べている<sup>361</sup>。これに対し ILC 議長の Kearny は、Bedjaoui により指摘された問題は、主として「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず」という文言に関して生じるとして、殆どすべての国家において、「外国人に対して、外国人により、外国において」行われた違反行為を訴追すべく、自国の裁判管轄権を拡張するための特別法の制定が必要であると指摘している<sup>362</sup>。

上記のように、ILC による草案の起草段階における各国代表の見解は、すべての締約国に等しく裁判管轄権を規定するという絶対的普遍的管轄権の設定に関し慎重に検討すべきとするものが大勢を占め、その受容に際する国内法との関係について懸念を表明する立場もあったものの、この時点では明確に反対意見を述べる国家は見出されないと言える。

### (3) ILC 草案第 6 条の概要

ILC 草案は、第 6 条において訴追について以下のように規定する<sup>363</sup>。

#### ILC 草案 第 6 条

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

---

<sup>360</sup> *Ibid.*, p.17, paras.39, 41.

<sup>361</sup> *Ibid.*, p.193, para.29.

<sup>362</sup> *Ibid.*, p.200, para.3. 同様の点を指摘するものとして、ナイジェリア代表の Elias の見解がある。*Ibid.*, p.204, para.42.

<sup>363</sup> A/8710/Rev.1, p.318.

ILC のコメンタリーによれば、同様の原則はハーグ条約第 7 条、モンリオール条約第 7 条にも規定され、本条文は、容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡すか訴追のために権限ある当局に付託するかの選択肢を与えており、当該国はこのうちいずれかを行わなければならないという、「引き渡すか訴追するか」の原則を具現化した規定である<sup>364</sup>。上記の ILC 草案第 6 条は、ハーグ条約、モンリオール条約における規定と特段本質的な相違はない。他方でハーグ条約第 7 条においては、「その犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず」という文言が含まれていたが、これは裁判管轄権について規定する ILC 草案第 2 条第 1 項にすでに含まれているという理由から、同草案第 6 条においては規定されないこととなった<sup>365</sup>。

## 第 2 項 国連総会第六委員会における修正案－日本修正案第 2A 条

締約国の裁判管轄権を規定する ILC 草案第 2 条に対し、本草案について検討を行った国連総会第 28 会期の第六委員会において各国から修正案が提出された。このうち議論の主たる対象となったものは日本政府により提出された修正案（以下、日本修正案）であった。なお、ILC 草案第 2 条に関しては、総会第六委員会において他国からも修正案が提出されたが、起草過程において、裁判管轄権に関する議論の焦点となったのは日本修正案であり、また ILC 草案第 2 条に規定された絶対的普遍的管轄権に関わる修正案はこの日本修正案のみであったので、日本以外の国からの修正案に関する議論は特に取り上げないこととする<sup>366</sup>。

日本修正案の内容は、第一に、ILC 草案第 2 条第 1 項の「当該行為が行われたのが

<sup>364</sup> A/8710/Rev.1, p.318, paras. 1-3.

<sup>365</sup> *Ibid.* p.318, para.3.

<sup>366</sup> 他国による提案として、たとえばスペインから、ILC 草案第 2 条第 3 項を、「締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ犯罪行為地国や自国の国内法に基づいて当該犯罪に対し管轄権を有する国家に対して第 7 条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において、当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため必要な措置をとる。」という条文に置き換えることなどを提案した修正案が提出された。UN Doc. A/C.6/L.913, in UN General Assembly, A/9407 (10 December 1973), *Draft Convention on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Sixth Committee* (以下、UN General Assembly, A/9407), pp.13-14. またアルゼンチンから、各締約国に対し、自国の手続法の諸原則と関連する国際法規則に従って自国の裁判権を設定するために必要な措置をとることを義務づける規定を設けることが提案された。UN Doc. A/C.6/L.919/Rev.1, in UN General Assembly, A/9407, pp.14-15. これらはいずれも、後述の日本などによる共同修正案 (A/C.6/L.912/Rev.1) の採択に伴い不要となった。外務省国際連合局政治課、前掲注 339、398－399 頁。

自国の領域内であるか領域外であるかを問わず」という文言を削除すること、第二に、ILC 草案第 2 条第 3 項を削除し、代わりに新条文として第 2A 条を挿入することを提案するものである。第 2A 条は以下のように規定する<sup>367</sup>。

### 日本修正案 第 2A 条

- 1 締約国は、次の場合において第 2 条第 1 項に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
  - (a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
  - (b) 容疑者が自国の国民である場合
  - (c) 犯罪が、自国のために遂行する外交上又はその他の任務に基づき国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合
- 2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が 1 のいずれの締約国に対しても第 7 条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

この日本修正案は、ILC 草案が設定する「絶対的な」普遍的管轄権に代えて、まず第 1 項において、犯罪行為に対する直接利害関係国に対し裁判管轄権の設定を義務づけるものであり、すなわち第一次管轄権を設定している。そのうえで、第 2 項において容疑者所在国に対し、第 1 項に規定された締約国に容疑者を「引き渡さない場合」において裁判管轄権の設定を義務づけるという、第二次管轄権を設定しており、ハーグ条約の管轄権規定方式に則った二元的構造を有する裁判管轄権を規定するものである。

このような修正案を提出した日本政府の見解は以下のとおりである<sup>368</sup>。まず日本政府は修正案提出にあたり、外交官等に対する犯罪行為は、単に彼らの身体・自由を侵

<sup>367</sup> UN Doc. A/C.6/L.912, in UN General Assembly, A/9407, pp.13.

<sup>368</sup> 以下日本政府の見解について、*Official Records of the General Assembly, Twenty-Eighth Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 19 September-17 December 1973*, United Nations, New York, 1975 (以下、*Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*), p.75, 1412<sup>th</sup> meeting, paras.22-26; *Ibid.*, p.100, 1417<sup>th</sup> meeting, para.5; *Ibid.*, p.139, 1424<sup>th</sup> meeting, para.66.



害するのみならず、外交メカニズムないし国家間の基本的交流の円滑化という国際法益をも危険ならしめるものであると捉える。その上で、本法案の目的は、外交官等に対する故意の且つ重大な犯罪を犯した者が処罰されない状態を避けるシステムを作ることであり、換言すれば、犯人が所在国の裁判に付されない場合は、必ず他国に処罰のため引き渡されることを義務づけることであると主張する。さらに、普遍的管轄権の概念は将来の条約が国際法に導入するであろう新しい要素であり、外交官に対し行われるごく一部の犯罪のみが普遍的管轄権に服するべきであるとする。

また日本政府の見解によれば、ILC 草案は裁判管轄権の設定に際し完全な普遍主義の立場を取っているが、上記の目的を達成するには、ILC 草案第 2 条第 1 項および第 3 項の如き完全な形での普遍的管轄権を設定しなくとも、ハイジャック防止等に関するハーグ条約、モントリオール条約にある管轄権規定で十分である。また、各国家により国内法システムが異なり、普遍的管轄権を適用することを許容しないシステムを有する国家もあるのであり、また実際それは不可欠なものではない。したがって、起草案の採択を容易にするために、絶対的普遍的管轄権を設定する代わりに、ILC 草案第 2 条第 3 項をハーグ条約、モントリオール条約の文言に沿ったものとすべきことを提案するものである。さらに日本政府によれば、この修正案は、犯罪行為に直接関係する 3 種の締約国、すなわち犯罪行為地国（日本修正案第 2A 条第 1 項 a 号）、容疑者国籍国（同 b 号）、被害者が任務を遂行している本国（同 c 号）を明確化し、それらに対し第一次裁判管轄権を規定するというアプローチをとっているのであり、容疑者は犯罪行為に直接的に関係する国家により訴追されるべきである。この修正案は、既に広く受容されているハーグ条約、モントリオール条約の形式に従っているという点で各国家の国内法体系に一層容易に受け入れられるものである。

なお、裁判管轄権規定に関する日本修正案と、訴追について規定する ILC 草案第 6 条との関係に関して日本政府は、日本修正案は、容疑者の引渡しか訴追の義務を規定する草案第 6 条に影響を与えるものではなく、第 6 条のもとでの締約国の義務の範囲を弱めたり制限するものではないと述べたうえで、第 6 条に規定された義務はそのままであるべきとしている。

上記から、ILC 草案第 2 条に対する修正案提出に際しての日本政府の趣旨は、下記の 2 点にまとめられる。第一に、日本修正案に規定された裁判管轄権は、多くの国家が既に批准しているハーグ条約における管轄権設定方式に則ったものであり、絶対的

普遍的管轄権を規定する ILC 草案と比べ、各国家の国内法体系にとって受容し易いものであることから、各国による本条約の批准が容易になされることが期待されるという点である。第二に、絶対的な普遍的管轄権を設定しなくとも、つまりすべての締約国に等しく裁判管轄権を付与せずとも、当該犯罪に対する直接的な関係国に第一次管轄権を付与し、さらに容疑者所在国に対し補完的な管轄権を設定するという方式によって、当該犯罪の容疑者を漏れなく処罰する、つまり容疑者に「逃げ場」を与えないという条約の最大の目的を達成することが可能であるという点である。こうした立場から、日本政府は、ILC 草案第 2 条第 1 項の一部および同条第 3 項を削除し、それに代えてハーグ、モンテリオール両条約と同様の二元的な構造を有する裁判管轄権規定を新たに挿入することを内容とする修正案を提出したといえる。

さらに日本修正案の第 2A 条に、第 3 項として「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という文言を追加するという趣旨のオランダ修正案が統合され<sup>369</sup>、これが日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案となった<sup>370</sup>。

### 第 3 項 ILC 草案第 2 条、日本修正案第 2A 条をめぐる各国の見解

既述のとおり、「絶対的な」普遍的管轄権を設定していた ILC 草案第 2 条に対し、それに代わるものとして、ハーグ条約と同様の二元的構造に基づく裁判管轄権を規定することを提起したのが日本による修正案第 2A 条である。

以下では、国連総会第 27 会期（1972 年）、第 28 会期（1973 年）それぞれの第六委員会における ILC 草案第 2 条に対する各国の見解、日本修正案第 2A 条をめぐる国連総会第 28 会期第六委員会での議論、さらに、ILC 草案が国連総会第 28 会期の議論に付されるに当たり、国連総会決議 2926（1972 年 11 月 28 日）に応じて各国、各国際機関から寄せられた ILC 草案に対するコメントを分析する<sup>371</sup>。そのうえで ILC 草案が規定していた絶対的普遍的管轄権の設定が退けられ、最終的には日本修正案、すなわちハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権規定が現行条約において取り入

<sup>369</sup> UN Doc. A/C.6/L.915, in UN General Assembly, A/9407, p.13.

<sup>370</sup> UN Doc. A/C.6/L.912 Rev.1, in UN General Assembly, A/9407, p.13.

<sup>371</sup> UN Doc. A/2926 (28, November, 1972). 総会決議 2926 は、各国、各国際機関、関連する政府間組織に対し、できる限り早く ILC 草案に対するコメントを提出するように求めると共に、国連総会第 28 会期における草案の検討を迅速にすべく、国連事務総長に対し、提出されたコメントを回覧するように求めている。

れられることとなった経緯を明らかにする。

起草段階における裁判管轄権規定に対する各国の見解は、大きく分けて、ILC 草案第 2 条に反対する立場とこれを支持する立場に二分することができるが、国連総会第六委員会をはじめとする議論の場において、ILC 草案第 2 条が規定した絶対的普遍的管轄権は多数の国家による様々な批判に晒され、これを支持する国家はごく僅かであった。以下ではまず、ILC 草案第 2 条に反対する各国の見解を、その理由に応じ 4 つの立場に分けて整理・検討した上で、逆にこれを支持する立場について見ることと致したい<sup>372</sup>。

## (1) ILC 草案第 2 条に反対する立場

### ① 裁判管轄権の規定方式に対する反対

国連総会第六委員会の議論において大勢を占めたのは、ILC 草案の裁判管轄権規定第 2 条に反対し、日本修正案第 2A 条を支持する立場である。これらの多くは、ハーグ条約、モンリオール条約と同様の裁判管轄権が規定されているか否かという点をその判断基準としている。

例えば、日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案の提案国に加わったフィリピンは、締約国の管轄権に関する日本修正案は特に正当化されるものであり、ハーグ条約、モンリオール条約に沿ったものであるという点で優れていると述べ<sup>373</sup>、共同修正案提案国のオランダもこれと同じ立場を有している<sup>374</sup>。また、ハーグ条約の起草過程において容疑者所在国の裁判管轄権を新たに規定し、二元的構造を有する管轄権規定を設定することを提案したスペインは、まず条約全体に関するコメントとして、一般的に受容され得る形式を設定したハーグ条約、モンリオール条約を基礎とすることが適切であるとする<sup>375</sup>。その上で、ILC 草案で提案された普遍的管轄権の形式に

---

<sup>372</sup> なお、以下で整理する本条約の裁判管轄権規定の起草に関する議論において、各国代表が言及する「普遍的管轄権」という語は、特段明示的な断りがない場合においては、ILC 草案第 2 条が規定する「絶対的普遍的管轄権」を意味するものである。

<sup>373</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee, p.80, 1413<sup>th</sup> meeting, para. 22.*

<sup>374</sup> *Ibid.*, p.78, 1412<sup>th</sup> meeting, para. 53.

<sup>375</sup> 以下、スペインの主張に関して、*Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee, pp.74-75, 1412<sup>th</sup> meeting, para. 21; UN General Assembly, A/9127 (28 August 1973), Comments and Observations on the Draft Articles prepared by the International Law Commission on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the*

関しては、ILC 草案第 2 条第 3 項は、ILC が絶対的普遍的管轄権を採択することを決定したという印象を抱かせるものであるとして、それよりもハーグ条約、モンテリオール条約で設定された「准普遍的 (quasi-universal)」管轄権のほうがより適していると主張する。スペインの主張するところによれば、ハーグ条約、モンテリオール条約をモデルとして第一次管轄権を設定し、いかなる不処罰の可能性を排除するためにも、容疑者所在国が訴追権限を有する国家にその者を引き渡さない場合には、容疑者所在国に対し二次的・補完的な管轄権が設定されるべきなのである。同様に、ハーグ条約、モンテリオール条約の規定に則った裁判管轄権を設定すべきとの立場から、ILC 草案の一元的な裁判管轄権規定に反対した国としては、カナダ、ウガンダ、西独、ベルギー、ガーナ、インド、スウェーデン、レバノン、ノルウェーなど多数挙げられる<sup>376</sup>。このうちたとえばレバノンは、条約の主たる規定はハーグ、モンテリオール条約の規定に厳密に従うべきであり、もしそれから離れるようなことがあれば多くの国家からの支持を失う危険に陥るだろうと指摘する<sup>377</sup>。

このように、多くの国家が当該条約においてハーグ条約と同じ構造に基づく裁判管轄権を規定すべきであると主張した理由に着目すると、ILC 草案が規定する絶対的普遍的管轄権と比較した場合に、国内法との関係において、より多くの国家が受容し得るハーグ条約の方式の裁判管轄権のほうが望ましいと指摘する見解が多く見出される。たとえばスウェーデンは、既にハーグ条約、モンテリオール条約を自国の国内法に編入した国家にとって、これとは異なるアプローチを取ることは困難であり、両条約で受容された方式に従っているという理由から日本修正案第 2A 条を支持するとの見解を表明している<sup>378</sup>。またイギリスは、ハーグ条約は各国代表が国内法に従って、刑事手続きと引渡しに関する技術的側面を十分に考慮して全権的な会議において起草したものであるとして、既に国際的に広く受容されているハーグ条約に一層近づけた条約

---

*Secretary-General* (以下 UN General Assembly, A/9127), pp.43-46.

<sup>376</sup> カナダ *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para.41; ウガンダ *Ibid.*, p.81, 1413<sup>th</sup> meeting, para.25; 西独 *Ibid.*, p.83, 1413<sup>th</sup> meeting, para.53; ベルギー *Ibid.*, p.98, 1416<sup>th</sup> meeting, para.24; ガーナ *Ibid.*, p.139, 1424<sup>th</sup> meeting, para.68; インド *Ibid.*, p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, para. 72; スウェーデン *Ibid.*, p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, para.32; レバノン UN General Assembly, A/9127, p.31; ノルウェー *Ibid.*, p.38.

<sup>377</sup> UN General Assembly, A/9127, p.31. 同様の見解として、ベルギー (*Ibid.*, p.7)、ノルウェー (*Ibid.*, p.38) など。

<sup>378</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, para.32.

を作成すれば、さらに一般的な支持が得られ、関係諸国の国内法に容易に受容され得るのであり、迅速且つ広範な参加が期待できると指摘する<sup>379</sup>。同様に国内法との関係から日本修正案を支持する立場としてカナダは、ILC 草案第 2 条第 1 項に規定された「締約国は、・・・当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」という文言は国内法を修正する必要を生じさせるため、ハーグ条約の文言を維持するのがよいと主張している<sup>380</sup>。

また、ILC 草案第 2 条に規定された絶対的普遍的管轄権の設定に必ずしも反対するわけではないものの、多くの国家の国内法においてはその受容が困難であることを主たる理由として、ILC 草案に懸念を表明し、日本修正案を支持する立場として、イタリアやエクアドルなどがある。イタリアは、ILC 草案第 2 条第 1 項および同条第 3 項に反映された普遍的管轄権の原則に反するイタリアの国内法システムは存在しないとしつつ、本原則が多くの国家に重大な困難を生じさせると指摘した上で、日本修正案は違反者が処罰から逃れることを防ぐという本条約の目的の達成に必要な要素を含んでいるとしてこれを支持している<sup>381</sup>。またエクアドルは、裁判管轄権の基礎として普遍主義の原則を採用することが望ましいとしつつ、その採用は依然として実際的な困難を伴うため、容疑者所在国がその者を引き渡さない時に裁判管轄権の設定を可能にする補完的な管轄権を規定するほうが良いと主張する<sup>382</sup>。

各国家による絶対的普遍的管轄権の受容が困難であるとの見解は国際機関からも出されており、ハーグ、モンテリオール両条約を作成した ICAO（国際民間航空機関）は、ハーグ条約の準備作業における経験に鑑み、諸国家はたとえ許容的な性質であっても普遍的管轄権の原則を受け入れる準備ができておらず、義務的な性質の普遍的管轄権は多くの国家の反対を引き起こし得ると指摘する。ICAO によれば、こうした理由から、ハーグ条約、モンテリオール条約は特定の国家のみに管轄権を付与し、その設定を義務づけると共に、容疑者所在国が特定の国家に容疑者を引き渡さない場合には、容疑者所在国もそこに含めることとしたのであり、ハーグ、モンテリオール両条約のシステムが既に広く受容されていることを考慮すると、新条約もそれと同様のもの

<sup>379</sup> UN General Assembly, A/9127, p.58.

<sup>380</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee, p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para.41.* ハーグ条約第 2 条は「各締約国は、犯罪行為について重い刑罰を科することができるようにすることを約束する。」と規定する。

<sup>381</sup> *Ibid.*, p.98, 1416<sup>th</sup> meeting, para.30.

<sup>382</sup> *Ibid.*, p.81, 1413<sup>th</sup> meeting, para.32.

のとすることが賢明なのである<sup>383</sup>。

これらの立場はいずれも、ILC 草案第 2 条が規定する絶対的普遍的管轄権は多くの国家の国内法にとって受容が困難であるとの理由から、既に多数の批准国が得られているハーグ、モントリオール両条約における管轄権規定に沿ったものにするべきであるとして、ハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権を規定する日本修正案を支持するものである。すなわち、裁判管轄権の規定方式を理由として ILC 草案第 2 条に反対するこれらの立場は、上記のような修正案を提出した日本政府の先に述べた 2 つの意図のうち、第一の趣旨に同調する見解であると言える。換言すればこれらの立場は、ILC 草案よりも多くの国家による批准が見込まれるという理由から、ハーグ条約と同様の二元的構造に基づく裁判管轄権を規定する日本修正案を支持する立場と言える。

## ② すべての締約国に等しく裁判管轄権を付与することに対する反対

すべての締約国に対し等しく裁判管轄権を付与することに反対する立場から、絶対的普遍的管轄権を規定する ILC 草案第 2 条に反対する見解も見出される。こうした立場の多くは、裁判管轄権を行使する国家と当該犯罪行為との間に「繋がり」が必要であるとして、締約国間で特段区別を設けずにすべての締約国に対し等しく裁判管轄権を設定する ILC 草案第 2 条に疑問を呈するものである。

たとえばイギリスは、管轄権の普遍主義原則のもとでは、違反行為と何ら関係ない国家が条約のもとで裁判管轄権を設定する義務を負うのであり、これは管轄権行使の通常原則から大きく逸脱し、各国の実行において困難や混乱を引き起こすであろうと指摘する<sup>384</sup>。イギリスによれば、容疑者の引渡請求は違反行為と明確に関係を有する国家によりなされるべきであり、すべての国家が等しく裁判管轄権を主張する権限を有することを規定する ILC 草案よりも、違反行為によって直接的に影響を受けた国家が第一次管轄権を有し、他の国は、容疑者が自国に所在し、その者の引渡しを拒否したときのみ管轄権を行使とするハーグ条約の裁判管轄権規定の方がより望まし

---

<sup>383</sup> UN General Assembly, A/9127, p.72. 当時、ハーグ条約は 80 カ国により署名、52 カ国により批准されており、モントリオール条約は 51 カ国により署名、26 カ国により批准されていた。

<sup>384</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.82, 1413<sup>th</sup> meeting, para.43; *Ibid.*, p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, paras.70-71.

いので、ハーグ条約、モントリオール条約のような制限的なアプローチを取る日本修正案を支持するとする<sup>385</sup>。

フランスは、普遍的管轄権の設定が正当化される場合を定義することは非常に困難であるとして、裁判管轄権の設定を求められる国家と犯罪行為との間に結びつきがある場合について検討するほうがより効果的であると指摘する<sup>386</sup>。同様にオマーンは、犯罪行為と裁判管轄権を有する国家の間には何らかのリンクが必要であるとの理由から、ハーグ条約に規定された裁判管轄権はより良い方式を提示しているとする<sup>387</sup>。

これらの見解はいずれも管轄権行使の伝統的な原則である属地主義を基礎としつつ、属地主義の原則から逸脱する際には、裁判管轄権が付与される国家と、当該犯罪行為との間に何らかの「繋がり」が必要であるとする立場に基づくものである。この立場によれば、容疑者所在国は、「自国領域内における容疑者の拘束」という点を以て、犯罪行為との間に繋がりをもっているといえらるるのである。換言すれば、犯罪行為との間に直接的に利害関係を有する国家を明確化し、そうした国家に第一次管轄権を設定するとともに、容疑者を漏れなく処罰するという条約の目的を達成するために、容疑者所在国に対し補完的な管轄権を設定するべきであるとの考えに基づき、すべての締約国に等しく裁判管轄権を設定する ILC 草案第 2 条に反対する立場である。つまり、修正案を提出した日本政府の先に述べた 2 つの意図のうち、第二の立場に同調する見解であると言える。

他方で、すべての締約国に等しく裁判管轄権を付与することに反対し、第一次管轄権を有する国家を明確化すべきとする点では上記の立場と共通するものの、その理由を異にするものとしてオランダの見解がある。オランダは、ハーグ条約およびモントリオール条約においては、普遍主義の原則は単に補完的な性質であったとしたうえで、

---

<sup>385</sup> UN General Assembly, A/9127, p.58; *Official Records of the General Assembly, Twenty-Seventh Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 20 September-12 December 1972*, United Nations, New York, 1974 (以下、*Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*), pp.56-57, 1321<sup>st</sup> meeting, paras. 24-25; UN General Assembly, A/8892 (21 November 1972), *Twenty-Seventh Session, agenda item 85, Report of the International Law Commission on the Work of Its Twenty-Fourth Session, Report of the Sixth Committee*, (以下、UN General Assembly, A/8892), pp.50-51, para.138.

<sup>386</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, 1412<sup>th</sup> meeting, p.77, para.38; UN General Assembly, A/9127, p.21

<sup>387</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.82, 1413<sup>th</sup> meeting, para.49.

ILC 草案はハーグ条約のような裁判管轄権を規定せず、徹底的な普遍主義を規定しているが、締約国は、他の締約国が等しく容疑者を訴追できるという理由から自らは訴追しないことを決定できるため、これには反対するとする。その上で、訴追に対し一次的な責任を有する国家をできる限り明確に規定することが望ましいとし、そうした国家として犯罪行為地国、容疑者国籍国、攻撃の対象たる外交官が信任状を受けて派遣された国を挙げている<sup>388</sup>。

### ③ 犯罪行為の性質に基づく反対

国際的に保護される者に対する犯罪行為の性質に着目し、そもそも当該犯罪は絶対的な普遍的管轄権に服する犯罪とは捉えられないとの理由から、ILC 草案第 2 条の裁判管轄権規定に反対する立場もある。

例えばアルゼンチンは、ILC 草案第 2 条第 1 項の文言（「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」）は、ILC のコメンタリーにあるように、当該犯罪を海賊や奴隷取引と同じ範疇に位置づけようとするものであり、これを削除すべきと主張する。アルゼンチンによれば、国家は通常、領域内で行われた犯罪のみならず、自国に効果を及ぼす犯罪や、自らの管轄権の下にある航空機内やその他の場所において行われた犯罪に対しても裁判管轄権を行使するため、この文言の削除は当該犯罪の不処罰を意味するわけではなく、ILC 草案第 6 条の規則（「引き渡すか訴追するか」）を厳格に適用すれば、容疑者が不処罰となる事態は生じ得ないし、裁判管轄権の競合も避けられるのである。さらにアルゼンチンは、同様の理由から ILC 草案第 2 条第 3 項も不要であると主張する<sup>389</sup>。

また、いわゆる「制限的な」普遍的管轄権が設定されているハーグ条約の対象犯罪であるハイジャック行為と、外交官等に対する犯罪行為を比較した上で、後者の犯罪の性質に鑑み、絶対的普遍的管轄権を規定する ILC 草案第 2 条に懸念を表する見解も見出される。このうちニュージーランドは、外交官や国際的に保護される者に対する攻撃を普遍的管轄権に服する犯罪と規定する ILC 草案第 2 条は、刑法の属地主義的な適用範囲から逸脱するものであるとして、そうした逸脱が正当化されるかを考える上

<sup>388</sup> UN General Assembly, A/9127, p.37.

<sup>389</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.54, 1321<sup>st</sup> meeting, para. 7; UN General Assembly, A/8892, p.59, para.165.



で、ハーグ条約、モンリオール条約と本条約との相違について検討しなければならないとする<sup>390</sup>。ニュージーランドにより指摘される相違として第一に、国際社会はハーグ外交会議において、航空機の不法奪取は多くの国家の国内法においてカバーされていないために、新たな国際犯罪を作り出さねばならないとしたのに対し、すべての国家の国内法は最近外交官に対して向けられている類の行為を厳しく処罰してきたとする。第二に、ハイジャック犯罪は複数の国家を含んでいることから、例外的な管轄権規則が明確に必要であるのに対し、外交官等に対する攻撃においては、行為者は、あるときは永久に、あるときは外交官等の解放交渉が成立するまで、攻撃が行われた領域内に留まることが多いことから、ILC 草案が提案するように、外交官等に対する犯罪に対し普遍的管轄権を設定する必要があるか、ハーグ条約、モンリオール条約にあるように、もっと制限された域外管轄権で十分かについては議論の余地があるとする。

また、これよりも一層ハイジャック行為との相違を明確に捉える立場としてフランスは、当該条約の違反行為そのものがそもそも国際的な性質のものではなく、またそうした犯罪の行為者が外国の領域内で発見されることは例外的であるから、航空機ハイジャックの場合のように、刑法の基本原則である属地主義の例外を規定する理由は殆どないと主張する。さらに、証拠の観点からのみならず、より一般的に司法の十分な運営という観点から、ハイジャック行為の場合と比して、当該犯罪に関しては、犯罪行為地国以外の国家の裁判所は判決を基づかせるのに必要な証拠・情報をそれほど得られないのであり、普遍的管轄権の設定が保障される状況を決定するのは非常に困難であるとする<sup>391</sup>。さらにフランスは、普遍的管轄権や准普遍的管轄権の設定は例外的に重大な犯罪に対してのみ可能であり、ILC 草案第 2 条第 1 項に規定されている犯罪はそれには当たらないとも主張する<sup>392</sup>。

以上から、これらの見解は、本条約の対象犯罪の性質に着目した上で、絶対的普遍的管轄権の設定の是非について論ずる立場であると言える。つまり、容疑者の逃亡可能性の低さなどのゆえに犯罪行為の国際的な広がりが見られず、さらに絶対的ないし

---

<sup>390</sup> 以下ニュージーランドの見解について、*Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.72, 1323<sup>rd</sup> meeting, paras.33-34.

<sup>391</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.77, 1412<sup>th</sup> meeting, para.38.; UN General Assembly, A/9127, p.21.

<sup>392</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.66, 1322<sup>nd</sup> meeting, para.42; UN General Assembly, A/8892, p.59, para.165.

制限的普遍的管轄権の設定が必要とされるほどの例外的な重大性も見出されないとし、当該犯罪行為の有する性質そのものを根拠として、そもそも当該犯罪は絶対的普遍的管轄権に服する犯罪とは捉えられないとの理由から ILC 草案第 2 条に反対する立場である。

#### ④ 属地主義の徹底に基づく反対

ILC 草案第 2 条の裁判管轄権規定に関し、管轄権の行使を、伝統的な管轄権行使原則である属地主義に専ら基づかせるべきであるとの理由から、これに異議を呈する立場もある。

このうちチリは、犯罪の訴追は領域国、すなわち犯罪行為地国の排他的管轄権に服すべきであり、領域国は、容疑者が自国領域内にいない場合には、その引渡しを自由に求めることができるとして、ILC 草案第 2 条第 1 項、同条第 3 項に加え、容疑者の訴追について「引き渡すか訴追するか」という原則を規定する第 6 条も削除することを主張する<sup>393</sup>。同様の見解としてキューバは、ILC 草案第 2 条第 1 項の文言に関し、果たして多くの国家が、本質的な刑法規定と、刑法の領域的適用に関する規則の双方に影響を与える変化を受容するかは疑問であるとする<sup>394</sup>。特に、刑法の属地主義的適用の規則に関して根本的な変化を要する ILC 草案第 2 条第 1 項の「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」という文言に疑問を呈し、すべての国家の利益は自国による属地的権能の適切な行使により保護され、さらに二国間の引渡し協定により十分に補完され得るとする<sup>395</sup>。

これらの見解は、管轄権行使の原則を厳密に属地主義に基づかせるべきとの立場に立ち、そこからの逸脱を認めないとする考えから、ILC 草案第 2 条における裁判管轄権規定に反対するものである。また、属地主義に基づく管轄権に加え、積極的属人主義に基づく管轄権（容疑者が自国の国民である場合（日本修正案第 2A 条第 1 項 b 号））と保護主義に基づく管轄権（犯罪が、自国の為遂行する任務に基づき国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合（日本修正案第 2A 条第 1 項 c

<sup>393</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, pp.101-102, 1327<sup>th</sup> meeting, para.35; UN General Assembly A/8892, p.50, para.137.

<sup>394</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.74, 1412<sup>th</sup> meeting, para.15.

<sup>395</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.62, 1322<sup>nd</sup> meeting, para.13; UN General Assembly A/8892, p.59, para.166.

号))を規定しているという点から、国際刑事法の基本原則を無視するものであるとして日本修正案を批判するチェコスロヴァキアの見解も、これらと同じ立場に立つものと言える<sup>396</sup>。

## (2) ILC 草案第 2 条を支持する立場

国連総会第 27 会期、第 28 会期の第六委員会における議論を通し、ILC 草案第 2 条の裁判管轄権規定を支持した国家は少数であった。このうち総会第 27 会期の第六委員会においてオーストラリアは、ILC が国際共同体全体の直接的な関心事である当該犯罪に対し普遍的管轄権を規定したことを、賢明な決定であると評価している<sup>397</sup>。ギリシャは、ILC 草案第 2 条は外交官に対する攻撃に関してすべての国家が裁判管轄権を行使する機会を正しく規定しており、外交官に対する攻撃を国際犯罪と認識し、それらに対し普遍的管轄権を設定することは真の進歩を形成すると述べている<sup>398</sup>。

また、総会第 28 会期の第六委員会において ILC 草案第 2 条の裁判管轄権規定方式を明確に支持したのはソ連（当時）である。ソ連によれば、国際的に保護される者に対する殺人、誘拐といった犯罪は、一国の利益の侵害と捉えられるべきではなく、それらは 2 又はそれ以上の国家間の関係にダメージを与え、緊張をもたらすものである。ILC の立場は、条約が対象とする犯罪の性質を考慮に入れているという点で正当化されるのであり、従って日本修正案において規定されたより制限的な管轄権よりも、ILC 草案に規定された管轄権の普遍主義原則の方が望ましいのは明らかであると主張する<sup>399</sup>。ILC 草案第 2 条における普遍的管轄権の設定を支持する国家としてはほかにイスラエルがある<sup>400</sup>。

このほか、日本修正案は ILC 草案の裁判管轄権の範囲を過度に制限するものであるとの理由からこれを支持しないと表明した国家として、ブラジル、パキスタン、ウク

---

<sup>396</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.82, 1413<sup>th</sup> meeting, para.37.

<sup>397</sup> *Official Records of the General Assembly, 27<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.46, 1319<sup>th</sup> meeting, para.9.

<sup>398</sup> *Ibid.*, p.48, 1320<sup>th</sup> meeting, paras.10-11; UN General Assembly A/8892, p.51, para.139.

<sup>399</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, para.74.

<sup>400</sup> UN General Assembly, A/9127, p.27.

ライナなどがある<sup>401</sup>。このうち特にウクライナは、日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案が ILC 草案第 2 条第 1 項の文言を削除することを提案したことに対し、条約の基本目的の 1 つである普遍的管轄権の原則を損なうことには同意できないと主張した<sup>402</sup>。

上記のような議論を経て、結局、日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案は、国連総会第六委員会第 1424 会合において、賛成 50（日本、フィリピン、オランダ、ケニア、ガーナ、メキシコ等）、反対 15（ソ連圏、ブラジル等）、棄権 18（アルゼンチン、アルジェリア、ビルマ等）で採択され<sup>403</sup>、他の諸修正案と共に起草委員会に付託された<sup>404</sup>。なお、起草委員会では総会第六委員会での大多数の賛成票に鑑み、実質的な修正については特に検討されず、仏語テキストの訳の修正を除いて第六委員会で採択された共同修正案がそのまま採択されている<sup>405</sup>。

## 第 6 節 裁判管轄権規定に関するその他の議論

### 第 1 項 直接利害関係国の裁判管轄権

日本政府により提出された日本修正案第 2A 条は、第 1 項において、犯罪行為地国（a 号）、容疑者国籍国（b 号）、被害者が任務を遂行している本国（c 号）という三種の締約国を直接利害関係国として規定し、これらに対し条約が対象とする犯罪行為について裁判管轄権を設定する義務を課しているが、こうした直接利害関係国の裁判管轄権に関する議論は、起草過程においてほとんどなされていない。

このうち容疑者国籍国の裁判管轄権に関してはキューバから反対意見が表明されている。キューバはまず、日本修正案第 2A 条は、裁判管轄権の決定に関して、矛盾した、お互いに排他的な管轄権を規定しており条約に含められるべきではないと指摘してい

---

<sup>401</sup> ブラジル *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.179, 1413<sup>th</sup> meeting, para.7; パキスタン *Ibid.*, p.179, 1413<sup>th</sup> meeting, para.58; ウクライナ *Ibid.*, p.99, 1416<sup>th</sup> meeting, para.39.

<sup>402</sup> *Ibid.*, p.99, 1416<sup>th</sup> meeting, para.39.

<sup>403</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.140, 1424<sup>th</sup> meeting, para.75.

<sup>404</sup> UN General Assembly, A/9407, p.17.

<sup>405</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.205, 1435<sup>th</sup> meeting, para.13.

る。そのうえで、特に日本修正案第 2A 条第 1 項 b 号に規定された容疑者国籍国の裁判管轄権に関して、容疑者国籍国が、違反行為が他国の領域内で行われた時でさえ裁判管轄権を主張できるようにすべきという規定は受け入れられないとして、積極的属人主義に基づく裁判管轄権に反対している。反対の理由としてキューバは、この規定は特に政治的亡命者の観点から望ましくなく、もし第 2A 条が維持されれば、裁判管轄権を主張する国家間で摩擦や紛争のもととなるであろうと指摘する<sup>406</sup>。

なお、日本修正案に対する意見ではないものの、こうしたキューバによる見解とは逆に、属地主義に基づく裁判管轄権以外に認められるのは積極的属人主義に基づく管轄権のみであると主張する立場としてモロッコがある<sup>407</sup>。モロッコはまず、ILC 草案第 2 条第 1 項末尾において、各締約国が自国領域外で行われた犯罪を国内法のもので違反行為とすることを義務づけている点について、これは属地主義の原則に反すると指摘する。モロッコによれば、モロッコに特有ではないが、自国の刑法の規定では自国領域外で行われた犯罪が自国の裁判所において訴追されるのは特定の例外的な場合のみであり、ILC 草案第 2 条第 1 項は、モロッコや他の締約国を、外国人により自国領域外で行われた犯罪について手続きを開始する義務のもとにおくこととなり、これは既に受容されている規則に反するように思われる。さらに、行為地国と容疑者所在国が訴追するか引き渡す権限を有しているので、犯罪が不処罰となる危険性もない。以上からモロッコは、締約国の領域外で行われた犯罪は、当該行為がその国の自国民により行われた場合のみにおいて、その国の国内法に従って訴追されると草案に明記されるべきであると主張する。

また、被害者が任務を遂行する本国の裁判管轄権について規定する日本修正案第 2A 条第 1 項 c 号に関しては、数カ国から口頭にて修正が提案されている。このうちオランダからは、国家代表等を派遣する国家、すなわち被害者が任務を遂行する本国の裁判管轄権を、義務的なものではなく許容的なものとするべきであるという提案がなされた。これは、自国を代表する者に対して裁判管轄権を拡張することを望むか否かは、当該国家自身が決定すべきとの考えに基づくものである<sup>408</sup>。また本規定に関しては、コスタリカとチュニジアが、管轄権の範囲が広すぎる、曖昧で不明確であるとして、

---

<sup>406</sup> *Ibid.*, p.206, 1435<sup>th</sup> meeting, para.19.

<sup>407</sup> UN General Assembly, A/9127, pp.32-33.

<sup>408</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, pp.206-207, 1435<sup>th</sup> meeting, paras.26-27.

それぞれ代案を提案している。コスタリカにより提案された修正は、日本修正案第 2A 条第 1 項 c 号の「犯罪が、自国のために遂行する外交上又はその他の任務に基づき国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合」という文言において、「自国のために遂行する」の前に「国際法の認められた実行に従って」という文言を挿入するというものである<sup>409</sup>。またチュニジアは同規定を、「犯罪が、その者が遂行する任務に基づき第 1 条に定義する国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合」という規定に置き換えることを提案している<sup>410</sup>。票決の結果、これらの提案のうちオランダによる提案は否決されたものの<sup>411</sup>、チュニジア提案は可決された<sup>412</sup>。さらにイギリスから、日本修正案第 2A 条第 1 項 a, b 号との横並びの観点から、また、裁判管轄権を行使する国家と当該犯罪との間の結びつきを明示するという観点から、チュニジアが提案した文言を、「犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき・・・」とすべきことが提案されたことを受け<sup>413</sup>、その点に関する修正が行われた。

## 第 2 項 容疑者所在国の裁判管轄権

日本修正案第 2A 条は、その第 2 項において「締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が 1 のいずれの締約国に対しても第 7 条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。」と規定しており、これは容疑者所在国に対し、第 1 項に規定した直接利害関係国に容疑者を引き渡さない場合には、自国の裁判管轄権を設定する義務を課すというものである。この容疑者所在国の裁判管轄権を規定する日本修正案第 2A 条第 2 項に関し、オランダは以下のような修正案を提出している。すなわち、第 2 項の規定のうち「第 7 条の規定による」という文言を、「請求にもとづいて」という文言に置き換えるという提案であり、これは、第一次裁判管轄権を有す

<sup>409</sup> *Ibid.*, p.206, 1435<sup>th</sup> meeting, para.18.

<sup>410</sup> *Ibid.*, p.206, 1435<sup>th</sup> meeting, para.20.

<sup>411</sup> オランダ修正案は、賛成 18、反対 25、棄権 57 で否決された。 *Ibid.*, p.208, 1436<sup>th</sup> meeting, p.208, para.6.

<sup>412</sup> チュニジア修正案は、賛成 50、反対 25、棄権 35 で可決された。 *Ibid.* なお、コスタリカ提案はチュニジア提案の採択により不要となった。外務省国際連合局政治課、前掲注 339、403 頁。

<sup>413</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, paras.36, 38.

る 3 つの直接利害関係国のいずれも容疑者の引渡しを求めない場合には、容疑者所在国に対し裁判管轄権の設定を義務づける必要はないことを提案するというものである<sup>414</sup>。

オランダによれば、日本修正案においては、犯罪行為に最も直接的に関係する 3 つの国家類型、すなわち、犯罪行為地国、容疑者国籍国、被害者が任務を遂行する本国に対し、訴追に関する第一義的責任が規定されており、十分な証拠がある場合に容疑者の引渡しを求めるのは犯罪行為に対し第一次的に関わるこれらの国家の責任である。したがって、もし容疑者所在国が、第 1 項に規定される直接利害関係国たるいずれの締約国からも容疑者引渡しの請求を受けない場合には、容疑者所在国は裁判管轄権を有さないものであり、つまり法的行動をとることは義務づけられないという趣旨に基づく修正である<sup>415</sup>。さらにオランダは、いずれの直接利害関係国も容疑者所在国に対し容疑者の引渡請求をしない場合には、容疑者所在国に対し、「引き渡すか訴追するか」の選択肢を与えずに訴追を行うことを求めることは合理的ではないとも述べている<sup>416</sup>。なお、以下の本章第 7 節において後述するとおり、本修正案に伴い、オランダは訴追について規定する ILC 草案第 6 条に対しても同趣旨の修正案を提出している。オランダは、もし ILC 草案第 6 条に対する修正案が票決に付されるのであれば、容疑者所在国の裁判管轄権に対する上記の修正案を表決に付すことは求めないとして、本修正案は、十分な議論が行われないうまま結局国連総会第六委員会の第 1437 会合において撤回されることとなった<sup>417</sup>。

以上のような議論を経て、最終的には前項のチュニジア提案などを反映したうえで、総会第六委員会第 1437 会合において、日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案全体が賛成多数（賛成 58、反対 0、棄権 34）で採択され<sup>418</sup>、これが締約国の裁判管轄権について規定する現行条約第 3 条として結実することとなったのである。

---

<sup>414</sup> *Ibid.*, pp.206-207, 1435<sup>th</sup> meeting, para.28. なお第 7 条の規定（現行条約第 8 条）は、当該犯罪行為を、締約国間の現行の犯罪人引渡条約および将来締結されるすべての犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなすことを規定するものである。

<sup>415</sup> *Ibid.*, pp. 208-209, 1436<sup>th</sup> meeting, para.13; *Ibid.*,p.213, 1437<sup>th</sup> meeting, para.2.

<sup>416</sup> *Ibid.*, p.207, 1435<sup>th</sup> meeting, para.28.

<sup>417</sup> *Ibid.*, p.213, 1437<sup>th</sup> meeting, p.213, paras.3-4; 外務省国際連合局政治課、前掲注 339、403 頁。

<sup>418</sup> *Ibid.*, p.213, 1437<sup>th</sup> meeting, para.5.

## 第7節 訴追規定の起草過程

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約では、本章第4節において述べたとおり、その第7条において容疑者所在国による訴追について規定している。本章第5節第1項(3)で既述のとおり、ILC草案第6条は、容疑者の訴追について、「容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。」と規定していた。

ILC草案第6条に対してはまずスウェーデンから、ハーグ条約、モンリオール条約における規定とまったく同じ文言を用いるべきであるという主張がなされた。スウェーデンによれば、ILC草案第6条における「手続」という文言は混乱を引き起こし、当該国家が事件を司法的機関に付託するような印象を与えるのであり、他方でスウェーデンを含む多くの国家の国内法に従えば、事件は最初に警察か検察に持ち込まれるのである。こうした理由から、「自国の法令による手続を通じて」という文言を削除し、「その当局は、自国の法令に規定する通常 of 重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行なう」という文言とすることが提案された<sup>419</sup>。

このスウェーデンによる提案に対し、イスラエルからは支持が表明されたものの<sup>420</sup>、たとえばブラジルからは、スウェーデン提案はハーグ条約、モンリオール条約に忠実であるという利点があるが、スウェーデン提案における「決定」という文言が、手続きを開始する決定か、行為者を裁判にかける決定か、何を意味するか疑問であることから ILC草案第6条の規定の方がより好ましいという見解が示された<sup>421</sup>。またブラジルは、ILC草案第6条の訴追規定において、ハーグ条約、モンリオール条約の訴追規定には含まれていなかった「不当に遅滞することなく」という文言が追加されたことに対し、これは容疑者所在国が手続きを遅らせることにより「引き渡すか訴追するか」という義務から逃れることを防ぐものであるとして、明白な改善をもたらすとこれを評価している<sup>422</sup>。またソ連（当時）からは、スウェーデン提案よりも ILC草案第6条の文言のほうが柔軟性があることから、より多くの国家に受け入れられるだろ

<sup>419</sup> A/C.6/L.933, in UN General Assembly, A/9407, p.32 ; *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.106, 1419<sup>th</sup> meeting, paras.1-2.

<sup>420</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.107, 1419<sup>th</sup> meeting, paras.10-11.

<sup>421</sup> *Ibid.*, pp.106-107, 1419<sup>th</sup> meeting, paras. 3-7.

<sup>422</sup> *Ibid.*, p.106, 1419<sup>th</sup> meeting, para.3.



うとして、スウェーデン提案に対する不支持の表明があった<sup>423</sup>。

スウェーデン提案は総会第六委員会からそのまま起草委員会に送付されたが、起草委員会は本提案を採択せず、ILC 草案通りの条文案を採択している<sup>424</sup>。起草委員会により採択されたこの条文案に対し、さらに第六委員会においてオランダから修正が提案された。これは、訴追について規定する ILC 草案第 6 条「容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。」における「容疑者が領域内に所在する締約国は」という文言の後に、「第 5 条にある通知の発送から 3 ヶ月以内に引渡し請求を受け取った場合」という文言を挿入することを提案するものである<sup>425</sup>。なおオランダ修正案にある「第 5 条にある通知の発送」とは、ILC 草案第 5 条において容疑者が領域内に所在する締約国に対し課せられた、容疑者の所在を確実にするため容疑者所在国が自国の国内法により適当な措置をとったことを、直接にまたは国連事務総長を通じて、直接利害関係国および関係国際機関、その他のすべての関係国などに通報する義務のことを指す。このオランダ修正案の趣旨は、もし容疑者所在国が 3 ヶ月以内に容疑者の引渡しの請求を受けなければ、引渡し請求がやがてくることを知らない限りは容疑者を拘留しておく必要はないということである。なお、これは、先に本章第 6 節第 2 項において言及した、日本修正案第 2A 条第 2 項に規定された容疑者所在国の裁判管轄権規定に対しオランダが提出した修正案に対応するものである。

このオランダ修正案に対して、たとえばソ連（当時）から、時間制限を設けることは、総会第六委員会が草案全体を通して達成しようとした柔軟性を奪うこととなり、オランダ修正案は引渡し請求国に対し過度の負担を強いるだけであるとの批判がなされた<sup>426</sup>。イギリスからは、もし短期間に引渡し請求を受けなければ、容疑者所在国のあらゆる義務が軽減されるように思われるのであり、また、もし引渡し請求の期限が設定されれば引渡し請求国は多くの困難に直面するであろうから、すでに多くの国家に受容されているハーグ条約、モントリオール条約から離れてしまうオランダ修正案を

---

<sup>423</sup> *Ibid.* p.107, 1419<sup>th</sup> meeting, para.13.

<sup>424</sup> UN General Assembly, A/9407, pp.32-33; *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.106, 1419<sup>th</sup> meeting, paras.1-2.

<sup>425</sup> UN Doc. A/C.6/L.954, UN General Assembly, A/9407, p.33.

<sup>426</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.214, 1437<sup>th</sup> meeting, para.13.

支持することはできないとの見解が示されている<sup>427</sup>。

結局オランダ修正案は、第六委員会における票決の結果、賛成 3、反対 47、棄権 47 で否決され、ILC 草案第 6 条の規定が賛成 70、反対 0、棄権 32 の賛成多数で、そのままの条文で採択されることとなった<sup>428</sup>。なお、先述の日本修正案第 2A 条が採択され、犯罪の構成要件を規定していた ILC 草案第 2 条 a~e 号の部分が現行条約において犯罪の構成要件を規定する第 2 条となり、裁判管轄権について規定する日本修正案第 2A 条が現行条約第 3 条となったことから、それに伴い ILC 草案においては第 6 条として規定されていた訴追規定が現行条約では第 7 条として規定されることとなった。

## 第 8 節 まとめ

本章では主に、国連主導のもと作成された最初のテロリズム防止関連諸条約である国家代表等に対する犯罪防止処罰条約における裁判管轄権の起草過程を検証した。具体的には、条約の起草過程において議論の叩き台となった ILC 草案では、すべての締約国に対し等しく裁判管轄権を設定する「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていたものの、国連総会第六委員会における議論の結果、最終的にはハーグ条約と同じく、犯罪に対する直接利害関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を設定するという二元的構造を有する管轄権規定が採用されるに至った経緯に焦点を当て、一次資料の分析・検討を行った。

条約草案を作成した ILC は、犯罪の容疑者に「逃げ場」を与えることを阻止し、それを漏れなく訴追することを条約の第一の目的として掲げ、その目的の達成のために、当該犯罪を「国際社会全体に対する犯罪」と位置づけ、海賊行為などと同じ管轄権の基盤を構築することを試み、「絶対的な」普遍的管轄権を設定した。これに対し、ILC 草案を検討した国連総会第六委員会において大勢を占めた見解は、こうした管轄権設定方式に反対し、裁判管轄権をハーグ条約と同様の構造に基づくものに戻そうとするものであった。これまでの先行研究は、ILC 草案が規定していた裁判管轄権に対する様々な反対意見の概要を必ずしも明確化するものではなかったが、国連総会第六委員会などの一次資料を検証した結果、それらの反対意見は、4 つの理由から絶対的普遍

---

<sup>427</sup> *Ibid.*, p.214, 1437<sup>th</sup> meeting, paras.16, 19.

<sup>428</sup> *Ibid.*, p.215, 1437<sup>th</sup> meeting, para.23; 外務省国際連合局政治課、前掲注 339、409 頁。

的管轄権の設定を否定するものであることが明らかとなった。

4つの理由とは本章第5節第3項(1)において整理したとおり、第一に、裁判管轄権の規定方式に対する反対、第二に、すべての締約国に等しく裁判管轄権を付与することに対する反対、第三に当該条約が対象とする犯罪行為の性質を理由とする反対、第四に属地主義の徹底を理由とする反対である。

このうち第四の立場は、チリに代表されるように、犯罪容疑者の処罰は専ら犯罪の行為地国に委ねられるべきとし、属地主義に基づく管轄権行使のみが許容されるという立場である。このように管轄権行使の原則を厳密に属地主義に基づかせるべきであるとの立場に立ち、そこからの逸脱を認めないとする第四の立場のもっとも対極に位置するのが、ILC 草案第2条が規定した一元的構造を有する裁判管轄権、すなわち絶対的な普遍的管轄権である。

これに対し、上記の第一から第三の立場はいずれも、管轄権行使を専ら属地主義に基づかせるべきとする第四の立場ほど徹底したものではないものの、基本的には刑事管轄権の行使は属地主義に基づくものであるという認識を有ししつつ、他方で容疑者の訴追の確保という条約の目的を達成するためには、そこからの逸脱が必要であるとしている。さらに、第一から第三の立場の相違は、管轄権行使の伝統的な原則である属地主義からの逸脱が許容されるための要件の相違にあると言える。

上記の第一の立場は、ハーグ条約がすでに多くの国家に批准され、各国の国内法にも受容されており、これと異なる構造を有する裁判管轄権、つまりすべての締約国に等しく裁判管轄権を設定するという ILC 草案における絶対的な普遍的管轄権は各国の国内法体系上受容が困難であるとの理由から、ILC 草案の管轄権規定に反対する立場である。つまりこの立場は、裁判管轄権の規定方式を理由として ILC 草案に反対する立場であるが、換言すれば、属地主義からの逸脱が許容される基準を、その裁判管轄権の規定方式が多くの国家に受容されるものであるか否か、すなわち各国の国内法体系に受容され易い、より多くの批准国を得られるものであるかという点に置く立場であると言える。

対して上記の第二の立場は、裁判管轄権が付与される国家と犯罪行為との間には何らかの「繋がり」が必要であるとの理由から、締約国を特段区別することなくすべての締約国に対し等しく、つまり自国領域内での容疑者の拘束という繋がりすら有さない場合でも裁判管轄権を設定するという絶対的普遍的管轄権に反対する立場である。

換言すれば、この立場は、裁判管轄権が付与される国家と当該犯罪行為との間に、たとえ容疑者の拘束のみであろうとも何らかの「繋がり」が存する限りにおいては、管轄権行使の伝統的な原則である属地主義からの逸脱が許容されると捉える立場であると言える。

対して上記の第三の立場は、外交官等に対する犯罪行為は海賊行為などと同じ範疇に位置づけられるものではなく、さらに普遍的管轄権に服する例外的に重大な犯罪ではないとして、こうした当該犯罪自体の性質に鑑み本条約において「絶対的な」普遍的管轄権が設定されることに疑問を呈する立場である。さらにこうした立場においては、当該犯罪は、ハーグ条約が規制対象とするハイジャック行為とは異なり、裁判のための証拠・情報の収集が可能な範囲や、容疑者の逃亡可能性の低さといった点から、基本的に犯罪行為地からの広がりが見られず、犯罪行為地内において完結する可能性の高い犯罪であるとする見解も見出される。つまりハーグ条約の対象犯罪と比較した場合、当該条約の対象犯罪は、その訴追の確保において、ハーグ条約において規定された「制限的な」普遍的管轄権・准普遍的管轄権よりもさらに管轄権の設定範囲を拡大した「絶対的な」普遍的管轄権の設定を必要とするような性質を有するものとは捉えられないのであり、そうした点から「絶対的な」普遍的管轄権の設定に反対していると言える。すなわち、この第三の立場は、犯罪行為の有する性質を属地主義からの逸脱が許容される基準と捉えているのであり、そのうち特に絶対的な普遍的管轄権が許容されるためには、特に犯罪そのものが「例外的な重大性」および「国際的な広がり」を有することが要件であるとする立場と言える。

以上から、上記の第一の立場は、各国の国内法体系における受容可能性を属地主義からの逸脱が許容される基準として位置づけているのに対し、第二の立場は、管轄権行使国と当該犯罪行為との間の「繋がり」の存在をその基準とし、また第三の立場は犯罪行為の有する性質を属地主義からの逸脱が許容される基準と捉えていると言える。このうち上記の第一、第二の立場における基準をともに満たすのが、すでにハーグ条約で規定されていた二元的な構造に基づく裁判管轄権規定であり、また犯罪行為の性質という第三の基準に関しては、外交官等に対する犯罪行為は、ハイジャック行為を超えるほどの重大性や国際的な広がりは見い出されないという点から、一元的な裁判管轄権規定、すなわち絶対的な普遍的管轄権の採用は見送られ、ハーグ条約と同様の構造を有する裁判管轄権規定こそが当該条約において最もふさわしいとの結論へ至る

こととなったのである。

換言すれば、すでに多くの国家による批准を得ているハーグ条約の裁判管轄権規定を超える属地主義からの逸脱、すなわち絶対的普遍的管轄権の設定は困難であるとの現実的な認識を各国は有していたのであり、これは、ハーグ条約の起草の際に二元的構造に基づく裁判管轄権規定を提案したスペインや、実際にハーグ条約を起草したICAOによる本条約の起草過程における主張にも明確に表れている。特に絶対的普遍的管轄権がたとえ許容的なものであっても依然として諸国家はそれを受け入れる準備ができていないというICAOの主張には、この時点では、条約上の裁判管轄権規定として各国が受容し得るほどに、絶対的普遍的管轄権の概念が国際社会において十分に成熟していなかったことが示されているとも言える。

以上から、絶対的普遍的管轄権の設定が実現をみななかった理由は、すでに多くの批准国を有するハーグ条約と異なる構造を有するという裁判管轄権の規定方式に対する反対だけからではないことが明らかとなる。つまり、そもそも裁判管轄権の行使にはたとえ容疑者の拘束という繋がりのみであっても当該犯罪との何らかの「繋がり」が必要であるとして、犯罪行為と何らの繋がりも有さない国々を含む「すべての」締約国に対し等しく裁判管轄権を付与するという絶対的普遍的管轄権そのものに対する躊躇や、仮にこうした絶対的普遍的管轄権を認めたとしても、外交官等に対する犯罪自体が、絶対的普遍的管轄権の設定を必要とするほどの重大性や国際性を有していないという当該行為の性質にも、絶対的普遍的管轄権が条約規定として結実しなかった理由が求められるのである。すなわち、上記のような複合的な理由から、当該条約における絶対的普遍的管轄権の設定が退けられ、ハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権が設定されるに至ったことが明らかとなる。

## 第4章 人質をとる行為に関する国際条約（人質行為防止条約）

### 第1節 本章の課題

二元的構造を有する裁判管轄権規定を有する一連のテロリズム防止関連諸条約において、容疑者の訴追に関し第一次的な責任を有する、すなわち違反行為に対し直接的な関係を有する直接利害関係国は、ハーグ条約以降、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約にいたるまで順次その範囲が拡大されてきた。本論文第2章で述べたとおり、ハーグ条約は、条約の違反行為に対する直接利害関係国として、航空機登録国、航空機着陸国、航空機賃借人所在国を列举し、これらの締約国に対し裁判管轄権を設定する義務を課している（同条約第4条第1項）。ハーグ条約の次に作成されたモントリオール条約では直接利害関係国として、犯罪が行われた領域国が新たに規定され（同条約第5条第1項）、また、本論文第3章で述べたとおり、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約では、当該条約の違反行為に対する直接利害関係国として、容疑者国籍国および自国のために任務を遂行する者に対し犯罪が行われた締約国が新たに規定された（同条約第3条第1項）。すなわち、ハーグ条約から国家代表等に対する犯罪防止処罰条約に至るまでに、犯罪との領域的連関を基礎とする属地主義に基づく管轄権、容疑者との国籍的連関を基礎とする積極的属人主義に基づく管轄権、犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害という連関を基礎とする保護主義に基づく管轄権が設定されてきたが、国際法において伝統的に認められてきた、犯罪行為との直接的連関を根拠とする管轄権行使に関する諸原則のうち、最後まで規定されずにいたものが、自国民が犯罪被害者であることを根拠として行使される消極的属人主義に基づく管轄権である。

消極的属人主義に基づく管轄権は、伝統的に非常に議論の多い管轄権であり、特に英米法の法体系を有する国家において反対意見が根強い。具体的な反対意見としてはたとえば、域外の自国民に対する権利の侵害は自国の管轄権行使を正当化するには不十分であり、犯罪行為地国の管轄権に委ねるのが良いというものや、消極的属人主義の適用は被害者国籍国による報復的処罰を招く恐れがあるなどである<sup>429</sup>。改めて一連のテロリズム防止関連諸条約の裁判管轄権規定に目を向けると、国家代表等に対する

---

<sup>429</sup> Lambert, *supra* note 350, p.152; Akehurst, *supra* note 221, p.163.

犯罪防止処罰条約の次に締結された「人質をとる行為に関する国際条約」（1979年、以下、人質行為防止条約）において、犯罪行為と直接的な関係を有する直接利害関係国として犯罪行為の被害者の国籍国が新たに追加され、すなわち被害者国籍国の裁判管轄権が一連のテロリズム防止関連諸条約の中で初めて導入されている。つまりこれを以って、国際法において伝統的に認められてきた管轄権行使に関する諸原則がテロリズム防止関連諸条約においてすべて出揃ったといえる。さらに、この人質行為防止条約においては、被害者国籍国の裁判管轄権の他にも、犯罪の被強要国と、犯人たる無国籍者の居住国の裁判管轄権が新たに規定され、本条約の成立により第一次管轄権を有する直接利害関係国たる締約国の範囲が大いに広がった点が注目される。

以上を念頭に、本章は人質行為防止条約の裁判管轄権規定を主たる検討対象とする。そのうち特に、以下の2つの裁判管轄権に関する議論に焦点を当て、条約の作成を担った国連の一次資料を手掛かりに検討・分析する。すなわち第一に、本条約において新たに規定された裁判管轄権のうち、特に制定過程において議論が生じた被害者国籍国の裁判管轄権、第二に、当初の起草段階では被強要国とともに裁判管轄権を設定する義務が課されていたものの、起草過程における議論の末に結局採択されないこととなった、強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権である。

次節以降の構成は下記のとおりである。第2節では、まず本条約および本条約の裁判管轄権規定に関する先行研究について整理する。第3節では、条約の成立経緯、第4節では裁判管轄権規定および訴追規定の概要についてそれぞれ述べる。そのうえで第5節において、条約の起草に係る一次資料を検討することにより、本条約の裁判管轄権規定のうち、特に被害者国籍国の裁判管轄権および被強要国の裁判管轄権が規定されるにあたりどのような議論がなされたかについて、その起草過程を明らかにする。続く第6節では容疑者所在国の訴追規定の起草過程における議論について、同じく一次資料に基づき検証する。第7節は本章のまとめとする。

## 第2節 条約に関する先行研究

人質行為防止条約に関する先行研究としては、まず本条約全般に関する主要なもの

として Lambert によるコメントが挙げられる<sup>430</sup>。本コメントは、条約の起草背景・経緯について詳細に述べたうえで、各条文の起草過程、規定内容についても一次資料を用いつつ詳細に検討するものである。また Shubber も、条約の起草経緯について述べたうえで、特に人質行為の定義、裁判管轄権について一次資料を引用しつつ条文に沿って考察している<sup>431</sup>。このうち裁判管轄権に関しては後述のとおり各規定ごとに比較的詳細に解説をしているほか、裁判管轄権の競合、他のテロリズム防止関連諸条約との管轄権の重複といった裁判管轄権規定に関連して生じる問題などについても検討している。また Nanda は、人質行為の国際的な規制に関する歴史的な流れについて概観したうえで、条約の起草において特に問題となった諸論点として、人質行為の定義の問題や裁判管轄権、庇護などについて簡潔に論じている<sup>432</sup>。また西井正弘教授、山本条太氏および山崎公士氏による研究も条約全般に関するものであり、条約の成立経緯をはじめとして、条約の目的、犯罪の構成要件、処罰や裁判管轄権、犯罪人引渡と庇護権などについて、条文の内容ごとにその概要について述べ、検討している<sup>433</sup>。さらに山本氏や山崎氏は、これまでのテロリズム防止関連諸条約が、その対象を航空犯罪に限定するものや、あるいは保護享有者を外交官等の国際的に保護される者に限定するという内容であったのに対し、本条約の成立により国際人質行為一般が犯罪化されたことにより国際テロ行為の規制がさらに一步前進したと指摘している<sup>434</sup>。

---

<sup>430</sup> Lambert, *supra* note 350.

<sup>431</sup> Shubber, Sami, “The International Convention against the Taking of Hostages,” *British Yearbook of International Law*, vol.52, 1981, pp.205-239.

<sup>432</sup> Nanda, Ved P., “Progress Report on the United Nations’ Attempt to Draft an ‘International Convention Against the Taking of Hostages,’” *Ohio Northern University Law Review*, vol.89, 1979, pp.89-108.

<sup>433</sup> 西井、前掲注 105、23-46 頁；同、前掲注 107、1-23 頁；山本、前掲注 151、50-56 頁；山崎公士「立法紹介 人質行為防止に関する国際条約」『外国の立法』第 19 卷第 4 号、1980 年、197-206 頁。また Rosenstock による研究も、条約起草の背景・経緯とともに、本条約の全条文について簡潔ではあるが網羅的に概要を述べるものである。その他、Verwey による研究は、特に民族解放闘争と本条約との関係に焦点を当てて論ずるものであり、また Kaye は、特に条約起草の背景について述べるとともに、起草過程において叩き台となった西ドイツが提出した起草案の内容について詳細に検討を加えている。

Rosenstock, Robert, “International Convention against the Taking of Hostages: Another International Community Step against Terrorism,” *Journal of International Law and Policy*, vol.9, 1980, pp.169-195; Verwey, *supra* note 106; Kaye, Stephen S., “The United Nations Effort to Draft a Convention on the Taking of Hostages,” *American University Law Review*, vol.27, 1977-78, pp.433-487.

<sup>434</sup> 山本、前掲注 151、53-54 頁；山崎、前掲注 433、205 頁。



このように本条約に関する先行研究は比較的豊富であるが<sup>435</sup>、このうち条約の裁判管轄権規定、特にその起草過程について詳細に検証したものとしては、上記の Shubber による研究と Lambert によるコメンタリーが挙げられる。両者は本条約第 5 条に規定された裁判管轄権について各号ごとに検討しており、特に被害者国籍国の裁判管轄権に関しては、伝統的に英米法系の国々により反対されてきた管轄権であると指摘した上で、これまでのテロリズム防止関連諸条約においては前例の無い新しい裁判管轄権規定であり、本規定が起草過程においてフランス代表により提案されたものであると言及している。さらに、フランスによる提案に対し反対を表明する国家があったものの、賛成派と反対派の見解の妥協の産物として制定されたものであるとも指摘している<sup>436</sup>。このうち反対意見を表明した国として、Shubber はイギリス、イラン、チリなどを、Lambert はオランダ、イギリス、ヨルダンなどを挙げ、これら諸国の見解については一次資料に基づき若干の引用がなされている<sup>437</sup>。しかしながら、果たして反対意見を表明した国はこれらがすべてであるのかという点や、これらの国家がどのような理由によりフランス提案に反対したのか、またいかなる国家がフランス提案に対し賛成意見を表明し、どのような見解の対立を背景として妥協が成立し得たのかまではこれらの先行研究からは必ずしも明らかとはならない。

これに対し、被強要国の裁判管轄権の起草過程に関しては、上記の Lambert によるコメンタリーや Nanda による研究などにおいて触れられている。両者ともに、当初の西独草案は被強要国のみならず、自国が加盟国である国際機関が強要の対象となった場合に、その加盟国たる締約国すべてに対して裁判管轄権を設定する義務を課していた点、さらにオランダが国際機関に関する文言の削除を求める修正案を提出し、結局その提案が採用されたことに言及している<sup>438</sup>。しかしながら、Lambert によるコメンタリーにおいては、本修正案を提出したオランダの意図については比較的詳細に述べ

---

<sup>435</sup> 上記のほかにも Kapoor, K.J.S.R., “The International Convention against the Taking of Hostages, 1979,” *Indian Journal of International Law*, vol.21, 1981, pp.253-274; Aston, Clive C., “The United Nations Convention Against the Taking of Hostages: Realistic or Rhetoric?” *Terrorism*, vol.5, No.1-2, 1981, pp.139-160 など。

<sup>436</sup> Shubber, *supra* note 431, p.224; Lambert, *supra* note 350, pp.152-154.

<sup>437</sup> Shubber, *supra* note 431, p.224 note1; Lambert, *supra* note 350, pp.141-142, 153.

<sup>438</sup> Lambert, *supra* note 350, pp.141-142; Nanda, *supra* note 432, pp.103-104. また Kaye による論稿は、起草過程の途中までを検討したものであるため、本件についてはオランダ提案が提出された時点までを述べている。Kaye, *supra* note 433, pp.477-478.

られているものの<sup>439</sup>、このオランダ修正案に対し起草過程において各国がいかなる見解を表明し、どのような議論が展開されたのかという点までは明らかにされていない。また、Nanda は、オランダ修正案に対する各国の反応として、オランダと同様の見解を有する国家（メキシコ、日本、イギリス、イランなど）を列挙するにとどまっている<sup>440</sup>。

また本章第 6 節において後述するとおり、容疑者所在国の裁判管轄権を基盤とする容疑者所在国の訴追規定について、オランダおよびフランスから、容疑者所在国による裁判管轄権行使、すなわち訴追の前提として、直接利害関係国からの容疑者の引渡請求が必要であることを趣旨とする修正案が提出されている。本件に関しては、Lambert によるコメンタリー、Rosenstock や Nanda による研究などにおいて触れられている<sup>441</sup>。しかしながら、これらは基本的にオランダおよびフランスによる提案がアメリカ、イギリスなどの反対に基づき否決されたということを述べるにとどまり、修正案に関する詳細な議論の経緯にまでは立ち入っていない。

これらの点を念頭に、本章では、人質行為防止条約における裁判管轄権規定等の起草過程に関する国連の一次資料を分析することにより、先行研究では十分に明らかにされていない上記の諸論点について明確にすることを目的とする。

### 第 3 節 条約の成立経緯

人質行為防止条約の起草の背景としては、ミュンヘンオリンピック事件（1972 年）や、在ストックホルム西独大使館占拠事件（1975 年）を初めとする 1970 年代の人質行為を主とするテロ事件の増加があるが、その直接的な契機は、国連総会第 31 会期（1976 年）における西ドイツ（当時。以下、西独）外相による一般討論演説であった<sup>442</sup>。これは、人質行為が単に個人の尊厳、安全、基本的人権を侵害するだけでなく、

---

<sup>439</sup> Lambert, *supra* note 350, pp.141-142.

<sup>440</sup> Nanda, *supra* note 432, p.103, n.124.

<sup>441</sup> Lambert, *supra* note 350, pp.156-157, 196-197; Rosenstock, *supra* note 433, p.181; Nanda, *supra* note 432, p.106. このオランダ修正案に関しては、古谷修一教授や坂本まゆみ氏も触れている。古谷、前掲注 49、「普遍的管轄権の法構造（2・完）」、93 頁；坂本、前掲注 211、178 頁。

<sup>442</sup> UN Doc. A/31/242 (28, September, 1976). 以下、本条約の起草過程については、西井、前掲注 105、29-32 頁；山崎、前掲注 433、197-199 頁；外務省国際連合局政治課『国際連合第 31 回総会の事業（下巻）』1977 年、467-479 頁；同『国際連合第 32 回総会の

国際関係に対する脅威であると指摘し、同行為を禁止し、犯人を処罰するか処罰のために引渡しを行う条約を国連が起草することを主張するものである<sup>443</sup>。さらに、同演説を受けて、1976年の国連総会決議 31/103（1976年12月15日）により、条約起草のための35カ国からなるアドホック委員会が設置された<sup>444</sup>。同委員会は1977年から1979年までに計3回の会合を開催したが、このうち第1会期（1977年8月、於：ニューヨーク）では、同委員会の審議に先立ち西独から条約草案が提出されていたものの<sup>445</sup>、民族解放闘争の取り扱いをめぐり諸国間で見解の相違が存在したため、具体的な起草作業に入ることができなかった<sup>446</sup>。すなわち、西側諸国は当初から西独のイニシアティブを支持したが、アラブ・アフリカ諸国は人質行為の防止・処罰が民族解放運動を阻害することを恐れ、条約草案の審議自体に慎重な態度を取り、民族解放運動を条約の対象から除外することなどを強く主張したのである<sup>447</sup>。続く国連総会第32会期（1977年）では、同年11～12月の総会第六委員会において、各国から本件について、次期アドホック委員会において条約草案を審議することの必要性、テロリズムと民族解放闘争との関係、犯人の処罰と「引き渡すか訴追するか」原則の問題などに関する意見が表明されると共に、総会決議 32/148（1977年12月16日）によってアドホック委員会の委任が更新された<sup>448</sup>。

アドホック委員会第2会期（1978年2月、於：ジュネーヴ）では、西独により提出された条約草案の逐条審議が行われた後、政治問題が絡む条項を審議する第一作業部会、法技術的な条項を扱う第二作業部会が設置され、後者では審議が進んだものの、前者が対象とする民族解放運動の取り扱いなどについては合意が得られずに終わった。

---

事業（中巻）』1978年、238－245頁；外務省国際連合局企画調整課『国際連合第33回総会の事業（中巻）』1979年、232－239頁；同『国際連合第34回総会の事業（下巻）』1980年、661－678頁などを参照。

<sup>443</sup> 外務省国際連合局政治課、前掲注 442、『国際連合第31回総会の事業（下巻）』、467頁。

<sup>444</sup> UN Doc. A/31/103 (15, December, 1976).

<sup>445</sup> UN Doc. A/AC.188/L.3, Working paper submitted by the Federal Republic of Germany, in General Assembly Official Records: Thirty-Second Session Supplement No.39 (A/32/39), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, 1977 (以下 *First Report of the Ad Hoc Committee*), pp.106-110.

<sup>446</sup> 外務省国際連合局政治課、前掲注 442、『国際連合第32回総会の事業（中巻）』、238頁；西井、前掲注 105、30頁。

<sup>447</sup> 外務省国際連合局企画調整課、前掲注 442、『国際連合第34回総会の事業（下巻）』、661頁。

<sup>448</sup> UN Doc. A/32/148 (16, December, 1977).

続く国連総会第 33 会期（1978 年）では、同年 11 月の総会第六委員会において、前回同様に各条項について各国からコメントが出されると共に、再びアドホック委員会の委任を更新する総会決議 33/19（1978 年 11 月 29 日）が国連総会により採択され<sup>449</sup>、それに従いアドホック委員会第 3 会期が開催された（1979 年 1～2 月、於：ジュネーヴ）。本会期では、第一作業部会において民族解放運動の扱いに関する一応の合意が成立し<sup>450</sup>、アドホック委員会は条約草案を採択し、それを国連総会第 34 会期（1979 年）に提出した。同年 10～12 月の総会第六委員会では、条約草案全体について議論がなされた後に草案第 9 条についてのみ分離投票が行われ<sup>451</sup>、その採択を受けて条約全体が投票無しで採択された。最終的には 1979 年 12 月 17 日に、国連総会において「人質をとる行為に関する国際条約」が採択されるに至ったのである<sup>452</sup>。

#### 第 4 節 裁判管轄権規定および訴追規定の概要

本論文第 1 章第 3 節第 1 項（5）で既述のとおり、条約はまず第 1 条において、人質行為について、「逮捕・拘禁された者（「人質」）の殺害、傷害又は拘禁の継続をもつ

---

<sup>449</sup> UN Doc. A/33/19 (29, November, 1978).

<sup>450</sup> 本条約は「1949 年のジュネーヴ諸条約及び追加議定書に定義される武力紛争の過程において行われた人質行為には適用されない」ものとし、かかる武力紛争には、「自決の権利を行使し、人民が植民地支配及び外国による占領に抵抗して、また人種差別体制に抵抗して戦っている武力紛争」をも含むこととされ、条約第 12 条として規定された。山崎、前掲注 433、198 頁。本条約第 12 条本文は、前掲注 108。

<sup>451</sup> 第 9 条は、引渡し請求が一定の場合（人種、宗教、国籍、民族的出身又は政治的意見により容疑者を訴追又は処罰する目的でなされる場合）に、容疑者所在国は他国からの引渡し請求に応じてはならない旨規定する。本条約第 9 条は以下のとおり規定する。

##### 第 9 条

1 この条約による容疑者の引渡しの請求を受けた締約国は、次の場合には、当該請求に応じてはならない。

- (a) 第一条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求が、人種、宗教、国籍、民族的出身又は政治的意見を理由として当該容疑者を訴追し又は処罰するために行われたと信ずるに足りる実質的な根拠がある場合
- (b) 当該容疑者の地位が次の理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合
  - (i) (a)に掲げるいずれかの理由
  - (ii) 保護権を行使する資格を有する国の適当な当局が当該容疑者と連絡を取ることができないという理由

2 締約国間で適用されるすべての犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡取極は、この条約に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正される。

<sup>452</sup> UN Doc. A/34/819 (17, December, 1979). 本条約は 1983 年 6 月 3 日に発効。

て脅迫する行為であり、人質解放のための条件として、何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者（国家、政府間国際機関、自然人、法人、人の集団）に対して強要する目的で行うこと（未遂、加担も含む）」と定義し、犯罪の構成要件について規定する。先行研究において山本条太氏や山崎公士氏も指摘していたとおり<sup>453</sup>、これまでのテロ防止関連諸条約は、航空機を対象とする犯罪行為や、外交官など国際的に保護される者に対する犯罪行為に限定されていたが、本条約の成立により、広く民間人を対象とする人質行為が犯罪とされることとなったのである。続く第2条においては、各締約国に対し、第1条に規定する犯罪行為についてその重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすることを義務づけている。

さらに、第5条において締約国の裁判管轄権について、また、第8条において容疑者所在国による訴追について以下のように規定する。

## 第5条

1 締約国は、次の場合において第1条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 犯罪が自国の国民によって行われる場合及び自国が適当と認めるときは犯罪が自国の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合

(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

(d) 自国が適当と認めるときは、犯罪が自国の国民を人質として行われる場合

2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において第1条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

## 第8条

1 容疑者が領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、犯罪

---

<sup>453</sup> 前掲注 434。

が自国の領域内で行なわれたものであるかないかを問わず、いかなる例外もなしに、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

第5条はまず第1項において、犯罪に対する直接利害関係国として、犯罪行為地国または船舶・航空機登録国（a号）、容疑者国籍国および容疑者たる無国籍者の居住国（b号）、被強要国（c号）、被害者国籍国（d号）の裁判管轄権を規定しており、これらは管轄権行使に関する諸原則のうち、順に、属地主義、旗国主義、積極的属人主義、保護主義、消極的属人主義に基づくものである。このうち、犯罪行為地国、船舶・航空機登録国、容疑者国籍国、被強要国に対しては裁判管轄権の設定を義務づけているのに対し、容疑者たる無国籍者の居住国および被害者国籍国に対しては、「自国が適当と認めるときは」という条件が付されており、すなわち裁判管轄権を設定するか否かは任意であり、当該国が裁量を有している。なお、b号に規定された、容疑者たる無国籍者の居住国の管轄権は、国籍の連関が存在しない場合に、締約国が容疑者との実質的連関を根拠に管轄権を設定する裁量を認めるものである<sup>454</sup>。

続く第5条第2項では容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡さない場合において裁判管轄権を設定することを義務づけており、こうした二元的構造に基づく裁判管轄権は、航空犯罪に関するハーグ、モントリオール両条約、および国家代表等に対する犯罪防止処罰条約における裁判管轄権の設定方式をそのまま引き継ぐものと言える。さらに第8条において容疑者所在国に対し、容疑者を引き渡さない場合にはいかなる例外もなしに、訴追のために自国の権限ある当局に事件を付託する義務を課しており、これもこれまでに作成されたテロリズム防止関連諸条約における「引き渡すか訴追するか」という原則に則った訴追規定を基本的にそのまま引き継ぐものである。

## 第5節 直接利害関係国（被害者国籍国、被強要国）の裁判管轄権規定の起草過程

---

<sup>454</sup> 山本、前掲注151、55頁注3。Shubberは、この新たな裁判管轄権の基礎を設定するために、無国籍者を自国民に同化させていると指摘する。Shubber, *supra* note 431, p.222.

本節では、条約草案について議論した計 3 回に及ぶアドホック委員会(1977 年、1978 年、1979 年)の報告書と、国連総会第 31～34 会期(1976～1979 年)における総会第六委員会の議事録といった一次資料に基づき、本条約の裁判管轄権規定の起草過程について検証する。

## 第 1 項 西独草案における裁判管轄権規定

アドホック委員会第 1 会期に先立ち西独により提出された条約草案(以下、西独草案)は、第 5 条において締約国の裁判管轄権について以下のように規定していた<sup>455</sup>。

### 西独草案 第 5 条

- 1 締約国は、次の場合において第 1 条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
  - (a) 犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
  - (b) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国又は自国が加盟国である国際機関に対して強要する目的で行われる場合
  - (c) 犯罪が自国の国民によつて行われる場合
- 2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が 1 のいずれの締約国に対しても第 8 条の規定にしたがって当該容疑者の引渡しを行わない場合において第 1 条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。
- 3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

上記のとおり、締約国の裁判管轄権について規定する西独草案第 5 条は、第 1 項において、犯罪行為に対する直接利害関係国として、犯罪行為地国または船舶・航空機の登録国(a 号)、被強要国または強要の対象とされた国際機関の加盟国(b 号)、容疑者国籍国(c 号)に対し、裁判管轄権を設定する義務を課している。続いて西独草案第 5 条第 2 項は、容疑者所在国に対し、第 1 項に規定されたいずれの締約国に対しても容疑者の引渡しを行わない場合において、裁判管轄権を設定する義務を課している。さらに同条第 3 項は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除しないことを規定

---

<sup>455</sup> UN Doc. A/AC.188/L.3, in *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.107.

する。

この西独草案第 5 条第 1 項の規定に対し、アドホック委員会第 1 会期（1977 年 8 月）においてフランスおよびオランダから修正案が提出された。これらはそれぞれ、本条約において新たに規定された被害者国籍国の裁判管轄権および強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権に関するものである。またアドホック委員会第 1 会期において、西独草案第 5 条第 2 項の容疑者所在国の裁判管轄権規定に対して、オランダから修正案が提出されている。以下本節では、西独草案第 5 条第 1 項に規定された直接利害関係国の裁判管轄権に関する起草過程の議論、具体的には、アドホック委員会および国連総会第六委員会における、フランス修正案およびオランダ修正案に対する各国の見解について検証する。容疑者所在国の裁判管轄権に関する起草過程の議論については、容疑者の訴追について規定する西独草案第 7 条に関する議論と併せ次節において検証する。

なお、現行条約第 5 条第 1 項 b 号に規定された、容疑者たる無国籍者の居住国の裁判管轄権も本条約において新たに規定されたものであるが、これは国連総会第 34 会期第六委員会の作業部会において、当該国家の裁量に委ねられた選択的な裁判管轄権として追加されたものであり、一次資料の記録にはそれ以上の言及はない<sup>456</sup>。

## 第 2 項 フランス修正案－被害者国籍国の裁判管轄権

### (1) フランス修正案の概要

フランスによる修正案（以下、フランス修正案）は、直接利害関係国の裁判管轄権について規定する西独草案第 5 条第 1 項に、d 号として、「犯罪被害者、すなわち人質が自国の国民である場合」という文言を挿入すること、つまり、消極的属人主義に基づく裁判管轄権を追加することを提案するものである<sup>457</sup>。被害者国籍国の裁判管轄権を追加することを提案したフランスは、本修正案を提出した意図として、西独草案は、締約国が裁判管轄権を設定すべき場合として、当該犯罪の犠牲者が自国民である場合

---

<sup>456</sup> *Official Records of the General Assembly, Thirty-Fourth Session, Sixth Committee, Legal Questions, United Nations, 1979* (以下 *Official Records of the General Assembly, 34th Session, Sixth Committee*), A/C.6/34/SR.53, p.8, para.23; Lambert, *supra* note 352, p.149.

<sup>457</sup> UN Doc. A/AC.188/L.13, Working paper submitted by France concerning the working paper submitted by the Federal Republic of Germany, in *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.113.



について規定していないと指摘した上で、自国民が人質行為の直接的な被害者である場合に当該国家が裁判管轄権を設定しないのはおかしいと主張する。さらに、被害者との国籍的なつながりを根拠とする消極的属人主義に基づく管轄権を追加することにより、フランス修正案は間隙を埋めることを可能にするとも指摘している<sup>458</sup>。このフランス修正案は主にアドホック委員会第2会期（1978年2月）における第二作業部会において審議されたが、各国の見解はこれに反対するものとこれを支持するものに二分される。

## （2）フランス修正案に反対する立場

起草過程の議論において比較的多数を占めていたのは、被害者国籍国の裁判管轄権を新たに設定するというフランス修正案に反対する立場である。そうした立場としてオランダは、第一次的な義務的管轄権を有する国家の数を制限すべきとして、そうした国は、犯罪行為地国、容疑者国籍国、被強要国に限られるべきであると主張する。オランダによれば、第一次的な義務的管轄権をより多くの国家に拡張すると、条約により設定された履行システムを弱めることとなり、仮にフランス修正案にあるように、被害者国籍国に第一次管轄権が付与されれば、異なる国籍を有する被害者が複数いる場合には、いかなる国家が当該犯罪に対し裁判管轄権を有するかを決定するのが非常に困難となる<sup>459</sup>。同様の見解としてイギリスは、多くの国家が裁判管轄権を設定する義務を負うことになるとして、フランス修正案の受容は困難であると指摘する<sup>460</sup>。

これに対しアメリカは、すべての国家が必ずしも消極的属人主義を受容していないことを理由として、フランス修正案に対してオランダおよびイギリス代表により表明された見解を共有するとしている。さらに、すべての国家が同意することが望ましい条約においてこうした規定を導入することに躊躇するとした上で、「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない」という、各国の国内法に基づく裁判管轄権の行使を妨げないことを趣旨とする西独草案第5条第3項によりフランス修正案の関心は満たされるとも指摘する。アメリカによれば、西独草案第5条

---

<sup>458</sup> General Assembly Official Records: Thirty-Third Session Supplement No.39 (A/33/39), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, 1978 (以下 *Second Report of the Ad Hoc Committee*), p.41, para.15.

<sup>459</sup> *Ibid.*, p.39, para.6.

<sup>460</sup> *Ibid.*, p.40, para.11.

第3項は、フランス修正案が提示するものと同じ状況、すなわち被害者が自国民である場合において裁判管轄権の行使を許容するものであり、且つ他国に対し消極的属人主義に基づく裁判管轄権を受容することを強要はしないのである<sup>461</sup>。同様の見解としてスウェーデンは、フランス修正案と西独草案第5条第3項は同じ目的を満たすため、フランス修正案は不要であるとし、イランもまた、アメリカ代表と同じ理由でフランス修正案を支持できないとする<sup>462</sup>。さらにソ連（当時）は、フランス修正案を興味深いものであるとしつつ、アメリカ代表が指摘するように、国際法や諸国家の国内法を念頭に置き、この種の規定により生じるあらゆる困難を考慮することが必要であるため、本条約ではハーグ、モンリオール条約に規定された方式に従うのが良いと指摘する<sup>463</sup>。またチリは、フランス修正案について明示的には言及していないものの、裁判管轄権を有する国家は、犯罪行為地国、航空機・船舶登録国、被強要国、容疑者所在国に限られるべきであるとしていることから、消極的属人主義に基づく裁判管轄権の設定についても否定的であると言える<sup>464</sup>。

### (3) フランス修正案を支持する立場

これまでの先行研究においては特段触れられていないものの、起草過程に関する一次資料の検討から、フランス修正案を支持する立場も存在したことが明らかとなる。議論の叩き台となる条約草案を提示した西独は、犯罪行為や、その容疑者・被害者と何らの直接的な関係も有さない国家による補完的管轄権を規定する西独草案第5条第2項、すなわち容疑者所在国の裁判管轄権に依拠しすぎることは望ましくないとして、西独草案第5条第1項のもとで第一次管轄権を設定することを求められる国家の数を減らすというオランダ、イギリスの考えは支持できないと述べる。そのうえで、自国民が人質とされた場合に裁判管轄権を設定することは自国（西独）の裁判所においては問題ないとして、第一次管轄権を有する直接利害関係国として被害者国籍国を追加するというフランス修正案を明確に支持している<sup>465</sup>。

また日本は、各締約国が、自国に影響する場合について適切に対処することが可能

---

<sup>461</sup> *Ibid.*, p.43, para.24.

<sup>462</sup> スウェーデン *Ibid.*, p.43, para.27; イラン *Ibid.*, p.43, para.26.

<sup>463</sup> *Ibid.*, p.44, para.29.

<sup>464</sup> *Ibid.*, p.41, para.14.

<sup>465</sup> *Ibid.*, p.42, para.20.

となるという理由から、被強要国の裁判管轄権とフランスが提案する被害者国籍国の裁判管轄権は望ましいと述べている<sup>466</sup>。さらに日本は、容疑者の逃亡を阻止することと、国家の管轄権の過度な拡張を避けることの双方が必要であるとしつつ、フランス修正案に対する支持を表明している<sup>467</sup>。また、明示的にフランス修正案に対する見解を表明しているわけではないものの、アルジェリアは西独草案第 5 条の裁判管轄権規定について、第一次管轄権として犯罪行為地国に対し裁判管轄権を設定する義務を課し、さらに行為地国との協力のもとで、補完的管轄権として容疑者国籍国および被害者国籍国、被強要国に対し裁判管轄権を設定する義務を課すべきであると述べていることから、消極的属人主義に基づく裁判管轄権を容認していると言える<sup>468</sup>。同様にナイジェリアもフランス修正案について直接的には触れていないが、犯罪行為地国と、容疑者国籍国又は被害者国籍国がまず裁判管轄権を設定することができると述べていることから、アルジェリアと同じく、消極的属人主義に基づく裁判管轄権を是認していると言える<sup>469</sup>。

上記のような見解の対立を経て、フランス修正案は最終的に、「自国が適当と認めるときは」という条件を付して、アドホック委員会第 3 会期（1979 年 1～2 月）において採択された。すなわち、各締約国は、当該条約第 1 条に規定された犯罪行為に対し、人質が自国民である場合には、自国が適当と認めるならば裁判管轄権を設定する義務を負うこととなったのであり、こうして現行条約第 5 条第 1 項 d 号において、被害者国籍国の裁判管轄権、すなわち消極的属人主義に基づく裁判管轄権が規定されるに至ったのである<sup>470</sup>。なおヨルダンも条約採択時に、いわゆる消極的属人主義に基づく裁判管轄権は普遍的に認められたものではなく、容疑者が多くの国家の管轄権に晒されることになり、さらに、第一次管轄権を有する締約国が義務を果たさなくなるという理由で第 5 条第 1 項 d 号に留保を付している<sup>471</sup>。

---

<sup>466</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.85, para.10.

<sup>467</sup> *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.43, para.25.

<sup>468</sup> *Ibid.*, p.44, para.32.

<sup>469</sup> *Ibid.*, p.45, para.33.

<sup>470</sup> General Assembly Official Records: Thirty-Fourth Session Supplement No.39 (A/34/39) *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, 1979, p.12, para.47; *Official Records of the General Assembly, 34th Session, Sixth Committee, A/C.6/34/SR.4*, p.5, para.20.

<sup>471</sup> *Official Records of the General Assembly, 34th Session, Sixth Committee, A/C.6/34/SR.62*, p.3, para.8.

### 第3項 オランダ修正案—強要対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権

#### (1) オランダ修正案の概要

直接利害関係国の裁判管轄権について規定する西独草案の第5条第1項の規定のうち、同b号は、「犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国又は自国が加盟国である国際機関に対して強要する目的で行われる場合」と規定する。本規定は、何らかの行為を行うこと又は行わないことを強要された締約国のみならず、自国が加盟国である国際機関がそうした強要の対象とされた場合にも、その加盟国たる締約国に対し裁判管轄権を設定する義務を課すものである。このうち被強要国の裁判管轄権を規定することに対しては、起草過程において殆ど異論が出されていない。なおごく僅かではあるが、そもそも被強要国に対し裁判管轄権を規定することに反対する立場としてフランスは、自国や、自国が加盟国である国際機関が強要の対象となった場合に裁判管轄権を設定する義務を課されることは例外的であるとし、白ロシアは、被強要国というだけで締約国は裁判管轄権を設定する権利を有しないと指摘する<sup>472</sup>。

他方で、強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権については、オランダから修正案が提出された（以下、オランダ修正案）<sup>473</sup>。オランダ修正案は、上記の西独草案の第5条第1項b号の規定から、「自国が加盟国である国際機関」という文言を削除することを提案するものである。国際機関の加盟国に関する文言を削除するという本修正案は、強要の対象とされた本条約の締約国に対してのみ裁判管轄権を設定する義務を課す一方で、強要の対象とされた国際機関の加盟国に対しては裁判管轄権を設定しないことを趣旨とするものである。

オランダ代表は本修正案を提出した意図として、もし強要の対象となった国際機関の加盟国であるというだけで第一次管轄権を設定するのに十分な理由となるならば、当該犯罪行為は非常に多くの国家の裁判管轄権の対象となるのであり、それは西独草案第5条の有効性を弱めることになる」と述べる<sup>474</sup>。オランダ修正案もフランス修正案と同じく、主にアドホック委員会第二会期における第二作業部会で審議されたが、以

<sup>472</sup> フランス *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.90, para.12; 白ロシア *Official Records of the General Assembly, 34th Session, Sixth Committee, A/C.6/34/SR.13*, p.19, para.90.

<sup>473</sup> UN Doc. A/AC.188/L.14, Working paper submitted by the Netherlands concerning the working paper submitted by the Federal Republic of Germany, in *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.114.

<sup>474</sup> *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.39, para.6.

下においてこれを支持する立場とこれに反対する立場とに分けて各国見解を整理する。

## (2) オランダ修正案を支持する立場

強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除することを提案するオランダ修正案を支持した国家は非常に多い。例えばイギリスは、もし国連自身が強要の対象となった場合には、本規定はすべての国連加盟国に、当該犯罪に対する裁判管轄権を設定することを義務づけることとなり、これはあまりに行き過ぎであると指摘する<sup>475</sup>。また、強要の対象とされた国際機関の加盟国に対し裁判管轄権が設定された場合には、容疑者所在国は、容疑者の引渡しを求めるいかなる国連加盟国に対しても引渡しを許容する義務を負うこととなるのであり、当該規定は普遍的管轄権を生じさせ、国際社会は本問題について十分に検討する必要があるとの理由から、イギリスは同規定を削除するオランダ修正案を支持するとしている<sup>476</sup>。ただしイギリスは、多くの国家が国際機関や国際会議に言及することを望むのであれば、妥協案として、国際機関の本部のある国家又は国際会議が開催された国家のみに本規定が適用されることを提案するとも述べている<sup>477</sup>。

メキシコはイギリスと同じく、普遍的管轄権の導入と、裁判管轄権を有する国家の拡大に対する懸念からオランダ修正案を支持している。メキシコは、すべての国際機関は少なからず普遍的なものであるとして、本規定は当該犯罪に対し普遍的管轄権を設定すべきことを提案するものであると指摘する。その上で、そうした裁判管轄権は戦時においては受け入れられるものの、平時において共通犯罪が普遍的管轄権に服すると規定することは行き過ぎのように思われるとも述べる<sup>478</sup>。また、もし本規定が採択されれば、事実上すべての国家が、たとえば国連に対する強要などを含むあらゆる犯罪に対する裁判管轄権を有することとなるのであり、こうした全く新しい事例の刑法に対する含意を十分に検討すべきであると主張する<sup>479</sup>。さらにメキシコは、もし国際機関のすべての加盟国が当該犯罪に対して裁判管轄権を有するならば、容疑者を逮捕した国家は引渡請求の洪水に見舞われるのであり、どの国家による引渡請求が正当

---

<sup>475</sup> *Ibid.*, p.40, para.9.

<sup>476</sup> *Ibid.*; *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.88, para.5.

<sup>477</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.88, para.5; *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.40, para.9.

<sup>478</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.78, para.26.

<sup>479</sup> *Ibid.*

化されるかを決定するのが困難になると指摘した上で、単に国際機関の加盟国であるという事実のみでは、その国家に裁判管轄権を付与するのに十分とはいえないと述べている<sup>480</sup>。

このほかにもオランダ修正案を支持する見解は多く見出される。たとえば日本は、本規定はあまりに範囲が広すぎ、裁判管轄権の過度な拡張は避けるべきとの考えから、これを支持するとともに、西独草案第5条第1項a号およびc号に規定されているように、犯罪行為地国と容疑者国籍国に対し裁判管轄権を付与すれば十分であると述べたうえで、先述の被害者国籍国の裁判管轄権を追加するフランス修正案に賛成の旨を表明している<sup>481</sup>。チュニジアは、1つの犯罪が多くの子国の裁判管轄権に晒されることを避けるために<sup>482</sup>、またナイジェリアは、人質行為の際にとるべき政策については国際機関の加盟国は独自に決定することができるとの理由から<sup>483</sup>、いずれもオランダ修正案を支持している。他にもイラン、スウェーデンなどがこれに支持を表明している<sup>484</sup>。またチリは、裁判管轄権を有すべき国家として、犯罪行為地国、航空機・船舶登録国、被強要国、容疑者所在国のみを挙げる立場から、仮に国際機関に対して強要がなされた場合には、犯罪行為地国または容疑者所在国の裁判所が裁判管轄権を有すべきとの見解を述べている<sup>485</sup>。

### (3) オランダ修正案に反対する立場

これに対し、強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除するというオランダ修正案に反対する国家が全くなかったというわけではなく、例えばアメリカは、第一次管轄権の基礎を拡大しても必ずしも国家の責任は減ぜられないとして、本規定を西独草案のままとすべきと主張する<sup>486</sup>。さらに、本規定は範囲が広く国際法における前進的な進歩であり、国際公務員は人質とされる圧力から解放されるべきであるから、すべての国連加盟国がこれを支持することを望むとも述べている<sup>487</sup>。またカ

---

<sup>480</sup> *Ibid.*, p.88, para.6.

<sup>481</sup> *Ibid.*, pp.84-85, para.9; *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.43, para.25.

<sup>482</sup> *Official Record of the General Assembly, Thirty-Third Session, Sixth Committee, Legal Questions*, United Nations, New York, 1978, A/C.6/33/SR.50, p.9, para.40.

<sup>483</sup> *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.45, para.33.

<sup>484</sup> イラン *Ibid.*, p.43, para.26; スウェーデン *Ibid.*, p.43, para.27.

<sup>485</sup> *Ibid.*, p.41, para.14.

<sup>486</sup> *Ibid.*, p.42, para.23.

<sup>487</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.84, para.8.

ナダは、他の国々が管轄権行使を望まないならば、できる限り多くの国家、特に直接的に影響を受けていない国家が裁判管轄権を設定できるようにすべきであるとして、国際機関への言及を削除するというオランダ修正案には同意できないとする<sup>488</sup>。さらにユーゴスラヴィアは、例えばテロ組織などの容疑者が国際機関に対し何かを強要することによって、ある国家を脅迫するような場合には、西独草案第 5 条第 1 項 b 号は大いに安全を供し得るのであり、こうした理由から本規定は維持されるべきと主張する<sup>489</sup>。また草案を作成した西独は、オランダ修正案について十分に検討すべきとしつつ、国際機関に対して向けられた重大な犯罪があらゆる場所において訴追されることに問題は無いのみならず、様々な国家からの引渡請求に関連して特に問題は生じないと指摘する<sup>490</sup>。

このように、強要の対象とされた国際機関の加盟国に対し裁判管轄権を設定することの是非に対しては、上記のような意見の対立があったものの、当初オランダ修正案に反対していた国々がこれに同調するところとなり、最終的には強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除するというオランダ修正案が採択されることとなった<sup>491</sup>。すなわち、西独草案第 5 条第 1 項 b 号から国際機関に関する文言が削除され、国際機関が強要対象となった場合にその加盟国に対し裁判管轄権が規定されるということは実現をみななかったのである。また、それとともに、西独草案第 5 条第 1 項 b 号と、容疑者国籍国の裁判管轄権を規定する同 c 号の順序が入れ替えられ、被強要国のみ裁判管轄権を規定する条文として、現行条約第 5 条第 1 項 c 号が成立に至ったのである。

## 第 6 節 訴追規定の起草過程

アドホック委員会の第 1 会期（1977 年 8 月）において、容疑者所在国による訴追について規定する西独草案第 7 条第 1 項に対し、オランダから修正案が提出された。西独草案第 7 条第 1 項は容疑者所在国による訴追について以下のように規定する。

---

<sup>488</sup> *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.44, para.30.

<sup>489</sup> *Ibid.*, p.45, para.34.

<sup>490</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.93, para.7.

<sup>491</sup> *Second Report of the Ad hoc Committee*, p.10, para.39; *Official Records of the General Assembly, 34th Session, Sixth Committee, A/C.6/34/SR.53*, p.8, para.23.

## 西独草案 第7条

1 容疑者が領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、犯罪が自国の領域内で行われたものであるかないかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の深刻な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

本規定は、人質行為防止条約以前に作成されたハーグ条約第7条、モンリオール条約第7条、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約第7条と同様に、容疑者所在国に対し、自国領域内にいる容疑者を引き渡さない場合には、容疑者を訴追のため自国の権限のある当局に付託するという義務を課すものである。すなわちテロリズム防止関連諸条約においてもっとも重要な規定の一つである「引き渡すか訴追するか」という処罰原則をそのまま引き継ぐものであるといえる。

オランダによる修正案は、西独草案の第7条第1項における「当該容疑者を引き渡さない場合には」という文言の前に、「第5条第1項で規定された締約国のいずれかから引渡しの請求を受けて」という文言を挿入することを提案するものである<sup>492</sup>。オランダはさらに、もし西独草案第7条第1項がこのように修正された場合には、統一性の観点からとして、容疑者所在国の裁判管轄権について規定する西独草案第5条第2項の「締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第8条の規定にしたがって当該容疑者の引渡しを行わない場合において第1条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。」という規定に関して、「自国が1のいずれの締約国に対しても」という文言のあとに、「これらの締約国のいずれかから引渡しの請求を受けた後に」という文言を追加することも併せて提案している<sup>493</sup>。なお、本論文第3章第6節第2項および第7節で述べたとおり、オランダは、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草過程においても、同趣旨の修正案を提出しているが、その際は十分な議論がなされた形跡がないまま提案が不採択となっている。

<sup>492</sup> UN Doc. A/AC.188/L.14, in *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.114; *Ibid.*, p.89, para.88; *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.47, para.46.

<sup>493</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.89, paras.8-9.



このオランダ修正案は、容疑者所在国に対する訴追義務の前提として、直接利害関係国による容疑者の引渡請求が必要であることを趣旨とするものである。したがって、もし本修正案のように条文を修正すれば、西独草案第 5 条第 1 項に規定された第一次裁判管轄権を有する直接利害関係国による容疑者の引渡請求が無い場合には、容疑者所在国の訴追義務は発生せず、引渡請求を受けとり、それを拒否した場合にのみ容疑者所在国は容疑者を訴追する義務を負うこととなる<sup>494</sup>。さらにオランダは、本修正案を提案した趣旨として、容疑者を訴追する第一次的な責任は、当該犯罪に最も深くかかわる国家に存するのであり、西独草案第 7 条のもとでは、仮に犯罪行為地国が容疑者の引渡しを要請しない場合でも、容疑者所在国は容疑者を訴追する義務を負うこととなるのであり、それこそまさに避けたい事態であると主張する<sup>495</sup>。犯罪行為が行われた国家を含む他国が訴追を望んでいないにもかかわらず、容疑者が自国内に在る国家に対し訴追義務を課するのは非合理的であり<sup>496</sup>、容疑者に「逃げ場を与えない」という既存の条約が採用しているアプローチは、犯罪行為地国が訴追の責任を、たまたま容疑者が自国内に在るといふ以外には犯罪に何らの関わりのない国家に押し付けることを許容するという欠点を有するのである<sup>497</sup>。

フランスは上記のようなオランダ修正案と同趣旨の修正案を提出しており、オランダ代表が指摘するとおり、直接利害関係国による容疑者の引渡し請求を受けない限り、容疑者の引渡しをしない国家は訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を課されないと主張する<sup>498</sup>。

こうしたオランダおよびフランスによる修正案に対し、アドホック委員会における議論の大勢はこれに反対するものであった。たとえばアメリカは、容疑者所在国に対する訴追義務が直接利害関係国による容疑者の引渡し請求の提出を要件とすることには同意できないとして、これはハーグ、モントリオール両条約から後退するものであると指摘する。さらに、条約の主たる目的は、当該行為の再発防止と、容疑者の処罰を確保することであるとして、既存の 3 条約（ハーグ条約、モントリオール条約、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約一筆者加筆）で採用された「容疑者に逃げ場を与

---

<sup>494</sup> *Ibid.*, p.89, para.8; *Second Report of the Ad hoc Committee*, p.47. para.46.

<sup>495</sup> *Ibid.*

<sup>496</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.89, para.8.

<sup>497</sup> *Ibid.*, pp.90-91, para.18.

<sup>498</sup> UN Doc. A/AC.188/L.13, in *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.113; *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.47, para.47.

えない」というアプローチが望ましく、西独草案第 7 条はそのまの文言で維持されるべきだと主張する<sup>499</sup>。

このように、オランダ修正案によって提案された変更を取り入れるのではなく、先の 3 つの条約における訴追規定と同様のものにすべきという見解は、アメリカの他に、日本、メキシコなどによる主張にも見出される<sup>500</sup>。また、オランダ修正案に対し理解を示しつつも、それには同意できず、西独草案第 7 条の規定のままとするのがよいとする立場として、西独や、イギリスの見解がある。このうち西独は、明確に関係を有する他国が容疑者の引渡し請求を控えながら、容疑者がたまたま自国領域内で発見されたという事実以外に当該行為と何らの関係も有さない国家に対し訴追義務を課すことは公平ではないということには同意するとしつつ、裁判管轄権を有する国家の数を減らすことよりもむしろ増やす方が望ましいと主張する<sup>501</sup>。同様にイギリスは、容疑者の訴追に最も直接的に関係するのは第一次管轄権を有する国家であり、犯罪行為に関係のない国家に容疑者を訴追する義務を課すのは負担になるとして、オランダおよびフランスによる修正案の背景にある理由は理解できるとしつつ、アメリカによる見解と同じく、先に作成された 3 条約の構造に従うのが望ましいとする<sup>502</sup>。

他方でオランダ修正案を支持する立場は少数であり、これに異論はないと明確に述べているのはポーランドのみである<sup>503</sup>。またスウェーデンは、オランダ修正案に同調するとともに、それに対する反対意見の理由も理解できると述べている<sup>504</sup>。

上記のように、アドホック委員会第 1 会期および第 2 会期において、西独草案第 7 条に対するオランダおよびフランスからの修正案をめぐり各国から意見が出されたものの、本件に関しオランダ代表とフランス代表は自国の提案について固執しなかったため<sup>505</sup>、結局これらの修正案は採用されず、西独草案第 7 条が現行条約第 8 条として

---

<sup>499</sup> *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.89. para.10; *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.47, para.48.

<sup>500</sup> 日本は、容疑者がどこに行こうとも裁判にかけることを確保する必要から、草案第 7 条の条文が適当であるとする。 *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.51, para.19. メキシコはアメリカ代表の意見に全く同意すると述べる。 *First Report of the Ad Hoc Committee*, p.90, para.11.

<sup>501</sup> *Second Report of the Ad Hoc Committee*, p.49, para.5.

<sup>502</sup> *Ibid.*, p.47, para.50; *Ibid.*, p.48, para.51.

<sup>503</sup> *Ibid.*, p.49, para.3.

<sup>504</sup> *Ibid.*, p.50, para.12.

<sup>505</sup> *Official Records of the General Assembly, 34th Session, Sixth Committee, A/C.6/34/SR.13*, para.41; Lambert, *supra* note 352, p.197.

採択されることとなった。なお、西独草案において第 7 条として規定されていた容疑者所在国の訴追規定が現行条約において第 8 条として規定されたのは、現行条約第 7 条として、容疑者を訴追した締約国が、自国の法令に従い、訴訟手続の確定的な結果を国連事務総長に通報し、同事務総長が当該情報を他の関係国および関係する政府間国際機関に伝達する旨を規定する条文が挿入されたためである<sup>506</sup>。

上記の議論のもと、結局オランダ修正案、フランス修正案が採択されなかったことから、容疑者所在国による訴追義務は、直接利害関係国からの容疑者の引渡請求の有無に依存しないことが改めて確認される。換言すれば、犯罪行為に対し直接的な利害関係を有する締約国の裁判管轄権、すなわち第一次管轄権を規定する西独草案第 5 条第 1 項と、容疑者所在国の裁判管轄権、すなわち第二次管轄権について規定する同条第 2 項は、それぞれ独立して存在するのである。

## 第 7 節 まとめ

人質行為防止条約における被害者国籍国および被強要国の裁判管轄権の起草過程を検証した結果、以下のことが明らかとなる。

西独草案が当初規定していた裁判管轄権をさらに拡張することを意図したものが、消極的属人主義に基づく被害者国籍国の裁判管轄権を新たに規定することを提案するフランス修正案である。起草過程ではフランス修正案に対して 2 つの立場から反対意見が提示された。すなわち、当該犯罪に対し裁判管轄権を有する国家の拡大を懸念する第一の立場と、そもそも各国において十分に受容されていない消極的属人主義に基づく管轄権の導入に異議を呈する第二の立場である。

このうち第一の立場としては、人質行為の発生において異なる国籍を有する複数の被害者がいる場合に、多くの国家が裁判管轄権を設定する義務を負うことを懸念し、裁判管轄権を有する国家のこれ以上の拡大は却って条約の履行を弱めると捉えるオランダ等の見解が該当する。これに対し、フランス修正案を支持する立場として、容疑者が自国領域内に「所在する」という実質的連関以外に犯罪行為と何らの繋がりも有

---

<sup>506</sup> 人質行為防止条約第 7 条は以下のように規定する。「容疑者を訴追した締約国は、自国の法令に従い、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報を他の関係国及び関係する政府間国際機関に伝達する。」

さない容疑者所在国の裁判管轄権（西独草案第 5 条第 2 項）に依拠するよりは、犯罪との直接的な利害関係に基づき、西独草案第 5 条第 1 項のもとで第一次管轄権を有する国家を増やすべきとする西独の見解が対立する構図となっているといえる。

他方で、第二の立場からフランス修正案に反対するアメリカは、各国が国内法に従い刑事管轄権を行使することを許容する西独草案第 5 条第 3 項の規定により被害者国籍国の管轄権はカバーされるとして、被害者国籍国の裁判管轄権を明示せず西独草案第 5 条第 3 項に含ましめることを提案した。こうした 2 つの立場に基づく反対意見の存在を背景に、最終的に現行条約において規定された消極的属人主義に基づく被害者国籍国の裁判管轄権は、まさにフランス修正案に対する各国の見解の妥協ないし折衷の上に成立したものと言える。つまり、直接利害関係国の裁判管轄権について規定する第 5 条第 1 項において、被害者国籍国の裁判管轄権を新たに明示的に規定した点には、フランス修正案を支持する立場、すなわち第一次管轄権を有する国家を拡大しようとする西独等の見解が取り入れられている。他方で、第 5 条第 1 項に規定された他の義務的管轄権と異なり、被害者国籍国の裁判管轄権を許容的な性質のものとし、その設定に関しては各締約国が裁量を有するとした点には、フランス修正案に反対する国々の立場のうち特に、各締約国にその受容を強要しないとして、許容的な性質を有する第 3 項の規定に被害者国籍国の裁判管轄権を含ませようとしたアメリカの発想が反映されていると言える。

対して、フランス修正案とは逆に、西独草案が当初規定していた裁判管轄権の範囲を狭めることを意図したものが、自国が加盟国である国際機関が強要の対象とされた場合に、その加盟国たる締約国すべてに対して裁判管轄権の設定を義務づける規定を削除することを提案するオランダ修正案である。このオランダ修正案を支持する立場、すなわち裁判管轄権の拡大に反対する立場も、以下の 2 つの見解に基づいている。このうち第一の見解は、第一次管轄権を有する国家の範囲が広がり、管轄権が過度に拡張されることを懸念するものであり、先のフランス修正案に対する第一の反対意見と基本的立場を同じくする。他方で第二の見解は、特に国際社会におけるほとんどの国家が加盟する国連を念頭に、国際機関が強要の対象とされた場合にその加盟国たる締約国すべてに対し、裁判管轄権の設定を義務づけることとなる本規定を「普遍的管轄権」を設定するものと捉える。そのうえで、普遍的管轄権が国際社会において依然として十分に検討されていないという点から、強要の対象とされた国際機関の加盟国の

裁判管轄権を削除することを提案するオランダ修正案を支持する立場である。つまり、フランス修正案に反対する第一の立場と、オランダ修正案を支持する第一の立場はいずれも、第一次管轄権を有する直接利害関係国の拡張に対する懸念をその背景とする点で共通しており、他方で、フランス修正案に反対する第二の立場とオランダ修正案を支持する第二の立場は、それぞれ消極的属人主義に基づく裁判管轄権と普遍的管轄権を導入すること自体への懸念から導かれるものと言える。

これらを念頭に、最終的に採択された現行条約の裁判管轄権規定において、許容的性質であるものの消極的属人主義に基づく被害者国籍国の裁判管轄権が、直接利害関係国の裁判管轄権を規定する第5条第1項において新たに明示的に規定されたこと、つまり西独草案の裁判管轄権規定をさらに拡張しようとするフランス修正案が採択されると同時に、当初西独草案において規定されていた強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権が削除され被強要国の裁判管轄権のみが規定されたこと、すなわち西独草案の裁判管轄権規定の範囲を縮小しようとするオランダ修正案が採択されたことは、一見相矛盾するように思われるが、これらは以下のように理解することができる。第一に、条約の起草過程に携わった各国は、当該犯罪の容疑者に逃げ場を与えず、その不処罰を防ごうとする基本的立場では一致していた。つまり、従来テロリズム防止関連諸条約に規定された裁判管轄権では必ずしも十分ではなく、その隙間を埋め容疑者処罰のための効果的なシステムを構築するためには、第一次管轄権を有する直接利害関係国の範囲を一層拡大することが必要であるとして、たとえ許容的な規定になろうとも、消極的属人主義に基づく被害者国籍国の裁判管轄権を明示的に規定することにより、現実的に管轄権を行使する可能性がある国家に対し裁判管轄権行使を認めることが有効であると認識していたと言える。

他方で、第一次管轄権を有する直接利害関係国を国連等の国際機関の加盟国たる締約国にまで拡大することについては、容疑者所在国に対しあまりに多くの国家から引渡請求が寄せられるかもしれないという現実的な懸念から、多くの国家はこれを「行き過ぎ」と捉えていた。同時に、そもそも普遍的管轄権へと繋がる可能性のある裁判管轄権を第一次管轄権として規定するほどには普遍的管轄権に対する諸国の認識が成熟しておらず、さらに強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除すべきというオランダ修正案の採択は、人質行為が第一次管轄権として普遍的管轄権を設定する必要があるほどの重大な犯罪とは認識されていなかったことの証左で

あるとも言える。また、国連が国際社会における普遍的な国際機関であることに鑑みると、強要の対象とされた国際機関の加盟国に対し裁判管轄権を設定することは、すべての締約国が容疑者所在国に対し容疑者の引渡しを請求する権限を有する絶対的普遍的管轄権を設定することとほぼ同義となり、テロリズム防止関連諸条約において絶対的普遍的管轄権を設定するほどに裁判管轄権を拡張することは、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草過程に引き続き、改めて否定されたのである。

なお、容疑者所在国の裁判管轄権および「引き渡すか訴追するか」という容疑者所在国の訴追規定に関しては、人質行為防止条約の起草過程において、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草過程の際に提出されたものと同趣旨の修正案が再びオランダから提出されている。本論文第2章第5節において、容疑者所在国の裁判管轄権の根拠として、まず、これを普遍主義の文脈で捉える見解と代理主義的な観点から捉えるものに学説上の見解が大きく二分されることを確認したが、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約および人質行為防止条約のいずれの起草過程においても、容疑者所在国による容疑者の訴追に際して直接利害関係国からの引渡し請求の存在を要件とするという趣旨のオランダ修正案が否決されていることから、容疑者所在国による訴追は引渡し請求の有無に依存するものではないことが改めて確認される。換言すれば、容疑者所在国は、引渡し請求の有無や拒否理由などに左右されることなく、「容疑者の引渡しが行われなければ」という事実のみを以て裁判管轄権を行使する義務を課せられているのであり、これらの点から、容疑者所在国の裁判管轄権は、容疑者引渡しの実行不能性に依存する代理主義に基づくものではないということがここで改めて明確になるのである。

上記のように、人質行為防止条約において強要の対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を設定することは実現をみななかったものの、本条約において、従来から各国の国内法上も学説上も非常に議論の多かった犯罪被害者との国籍的連関を根拠とする消極的属人主義に基づく管轄権が規定されたことにより、犯罪行為との直接的な連関に基づく管轄権行使に関する諸原則、すなわち属地主義に基づく管轄権、積極的属人主義に基づく管轄権、消極的属人主義に基づく管轄権、保護主義に基づく管轄権が、テロリズム防止関連諸条約における直接利害関係国の裁判管轄権としてすべて規定されることとなった。したがって、制限的な普遍的管轄権を規定する容疑者所在国の裁判管轄権と併せ、本条約の成立を以て、ハーグ条約以降順次拡大してきた国際テロリ

ズムの容疑者に対する法的枠組みによる包囲網が一応の完成を見たと捉えることができるのである。

## 終章 結語

### 第1節 テロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の法構造

本論文では、国際テロリズムに対する法的規制のうち、テロリズムに関する国際法上の定義が依然として確立していないことを主たる背景としてこれまでにとられてきたテロリズムの個別分野ごとの対処枠組み、すなわちテロリズムの犯罪類型ごとに多数国間条約（13のテロリズム防止関連諸条約）を作成するという手法について、それら一連の条約における容疑者処罰の法的構造に焦点を当て検証を行った。特に本論文は、一連のテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の方式の基盤とも言える裁判管轄権規定と容疑者の訴追規定に注目し、その成立過程を検証することにより容疑者処罰の構造を明らかにすることを試みた。

本論文で検討対象に取り上げたのは、13のテロリズム防止関連諸条約のうち、その裁判管轄権規定の起草過程において、特に普遍的管轄権の導入をめぐる重要な議論が行われた3つの条約、すなわちハーグ条約（1970年）、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約（1973年）、人質行為防止条約（1979年）である。各条約の裁判管轄権規定に関する検証は下記のように総括される。

本論文第2章において取り上げたハーグ条約は、直接利害関係国と容疑者所在国に分けて裁判管轄権を規定するという二元的な構造を有する管轄権規定を一連のテロリズム防止関連諸条約において初めて設定した条約であり、その後のテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰システムの雛型とも言える非常に重要な条約である。13のテロリズム防止関連諸条約のうち最初に作成された東京条約（1963年）では、航空機登録国に対してのみ裁判管轄権を設定する義務が課されており、ハーグ条約の起草過程においても当初は、特にアメリカから、航空犯罪に対して最も直接的な利害関係を有する航空機登録国による訴追の一元化という処罰方式が提案されていた。航空機登録国による訴追の一元化が効果的な処罰方式であるということは、ハーグ条約の起草に携わった各国代表により認識されていた一方で、これはすなわち一元的に容疑者を航空機登録国に引き渡すことを前提とするものであることから、例えば自国民不引渡しや政治犯不引渡しなどの犯罪人引渡しに関する伝統的な諸原則ゆえに、条約枠組



みにおけるその実現が不可能であることも認識されていたのである。

上記の背景のもと、航空機登録国による訴追の一元化に代替する、且つ容疑者の不処罰を防ぐために有効な処罰システムがハーグ条約の起草過程において模索されたとと言える。起草過程に携わった各国は、容疑者の不処罰を防ぐべく 2 つの側面から、強力で効果的な裁判管轄権を構築することを試みた。このうち第一の側面は、当該犯罪行為に対し直接的な利害関係を有する国家の範囲を航空機登録国以外にも拡大し、それらに裁判管轄権を設定する義務を課すという点である。ハーグ条約においては航空機登録国以外に、航空機着陸国、航空機賃貸借人所在国が直接利害関係国として規定されることとなった。

こうした第一の試みに加え、航空機登録国による一元的な訴追の実現が不可能な状況において、ハイジャック行為の容疑者を漏れなく処罰しなければならないという、容疑者の処罰確保の実現に向けた確固たる意識から、第二の側面からの裁判管轄権の強化が提案された。これがすなわち、直接利害関係国のみならず、容疑者がたまたま自国領域内に所在する容疑者所在国に対し裁判管轄権を設定することを通じた、二元的な構造を有する管轄権規定の構築である。このように自国領域内における容疑者の拘束のみを根拠として容疑者所在国に裁判管轄権を設定し、さらに容疑者所在国が直接利害関係国に対し容疑者を引き渡さない場合には、容疑者所在国に対し事件を当局に付託する義務を課すという「引き渡すか訴追するか」原則がハーグ条約において設定され、これが以後のテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の方式として定式化されることとなった。裁判管轄権規定の起草過程の検証から、直接利害関係国とは別に容疑者所在国に対しても新たに裁判管轄権を設定するという提案は、許容的な性質を有するものも含め各国から提出されたが、その中でも容疑者所在国に対し義務的な裁判管轄権を設定するというスペイン・オーストリア共同提案に対して起草過程に携わった多くの国家が賛同を寄せたことが明らかとなり、こうした点からも容疑者の不処罰の抜け穴を「狭める」のではなく「封じる」ことに各国代表が確固たる決意を有していたと言える。

次に本論文第 3 章では国家代表等に対する犯罪防止処罰条約を取り上げたが、二元的構造に基づく裁判管轄権を有する点でハーグ条約と何ら変わりのない本条約を検討対象とした所以は、起草過程において議論の叩き台とされた ILC による条約草案において、絶対的普遍的管轄権が設定されていたという点に求められる。絶対的普遍的管

轄権とは、直接的利害関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を設定するという二元的構造に基づく管轄権規定ではなく、締約国を一切区別しない一元的な構造を有する管轄権規定により実現されるものであり、国連によって初めて作成されたテロリズム防止関連諸条約である国家代表等に対する犯罪防止処罰条約において、起草当初はこうした一元的な構造に基づく裁判管轄権が規定されていたのである。すなわち、本草案を起草した ILC は、容疑者の処罰を確実なものとするためには、締約国を直接利害関係国と容疑者所在国とに分化させ裁判管轄権を設定するというハーグ条約方式の管轄権規定では不十分であると認識し、容疑者の不処罰を一層徹底すべく、犯罪行為との間の繋がりを一切前提とせずすべての締約国に等しく裁判管轄権を付与するという絶対的普遍的管轄権を設定することを目指したと言える。

起草過程に関する一次資料を検証した結果、ILC が提案した絶対的普遍的管轄権が退けられ、ハーグ条約と同様の二元的構造を有する裁判管轄権が規定された背景には、多くの批准国が得られる条約の作成が優先されたことをはじめとして、複合的な理由が存することが明らかとなった。つまり、そもそもすでに多くの国家により批准されているハーグ条約と同じ構造を有する裁判管轄権を設定すれば、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約も多くの批准国を確保できる可能性が高まることは当然であるが、絶対的普遍的管轄権の設定が退けられた理由は、裁判管轄権規定の構造がハーグ条約と異なるという点のみに求められるのではない。締約国が当該犯罪に対し裁判管轄権を行使するに当たっては、少なくとも容疑者の自国領域内における拘束という繋がりが最低限必要であるとして、当該犯罪との間に一切の繋がりを有さない締約国を含むすべての締約国に対し等しく裁判管轄権の行使を許容すること、すなわち絶対的普遍的管轄権の導入に対する起草者らの躊躇が存在していた。他方で、外交官等に対する犯罪の性質そのものを理由として、つまり当該犯罪が、自国領域内での容疑者の拘束のみを管轄権行使の根拠とする「制限的な」普遍的管轄権が設定されたハイジャック行為と比して、容疑者の逃亡という観点からも国際的な広がりを持たず犯罪行為地内で完結する可能性が高いという点から、それほど重大性も有さないとして、絶対的普遍的管轄権の設定がそもそも不要であると判断する見解も存在していた。以上のような複合的な理由から、ILC 草案が提案した一元的な構造を有する絶対的普遍的管轄権は実現をみななかったが、本条約の起草におけるこうした議論がその後作成されたテロリズム防止関連諸条約の裁判管轄権の規定方式をいわば決定づけたとも言えるの

であり、二元的構造を有するハーグ条約の管轄権規定方式が以後のテロリズム防止関連諸条約において引き継がれていくこととなったのである。

続く本論文第4章では人質行為防止条約を検討対象としたが、上記のとおり、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約において絶対的普遍的管轄権の設定が退けられたことを背景として、それに続く本条約の起草においては、容疑者処罰の確保を一層確固たるものとすべく、裁判管轄権の二元的構造を維持しつつ、直接利害関係国の範囲の更なる拡大が目指されたことは当然の流れとも言える。特に本条約において、直接利害関係国の範囲が被害者国籍国までも拡大されることとなり、これを以て、伝統的に各国の国内法体系において、また学説上も反対意見が多く存在していた、犯罪被害者との国籍的連関を根拠とする消極的属人主義に基づく裁判管轄権が導入されることとなった。他方で、起草過程の検証結果から明らかになったとおり、被害者国籍国に対して裁判管轄権を設定することをめぐっては、これを支持する立場と劣らぬほどにこれに反対する見解も多数存在し、結局は、他の直接利害関係国とは異なり、被害者国籍国の管轄権は許容的な規定として設定されることとなった。

さらに、本条約の裁判管轄権の起草過程において、再び普遍的管轄権に関する議論がなされた点が注目される。本条約において、被害者国籍国とともに新たに直接利害関係国として位置づけられたのが強要の対象となった締約国、すなわち被強要国であるが、起草過程において議論の叩き台とされた西独草案では、被強要国とともに、強要の対象とされた国際機関の加盟国も直接利害関係国として規定されていた。西独草案は、容疑者の処罰を一層確実なものとすることを念頭に、できる限り広範に直接利害関係国を設定すべく、被強要国のみならず、強要の対象とされた国際機関の加盟国に対しても裁判管轄権設定義務を課したと言える。こうした西独草案の規定に対し寄せられた多くの反対意見は、強要の対象とされる国際機関として、国際社会の多くの国家を加盟国とする普遍的国際機関たる国連を想定していた。そのうえで、そのような国際機関の加盟国に対し裁判管轄権を設定することは、実質的にはすべての締約国に対し裁判管轄権を設定することと見做され、それはすなわち普遍的管轄権を設定することとほぼ同義であるとして、西独草案に反対したのである。なお、ここでの普遍的管轄権とは、犯罪行為と一切の直接的な関係を有さない国際機関の加盟国たる締約国すべてに対して、容疑者の所在も特段前提とせず、自国が加盟している国際機関が強要の対象となったという点のみを根拠として付与される管轄権であることから、絶

対的普遍的管轄権と等しいもの、又はこれに準ずるものであるといえる。こうした反対意見を主たる背景として、最終的には強要の対象とされた国際機関の加盟国に関する文言は削除され、被強要国のみに対し義務的な裁判管轄権が設定されることとなった点を鑑みると、条約枠組みにおいて裁判管轄権規定として絶対的普遍的管轄権を導入することへの諸国の強い躊躇がうかがえるのである。

以上の各章の検証から、テロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰システムに関して、以下の3点が明らかとなる。

第一に、各条約の起草過程において、常に起草者らが意識且つ目指していたことは、容疑者の不処罰を阻止するための確固たる処罰体制の構築である。こうした目的を達成するためのもっとも効果的な手段として当初、起草段階において念頭に置かれていたものが、ハーグ条約においては登録国による訴追の一元化であり、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約においては絶対的普遍的管轄権の導入であり、人質行為防止条約においては被強要国のみならず強要対象とされた国際機関の加盟国に対しても裁判管轄権を設定することであった。上記で述べたとおり、これらのいずれも最終的には採択されず、ハーグ条約では直接利害関係国と容疑者所在国とに分かれた二元的構造に基づく裁判管轄権が初めて導入され、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約においてはハーグ条約と同様の構造を有する裁判管轄権が設定され、さらに人質行為防止条約では、強要対象とされた国際機関の加盟国の管轄権は実現をみず、被強要国に対し裁判管轄権が設定されるに留まった。

各起草者らが、容疑者の不処罰を防ぐための体制を構築するという確固たる意思を有しつつも、各々の条約の起草過程において当初念頭に置かれていたもっとも効果的な処罰の方式が最終的には導入されなかった背景には、起草過程における各起草者のもう1つの意図、すなわちより多くの批准国を確保することにより条約体制そのものを効果的なものとするという目的があったといえる。つまり、どれだけ強固な処罰方式を構築しても、それらは条約締約国内という枠組みにおいてのみ履行されるものであり、多くの条約締約国を見込めないならば、そもそもそのような確固たる処罰体制は画餅に過ぎなくなってしまう。これはいわば条約体制によりテロリズムの法的対処を行うという方法が内包する弱点ともいえるが、そうした弱点をできる限り克服すべく、起草者たちは常に、不処罰を防ぐための強固な処罰体制と、各国により受容さ

れ易くより多くの批准国が見込める処罰体制の双方の実現を目指しつつ、各条約において裁判管轄権規定を起草してきたと言える。このうち、後者の実現が困難であるとの判断から、ハーグ条約においては航空機登録国による一元的な訴追方式が、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約においては絶対的普遍的管轄権が、さらに人質行為防止条約においては強要対象とされた国際機関の加盟国に対する裁判管轄権の設定が退けられたのである。それに対して、ハーグ条約において初めて導入された二元的構造に基づく裁判管轄権は、容疑者の処罰を確保するための効果的な管轄権構造であると同時に、多くの国家に受容され得るものとして、それ以降に作成された10のテロリズム防止関連諸条約、さらに国連において現在起草中の包括的テロリズム防止条約においても基本的に引き継がれているのである。

また、犯罪行為との間に直接的な利害関係を何ら有さない容疑者所在国に対し裁判管轄権を設定することにより、二元的構造に基づく裁判管轄権を構築することに対しては各国の賛同が得られたものの、「引き渡すか訴追するか」という原則により示される訴追規定においては、容疑者所在国に対し、当該容疑者を直接利害関係国に引き渡さない場合には、「事件を当局に付託する」義務が課されるに留まり、実際に訴追が行われるかについては各国の裁量に委ねられることとなった。これは、「容疑者の不処罰を防ぐ」ことよりも、できる限り各国に対し容疑者の訴追に関する裁量・権限の余地を残すことにより、「多くの批准国を見込む」ことをより重視した所以であると言えるが、結果としてこの点は、一連のテロリズム防止関連諸条約の処罰体制における最大の弱点として残ることとなったとも言える。

以上から、テロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の構造は、直接利害関係国の範囲を条約の成立ごとに拡大するという方向と、犯罪行為と何らの直接的な利害関係を有さない容疑者所在国に対しても裁判管轄権を設定し、容疑者を引き渡さない場合に事件を当局に付託する義務を課するという2つの方向から、容疑者に対する包囲網を構築するものであるが、こうした体制は、容疑者の処罰の確保と多くの国家による条約体制の受容という2つの側面のバランスの上に成り立つもの、換言すれば、不処罰の確保という目的の実現のために各国が自国の国内法システムとの関係のうえでどこまでの妥協が可能かを示すものであるとも言える。

第二に、本論文の検討対象である3つの条約に関し、その裁判管轄権の起草過程において、常に普遍的管轄権の導入の是非が議論になっていたという点が改めて確認さ

れる。ハーグ条約の起草過程の検証から、スペインとともに容疑者所在国の義務的な裁判管轄権を新たに設定することを提案したオーストリアを初めとする各国が、これを普遍的管轄権に基礎づけられたものであるとの認識を有していたことは明らかである。つまり容疑者の処罰を確保するには、直接利害関係国の範囲の拡大にとどまらず、自国領域内での容疑者の拘束のみを根拠として行使される普遍的管轄権の導入が不可欠であるという起草者らの認識のもと、ハーグ条約において容疑者所在国の裁判管轄権が新たに設定されることとなったのである。他方で、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草過程においては、ハーグ条約において設定された上記のようないわゆる「制限的な」普遍的管轄権にとどまらず、自国領域内における容疑者の拘束という繋がりすら有さない締約国を含め、すべての締約国に等しく裁判管轄権を設定するという絶対的普遍的管轄権の導入が検討されたが、これは起草者たちに受け入れられなかった。また人質行為防止条約においても、絶対的普遍的管轄権と同義のもの、それに準ずるものと見做されることを主たる理由として、強要対象とされた国際機関の加盟国に対する裁判管轄権の設定が拒否されたことはすでに述べたとおりである。以上から、各条約において起草者らは容疑者の処罰を確保し、彼らに「逃げ場」を与えないために、裁判管轄権を有する国家をできる限り多く設定する体制を構築すべく、条約の作成ごとに制限的な普遍的管轄権、絶対的普遍的管轄権、さらにそれに準ずるものの導入を順次試みてきたと言える。

他方で、結果的に条約規定として採択されたのは、すなわち起草者らによって多くの国家により受容され得ると判断されたのは、ハーグ条約において導入された制限的な普遍的管轄権に留まり、結局のところ絶対的普遍的管轄権が設定されるには至らなかった。この点から、先に述べたとおり、容疑者に対する裁判管轄権の行使においては、たとえ自国領域内での容疑者の拘束に過ぎなくとも、少なくとも何らかの「繋がり」が犯罪行為との間に必要であると各国代表が認識していたことが確認される。また、こうした各国による認識は、犯罪行為との直接的な利害関係の存在を根拠とする伝統的な管轄権行使原則から大きく逸脱することへの躊躇や、仮に絶対的普遍的管轄権自体が許容されるものであったとしても、各条約が規制対象とするテロリズム行為は、絶対的普遍的管轄権の設定を要するほどの重大性や国際的な広がりなどを伴うものとは捉えられない、といった複数の要素に基づくものであることが各条約の起草過程の検証から明らかとなった。

第三に、上記の第二の点とも関連するが、本論文において検討対象とした 3 条約の裁判管轄権規定に関し、特に普遍的管轄権の導入をめぐる各条約の起草過程における議論を踏まえ、各条約において実現されようとする利益、すなわち各条約により保護される法的利益の性質について指摘したい<sup>507</sup>。なお国際法における法益概念としては、一国の利益を指すものとして「個別利益」、複数の国家に共通する法益として「共通利益」と呼ばれるものがある。さらに、複数の国家が一層の広がりを持ち一般的になるときや、特に国家の利益を超えた全体的利益であることを示す場合には、「一般利益」、「国際公益」、「国際社会全体の利益」といった語が当てられ、こうした法益は主権国家に帰属するものではないことを含意する<sup>508</sup>。

まず、ハーグ条約では、直接利害関係国のみならず、単に自国領域内における容疑者の所在のみを犯罪行為との繋がりとする容疑者所在国に対しても新たに裁判管轄権を設定する義務を課し、航空機登録国に対してのみ裁判管轄権設定義務を課していた東京条約からの大きな進展がみられた。このハーグ条約にて新たに導入された二元的構造を有する裁判管轄権規定において、航空機登録国や航空機着陸国といった直接利害関係国の裁判管轄権は、明らかに犯罪行為に対し直接的な利害関係を有する国家の「個別的な」利益に基づくものであると言える。

他方で、「民間航空機の航行の安全」という本条約が実現しようとする保護法益は、航空機の不法奪取により直接的な影響を受ける国家のみならず、当該条約のすべての締約国が共通して有する利益であり、そうしたすべての締約国の共通利益を保護するための手段として、容疑者所在国の裁判管轄権が設定されたと言えよう。つまり、犯罪行為と直接的な利害関係を有するごく一部の国家の個別的な法益は、そうした少数の直接利害関係国に対し設定された第一次裁判管轄権を介し当該国家により直接的に確保されるのに対し、すべての締約国に共通する法益は、当該犯罪行為と何らの直接的な利害関係も有さない容疑者所在国に対し裁判管轄権を設定することにより、容疑者所在国による訴追を通しいわば間接的に確保されるという体制が構築されたのである。東京条約における保護法益の性質が、直接利害関係国の個別的な利益に留まっていたのに対し、ハーグ条約ではその保護法益が、一方で直接利害関係国の個別的な利

---

<sup>507</sup> なお以下の議論に関しては、古谷、前掲注 49、「普遍的管轄権の法構造 (1)、(2・完)」；田中、前掲注 55などを参照した。

<sup>508</sup> 酒井他、前掲注 198、6 頁。

益という性質を維持しつつ、他方ではすべての締約国の共通利益として成熟したものとして条約の起草に携わった国々により認識されたと言えよう。さらには、直接利害関係国の裁判管轄権をいわゆる第一次裁判管轄権として明示したうえで、容疑者所在国にも二次的な裁判管轄権を設置するという二元的構造に基づく管轄権規定方式には、条約の起草に携わった国々が、すべての締約国の共通利益よりも、直接利害関係国の個別的な法益の侵害をより一層重大なものと認識していたことが反映されていると言えるのである。

それに対し、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草段階では、ハーグ条約からさらに進んで、直接利害関係国と容疑者所在国に特化することなく、すべての締約国に対し裁判管轄権を設定するという絶対的普遍的管轄権が ILC 草案において導入されていた。このような提案がなされ、結局は採択に至らなかった背景には、当該条約により保護される法益、換言すれば、外交官等への犯罪行為により侵害される法益に対する起草者らの如何なる意識があったのであろうか。

たとえば、草案を起草した ILC は、国際的に保護される者に対する攻撃を、国際秩序を害するものであると捉え、さらにこれを国際社会全体に対する犯罪（傍点：筆者加筆）と位置づけていた。また、ILC 草案が設定した絶対的普遍的管轄権を支持する立場に立っていたオーストラリアは、当該条約が対象とする犯罪行為を「国際共同体全体の直接的な関心事」とであると捉えており、また同様の立場のソ連（当時）は、国際的に保護される者に対する攻撃は、一国の利益の侵害と捉えられるべきではなく、2 又はそれ以上の国家間関係にダメージを与えるものであると指摘していた。つまり、少なくとも ILC や ILC 草案を支持する立場にあった国々は、外交官等の国際的に保護される者に対する犯罪行為により侵害される法益、つまり、外交官等の円滑な活動や交流により維持される正常な国際関係の確保という、当該条約により保護される法益は、個別国家の利益を超えた、各国家の法益に分化できないような「国際社会全体の利益」としての性質を有すると認識していたと言える。すなわち、すべての締約国の共通利益としての性質を有するハーグ条約の保護法益と比較した場合、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約により保護される法益は、その起草段階においては、ILC 草案の裁判管轄権規定を支持した国家によって、締約国の共通利益というよりもむしろ、すべての締約国に対し裁判管轄権設定義務を課すことを以てしてまで容疑者の処罰を確保しなければならない、国際社会全体の法益としての性質を有するものと認識され



ていたことがうかがえる。

他方で、こうした認識が反映された ILC 草案は結局退けられ、ハーグ条約の方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権を規定した日本修正案が現行条約として採択された点は、条約の保護法益という観点からはどのように理解されるのであろうか。ここで注目されるのは日本政府が、外交官等に対する犯罪行為について、「単に外交官個人の身体・自由を侵害するのみならず、外交メカニズムないし国家間の基本的交流の円滑化という国際法益をも侵害する行為である」（傍点：筆者加筆）と述べている点である。日本政府の見解によれば、外交官等に対する犯罪行為により、犯罪行為と直接的な利害関係を有するごく限られた少数の国家の個別的な法益だけでなく、国際的な法益も侵害されるのであるが、日本政府や日本修正案を支持した多くの国々は、外交官等の円滑な活動により齎される国家間の基本的交流の円滑化という後者の国際的な法益は、あくまでもすべての締約国が共有して有している共通利益としての性質にとどまるのであり、国際社会全体の法益に至るまでには成熟していないと認識していたと言えよう。換言すれば、外交官等に対する犯罪行為により侵害される法益は、容疑者所在国一カ国をいわば代表させる方式で当該国家に裁判管轄権を設定すれば十分に確保・回復され得る性質のものであり、すべての締約国に等しく裁判管轄権を設定してまで回復するほどの重大性を有する法益ではないと多くの国家により認識されていたとも言える。条約の起草過程においては、多くの国家が ILC よりも日本政府と認識を同じくしていたことから、当該条約により保護される法益の性質に対する上記のような認識を背景として、最終的に当該条約においてもハーグ条約と同様の二元的な構造を有する裁判管轄権規定が設定されたのである。

続く人質行為防止条約の起草過程では、西独草案において、自国が強要の対象とされた場合のみならず、仮に自国が加盟国である国際機関が強要の対象とされた場合には、その加盟国たる締約国すべてに対して裁判管轄権を設定する義務が課されていた。起草過程において議論されたとおり、そうした裁判管轄権設定義務は、国際機関が国連等の普遍的なものである場合には、実質的に絶対的普遍的管轄権を導入することとほぼ同義となる。先の、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約における ILC 草案の場合と同様に、少なくとも西独草案を支持した国々、つまり国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除しようとするオランダ提案に反対した国々の認識においては、国連等の普遍的な国際機関に対し何かを為すことまたは為さないことを強要する行為というのは、

たとえばその国際機関の本部所在国などにとどまらず、その加盟国たる締約国すべてに裁判管轄権を設定する義務を課すことを以てしてまで、すなわち絶対的普遍的管轄権に準ずるものを設定してまで容疑者の処罰を確保しなければならない重大な性質を有する犯罪であると位置づけられていたのである。換言すれば、これらの国家は、第三者に対し何らかの行為を行うこと又は行わないことを強要する行為のうち、特に国際機関に対する強要行為については、その性質を、すべての締約国の共通利益を侵害する行為というよりも、むしろ国際社会全体の法益を侵害する行為、ないしはそれに近いものとして認識していたと言えよう。しかしながら、国際機関が強要対象とされた場合における加盟国の裁判管轄権規定は結局採択されなかったことは既述のとおりであり、条約の起草に携わった多くの国々の認識においては、国際機関に対する強要行為は、国際社会全体の法益を侵害する重大な行為とまでは見做され得ず、あくまでも他の主体（国家や、自然人若しくは法人又は人の集団）に対する強要行為と同様に、締約国の共通利益を侵害する行為であると捉えられ、先の条約と同じく容疑者所在国に対する裁判管轄権の設定により、その法益の回復・確保が見込まれるものと位置づけられていたと言える。

以上から、本論文において検討した 3 つの条約において、ハーグ条約方式の二元的構造に基づく裁判管轄権が誕生、継承されたこと、絶対的普遍的管轄権やそれに準ずるものが提案され、さらにはそれらが退けられた背景には、条約の起草に携わった国々や機関による、各条約の保護法益の性質に対する認識が存することが明らかとなる。本論文において検討した 3 条約により保護される法益は、違反行為により直接的な影響を被る直接利害関係国の個別的な利益としての性質を有すると同時に、すべての締約国に共通する利益として十分に成熟しており、起草に携わった国々におけるそうした認識の共有が、違反行為と何ら直接的な利害関係を有さない容疑者所在国に対する裁判管轄権の設定へと反映されていると言える。他方で特に、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約および人質行為防止条約においては、ハーグ条約からさらに進んで、一部の国々および機関によって、その保護法益が、すべての締約国に共通する利益という概念を超えて、むしろ国際社会全体の利益としての性質を有するものであると認識されていたことが明らかとなった。さらには、そうした法益概念が反映された絶対的普遍的管轄権またはそれに準ずるものが結局は現行条約の規定として採択されなかったことから、これら 2 条約に関しては、その保護法益が国際社会全体の利益として

の性質を有するとまでは言い切れないものの、絶対的普遍的管轄権の設定に関する提案やこれを支持する国々の見解は、これらの 2 条約において実現される利益、すなわちこれらの条約の保護法益が、すべての締約国における共通利益として相当程度に成熟し、国際社会全体の利益へと前進、変容する「兆し」を示すもの、ないし諸国家の共通利益を超えた国際社会全体の利益にかなり近い性質を有することを示すものとして位置づけることができよう。つまり、先行研究の整理の際に触れた国際犯罪の 3 類型という分類において、従来より、テロリズム犯罪は国際犯罪の中でも、「諸国の共通利益を害する犯罪」として一般的にカテゴライズされてきたが、国際社会全体の利益、国際社会の一般的利益を侵害する「国際法違反の犯罪」へと変化する萌芽のようなものがこれら 2 つの条約の起草過程において見出されるとも言えるのである。

## 第 2 節 残された課題

本論文では、容疑者の訴追・処罰という観点から、国際テロリズム行為に対する法的規制の構造を明らかにした。他方で、すでに本章第 1 節において指摘したとおり、テロリズム防止関連諸条約の作成という枠組みによるテロリズム行為の抑止の方法には、弱点も見出される。すなわち個別的な類型のテロリズム行為の抑止を目指すべく各条約において構築された体制は、そもそも条約の締約国間においてのみ適用されるものであり、国際社会における多くの国家がその条約体制に組み込まれなければ、容疑者処罰のための裁判管轄権の拡大も意味を成さないものとなる。

さらに、今日テロリズム行為の処罰方式として定式化されている「引き渡すか訴追するか」という原則に関しても、容疑者所在国に対し義務づけられているのは、事件を当局に付託する義務であり、厳密な訴追義務ではない点もすでに指摘したとおりである。このようなテロリズム防止関連諸条約における処罰体制に内包される弱点としてさらに指摘され得るのは、これまでに構築されてきた、各締約国の国内裁判所による容疑者の処罰という枠組みにより将来のテロリズム行為を抑止できるのかという点である。ここには 2 つの問題が内包されている。すなわち、そもそも容疑者の処罰という方法によってテロリズムを抑止できるのかという点と、各国の国内裁判所における処罰が果たして有効な手段であるのかという点である。

このうち前者に関しては、これまでに 13 のテロリズム防止関連諸条約が作成されて

きたものの、依然として国際社会におけるテロリズム行為はなくなるどころか増加する傾向にあるとも言える。2001年9月の米国同時多発テロの発生時においては、核テロリズム防止条約以外の12のテロリズム防止関連諸条約がすでに成立していたものの、犠牲者数が三千人にも及ぶ未曾有のテロリズムを防ぐことはできなかった。なお、当時未発効の状況にあったテロ資金供与防止条約は、オサマ・ビンラディンがその実行犯への資金提供を行っているとの疑いが強まり、テロ資金支援の問題が一層注目されたことにより、条約で規定された当事国数を満たし翌2002年4月に発効に至っている。こうした点から、テロリズム行為が生じた後の事後的な処罰の確保を目指す一連のテロリズム防止関連諸条約により、今後生じ得るテロリズムを防止できるかについてはやはり限界があると言わざるを得ず<sup>509</sup>、容疑者処罰の体制とともに、より効果的なテロリズム抑止の体制を今後国際社会は引き続き模索していかねばならないと言える。

また後者に関しては、現代の国際社会におけるテロリズム行為の容疑者処罰の方法として、「引き渡すか訴追するか」という原則に基づく各国の国内裁判所における処罰が、果たしてもっとも有効な手段を供し得るのかという問題とともに、先に述べたテロリズム行為の「諸国の共通利益を害する犯罪」から「国際法違反の犯罪」への変容の萌芽という点にも関連するが、これは2002年に設立された国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下ICC）の対象犯罪としての可能性へと連なる問題と言える。ICCは1998年に採択された国際刑事裁判所規程（ICC規程）に基づき設立された、個人を処罰する史上初の常設的な国際刑事裁判所である。結局未発効に終わった国際連盟による1937年の「国際刑事裁判所の創設に関する条約」では、同時に採択された「テロリズムの防止および処罰に関する条約」に違反した容疑者を審理する国際刑事裁判所の設置が規定されていたが<sup>510</sup>、半世紀以上を経て国際刑事裁判所の成立が実現したこととなる。他方で、ICCの対象犯罪とされているのは、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪の4つの犯罪類型のみであり、これらの犯罪は「コア・クライム」と称される一方で、テロリズム行為はICCの対象犯罪とは位置づけられていない。この点に関し、ICC設立後の締約国会合において、たとえば

---

<sup>509</sup> 西井、前掲注109、124頁。

<sup>510</sup> 1948年のジェノサイド条約第6条においても国際刑事裁判所による裁判について規定されているが、ICCの設立まではこうした国際刑事裁判所の成立は実現を見ていなかった。

オランダから「テロが 21 世紀において世界が直面する最大かつ最も困難な脅威の 1 つである」として、他の対象犯罪とともにテロリズム行為を ICC の対象犯罪として明記することが提案されている<sup>511</sup>。国際テロリズムの容疑者処罰としては、引き続き各国の国内裁判所における訴追に委ねるほうが即効的かつ実効的な処罰をのぞめるのか、若しくは ICC の有する補完性の原則を前提とし<sup>512</sup>、締約国の国内裁判所と国際刑事裁判所の双方において処罰可能な体制を整えるほうがテロリズムの抑止へとつながるのか、さらにテロリズム行為の一層の大規模化などを背景として、それに伴い処罰の方式にも変化が生じるのかといった点は、事後的な処罰によるテロリズム抑止の効果という問題と併せ、今後検討しなければならない課題である。

さらに、ICC の対象犯罪としての可能性という点にも関連するが、より広い問題として、例えば、慣習国際法上、普遍主義に基づく執行管轄権の行使が義務ではなくすべての国家の権利として確立している海賊行為や、普遍的管轄権に基づく処罰が条約上の義務として規定されている戦争犯罪<sup>513</sup>、さらには、条約において犯罪行為地国または国際刑事裁判所による訴追が規定されているものの、ICC の設立により漸く国際刑事裁判所による訴追が実現することとなったジェノサイドといった他の国際犯罪と、本論文において検討対象としたテロリズム行為との間にはどのような相違があるのかという点を明確にする作業が残されている。換言すれば、テロリズム行為に対する裁

---

<sup>511</sup> 稲角光恵「国際刑事裁判所（ICC）規程の改正案と 2010 年検討会議」『金沢法学』第 52 巻第 2 号、2010 年、112 頁。

<sup>512</sup> 補完性の原則とは、ICC は、国内裁判所が被疑者の捜査・訴追に関する意思および能力を有さない場合においてのみ管轄権の行使が許容されるという、あくまでもその機能を国内裁判所の補完に求める原則である。

<sup>513</sup> 戦争犯罪の処罰については、陸戦の傷病者の保護に関する 1949 年のジュネーヴ第 I 条約第 49 条が以下のように規定しており、これは戦争犯罪の容疑者に対する普遍的管轄権に基づく処罰を規定したものであるとされる。

「締約国は、次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い、又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する。

各締約国は、前記の重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査する義務を負うものとし、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならない。各締約国は、また、希望する場合には、自国の法令の規定に従って、その者を他の関係締約国に裁判のため引き渡すことができる。但し、前記の関係締約国が事件について一応十分な証拠を示した場合に限る。・・・」

なお 1949 年の、海戦の傷病者の保護に関するジュネーヴ第 II 条約第 50 条、捕虜の待遇に関するジュネーヴ第 III 条約第 129 条、戦時における文民の保護に関するジュネーヴ第 IV 条約第 146 条においても同様の規定が置かれている。本規定の解釈について論じたものとして、拙稿「普遍的管轄権の法的構造－1949 年ジュネーヴ諸条約の『重大な違反行為』規定をめぐって－」『国際関係論研究』第 26 号、2007 年、1－21 頁。

判管轄権の問題をより広い視点から多角的に検証するためには、上記に挙げたそれぞれの犯罪により侵害される法益、すなわち各犯罪の容疑者の処罰をとおして確保・回復される保護法益といった観点から、特に普遍的管轄権に基づく処罰が行われるとされる犯罪行為においては、それぞれが普遍的管轄権に服する根拠を軸として、各犯罪行為の概念の仕分けをするという作業が不可欠であると言えよう。さらに、そうした仕分け作業に基づく概念整理を行ったうえで今一度、テロリズム防止関連諸条約に立ち返り、本論文で扱った条約以外の他の個別的なテロリズム犯罪に対する条約も含め、これまでに成立した13の条約それぞれにおいて実現されようとする利益の性質、すなわちそれぞれの条約ごとの保護法益の多様性を抽出することができれば、いまだに包括的テロリズム防止条約が成立し得ない理由がおのずと浮かび上がってくるとも思われる。本論文ではこうした問題提起を行うに留め、この点に対する検討は今後の課題と致したい。



## 参考文献目録

### 1. 一次資料

#### <第1章>

##### 国際連盟

League of Nations Council Resolutions on International Terrorism (10 December 1934)

Convention for the Prevention and Punishment of Terrorism, 19 League of Nations O.J. 23 (1938), League of Nations Doc. C.546 (I). M. 383(I).1937.V (1938) (16 November 1937)

Convention for the Creation of an International Criminal Court, 19 League of Nations O.J. 23 (1938), League of Nations Doc. C.546 (I).M.383 (I).1937.V (1938) (16 November 1937)

##### 国連総会決議

UN Doc. A/RES/27/3034 (XXVII) (18, December, 1972)

UN Doc. A/RES/34/145 (17, December, 1979)

UN Doc. A/RES/40/61 (9 December, 1985)

UN Doc. A/RES/49/60 (9, December, 1994)

UN Doc. A/RES/51/210 (17, December, 1996)

UN Doc. A/RES/53/108 (8, December, 1998)

UN Doc. A/RES/54/110 (9, December, 1999)

UN Doc. A/RES/56/88 (12 December, 2001)

UN Doc. A/RES/60/288 (20 September, 2006)

##### 安保理決議

UN Doc. S/RES/1368 (12, September 2001)

UN Doc. S/RES/1373 (28, September, 2001)

UN Doc. S/RES/1566 (8, October, 2004)

UN Doc. S/RES/1624 (14, September, 2005)

##### 包括的テロリズム防止条約関連

UN Doc. A/C.6/55/L.2 (2000), Draft Comprehensive Convention on International



Terrorism, Working Document submitted by India, *Measures to Eliminate International Terrorism, Report of the Working Group*, Annex II

UN Doc. A/C.6/56/L.9 (2001), *Measures to Eliminate International Terrorism, Report of Working Group*, Annex I B

UN Doc. A/57/37 (2002), *Report of the Ad Hoc Committee established by General Assembly Resolution 21/210 of 17 December 1996*, 6<sup>th</sup> Session (28 January-1 February 2002), Annex II, pp.6-7, Informal text of art.2 prepared by the Coordinator

UN Doc. A/59/894 (12 August 2005), Appendix II, Draft comprehensive convention against international terrorism, Consolidated text prepared by the coordinator for discussion

UN Doc. A/C.6/55/WG.1/CRP.30, Proposal submitted by Malaysia on behalf of the OIC Group, in *Report of the Working Group*, UN Doc. A/C.6/55/L2, Annex III

UN Doc. A/64/37, *Report of the Ad Hoc Committee established by General Assembly resolution 51/210 of 17 December 1996*, Thirteenth session (29 June to 2 July 2009), Chapter III

## < 第 2 章 >

### ICAO 資料

ICAO Doc. 8838-LC/157 *Subcommittee of the Legal Committee on the Subject of Unlawful Seizure of Aircraft*, Montreal Canada, 1969

ICAO Doc. 8877-LC/161, *Legal Committee, Seventeenth Session Minutes and Documents relating to the Subject of Unlawful Seizure of Aircraft*, Montreal Canada, 1970

ICAO Doc. 8979-LC/165-1, *International Conference on Air Law, The Hague, December 1970, vol. I Minutes*, Montreal Canada, 1972

ICAO Doc. 8979-LC/165-2, *International Conference on Air Law, The Hague, December 1970, vol. II Documents*, Montreal Canada, 1972

ICAO Doc. 8920, *Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft*

### < 第 3 章 >

#### 総会決議

UN Doc. A/2780 (3, December, 1971)

UN Doc. A/2926 (28, September, 1972)

UN Doc. A/3166 (14, December, 1973)

#### ILC 関連資料

*The Yearbook of the International Law Commission 1972, Vol. I, Summary Records of the twenty-fourth session, 2 May-7 July 1972*

*The Yearbook of the International Law Commission 1972, vol. II*

A/8710/Rev.1 *Report of the International Law Commission on the Work of its Twenty-Fourth Session*, Supplement No.10 (Extract from *The Yearbook of the International Law Commission 1972, Vol. II*)

UN General Assembly, A/8892 (21 November 1972), *Twenty-Seventh Session, agenda item 85, Report of the International Law Commission on the Work of Its Twenty-Fourth Session, Report of the Sixth Committee*

UN Doc. A/CN.4/L.186

UN Doc. A/CN.4/L.188 and Add.1

UN Doc. A/CN.4/L.189

#### 国連総会第六委員会資料

UN General Assembly, A/9407 (10 December 1973), *Draft Convention on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Sixth Committee*

*Official Records of the General Assembly, Twenty-Seventh Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 20 September-12 December 1972*, United Nations, New York, 1974

*Official Records of the General Assembly, Twenty-Eighth Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 19 September-17 December 1973*, United Nations, New York, 1975

## その他

UN Doc. S/9789 (14, May, 1970)

UN General Assembly, A/9127 (28 August 1973), *Comments and Observations on the Draft Articles prepared by the International Law Commission on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Secretary-General*

## < 第 4 章 >

### 総会決議

UN Doc. A/31/103 (15, December, 1976)

UN Doc. A/32/148 (16, December, 1977)

UN Doc. A/33/19 (29, November, 1978)

UN Doc. A/34/819 (17, December, 1979)

### 国連総会第六委員会資料、アドホック委員会資料

*Official Records of the General Assembly, Thirty-Third Session, Sixth Committee, Legal Questions, United Nations, New York, 1978*

*Official Records of the General Assembly, Thirty-Fourth Session, Sixth Committee, Legal Questions, United Nations, New York, 1979*

General Assembly Official Records: Thirty-Second Session Supplement No.39 (A/32/39), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages, 1977.*

General Assembly Official Records: Thirty-Third Session Supplement No.39 (A/33/39), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages, 1978.*

General Assembly Official Records: Thirty-Fourth Session Supplement No.39 (A/34/39) *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages, 1979*

### 各国提案

UN Doc. A/AC.188/L.3, Working paper submitted by the Federal Republic of Germany

UN Doc. A/AC.188/L.13, Working paper submitted by France concerning the working paper submitted by the Federal Republic of Germany

UN Doc. A/AC.188/L.14, Working paper submitted by the Netherlands concerning the working paper submitted by the Federal Republic of Germany

その他

UN Doc. A/31/242 (28, September, 1976)

## 2. 二次文献

### (1) 欧文文献

#### ① 書籍

Bassiouni, M. Cherif, ed. *Legal Responses to International Terrorism*, M. Nijhoff, 1988

Bassiouni, M. Cherif, & Edward M. Wise, *Aut Dedere Aut Judicare: The Duty to Extradite or Prosecute in International Law*, Martinus Nijhoff Publishers, 1995

Bassiouni, M. Cherif, *International Terrorism: Multinational Conventions (1937-2001)*, Transnational Publishers, 2001

Bassiouni, M. Cherif, *Introduction to International Criminal Law*, Transnational Publishers, 2003

Bianchi, Andrea, ed. *Enforcing International Law Norms Against Terrorism*, Hart Publishing, 2004

Bloomfield, Louis M., & Gerald F. FitzGerald, *Crimes against Internationally Protected Persons: Prevention and Punishment- An Analysis of the UN Convention*, Praeger Publishers, 1975

Brownlie, Ian, *Principles of Public International Law* 7<sup>th</sup> ed., Clarendon, 2008

Cassese, Antonio, *International Criminal Law* 2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 2008

Duffy, Helen, *The 'War on Terror' and the Framework of International Law*, Cambridge University Press, 2005

Evans, Alona E., and John F. Murphy, *Legal Aspects of International Terrorism*, Lexington Books, 1978

Fernández-Sánchez, Pablo Antonio, ed., *International Legal Dimension of Terrorism*, Martinus Nijhoff Publishers

Friedlander, Robert A., *Terrorism: Documents of International and Local Control vol.1*, Oceana Publications, 1979

Higgins, Rosalyn, *Problems & Process- International Law How We Use It*, Clarendon Press, 1995

Higgins, Rosalyn, and Maurice Flory eds., *Terrorism and International Law*, Routledge, 1997

Lambert, Joseph J., *Terrorism and Hostages in International Law- A Commentary on the Hostages Convention 1979*, Grotius Publications, 1990

Joyner, Nancy D., *Aerial Hijacking as an International Crime*, Oceana Publications, A.W. Sijthoff, 1974

Oppenheim, L., *International Law*, 9<sup>th</sup> edition, by Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts, Longman, 1992

Raydams, Luc, *Universal Jurisdiction: International and Municipal Legal Perspectives*, Oxford University Press, 2003

Saul, Ben, *Defining Terrorism in International Law*, Oxford University Press, 2008

## ② 論文

Abramovsky, Abraham, "Multilateral Conventions for the Suppression of Unlawful Seizure and Interference with Aircraft Part 1: The Hague Convention," *Columbia Journal of Transnational Law*, vol.13-3, 1974, pp.381-405

Akehurst, Micheal, "Jurisdiction in International Law," *British Yearbook of International Law*, vol. 46, 1972/73, pp.145-257

Aston, Clive C., "The United Nations Convention Against the Taking of Hostages: Realistic or Rhetoric?" *Terrorism*, vol.5, No.1-2, 1981, pp.139-160

Blakesley, Christopher, "Jurisdiction as Legal Protection against Terrorism," *Connecticut Law Review*, vol. 19, Issue 4, 1987, pp. 895-944.

Blakesley, Christopher, "Jurisdictional Issues and Conflicts of Jurisdiction," in M. Cherif Bassiouni ed. *Legal Responses to International Terrorism*, M. Nijhoff, 1988, pp.131-179

- Bowett, D.W., "Jurisdiction: Changing Patterns of Authority over Activities and Resources," *British Yearbook of International Law*, vol. 53, 1982, pp.1-26
- Broomhall, Bruce, "Towards the Development of an Effective System of Universal Jurisdiction for Crimes Under International Law," *New England Law Review*, vol.35, 2001, pp.399-420
- Cassese, Antonio, "The International Community's 'Legal' Response to Terrorism," *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 38, Issue 3, 1989, pp.589-608
- Cheng, Bin, "Aviation, Criminal Jurisdiction and Terrorism: The Hague Extradition / Prosecution Formula and Attacks at Airports," in Bin Cheng and E.D. Brown eds. *Contemporary Problems of International Law*, Stevens & Sons, 1988, p.25-52
- Di Filippo, Marcello, "Terrorist Crimes and International Co-operation: Critical Remarks on the Definition and Inclusion of Terrorism in the Category of International Crimes," *The European Journal of International Law*, vol. 19 no.3, 2008, pp.533-570
- Diaz-Barrado, Càstor Miguel, "The Definition of Terrorism and International Law," in Pablo Antonio Fernández-Sánchez ed., *International Legal Dimension of Terrorism*, Martinus Nijhoff Publishers, 2009, pp.27-41
- Dinstein, Yoram, "Criminal Jurisdiction over Aircraft Hijacking," *Israel Law Review*, vol.7, 1972, pp.195-206
- Dinstein, Yoram, "The International Legal Response to Terrorism," in Università degli Studi di Genova, Università degli Studi di Roma La Sapienza eds. *International Law at the Time of Its Codification: Essays in Honour of Roberto Ago*, A. Giuffrè, 1987, pp.139-151
- Dugard, John, "Towards the Definition of International Terrorism," *Proceedings of American Society of International Law*, vol.67, 1973, pp.94-99
- Evans, Alona E., "Aircraft Hijacking: Its Cause and Cure," *American Journal of International Law*, vol.63, 1969, pp.695-710

- Feller, S.Z., "Comment on 'Criminal Jurisdiction over Aircraft Hijacking,'" *Israel Law Review*, vol.7, 1972, pp.207-213
- Frank, Thomas M., and Bert B. Lockwood, Jr., "Preliminary Thoughts Towards and International Convention on Terrorism," *American Journal of International Law*, vol.68, 1974, pp.69-90
- Freestone, David, "International Cooperation against Terrorism and the Development of International Law Principles of Jurisdiction," in Rosalyn Higgins and Maurice Flory eds., *Terrorism and International Law*, Routledge, 1997, pp.43-67
- Gioia, Andrea, "The UN Conventions on the Prevention and Suppression of International Terrorism," in G. Nesi Aldershot ed. *International Cooperation in Counter-Terrorism*, Ashgate, 2006, pp.3-23
- Green, Allen B., "Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons; An Analysis," *Virginia Journal of International Law*, vol.14:4, 1974, pp.703-728
- Guillaume, Gilbert, "Terrorism and International Law," *International & Comparative Law Quarterly*, vol.53, Issue 3, 2004, pp.537-548
- Halberstam, Malvina, "The Evolution of the United Nations Position on Terrorism: From Exempting National Liberation Movements to Criminalizing Terrorism Wherever and by Whomever Committed," *Columbia Journal of Transnational Law*, vol.41, 2003, pp.573-584
- Higgins, Rosalyn, "The General International Law of Terrorism," in Rosalyn Higgins & Maurice Flory eds., *Terrorism and International Law*, Routledge, 1997. pp. 13-29
- Hmoud, Mahmud, "Negotiating the Draft Comprehensive Convention on International Terrorism," *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 4, Issue 5, 2006, pp.1031-1043
- Kapoor, K.J.S.R., "The International Convention against the Taking of Hostages, 1979," *Indian Journal of International Law*, vol.21, 1981, pp.253-274



- Kaye, Stephen S., "The United Nations Effort to Draft a Convention on the Taking of Hostages," *American University Law Review*, vol.27, 1977-78, pp.433-487
- Kearney, Richard D., "The Twenty-Fourth Session of the International Law Commission," *The American Journal of International Law*, vol.67, 1973, pp. 84-101
- Kolb, Robert, "Universal Jurisdiction in Matters of International Terrorism: Some Reflections on Status and Trends in Contemporary International Law," *Revue Hellenique de Droit International*, vol. 50, 1997, pp. 43-88
- Kolb, Robert, "The Exercise of Criminal Jurisdiction over International Terrorists," in Andrea Bianchi ed. *Enforcing International Law Norms Against Terrorism*, Hart Publishing, 2004, pp.227-281
- Mankiewicz, R.H., "The 1970 Hague Convention," *The Journal of Air Law and Commerce*, vol.37, 1971, pp.195-210
- Mazzochi, Sarah, "The Age of Impunity: Using the Duty to Extradite or Prosecute and Universal Jurisdiction to End Impunity for Acts of Terrorism Once and For All," *Northern Illinois University Law Review*, vol.32, 2011, pp.75-102
- Meyer, Jürgen, "The Vicarious Administration of Justice: An Overlooked Basis of Jurisdiction," *Harvard International Law Journal*, vol.31, 1990 Proceedings, pp.108-116
- Morris, Madeline H., "Jurisdiction in a Divided World," *New England Law Review*, vol.35:2, 2001, pp.337-361
- Nagle, Luz E., "Terrorism and Universal Jurisdiction: Opening a Pandora's Box?" *Georgia State University Law Review*, vol. 27, Issue 2, 2011, pp. 339-378
- Nanda, Ved P., "Progress Report on the United Nations' Attempt to Draft an 'International Convention Against the Taking of Hostages'," *Ohio Northern University Law Review*, vol.89, 1979, pp.89-108
- Przetacznik, Franciszek, "Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons," *Indian Journal of International Law*, No.65, 1973, pp.65-86

- Randoll, K.C., "Universal Jurisdiction under International Law," *Texas Law Review*, vol.66, 1988, pp.785-841
- Reisman, W. Michael, "International Legal Responses to Terrorism," *Houston Journal of International Law*, vol.22:1, 1999, pp.3-61
- Rosenstock, Robert, "International Convention against the Taking of Hostages: Another International Community Step against Terrorism," *Journal of International Law and Policy*, vol.9, 1980, pp.169-195
- Rozakis, Christos L., "Terrorism and the Internationally Protected Persons in the Light of the ILC's Draft Articles," *International and Comparative Law Quarterly*, vol.23, 1974, pp.32-72
- Saul, Ben, "The Legal Response of the League of Nations to Terrorism," *Journal of International Criminal Justice*, vol.4, 2006, pp.78-102
- Shubber, Sami, "Aircraft Hijacking under the Hague Convention 1970- A New Regime?" *International Comparative Law Quarterly*, vol.22, 1973, pp.687-726
- Shubber, Sami, "The International Convention against the Taking of Hostages," *British Yearbook of International Law*, vol.52, 1981, pp.205-239
- Stephens, Tim, "International Criminal Law and the Response to International Terrorism," *University of New South Wales Law Journal*, No.27 (2), 2004, pp.454-481
- Sucharitkul, Sompong, "International Terrorism and the Problem of Jurisdiction," *Syracuse Journal of International Law and Commerce*, vol.14, 1987, pp.141-181
- Van Panhuys, Haro F., "Aircraft Hijacking and International Law," *Columbia Journal of International Law*, vol.9, 1970, pp.1-22
- Verwey, Wil D., "The International Hostages Convention and National Liberation Movements," *American Journal of International Law*, vol.75, 1981, pp.69-92
- Wise, Edward M., "Terrorism and the Problems of an International Criminal Law," *Connecticut Law Review*, vol.19, 1987, pp.799-830

Wise, Edward M., "Extradition; The Hypothesis of a *Civitas Maxima* and the Maxim *Aut Derere Aut Judicare*," *International Review of Penal Law*, vol.62, 19, pp.109-134

Wood, Michael C., "The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, Including Diplomatic Agents," *International and Comparative Law Quarterly*, vol.23, 1974, p.791-817

Yamamoto, Jota, "Current Treaty System to Combat International Terrorism- Features and Domestic Implementation," *The Japanese Annual of International Law*, No.32, 1989, pp.34-52

Young, Reuven, "Defining Terrorism; The Evolution of Terrorism as a Legal Concept in International Law and Its Influence on Definitions in Domestic Legislation," *Boston College International and Comparative Law Review*, vol. 23, 2006, pp.23-105

## (2) 日本語文献

### ① 書籍

奥脇直也『国際関係法』放送大学教育振興会、1994年

尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』信山社、2004年

外務省国際連合局政治課『国際連合第27回総会の事業（下巻）』1973年

外務省国際連合局政治課『国際連合第28回総会の事業（下巻）』1974年

外務省国際連合局政治課『国際連合第31回総会の事業（下巻）』1977年

外務省国際連合局政治課『国際連合第32回総会の事業（中巻）』1978年

外務省国際連合局企画調整課『国際連合第33回総会の事業（中巻）』1979年

外務省国際連合局企画調整課『国際連合第34回総会の事業（下巻）』1980年

金恵京『テロ防止策の研究－国際法の現状及び将来への提言』早稲田大学出版部、2011年

栗林忠男『航空犯罪と国際法』三一書房、1978年

酒井啓亘、濱本正太郎、西村弓、寺谷広司『国際法』有斐閣、2011年

坂本まゆみ『テロリズム対処システムの再構成』国際書院、2004年

初川満編『テロリズムの法的規制』信山社、2009年

広瀬佳一・宮坂直史編『対テロ国際協力の構図』ミネルヴァ書房、2010年

松井芳郎『国際法から世界を見る（第3版）』東信堂、2011年

村瀬信也編『現代国際法の指標』有斐閣、1994年

森下忠『国際刑法の潮流』成文堂、1985年

山本草二『国際刑事法』三省堂、1991年

## ② 論文

阿久津正好「諸外国及び我が国の法制における「テロ」の定義について（上）」、『警察学論集』第59巻12号、2006年、76-91頁

———「諸外国及び我が国の法制における「テロ」の定義について（下）」、『警察学論集』第60巻1号、2007年、39-72頁

安藤貴世「普遍的管轄権の法的構造—1949年ジュネーヴ諸条約の『重大な違反行為』規定をめぐって—」、『国際関係論研究』第26号、2007年、1-21頁

池田文雄「東京条約小論」、『専修大学法学研究所紀要』第1巻（法と政治における諸問題）、1972年、175-216頁

稲角光恵「国際刑事裁判所（ICC）規程の改正案と2010年検討会議」、『金沢法学』第52巻第2号、2010年、101-118頁

植木俊哉「国際テロリズムと国際法理論」、『国際法外交雑誌』105巻4号、2007年、1-20頁

伊藤哲朗「テロリズム規制における国際法」、『レファレンス』2002年6月号、2002年、4-40頁

- 江藤淳一「国際テロリズムに対する刑事管轄権—アメリカの立法」『比較法』第 28 卷、1990 年、175—214 頁
- 小川新二「テロに対する国際的取組みについて」『法律のひろば』2002 年 3 月号、2002 年、43—52 頁
- 奥脇直也「国際法から見た国際刑事協力の現代的展開」『法学教室』、No.278、2003 年、4—12 頁
- 小田滋 「ハイジャッキングに関するノート—国際法学界の草案作成のために—」『法律時報』第 42 卷 11 号、1970 年、140—147 頁
- 小野次郎「外交官等保護条約について」『警察研究』第 49 卷第 5 号、1978 年、27—38 頁
- 熊谷卓「国際テロリズムの法的規制」『広島法学』第 19 卷第 4 号、1996 年、257—300 頁
- 「テロリズムとは何か： 国連包括的国際テロ防止条約における「テロリズム」の位置づけ」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第 13 卷、2010 年、63—70 頁
- 「国際テロリズムと条約の役割—引渡しまたは訴追の規定を中心に—」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第 16 卷、2013 年、65—80 頁
- 洪恵子「国際犯罪規制における引渡・訴追義務の変化」『上智法学論集』第 41 卷第 3 号、1998 年、147—182 頁
- 坂本まゆみ「条約上のテロリズム対処システムに関する一考察—aut dedere aut judicare 原則の構造とその限界—」『法學新報』第 110 卷第 9・10 号、2004 年、165—198 頁
- 清水隆雄「テロリズムと法」『レファレンス』昭和 62 年 3 月号、1987 年、39—61 頁
- 「テロリズムの定義—国際犯罪化への試み」『レファレンス』2005 年 10 月号、2005 年、38—55 頁
- 佐藤宏美「国際的な法執行協力—テロをめぐる国際刑事司法共助の枠組みと人民の自決権—」広瀬佳一・宮坂直史編『対テロ国際協力の構図』第 9 章、ミネルヴァ書房、2010 年、181—199 頁
- 太寿堂鼎「国際犯罪の概念と国際法の立場」『ジュリスト』No.720、1980 年、67—72 頁

田中利幸「国際法益と国内刑事管轄」広部和也・田中忠編『国際法と国内法 - 国際公益の展開 - 』勁草書房、1991年、425-440頁

多谷千香子「テロ関連二条約の締結に伴う刑法等の改正」『商事法務』、No.1116、1987年、24-28頁

寺谷広司「内戦化する世界と国際法の展開：国際法はテロリズムを認識できるか。いかに認識するか」『社会科学研究』第59巻第1号、2007年、105-132頁

中谷和弘「テロリズムに関する諸対応と国際法」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』第6章、東京大学出版会、2005年、103-126頁

西井正弘「外交官等保護条約の意義」『島大法学』第27巻、1978年、19-41頁

—————「人質行為防止国際条約の成立（一）」『島大法学』第24巻第1号、1980年、23-46頁

—————「人質行為防止国際条約の成立（二・完）」『島大法学』第24巻2・3号、1981年、1-23頁

—————「国際犯罪に対する普遍的管轄権の意義」『国際法外交雑誌』第82巻第1号、1983年、17-45頁

—————「国際テロリズムと国際法」『国際問題』第320号、1986年、19-33頁

—————「大規模国際テロと国際法」『国際問題』第505号、2002年、2-20頁

—————「テロリストによる核の脅威への法的対応—核物質防護条約改正によるテロ対策を中心に—」『世界法年報』第26号、2007年、99-133頁

初川満「国際社会とテロ規制措置」、初川満編『テロリズムの法的規制』第1章、信山社、2009年、3-76頁

林司宣「テロリズムの国際的規制」『ジュリスト』No.644、1977年、114-123頁

平野龍一「『航空機上で行なわれた犯罪その他の行為に関する条約』について」『ジュリスト』No.285、1963年、28-36頁

広部和也「犯罪の国際化とその対応」『ジュリスト』No.681、1979年、58-65頁

- 古谷修一「普遍的管轄権の法構造－刑事管轄権行使における普遍主義の国際法的考察(1)」  
『香川大学教育学部研究報告』第I部第74号、1988年、81－106頁
- 「普遍的管轄権の法構造－刑事管轄権行使における普遍主義の国際法的考察  
(2・完)」『香川大学教育学部研究報告』第I部第75号、1989年、79－107頁
- 「航空機に対するテロ行為と国際法－「引渡か訴追か」方式の意義と問題－」  
『空法』第33号、1992年、77－103頁
- 「国際テロにいかに対処すべきか－逮捕・裁判に関する制度の「客観化」」『法  
律時報』第74巻第6号、2002年、11－16頁
- 「国際テロリズムに対する国連安保理の対応：立法的・行政的機能の拡大」『国  
際問題』第570号、2008年、45－55頁
- 村瀬信也「国際法による国家管轄権の域外執行」『上智法学論集』第49巻3・4号、2006  
年、119－160頁
- 最上敏樹「普遍的管轄権－錯綜と革新の構図」坂元茂樹編『藤田久一先生古稀記念 国際  
立法の最前線』有信堂、2009年、3－28頁
- 山崎公士「立法紹介 人質行為防止に関する国際条約」『外国の立法』第19巻第4号、1980  
年、197－206頁
- 山本条太「国際テロリズム規制のための法的枠組」『ジュリスト』No.871、1986年、50  
－56頁
- 「民間航空機の諸側面を巡る国際法上の枠組み」国際法学会編『日本と国際法  
の100年 第2巻 陸・空・宇宙』第6章、2001年、三省堂、155－186頁
- 山本草二「航空機不法奪取と国際法」『ジュリスト』No.453、1970年、62－72頁
- 「航空機不法奪取と刑事管轄権の帰属」『空法』第15巻、1972年、1－30頁
- 「犯罪人引渡制度における政治性の変質」『法学』第49巻第3号、1985年、  
355－391頁